

建設業経営者研修会テキスト

令和 7 年度

茨城県土木部監理課
(一社) 茨城県建設業協会

目 次

第1	県内建設業者の現況について	
1	許可業者数の推移	1
2	資本金階層別許可業者数	1
3	茨城県内の建設業の倒産	1
4	労働災害発生状況	2
5	令和6年度の経営事項審査結果について	3
6	建設業の生産性向上のための取組み（i-Construction等）	4
7	建設業の労働環境改善のための取組み	5
8	労務費調査について	6
第2	茨城県建設業振興対策事業について	8
第3	入札契約制度の改善について	
1	これまでの対応状況	9
2	総合評価方式の概要	24
3	中間前払金制度	25
	中間前金払の認定請求に係る提出書類の簡素化について	26
4	建設工事請負契約書第25条（スライド条項）について	27
5	設計変更ガイドライン、工事一時中止ガイドラインについて	29
6	社会保険等加入対策について	30
7	発注見通しについて	37
8	契約手続きにおける電子契約の導入について	38
第4	適正な下請契約の締結について	
1	下請契約	40
2	下請代金の決定	41
3	検査・引渡し等	44
4	下請代金の支払等	45
5	資材代金の回収	48
6	下請代金の支払いに関する紛争の未然防止	49
第5	適正な施工体制の確保について	
1	適正な施工体制の確保に向けた取組み	52
2	現場に配置する技術者について	52
3	一括下請負の禁止について	55
4	「一括下請負」の認定事例	57
5	指名停止及び監督処分の実施状況	60
6	「建設業法」「適正化法」に関する主なQ & A（工事現場の施工体制関係）	
	（1）施工体制台帳への記載編	61
	（2）施工体制台帳の作成方法等編	61
	（3）下請契約	63
	（4）技術者の配置等	64
	（5）請負契約	67
	（6）一括下請負	68
7	施工体制台帳について	72
	現場の技術者（代理人）のための働き方改革Q & A	78
	建設業法施行令の一部改正に係る入札契約事務の対応について	89
	現場代理人の兼務について	90

第6	県発注工事現場からの不正軽油撲滅対策等について	91
第7	令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格審査格付基準について	94
第8	令和7・8年度茨城県建設工事等入札参加資格審査申請の追加受付について	95
第9	建設キャリアアップシステムについて	96
第10	土木部が発注する建設工事に関する建設業退職金共済制度の取扱いの改正について	97
第11	CORINSの登録について	
1	概要	106
2	登録の対象となる工事	106
3	登録先	106
4	「工事カルテ」の主な内容	107
5	目的と効果	107
6	Webシステムによる利用申し込みから工事实績登録までの流れ	107
第12	公共事業のIT化（建設CALS/EC）について	
1	建設CALS/ECの概要	109
2	電子入札の実施状況	110
3	建設CALS/ECの実現に向けて	111
4	その他関連するホームページ等	111
5	市町村との共同利用について	111
6	問い合わせ先	111
7	電子入札利用者登録フロー	112
第13	資源有効利用促進法について	
1	資源有効利用促進法の省令改正	114
2	改正の概要	114
第14	建設リサイクル法について	
1	解体工事業者の登録制度	115
2	分別解体等の義務付け	115
3	再資源化等の義務付け	117
4	アスベスト（石綿）等が使用されている解体工事等の対応について	117
5	分別解体等及び再資源化等の実施を確保するため必要な措置	119
第15	リサイクル建設資材評価認定制度について	
1	リサイクル建設資材評価認定制度とは	121
2	認定資材品目（現在認定されている品目）	121
第16	茨城県土木部指定工場制度について	
1	茨城県土木部指定工場制度について	122
2	茨城県再生砕石需給調査システムについて	123
第17	建設業許可について	
1	近年の改正内容	
	（1）特定建設業の許可を要する金額要件等の改定（令和7年2月1日施行）	124
	（2）営業所ごとに専任で置かれる技術者（専任技術者）の記載について（令和6年12月13日施行）	124

(3) 国土交通大臣が認める登録基幹技能者の追加……………	124
(4) 常勤役員等（経營業務の管理責任者）の経験に関する確認資料について……………	124
(5) 常勤性の確認資料について……………	124
(6) 一般建設業許可の営業所専任技術者等の要件緩和（令和5年7月1日施行）……………	125
(7) 申請手数料（電子申請）の変更（令和5年7月1日から）……………	126
(8) 認可通知書の電子交付（令和5年7月1日から）……………	126
(9) 専任を要する工事の金額要件の改正（令和5年1月1日施行）……………	126
(10) 財務諸表関係様式の一部改正について（令和4年3月31日から）……………	126
(11) 主任技術者の要件を満たす者への工事担任者の追加について（令和3年12月27日から）……………	126
2 更新申請及び各種届出等の郵送について……………	127
3 各種変更に関する問合せに対応するチャットボット……………	127
4 建設業許可に係る証明書等の交付について……………	128
第18 住宅瑕疵担保履行法について……………	130
第19 茨城県からのお願い……………	135
第20 建設職人基本法に基づく県指針について……………	136
第21 工期ダンピングについて……………	138
【お知らせ】 建設業許可及び経営事項審査の電子申請について……………	139
【巻末附録】 経営事項審査の手引き……………	140

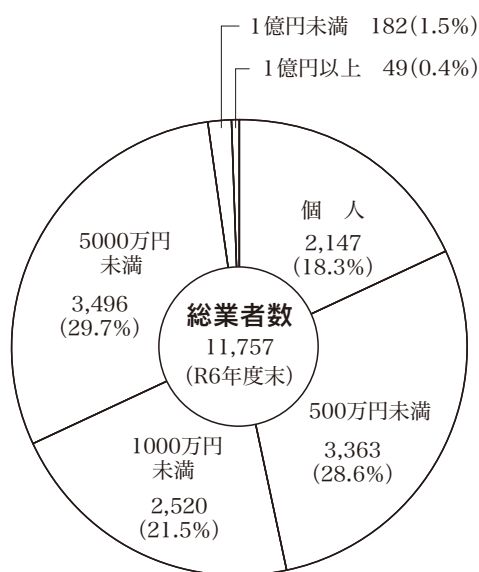
第1 県内建設業者の現況について

1 許可業者数の推移

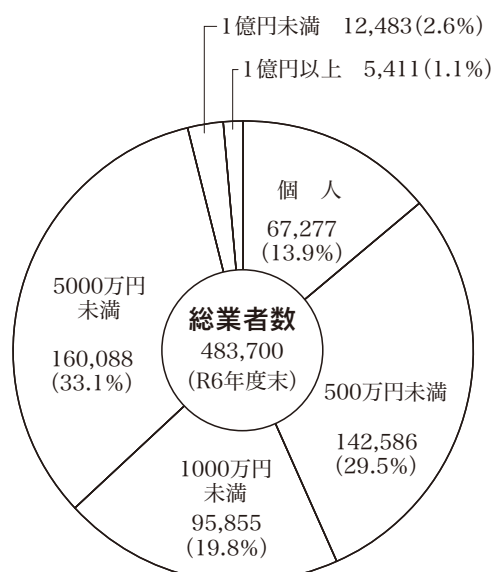
	H31年3月	R2年3月	R3年3月	R4年3月	R5年3月	R6年3月	R7年3月
茨城県	11,937	12,001	11,943	11,838	11,683	11,688	11,757
全国	468,311	472,473	473,952	475,293	474,948	479,383	483,700

2 資本金階層別許可業者数

〈茨城県〉



〈全 国〉 国交省のHP参照



3 茨城県内の建設業の倒産（最近5ヵ年の倒産状況）

（負債額1千万円以上・1月～12月）

（単位：百万円）

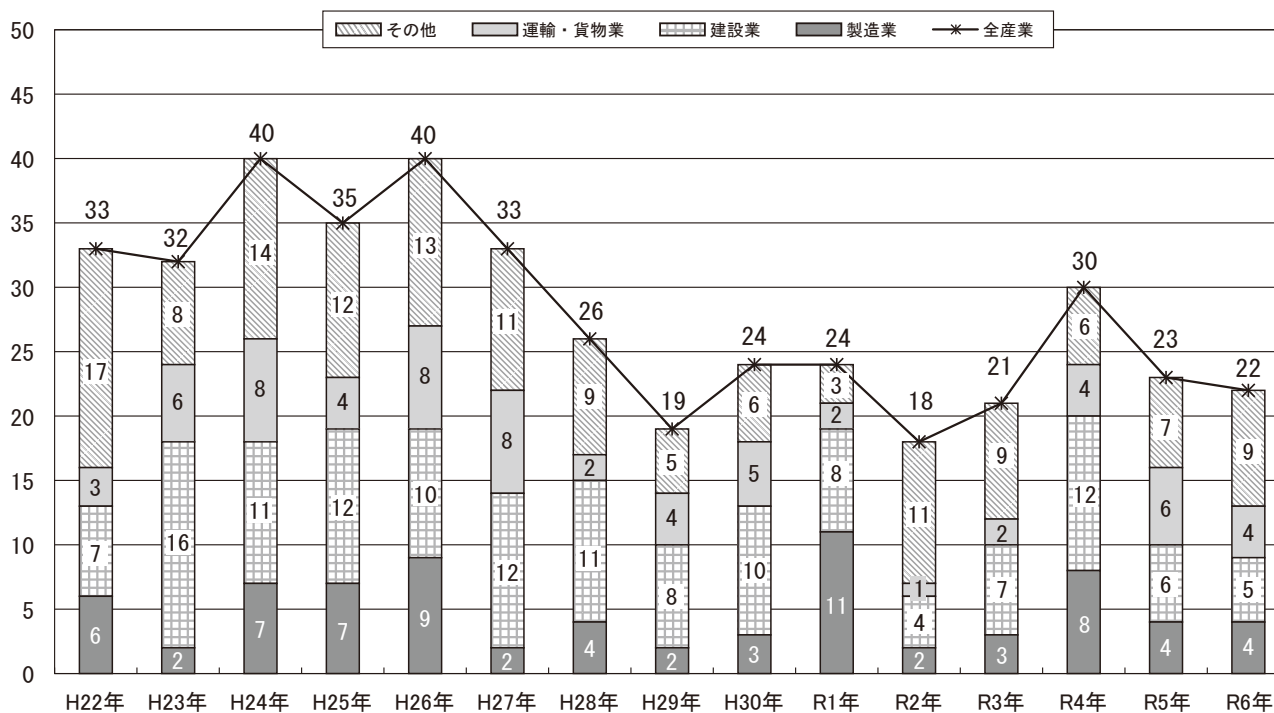
年	全 産 業		建 設 業		建設業／全産業 (%)	
	件 数 (A)	負債総額(B)	件 数 (C)	負債総額(D)	C／A	D／B
R2	118 (7,773)	11,154 (1,220,046)	28 (1,247)	3,179 (109,315)	23.7 (16.0)	28.5 (9.0)
R3	104 (6,030)	10,886 (1,150,703)	24 (1,065)	3,411 (105,017)	23.1 (17.7)	31.3 (9.1)
R4	121 (6,428)	31,428 (2,331,443)	26 (1,194)	5,083 (119,357)	21.5 (18.6)	16.2 (5.1)
R5	135 (8,690)	26,884 (2,402,645)	25 (1,693)	3,124 (184,310)	18.5 (19.5)	11.6 (7.7)
R6	148 (10,006)	40,664 (2,343,538)	33 (1,924)	3,047 (198,458)	22.3 (19.2)	7.5 (8.5)

※1 東京商工リサーチ調査による。

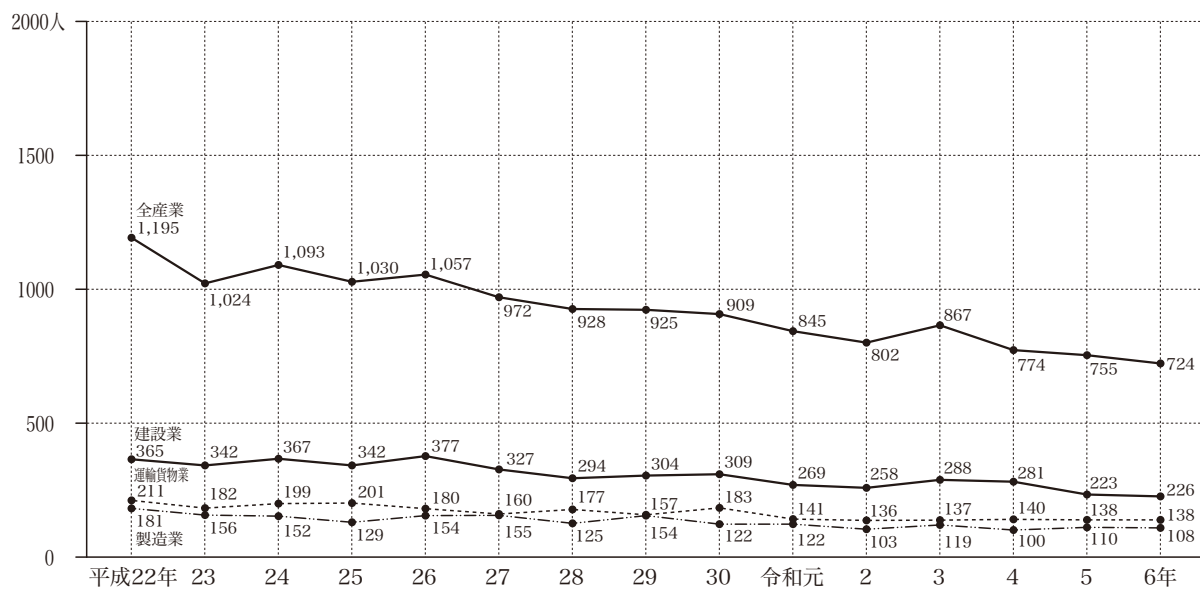
※2 () 書きは全国

4 労働災害発生状況

(1) 茨城県における業種別死亡災害の推移（茨城労働局HP参照）



(2) 労働災害死亡者の推移 〈全 国〉（厚生労働省HP参照）



（注1）平成23年の数値は、東日本大震災を直接の原因とする死亡災害を除いている。

（注2）令和6年は、速報値。

5 令和6年度の経営事項審査結果について

(茨城県知事許可業者のみ)

No.	業 種	業者数	審査項目別平均点					総合数値P (総評点)		
			完 成 工事高 X1	資本利益 X2	経営状況 Y	技術職員 Z	社会性等 W	平 均 点 数	最 高 点 数	最 低 点 数
1	土 木	1,991	620	629	763	657	950	709	1,140	283
2	建 築	881	599	647	750	615	968	696	1,281	341
3	大 工	45	496	593	684	504	746	588	718	426
4	左 官	16	461	616	666	496	719	573	830	420
5	とび土工	629	537	628	755	520	849	637	908	283
6	石	96	417	653	747	473	884	763	290	603
7	屋 根	36	465	634	795	481	747	603	759	469
8	電 気	486	654	636	814	634	810	702	1,087	290
9	管	888	581	637	802	571	919	682	1,150	290
10	タ イ ル	16	469	631	700	480	709	578	795	458
11	鋼構造物	142	445	670	771	482	915	624	854	290
12	鉄 筋	6	397	601	749	456	744	565	647	495
13	舗 装	1,547	503	632	763	600	979	670	1,075	237
14	しゅんせつ	120	404	691	780	459	1,038	631	827	290
15	板 金	14	436	625	830	474	633	582	744	495
16	ガ ラ ス	19	449	607	797	489	650	583	725	495
17	塗 装	371	523	645	788	529	874	648	935	290
18	防 水	219	507	644	782	522	880	642	904	403
19	内 装	102	531	614	743	522	702	609	840	426
20	機械器具	126	535	702	845	512	876	667	901	447
21	熱 絶 縁	10	448	670	774	464	907	619	701	518
22	電気通信	105	545	673	824	536	925	675	974	419
23	造 園	454	468	631	823	536	935	650	1,019	409
24	さ く 井	27	511	632	821	512	968	660	792	555
25	建 具	34	582	640	806	521	714	640	844	483
26	水道施設	1,360	464	634	771	502	994	640	937	290
27	消防施設	123	493	699	867	537	915	673	962	502
28	清掃施設	5	432	708	746	460	1,118	646	701	559
29	解 体	914	469	658	782	507	1,008	650	960	356

6 建設業の生産性向上のための取組み（i-Construction 等）

（1）ICT 技術の全面的な活用

地元建設業は、災害対応を含む地域維持などを担う「地域の守り手」として重要な役割を期待されておりますが、今後、生産年齢人口の減少は避けられないことから、労働力不足をカバーし、「地域の守り手」としての機能を維持していくため、ICT 技術の活用による建設現場の生産性向上（省人化、工事日数短縮）に取り組んでいます。

令和 4 年 4 月からは、ICT 土工において 3 次元起工測量を必須とせず、3 次元設計データ作成や ICT 施工など、2 つのプロセスのみの活用を可能とする新たな発注方式（チャレンジいばらき簡単活用型）を導入するとともに、工種・対象工事を拡大しております。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
実施件数	116	109	162	208	153

▲県土木部発注 ICT 活用工事（実施）件数（※R7.1 現在）

（2）施工時期の平準化

公共工事稼働量（稼働件数）について、4～6 月期（閑散期）と 1～3 月期（繁忙期）との工事量の差が著しいことから、ゼロ債務負担行為をはじめ、速やかな繰越制度の活用や発注見通しの公表などの取組みにより、年間を通じてほぼ一定の工事稼働量を確保することで、企業の経営環境改善や労働者の処遇改善を図っています。

※ゼロ債務負担行為とは

債務負担行為（後年度負担を伴う複数年度契約を結ぶ際に必要となる予算上の裏付けの一つ）のうち、契約当該年度は支払いを行わず（支出ゼロ）、全額を翌年度の支出とするもの。国では、「ゼロ国庫債務負担行為」として定着している。

（3）情報共有システムの導入

建設現場における「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」「生産性の向上」等を推進するための取組みの一環として、インターネット上で受発注者間の工事施工に関わる文書・写真・図面等の情報を共有・交換する「情報共有システム」を、令和 4 年 4 月から、原則、全ての工事で活用することとしております。

なお、原則活用にあたり、県において情報共有システムの推奨事業者を選定（（株）現場サポート）するとともに、要領の改定を行い紙書類の提出削減を図っております。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
実施件数	284	563	1,533	1,973	1,596

▲県土木部発注情報共有システム工事件数（※R7.1 現在）

（4）遠隔臨場の導入

インフラ分野の DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、臨場に係る移動時間の削減や立会いの調整時間の削減を図り、建設現場の働き方改革、生産性向上に資する取組みとして、建設現場における遠隔臨場を令和 3 年度から導入しています。

年度	R3	R4	R5	R6
実施件数	68	502	1,434	1,280

▲県土木部発注遠隔臨場件数（※R7.1 現在）

(5) 検査書類限定型工事の導入

検査に必要な書類を限定し、受注者における説明用資料等の書類削減及び監督員と検査員との重複確認を避け、より効率化を図る目的で検査書類限定型工事を、令和2年度から試行導入しており、令和5年度から本格運用しています。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
実施件数	25	50	100	725	1211

▲県土木部発注検査書類限定型工事件数

併せて、検査時における工事書類の取扱いを統一化するため、令和4年度に土木工事書類標準化ガイドを作成しました。

(6) 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事の試行導入

建設業に関わる技能者の資格・社会保険加入状況・現場の就業履歴などを登録し、就業現場でカードを読み取り、キャリアを蓄積することにより、技能者の適正なレベル評価や建設事業者の業務負担軽減に役立てるための仕組みであるCCUSの活用を促進するため、令和4年4月からCCUS活用工事を試行しています。

年度	R4	R5	R6
実施件数	117	245	307

▲県土木部発注建設キャリアアップシステム（CCUS）件数

7 建設業の労働環境改善のための取組み

(1) 週休2日制工事の実施

若者が建設業に就職・定着しない理由の一つとして挙げられているのが休日の少なさであります。将来の担い手確保を図るためには、休日の拡大が必要であることから、週休2日制促進工事の実施により、業界全体が週休2日制体制に移行することを促しております。現場条件により土日施工が必要な工事など、柔軟に対応できるよう、令和5年4月から4週8休制（月単位）を新たに導入しています。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
実施件数	205	248	399	824	892

▲県土木部発注週休2日制工事（実施）件数（※R7.1現在）

(2) 快適トイレの普及

国土交通省では、男女ともに快適に使用できる仮設トイレを「快適トイレ」と名付け、平成28年8月には標準仕様を公表するなど、建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取組みを進めております。

県においても、平成29年度から、建設現場への快適トイレの普及を進め、現場環境の改善に取り組んでいます。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
設置件数	395	432	567	781	544

▲県土木部発注快適トイレ設置工事（設置）件数（※R7.1現在）

8 労務費調査について

公共事業の設計等に必要な労務単価を決定するため、毎年 10 月期の稼働工事を対象に建設労働者の賃金を調査しています。

茨城県土木工事共通仕様書抜粋

1-1-1-13 調査・試験に対する協力

2. 公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。
- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

調査協力をいただいているところですが、茨城県内での工事では「**就業規則等で定めている所定労働時間が、法定労働時間（週 40 時間）以内であることの確認ができない。**」等との理由で棄却されるデータが約 1 割との報告が上がってきています。

具体的には、就業規則の不備が多いことから、**現行の労働基準法等に従い就業規則の整備、変更**をすることが望まれます。

元請にあたっては、社内の就業規則が**現行の労働基準法等に従っているか確認**し、不備がある場合には就業規則を変更し、労働基準監督署へ届け出して下さい。

また、下請負契約をする際には、下請負人に就業規則が**現行の労働基準法等に従っているか確認**し、不備がある場合には就業規則を整備・変更し、労働基準監督署へ届け出るよう、指導して下さい。



- ▶ ICT土工の発注者指定型を7,000m³以上から5,000m³以上とし適用範囲を拡大
- ▶ 対象工種として新たにICT法面工、ICT構造物工を追加

○ICT土工(床掘工含む)

掘削又は盛土量	発注方式
5,000m ³ 以上 7,000m ³ 以上	発注者指定型又はチャレンジいばらきⅠ型
3,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満 7,000m ³ 未満	受注者希望型
3,000m ³ 未満	チャレンジいばらきⅡ型又は簡単活用型

※土工を含むすべての工事が対象

○ICT舗装

下層路盤又は上層路盤	発注方式
10,000m ² 以上	発注者指定型
3,000m ² 以上10,000m ² 未満	受注者希望型

○ICT舗装工(修繕工)

予定価格1,000万円以上で「切削オーバーレイ工」を実施する工事の中から、発注者が対象を選定のうえ「受注者希望型」で発注。

○ICT付帯構造物設置工

ICT土工及びICT舗装工の関連工種として実施する。ただし、チャレンジいばらき簡単活用型の場合は、付帯構造物設置工単独での実施も可能とする。

○ICT法面工

対象工種(植生工、吹付工、吹付法枠工)を実施する工事の中から、発注者が対象を選定のうえ「受注者希望型」で発注。

○ICT構造物工

対象工種(橋台工、RC橋脚工)を実施する工事は、すべて「受注者希望型」で発注。

※赤字箇所がR5.4改定箇所

1



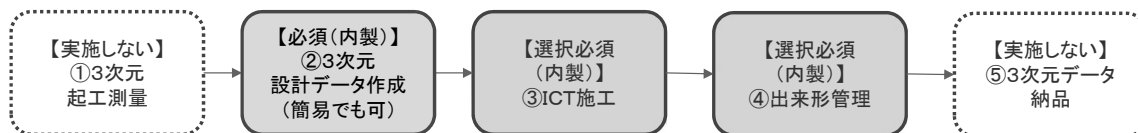
小規模工事におけるICT活用の促進に向けて

◆チャレンジいばらき 簡単活用型の推進

- ▶ 小規模工事でのICTの普及拡大に向けてチャレンジいばらき簡単活用型を推進
- ▶ 併せて、土工・作業土工(床掘り)を含む工事は、全てICT土工の対象として発注するなど対象工事を拡大(対象土量の下限值(1千m³以上)を撤廃)R4.4～

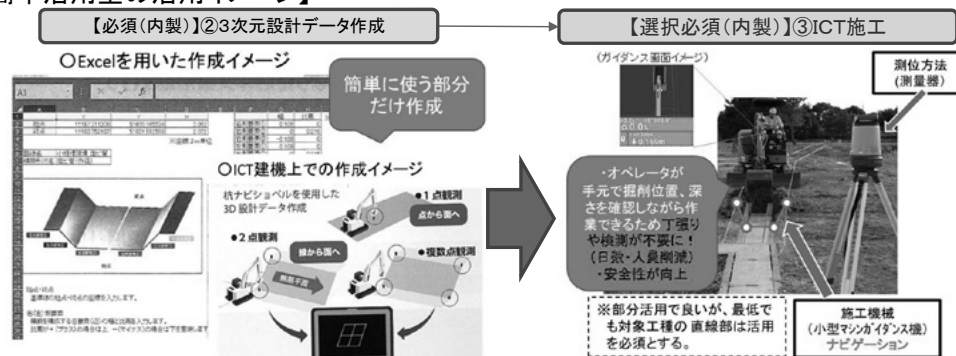
(チャレンジいばらき簡単活用型でのICT活用プロセス)

・3次元設計データ作成と小規模なICT施工、又は出来形管理を実施



※チャレンジいばらき簡単活用型においても、国に準じた積算を適用するとともに成績評定等において評価

【簡単活用型の活用イメージ】



2

第2 茨城県建設業振興対策事業について

1 建設業活性化フォーラムについて

○令和6年度建設業活性化フォーラム（※CPDS、建築 CPD 認定講座）

日 時／令和6年12月25日（水）

開催方法／オンライン開催（Cisco Webex Meetings）

講演

（1）「災害時における入札・契約等に関する対応について」

講演者：国土交通省大臣官房技術調査課建設技術調査室 萩原 健介 氏

地域建設企業が災害時に貢献している事例等を紹介するとともに、公共発注者の立場から災害復旧工事における契約時においての留意事項を説明。

（2）「防災・減災および発災時に活用される最新の ICT 技術の紹介」

講演者：株式会社 レンタルのニッケン 土木営業部 顧問

株式会社 パスコ 新空間情報事業部 事業推進部 顧問

株式会社 オリンポス 顧問

五十嵐 善一 氏

災害復旧の現場において、地域建設企業が ICT 機器を活用して貢献している事例を専門的な知見を持つ講師から紹介。

2 令和7年度実施予定事業

○建設業活性化フォーラム

建設産業における将来の担い手育成・確保などに対する取組等を支援するため、建設業に詳しい講師を招き、最新情報の講演会を実施する予定です。

※令和7年度事業につきましては、詳細が決定次第、土木部監理課建設業担当ホームページでお知らせいたします。

第3 入札契約制度の改善について

茨城県では、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）や公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、公正な競争の促進、適正施工の確保及び不正行為の排除を図ることにより、公共工事に対する県民の信頼を確保するため入札契約制度の改善を行ってきました。

1 これまでの対応状況

実施年度	項 目	備 考
H12 以前	一括下請負の禁止、施工体制台帳の提出等、施工体制の現場点検等、 予定価格の公表（事後） 等	法§12、法§13、法§14
H13	発注見通しの公表、入札・契約の過程及び契約内容の公表 不正事実（談合等）の公正取引委員会への通知 建設業法違反（一括下請負等）の許可行政庁への通知 予定価格の公表（事前） 談合情報取扱要領の策定 等	法§7、法§8 法§10 法§11 1億円以上
H14	予定価格事前公表対象工事の拡大 一般競争入札適用範囲の拡大 指名競争入札における指名業者数の増 工事費内訳書の提出 工事監督・検査基準の公表 等	250万円超 10億円以上→2億円以上 2億円未満：8者→12者 5千万未満：5者→8者 郵便入札において導入
H15	「茨城県入札監視委員会」の設置 入札及び契約の過程に関する苦情処理手続等の策定 積算内訳の公表（事後） 低入札価格調査制度調査基準価格の公表（事後） 低入札価格調査結果の概要の公表（事後） 最低制限価格の公表（事後） 工事費内訳書の提出対象工事の拡大	組織：学識経験者等5名 250万円超 1億円以上 土木一式等3千万円以上 （設備工事2千万円以上） 1億円以上
H16	談合等に対する違約金条項の創設 中間前払金制度の導入 売掛債権担保融資保証制度の適用 建設コンサル業務等における予定価格の事前公表	10% 500万円以上の工事 2割の追加前払 500万円以上の工事 建設コンサル業務100万円超
H17	建設コンサル業務等における低入札価格調査の実施 総合評価方式の導入（工事）	・土木・建築関係コンサルタント業務 1,000万円以上 ・測量・調査業務 1,500万円以上
H18	一般競争入札適用範囲の拡大 談合等に対する違約金の引上げ 談合情報対応マニュアルの改正 低入札価格調査制度に調査失格基準を設定 最低制限価格制度適用範囲の拡大 電子入札の対象範囲拡大	2億円以上→1億円以上 悪質な場合10%→15% 3千万円以上→1千万円以上 3千万円以上→1千万円以上

実施年度	項 目	備 考
H19	一般競争入札適用範囲の拡大 談合等に対する違約金の引上げ 談合罪に対する指名停止期間の強化 不良不適格業者の排除(虚偽記載、粗雑工事、契約違反、不誠実な行為等)	1億円以上→4500万円以上 悪質な場合 15%→20% 自発注 最大12→24月 他発注 最大12→18月 指名停止 最大6→12月
H20	茨城県建設工事暴力団排除対策措置要綱の全面改訂 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の改善 低入札価格調査基準・最低制限価格の引き上げ 一般競争入札における配置予定技術者の緩和 総合評価方式に特別簡易型の導入	1名→3名（主に本庁発注）
H21	総合評価方式における電子入札の導入 建設コンサル業務等における低入札価格調査対象業務の強化	1.5千万円以上→5百万円以上
H22	電子入札の全面導入 低入札価格調査基準・最低制限価格の引き上げ 最低制限価格制度適用範囲の拡大 一般競争入札における1者応札の制限 一般競争入札適用範囲の拡大 中間前払制度改正（申請書類の簡素化等）	1千万円以上→全競争入札 1千万円以上→250万円以上 4,500万円以上→3千万円以上
H23	東日本大震災被災地域における前払い金の引き上げ 低入札価格調査基準（コンサル含む）及び最低制限価格の引き上げ（H23公契連モデル）	工事4割→5割、委託3割→4割
H24	一般競争入札の適用範囲の拡大 指名競争入札における指名業者数の拡大（工事） 建設コンサルタント業務における低入札価格調査制度の改正および最低制限価格制度の導入 配置予定技術者の複数申請の全面導入 営業所の専任技術者を配置予定技術者として認める建設業法の特例適用開始 技術者の専任を要しない期間の明確化	1億未満20者以上→全て原則30者以上 3千万以上→1千万以上 原則8者→原則12者 低入調査：1,000万円以上 最低制限：100万円超1,000万円未満 3名まで 専任を要しない工事で、営業所と現場が同一市町村 着手日前日迄および検査翌日から引渡日迄
H25	低入札価格調査基準・最低制限価格の引き上げ（工事）	
H26	前金払いの割合の段階制の廃止（一律4割） 入札公告（共通編）の試行	従前、5億円以上は3割
H27	低入札価格調査基準及び最低制限価格の公表(建設コンサル業務：事後) 工事費内訳表の提出範囲の拡大 総合評価方式の導入（建設コンサル業務） 建設コンサル業務における低入札価格調査基準・最低制限価格の対象金額の改定	全ての競争入札 低入調査：1,500万円以上及び総合評価方式 最低制限：100万円超1,500万円未満 （総合評価方式を除く）

実施年度	項 目	備 考
H28	低入札価格調査基準及び最低制限価格の引き上げ（工事、建設コンサル業務） 前払金の使途拡大	直接工事費等に加え、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用にも充てられるよう対象を拡大。
H29	低入札価格調査基準及び最低制限価格の引き上げ（工事、建設コンサル業務） 東日本大震災被災地域における前払金の引き上げ措置の終了 茨城県建設工事入札参加資格審査における社会保険等の未加入対策の強化 余裕期間制度の導入	工事5割→4割、委託4割→3割 H29・30年度入札参加資格から全ての者に対して、社会保険等の加入を条件とする。 ゼロ債務負担行為を活用する工事
H30	土木一式工事等における発注標準金額の見直し 県発注工事における社会保険等の加入対策の強化 工事費内訳書への法定福利費の明示 発注見通しの統合の公表	【土木一式工事、建築一式工事】 Sランク：3千万円以上→4千万円以上 (A～Cランク変更無し) 一次下請を社会保険等加入業者に限定。 全ての建設工事(随意契約も含む) 国・特殊法人・県・市町村
H31 ・ R1	茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査における社会保険等の加入対策の強化 低入札価格調査基準及び最低制限価格の設定範囲の引き上げ（工事、測量） 低入札価格調査基準及び最低制限価格の引き上げ（地質調査） 公所長（出先機関）への執行委任額の引き上げ（工事、設計） 建設工事における低入札価格調査基準・最低制限価格の対象金額の改定 建設コンサル業務における低入札価格調査基準・最低制限価格の対象金額の改定	H31・32年度入札参加資格から全ての者に対して、社会保険等の加入を条件とする。 工事 予定価格の70～90%→75～92% 測量 予定価格の60～80%→60～82% 工事 1億円未満→1.5億円未満 設計 1,500万円未満→3,000万円未満 低入調査：1.5億円以上及び総合評価方式 最低制限：250万円超1,5億円未満 (総合評価方式を除く) 低入調査：3,000万円以上及び総合評価方式 最低制限：100万円超3,000万円未満 (総合評価方式を除く)
R2	余裕期間制度の活用拡大 営業所の専任技術者の現場配置要件の緩和 提出書類（契約書等を除く）の押印の見直し 一般競争入札における1者応札の取扱いの変更	発注者指定方式・任意着手方式 専任を要しない工事で、営業所と現場が茨城県内 押印の省略が可能 応札可能業者に県外本店業者が含まれる場合は入札を有効
R3	特例監理技術者の兼務要件を明確化 電子契約の導入	予定金額1.5億円未満、茨城県内施工工事、維持工事同士でないこと
R4	低入札価格調査基準及び最低制限価格の引き上げ（工事） 電子保証への対応開始	
R6	低入札価格調査制度の改正（工事、建設コンサル業務） 低入札価格調査基準及び最低制限価格の引き上げ（建設コンサル業務）	調査フローの見直し

（１）低入札価格調査制度の改善

低入札価格調査制度は、入札価格が予め定めている調査基準価格を下回れば調査を行い、適正な施工が確保できないと判断されれば失格とする方式です。本県では平成8年4月にWTO対象工事（当時24億3千万円以上）について本制度を導入し、現在では1億5,000万円以上の工事並びに総合評価方式による工事に適用しています。

なお、平成18年4月にダンピング受注による工事品質の低下、下請・資材業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を防止する観点から、低入札価格調査制度に工事費内訳書の失格基準を設けましたが、低価格での入札が後を絶たなかったため、平成19年6月から更に調査失格基準の数値基準を国土交通省の「特別重点調査」に準じて強化し、平成20年、平成22年、令和元年に変更して制度の厳格な運用を図っています。

平成20年1月からは、低入札価格調査制度対象工事のうち土木一式（PC工事を含む）、建築一式、鋼構造物工事（鋼橋上部工事を含む）について、低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の縮減（4割→2割）及び技術者配置の強化（現場代理人と主任技術者等の兼務を認めない）を義務付けました。

なお、令和6年4月に低入札価格調査のフローを見直し、調査を辞退することができるようになりました。

低入札価格調査制度の調査失格基準（主要なもの）

区 分	調査失格基準の項目
工事の品質低下の防止の観点	a 数量が、県の仕様書に示した設計数量を満たしていない。 b 材料・製品が、設計仕様書に適合した品質・規格でない。 c 建設廃棄物について、適正な処理費用が計上されていない。 d 直接工事費が、設計額の90%(機械設備等※)は75%)未満である。 e 共通仮設費が、設計額の80%未満である。
下請・資材業者へのしわ寄せの防止の観点	f 労務費が、最低賃金法に基づき定める茨城県最低賃金を下回っている。 g 現場管理費が、設計額の80%未満である。 h 一般管理費が、設計額の30%未満である。

※機械設備等とは、機械器具設置工事、電気設備工事、電気通信設備工事とする。

(2) 最低制限価格制度の改善

最低制限価格制度は、工事の適正な施工に最低限必要な現場経費を前もって定めておき、下回った入札者を失格とする制度です。

本県では昭和57年より本制度を導入し、現在では250万円を超え1億5,000万円未満の工事に適用範囲を広げています。（ただし、総合評価方式を適用した工事を除く。）

また、最低制限価格を類推し難くするとともに、情報管理の徹底を図り入札契約制度の信頼性を確保するため、平成19年6月から最低制限価格はパソコンが無作為に抽出したランダム係数を用いて算出した額としています。

なお、直近では、令和4年4月に設定方法を改正しております。

(3) 入札公告（共通編）の実施

建設工事の一般競争入札（ただし、WTO 対象工事を除く。）においては、入札参加希望者・発注者双方の負担軽減の観点から、入札説明書を廃止し、「入札公告」と「入札公告（共通編）」により公告を行っております。参加条件等の設定方針に大きな変更があったわけではなく、入札参加希望者へ参加条件等を提示する方法を変更したことが主となっています。

「入札公告（共通編）」を用いた一般競争入札の概要

「入札公告」	・入札毎に変動する重要な条件等を中心に記載されるものとなり、発注機関が案件毎に作成し、入札情報サービスで公開します。
「入札公告（共通編）」	・入札毎には変動しない標準的な条件等を中心に記載されます。 ・公開は、監理課ホームページで行います（当該ホームページアドレスは、入札公告の中にも記載されます）。 ・ただし、必要に応じ、その内容を更新する場合があるので、1度お読み頂いた後も、変更の有無については入札毎に確認して頂く必要があります。

(4) 工事費内訳書の提出

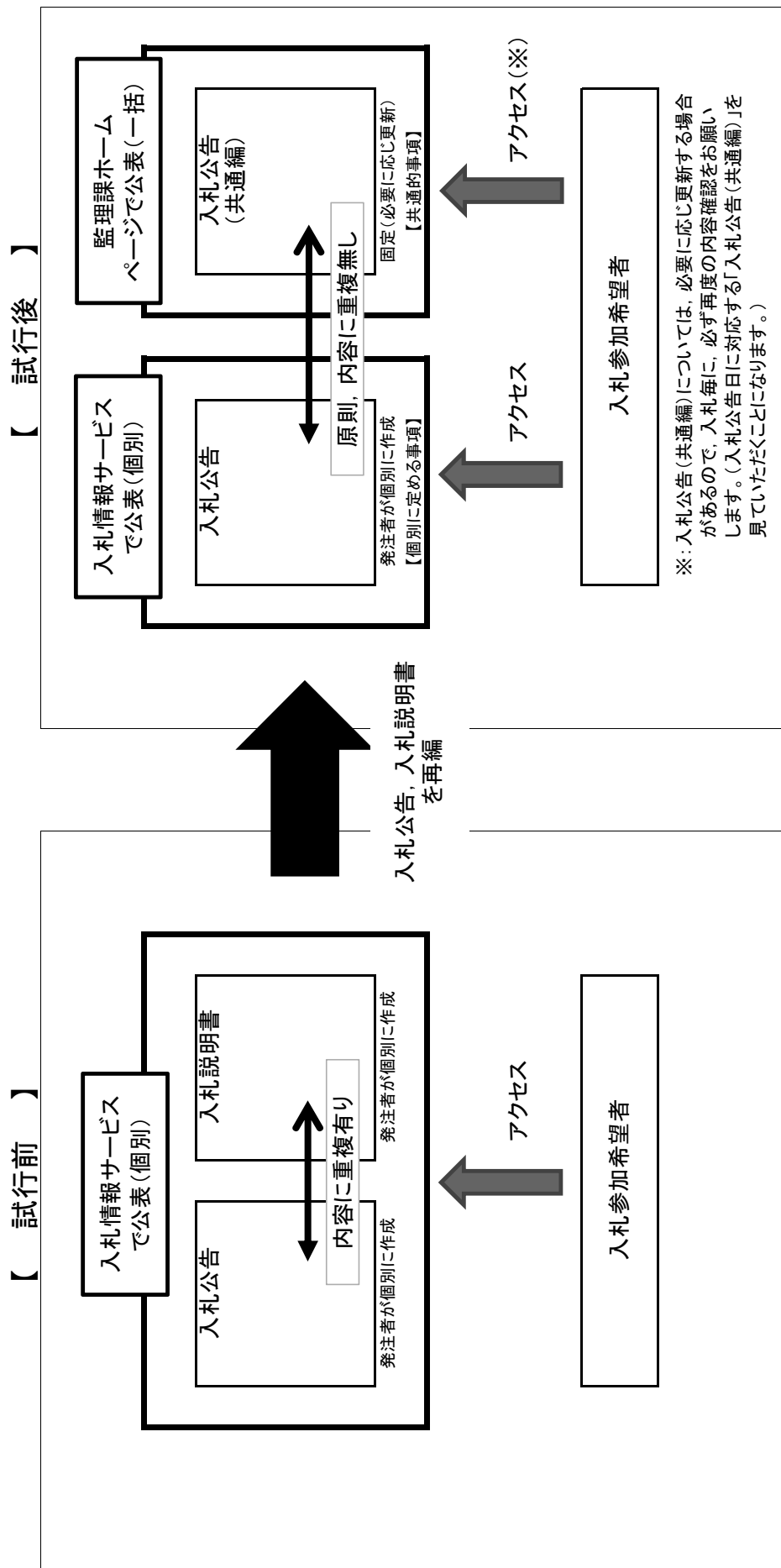
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、公共工事においては、入札時の工事費内訳書の提出が義務付けられたところです。

ただし、除草工事等（建設業法第2条第1項の建設工事に該当しない工事）の場合は提出不要とします。また、予定価格3,000万円未満の場合は、簡易な内訳書であっても構いません。

内訳書は、電子入札システムにより入札を行う際に、工事費内訳書の電子データを添付のうえ提出して下さい。（やむを得ない事情等により紙入札を認められた場合は、入札書を書留で郵送する際に、工事費内訳書も同封のうえ提出して下さい。）

なお、茨城県においては、社会保険等の加入対策の一環として平成30年4月1日以降に契約等を行う建設工事から工事費内訳書に法定福利費を明示することとしております。

入札公告(共通編)を用いた建設工事の一般競争入札 (イメージ)



【入札公告(共通編)を用いた一般競争入札のメリット】

- 「入札公告(共通編)」には、紙入札移行や、低入札調査に係る細かい条件等が集約され、個別の「入札公告」には重要な参加条件等が優先的に記載されるので、入札参加希望者において、参加条件等を早期把握できることが期待されます。
- 個別にお示しする「入札公告」は、枠線により区切る方式等を導入し、見易さを向上させました。
- 発注者においても、一般競争入札の際に作成する書類量が減ることになるので、円滑な入札執行が期待されます。

「工事費内訳書への法定福利費の明示について」

監理課建設業担当

平成 30 年 4 月 1 日以降に茨城県と契約する建設工事については、入札時に提出する工事費内訳書において、法定福利費の明示をお願いします。

1 明示する法定福利費について

- ・ 建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分が対象。
- ・ 対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険。

2 法定福利費の計算方法

- (1) 労務費を算出し、法定福利費を求めるケース（労務費に各保険の保険料率を乗じることで、法定福利費を算出）。

ア 直接工事費の積算において労務費を使用している場合
→当該労務費を使用。

イ 直接工事費の積算において労務費を使用していない場合
→過去の工事実績から平均的な労務費比率を算出し、これを工事費に乗じて労務費を算出。

- (2) 労務費の算出が困難なケース

過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて、法定福利費を算出。

法定福利費 = 工事費 × 工事費あたりの平均的な法定福利費の割合

- (3) 下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用（明示された法定福利費の額を合算）

法定福利費 = （下請 A の法定福利費） + （下請 B の法定福利費） + …

工事費内訳書の例

作成日： 年 月 日

工事費内訳書

(工事番号) 30-00-000-0-001 (工事名称) ○○工事

(商号又は名称) _____

(代 表 者 名) _____

工事区分、工種、種別、細別、規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
工事費計					
見積価格(入札書の見積金額)					
消費税相当額					
請負工事費(消費税相当額含む)					

見積価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円

工事費内訳書の提出について

この入札においては、入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。

- ◆ 工事費内訳書の提出のない者のした入札は、無効とします。
- ◆ 工事費内訳書は、別紙の作成例に準じて作成してください（様式は任意とする）。ただし、作成例3については、予定価格が3,000万円未満の場合のみに使用できるものとします。
- ◆ 工事費内訳書は、返却しません。また、提出された工事費内訳書の引換え、変更又は取消しは認めません。
- ◆ 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではありません。
- ◆ 談合があると疑うに足りる事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出します。

作成日: 年 月 日

工事費内訳書

(工事番号) 30-00-000-0-001 (工事名称) 道路改良工事

(商号又は名称) _____

(代 表 者 名) _____

工事区分、工種、種別、細別、規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
道路改良				18,135,000	
道路土工				1,380,000	
掘削工				1,380,000	
土砂掘削	1,000	m ³		300,000	
バックホウ掘削積込	2,000	m ³	150	300,000	
路体盛土工				130,000	
流用土路体	1,000	m ³	130	130,000	
不足土				950,000	
不足土搬入	1,000	m ³		950,000	
不足土運搬(20km)	1,000	m ³	950	950,000	
擁壁工				16,400,000	
作業土工				1,350,000	
床堀	600	m ³	250	150,000	
埋戻し	600	m ³	2,000	1,200,000	
現場打擁壁工				15,050,000	
均しコンクリート (18-8-25(高炉))	300	m ³	1,600	480,000	
コンクリート (18-8-25(高炉))	400	m ³	15,000	6,000,000	
型枠(均しコンクリート用)	40	m ²	3,000	120,000	
型枠(擁壁本体用)	1,200	m ²	7,000	8,400,000	
諸材料(目地材、水抜パイプ)	1	式	50,000	50,000	
仮設工				355,000	
工事用道路				355,000	
工事用道路盛土	500	m ³	500	250,000	
路盤工(t=200mm)	100	m ²	700	70,000	
敷鉄板設置・撤去	10	枚	1,500	15,000	
敷鉄板損料	10	枚	2,000	20,000	
直接工事費				18,135,000	
共通仮設				3,851,000	
共通仮設費(積上分)				651,000	
運搬費				651,000	
建設機械分解組立輸送費	1	式		400,000	
仮設材運搬・積込・取卸費	17	t	3,000	51,000	
現場環境改善費	1	式		200,000	
共通仮設費(率計上分)				3,200,000	
共通仮設費計				3,851,000	
純工事費				21,986,000	
現場管理費				5,801,000	
工事原価				27,787,000	
一般管理費等				3,700,000	
契約保証費用				13,000	
工事費計				31,500,000	
見積価格(入札書の見積金額)				31,500,000	

見積価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円

※作成にあたっては、次頁「工事費内訳書作成に関する注意事項」に留意すること。

「工事費内訳書作成に関する注意事項」

- 1 工事費内訳書は、入札（見積）書（茨城県建設工事執行規則第5条第1項関係様式第1号）に記載する見積金額の内訳を記載するものであり、適切な原価計算に基づき積算した結果を記載するものとする。
- 2 A4版（縦使い又は、横使いいずれでも可）とする。また、複数枚になってもよい。
- 3 工事費内訳書は、作成日、工事番号、工事名称、商号・代表者名を記した表紙を別葉とすることができる。
ただし、閲覧用図書の工事概要書（写しを含む。）あるいは、見積書を表紙として使用してはならない。
- 4 最下欄の見積価格は、入札（見積）書の見積金額と一致していること。
- 5 内訳は、各工事の閲覧用図書に参考資料として添付されている本工事費内訳書の細別・規格程度まで記載することを目安とする。
（閲覧用図書の工事数量総括（内訳表）（種別及び数量の一式レベル）よりも詳細な内訳であることに十分留意すること。（ただし、閲覧用図書の工事費内訳書の数量欄が一式表示である場合は、この限りでない。））
- 6 当該工事の閲覧用図書の参考資料として添付されている本工事費内訳書を利用して単価、金額欄を記入したものを添付してもよい。
この場合、工事価格欄の摘要欄に、「見積価格（入札書の見積金額）」と記入するものとする。
なお、見積価格は、消費税相当額を含まない額とすること。
- 7 工事費内訳書は、積算の内訳を明らかにするものであることから端数処理の場合を除いて、「値引き」や「割引」など理由のない減額項目を記載しないこと。
- 8 工事費内訳書に法定福利費（「工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額（該当する金額を記入）円」）を必ず記載すること。
- 9 工事費内訳書の記載に不備等があったときは、説明を求める場合がある。

工 事 費 内 訳 書

(工事番号) 30-12-150-0-001

(工事名称) ○○○棟新築工事

(商号又は名称)

(代表者名)

工事区分・工種・種別・細別・規格	数 量	単 位	金 額	摘 要
直接工事				
直接仮設工事	1	式	7,313,800	
土工事	1	"	23,265,025	
地業工事	1	"	395,836	
コンクリート工事	1	"	15,700,553	
型枠工事	1	"	17,292,397	
鉄筋工事	1	"	13,350,138	
鉄骨工事	1	"	4,730,145	
既製コンクリート工事	1	"	957,402	
防水工事	1	"	3,632,152	
タイル工事	1	"	2,634,231	
木工事	1	"	4,345,543	
金属	1	"	12,656,937	
雑工事	1	"	15,340,000	
直接工事費計			121,614,159	
			121,614,000	
共通費				
共通仮設費	1	式	9,026,000	
現場経費	1	"	15,232,000	
一般管理費等	1	"	19,140,000	
共通費計			43,398,000	
合 計			165,012,000	
見積価格			165,010,000	

見積価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額

円

※作成にあたっては、次頁「工事費内訳書作成に関する注意事項」に留意すること。

「工事費内訳書作成に関する注意事項」

- 1 工事費内訳書は、入札（見積）書（茨城県建設工事執行規則第5条第1項関係様式第1号）に記載する見積金額の内訳を記載するものであり、適切な原価計算に基づき積算した結果を記載するものとする。
- 2 A4版（縦使い又は、横使いいずれでも可）とする。また、複数枚になってもよい。
- 3 工事費内訳書は、作成日、工事番号、工事名称、商号・代表者名を記した表紙を別葉とすることができる。
ただし、閲覧用図書の工事概要書（写しを含む。）あるいは、見積書を表紙として使用してはならない。
- 4 最下欄の見積価格は、入札（見積）書の見積金額と一致していること。
- 5 内訳は、各工事の閲覧用図書に参考資料として添付されている本工事費内訳書の細別・規格程度まで記載することを目安とする。
（閲覧用図書の工事数量総括（内訳表）（種別及び数量の一式レベル）よりも詳細な内訳であることに十分留意すること。（ただし、閲覧用図書の工事費内訳書の数量欄が一式表示である場合は、この限りでない。））
- 6 当該工事の閲覧用図書の参考資料として添付されている本工事費内訳書を利用して単価、金額欄を記入したものを添付してもよい。
この場合、工事価格欄の摘要欄に、「見積価格（入札書の見積金額）」と記入するものとする。
なお、見積価格は、消費税相当額を含まない額とすること。
- 7 工事費内訳書は、積算の内訳を明らかにするものであることから端数処理の場合を除いて、「値引き」や「割引」など理由のない減額項目を記載しないこと。
- 8 工事費内訳書に法定福利費（「工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額（該当する金額を記入）円」）を必ず記載すること。
- 9 工事費内訳書の記載に不備等があったときは、説明を求める場合がある。

工事費内訳書作成例 (予定価格 3 千万未満の場合のみ使用可)

作成日: 年 月 日

工事費内訳書

(工事番号) 30-00-000-0-001 (工事名称) 道路改良工事

(商号又は名称) _____

(代表者名) _____

工事区分 工種	金額 (円)	備 考
道路改良		
道路土工	2,370,285	
排水構造物工	763,426	
石・ブロック積 (張) 工	10,162,292	
付属物設置工	403,132	
構造物撤去工	197,165	
直接工事費計	13,896,300	A (上記計)
共通仮設費	3,113,662	B
現場管理費	4,810,014	C
一般管理費等 (契約保証費を含む)	2,774,009	D
合 計	24,593,985	A+B+C+D
見積価格 (入札書に記載した見積金額と一致)	24,590,000	

見積価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の
法定の事業主負担額 円

※作成にあたっては、次頁「工事費内訳書作成に関する注意事項」に留意すること。

「工事費内訳書作成に関する注意事項」

- 1 工事費内訳書は、入札（見積）書（茨城県建設工事執行規則第5条第1項関係様式第1号）に記載する見積金額の内訳を記載するものであり、適切な原価計算に基づき積算した結果を記載するものとする。
- 2 A4版（縦使い又は、横使いいずれでも可）とする。また、複数枚になってもよい。
- 3 工事費内訳書は、作成日、工事番号、工事名称、商号・代表者名を記した表紙を別葉とすることができる。
ただし、閲覧用図書の工事概要書（写しを含む。）あるいは、見積書を表紙として使用してはならない。
- 4 最下欄の見積価格は、入札（見積）書の見積金額と一致していること。
- 5 1/2面の記載例による内訳書の作成は、予定価格が3,000万円未満の場合のみ可とする。
- 6 工事費内訳書は、積算の内訳を明らかにするものであることから端数処理の場合を除いて、「値引き」や「割引」など理由のない減額項目を記載しないこと。
- 7 工事費内訳書に法定福利費（「工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額（該当する金額を記入）円」）を必ず記載すること。
- 8 工事費内訳書の記載に不備等があったときは、説明を求める場合がある。

(参考)作成例3と、設計図書として公開される「工事数量総括(内訳)表」との関係
直接工事費の内訳については、以下のように、工事数量総括(内訳)表を参考としてください。

工事数量総括(内訳)表

第 号 実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	数量	単位	金 額	細 別 内 訳	
道路改良							
			1	式		直接工事費の金額内訳は、「工種」レベルで作成してください	
道路土工			1	式			
			1	式			
掘削工						掘削	500.000 m3
			1	式			
残土処理工						残土等処分	460.000 m3
			1	式			
路体盛土工						路体(築堤)盛土	15.000 m3
			1	式			
排水構造物工							
			1	式			
作業土工						床掘り	20.000 m3
			1	式		埋戻し	40.000 m3
側溝工						プレキャストU型側溝	47.000 m
			1	式		側溝蓋	47.000 枚
石・ブロック積(張)工							
			1	式			
コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)						大型ブロック積	206.000 m2
			1	式		コンクリートブロック積	65.000 m2
付属物設置工							
			1	式			
防止柵工						転落(横断)防止柵	44.000 m
			1	式			
境界工						境界杭	16.000 本
			1	式			
構造物撤去工							
			1	式			
構造物取壊し工						コンクリート構造物取壊し	19.000 m3
			1	式		コンクリート取壊し運搬処理	19.000 m3
直接工事費計	A						
			1	式			
共通仮設							
			1	式			
共通仮設費							
			1	式			

工事数量総括（内訳）表

第 30-55-509-0-001 号

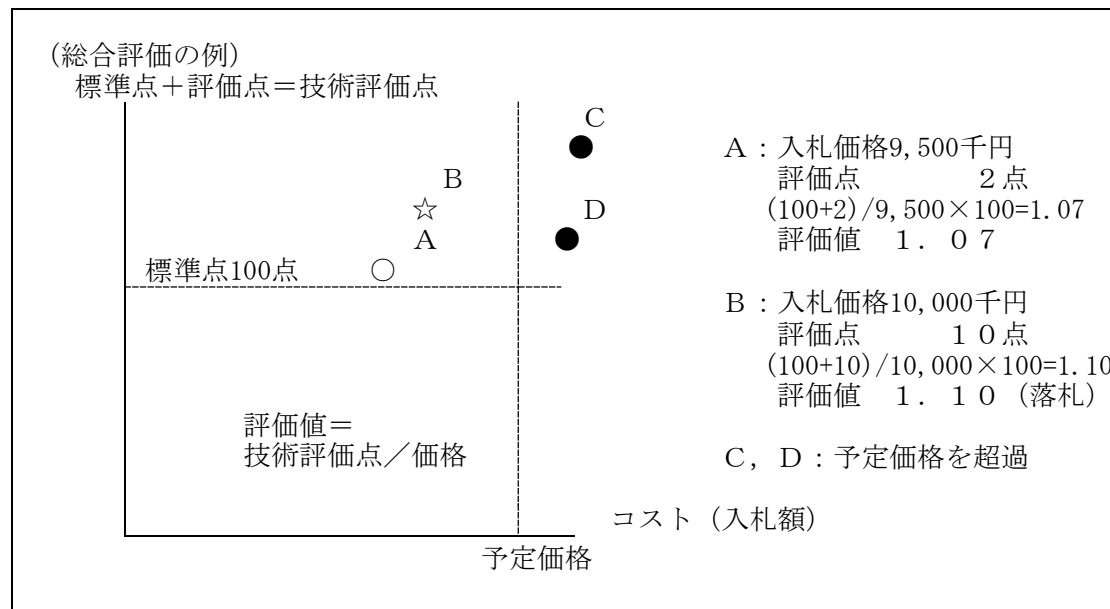
実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	数量	単位	金 額	細 別 内 訳
技術管理費				式		土質等試験費 1.000 式
			1			
現場環境改善費(率計上)				式		
			1			
共通仮設費（率計上）				式		
			1			
共通仮設費計 B				式		
			1			
純工事費				式		
			1			
現場管理費 C				式		
			1			
工事原価				式		
			1			
一般管理費等 D				式		
			1			
契約保証費用				式		
			1			
工事価格				式		
			1			
消費税相当額				式		
			1			
請負工事費				式		
			1			

茨城県土木部

2 総合評価方式の概要

平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の推進に関する法律（品確法）」に基づき、茨城県では平成18年1月から総合評価方式を試行しています。総合評価方式とは、価格だけで落札者を決定している従来の落札方法と異なり、企業の実績や能力など価格以外の要素を含めて落札者を決定する新しい落札方式で、ダンピングの防止、不良不適格業者の排除、建設業者の技術力向上、談合防止などに効果があると言われています。



(1) これまでの試行状況

土木部では、これまでに7,081件（うち標準型12件、簡易型311件、特別簡易型6,758件）の試行を行いました。

総合評価方式試行件数（土木部発注分）

年 度	R元年度迄	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計
試行件数	4, 1 1 4	7 1 2	6 6 6	5 2 6	5 6 6	4 9 7	7, 0 8 1

(2) 今後の動向

公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議において、平成20年度以降の国の調達については、原則、総合評価方式を実施することとされました。

本県においても、品確法の基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質確保を目指して、引き続き総合評価の推進に努めていきます。また、市町村においても平成19年度に水戸市、鹿嶋市で試行し、令和6年度迄に32市町村で導入されております。

今後、総合評価方式に対応するためには、的確な現場条件の把握、施工技術の向上、技術者の育成などが重要になります。

3 中間前払金制度

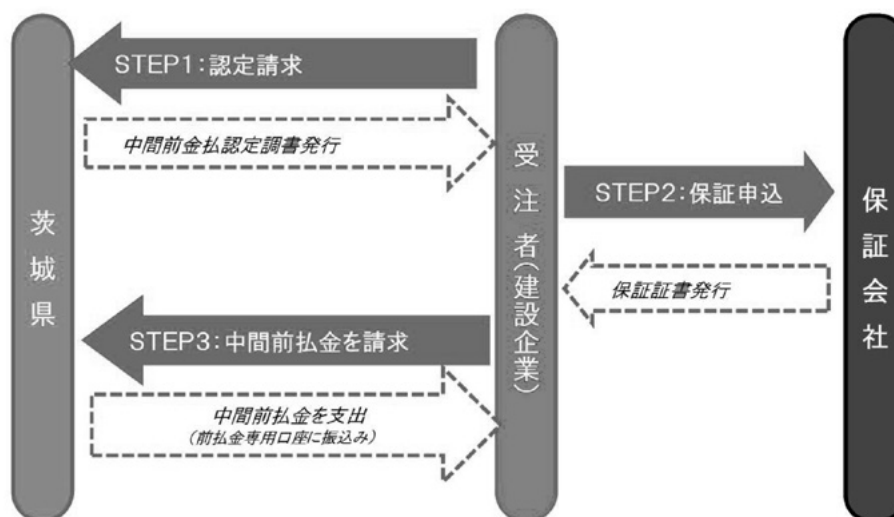
中間前払金制度とは、建設業者への円滑な資金供給により、建設業の経営改善、適正施工の確保を図るため、500万円以上の県発注工事において、従来の契約直後の前払金（請負代金の4割以内）のほかに、以下の一定の条件を満たせば、請負金額の2割の前払金を追加して支払う制度です。

円滑な資金繰り、健全な経営のために積極的に活用してください。

【中間前払金を請求できる条件】

- ・工期の2分の1を経過していること。
- ・工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきこととなっている当該工事に係る作業が行われていること。
- ・既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

【手続きの流れ】



【提出書類】

●認定請求時

1. 中間前払金認定請求書
2. 工事履行報告書

※出来高検査は必要ありません。

●中間前払金請求時

1. 請求書
2. 保証証書(保証会社が発行)

* 中間前払金制度に関する相談は

東日本建設業保証株式会社 茨城支店まで 電話 029-221-3800



中間前金払の認定請求に係る提出書類の簡素化について

R 6 年 4 月 1 日以降の請求分より適用

◆工事書類の標準化に向けて認定請求に係る書類の様式を国の様式に変更

◆制度活用促進を図るため、申請書類の簡素化

《中間前金払の認定請求に係る必要書類》

変更前	変更後 (R6.4.1～)
1 中間前金払認定請求書 ※県独自様式 2 工事履行報告書 ※県独自様式 3 確認資料 (例 実施工程表)	1 中間前金払認定請求書 ※国様式に改正 2 工事履行報告書 ※国様式に改正 3 不要

※ エクセル作成ツールによる認定請求の手続きは、引き続き利用できます。

4 建設工事請負契約書第 25 条（スライド条項）について

工事の契約締結後に賃金水準または物価水準が変動し、その変動額が一定割合を超えた場合、建設工事請負契約書第 25 条（いわゆるスライド条項）に基づき、請負代金額の変更を請求することができます。

以下のいずれかに該当する場合は、スライド条項を適用できる可能性がある
ので、マニュアル等を確認の上、各発注機関へお問合せください。

全体スライド条項

建設工事請負契約書第 25 条第 1 項から第 4 項

請負契約締結の日から 1 年を経過し、かつ賃金水準または物価水準の変動が生じた場合。

単品スライド条項

建設工事請負契約書第 25 条第 5 項

特定の工事材料の価格に著しい変動が生じた場合。

インフレスライド条項

建設工事請負契約書第 25 条第 6 項

急激なインフレまたはデフレが生じ、短期的かつ急激に賃金水準又は物価水準が変動した場合。

✕請求にあたっては、必ず関係資料等をご確認下さい。

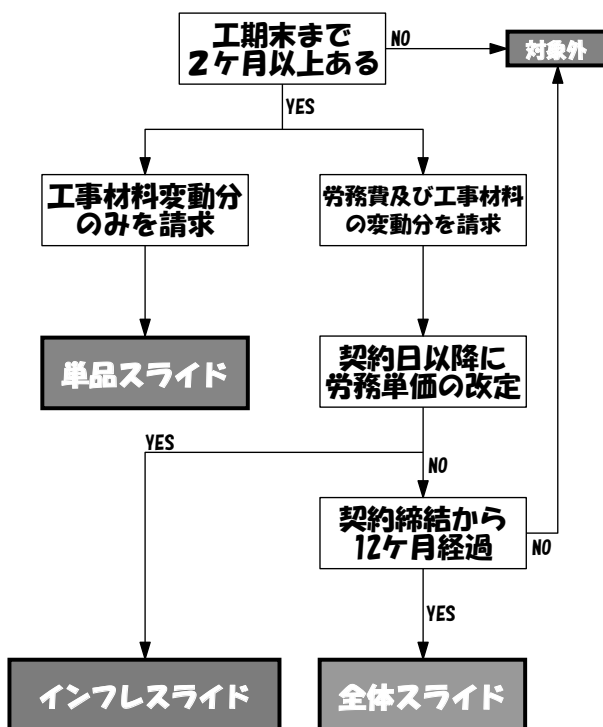
関係資料や請求様式は下記のホームページよりダウンロードできます。

茨城県土木部検査指導課 HP

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/side.html>



スライド条項の適用判断フロー



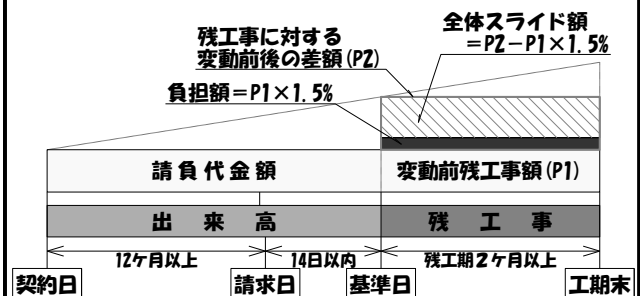
※本フローは標準的な考えを示したものです。個別工事で各スライドが適用可能になるかどうかは各発注機関へお問い合わせください。

全体スライド

- 契約締結から12ヶ月が経過し、かつ労務費と工事材料の変動額が対象工事額の1.5%を超える場合に請求可能です。
- 対象工事額（残工事額）算出のために、発注者が出来高数量の確認を行いますので、基準日における出来高数量の提出が必要です。

スライドの対象	スライドの対象外
基準日以降に施工する部分や購入する工事材料	基準日時点で施工済みの部分や現場搬入済みの工事材料

全体スライド額（下図の赤斜線部）
 = 残工事に対する変動前後の差額 (P2)
 - 変動前残工事額 (P1) × 1.5%



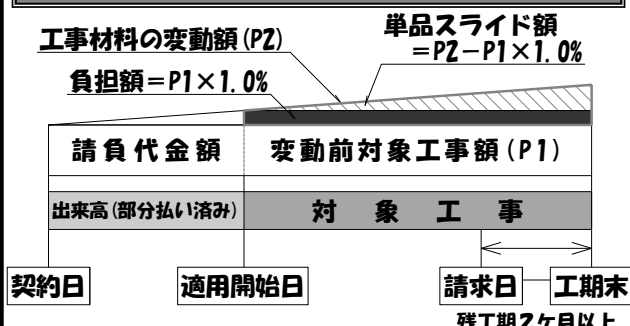
※負担額とは、変動額のうち受注者が負担する割合 (1.5%) から算出した金額のことで、スライド額から除きます。

単品スライド

- 工事材料の品目類毎（銅材類、燃料油等）の変動額がそれぞれ対象工事額の1.0%を超える場合に請求可能です。
- 基本的に実勢単価（県の積算単価）と実際の購入単価の安い方で算出します。（請求書等の提出が必要です）
 ※購入単価の方が高くても妥当性が確認できればその単価を採用します。
- 単品スライドでは、工事材料の変動額のみがスライドの対象になります。（一般管理費等の諸経費の変更は行いません）

スライドの対象	スライドの対象外
変動額が対象工事額の1.0%を超える工事材料	部分払いを行った出来高部分や部分引き渡し部分

単品スライド額（下図の赤斜線部）
 = 工事材料の変動額 (P2)
 - 変動前対象工事額 (P1) × 1.0%



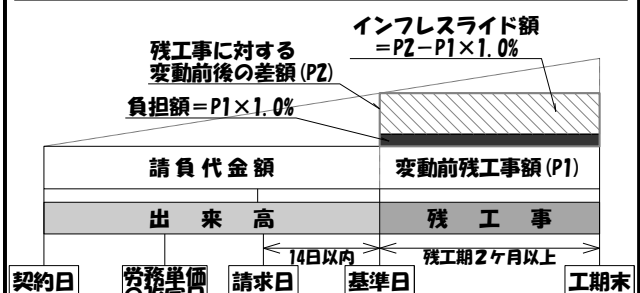
※負担額とは、変動額のうち受注者が負担する割合 (1.0%) より算出した金額のことで、スライド額から除きます。

インフレスライド

- 契約日以降に茨城県公共工事設計労務単価表の改定があり、かつ労務費と工事材料の変動額が対象工事額の1.0%を超える場合に請求可能です。
- 対象工事額（残工事額）算出のために、発注者が出来高数量の確認を行いますので、基準日における出来高数量の提出が必要です。

スライドの対象	スライドの対象外
基準日以降に施工する部分や購入する工事材料	基準日時点で施工済みの部分や現場搬入済みの工事材料

インフレスライド額（下図の赤斜線部）
 = 残工事に対する変動前後の差額 (P2)
 - 変動前残工事額 (P1) × 1.0%



※負担額とは、変動額のうち受注者が負担する割合 (1.0%) から算出した金額のことで、スライド額から除きます。

5 設計変更ガイドライン、工事一時中止ガイドラインについて

茨城県土木部では、適切な設計変更に資するため、平成29年4月に設計変更ガイドラインを制定し、令和3年3月には、工事一時中止ガイドラインの追加等の改定をしました。

本ガイドラインは、受注者・発注者双方にとって共通の手引書として活用できるよう、従来から行ってきた設計変更並びに工事の一時中止の手続きを体系的に整理し、対象事項や必要な手続きなどを明らかにしております。

最新のガイドラインは、下記のホームページで公表しておりますので、ご活用下さい。

茨城県土木部検査指導課 HP（設計変更ガイドライン等）

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/sekkeihenkou.html>



6 社会保険等加入対策について

【現状と課題】

- 下請業者を中心に、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金）に未加入の建設業者が存在しており、技能労働者の処遇が低下し、若年入職者減少の一因
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利
- 令和2年10月1日から建設業の許可について社会保険等の加入が要件化

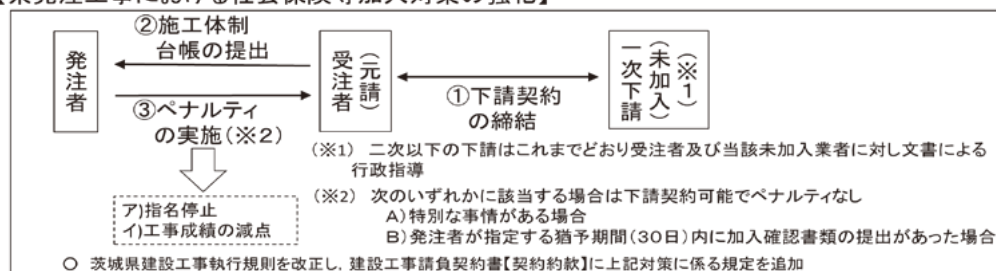
【目的】

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の確保

【本県における社会保険等加入対策】

- H24年11月から、建設業の許可申請時や経営事項審査時に未加入業者に対する加入指導を実施。未加入業者を社会保険等担当部局（日本年金機構、茨城労働局）に通報
- 県工事の入札参加資格において、
 - ・ H25年6月から、格付5業種（土木、建築、管、電気、舗装）のBランク以上を社会保険等加入業者に限定
 - ・ H27年6月から、全ての一般競争入札の参加者を社会保険等加入業者に限定
 - ・ H29年6月から、全ての入札参加資格者（元請業者）を社会保険等加入業者に限定
- H29年4月から、県発注工事において下請業者に未加入業者がいた場合、当該業者に対する加入指導及び元請業者に対する下請業者の指導を徹底するよう注意喚起
- H30年4月から、
 - ① 県発注工事において、一次下請を加入業者に限定（ただし、未加入業者であっても、特別な事情がある場合や猶予期間（30日）内に当該業者が加入したことを確認できる書類を提出した場合は可）
⇒違反した場合、受注者（元請業者）に対し、指名停止及び工事成績の減点を実施

【県発注工事における社会保険等加入対策の強化】



- ② 民間建設工事標準約款等の改正（H29年10月適用）を受け、県発注工事における下請契約においても、請負代金内訳書に法定福利費を明示することを義務付け
- ③ 全国統一の基準で実施される「経営事項審査」においても、社会保険等未加入業者に対する減点措置の厳格化を実施

【経営事項審査における社会保険等加入対策の強化】

社会性等（W点）における点数の算出方法について、これまでは合計値がマイナスとなる場合はゼロとみなすとされているところ、今後はこれをゼロとみなさず、マイナスとして算定

W点における 減点項目	雇用保険 未加入	健康保険 未加入	厚生年金 未加入	民事再生 法等適用	法令 遵守	合計 (A)	W評点 (A × 10 × 190 ÷ 200)	総合評定 値(P)
改正前	-40	-40	-40	-60	-30	0	0	0
改正後	-40	-40	-40	-60	-30	-210	-1,995	-299

総合評定値(P)への反映: 0.15W

（参考1）茨城県の社会保険等加入率

公共事業労務費調査によると、R6年度の加入率は、取組前であるH23年度と比べ大幅に改善

公共事業労務費調査での
社会保険等加入率
(建設企業別)

年 度	H23	H24		R5	R6
茨城県内	73%	78%		99%	99%
全 国	84%	87%		99%	99%

（参考2）法定福利費の確保に向けた県発注工事における対応

H24年6月から、社会保険等の加入に必要な法定福利費（事業主負担分、本人負担分）を予定価格に適切に反映できるよう改善を実施し、さらに、H25年4月から設計労務単価を大幅に引き上げ、それ以降も労働市場の実勢価格を反映するため段階的に引き上げ（R6年3月→R7年3月、平均4.7%増）

【その他の取組】

- 県発注工事における法定外労働災害補償制度の加入について
令和2年4月以降、県発注工事において、予定価格の積算上、現場管理費の率計上の中に法定外労働災害補償制度の保険料を含む積算基準改定を実施
⇒土木部発注工事において、受注者の法定外の労災保険への付保の状況の確認や加入指導を実施

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について 国土交通省

所属する事業所		就業形態	雇用保険	医療保険 (いずれかが加入)	年金保険
事業所の形態	常用労働者の数				
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	5人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
個人事業主	1人～4人	常用労働者	雇用保険※2	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。
(この場合は、協会けんぽに加入し直す必要はない。)

適用除外承認による国民健康保険組合への加入手続については日本年金機構のホームページを参照。
(<http://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/yakuwari/20150518.files/0703.pdf>)

※2 通所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※3 但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る(詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照)

☐ : 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

☐ : 個人の責任において加入するもの

法定福利費を内訳明示した見積書の活用促進について

法定福利費を内訳明示した見積書とは、下請企業が元請企業に対して提出する見積書に、法定福利費を内訳として明示したものです。

当該見積書を活用することによって、技能労働者の適正な水準の労務費と、適切な保険に加入させるために必要な費用（法定福利費）が明確となり、技能労働者の処遇改善と社会保険等の未加入対策の推進につながります。



令和4年7月
茨城県土木部監理課

1 元請企業と下請企業がすべきこと

元請企業は、下請企業に見積条件を提示する際、法定福利費の内訳を明示した見積書を提出するよう、働きかけを行ったり、提出された見積書を尊重して下請契約を締結してください。

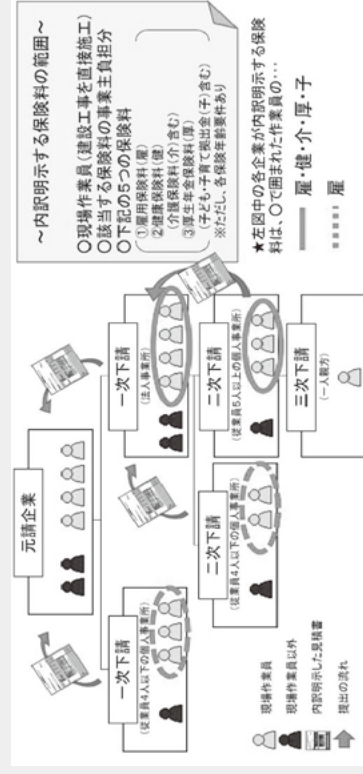
これは、下請企業が再下請企業と再下請負契約を締結する場合も同様です。

なお、当該見積書を尊重せず、実質的に法定福利費相当額を賄うことができずに金額で請負契約を締結した場合は、建設業法第19条の3に違反するおそれがあります。

下請企業は、自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を元請企業に提出してください。（建設業法第20条第1項）

2 内訳明示する法定福利費の範囲

法律上の支払義務がある社会保険料の事業主負担分で、下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費を含めます。



3 法定福利費の算定方法（例）

(1) 法定福利費 = 労務費総額 × 社会保険料率

通常、法定福利費は、年間の賃金総額に各保険の保険料率（4頁の※1）を乗じて計算しますが、各工事の見積りでは労働者の年間賃金を把握することは不可能です。

このため、見積額に計上した労務費を賃金とみなして、それに各保険料率を乗じて算定します。

（労務費総額の算定例）

工事の種類	人工数 (A)	平均日額 (B)	労務費総額 (A) × (B)
作業1	5	10,000円	50,000円
作業2	20	20,000円	400,000円
労務費総額			450,000円

（法定福利費の算定例）

保険料率の種類	法定保険料率 (事業主負担分)	用いる料率 (A)	対象金額 (B)	法定福利費 (A) × (B)
雇用保険料	0.85%	同左	450,000円	3,825円
健康保険料	4.87%	同左	450,000円	21,915円
介護保険料(注)	0.90%	0.9% × 55.7%(注)	450,000円	2,255円
厚生年金保険料	9.15%	同左	450,000円	41,175円
子供・子育て 拠出金	0.36%	同左	450,000円	1,620円
合計	16.13%	15.7313%	-	70,820円

注：法定保険料率は、令和4年5月時点のものです。健康保険料率は協会けんぽ（茨城）を用いています。また、介護保険料は40歳以上65歳未満の者が対象となるため、協会けんぽの被保険者全体に占める40～64歳の割合（55.7%）を用いています。

(2) 法定福利費 = 労務費（請負金額 × 労務費率） × 社会保険料率

労働者へ支払われる賃金総額を正確に算定することが困難な場合は、請負金額に対する賃金総額の割合（労務費率）を用いて算定することができます。

（労務費総額の算定例）

工事の種類	請負金額（税抜） (A)	労務費率 (B)	労務費総額 (A) × (B)
舗装工事一式	1,000,000円	17%(注)	170,000円

注：労務費率は令和4年5月時点の労災保険法上の労務費率表（4頁の※2）の舗装工事業の率を用いています。なお、実際の労務費率は、企業や業種によって異なるため、労務費率表の数値とは必ずしも一致しない場合があります。

（法定福利費の算定例）

保険料率の種類	法定保険料率 (事業主負担分)	用いる料率 (A)	対象金額 (B)	法定福利費 (A) × (B)
雇用保険料	0.85%	同左	170,000円	1,445円
健康保険料	4.87%	同左	170,000円	8,279円
介護保険料	0.90%	0.9% × 55.7%	170,000円	852円
厚生年金保険料	9.15%	同左	170,000円	15,555円
子供・子育て 拠出金	0.36%	同左	170,000円	612円
合計	16.13%	15.7313%	-	26,743円

(3) 法定福利費 = 工事費 × 工事費あたりの平均的な法定福利費の割合

(4) 法定福利費 = 工事数量 × 数量あたりの平均的な法定福利費

(3)と(4)は、自社の施行実績に基づくデータ等を用いて、工事費あたりの平均的な法定福利費の割合や、数量あたりの平均的な法的福利費をあらかじめ算出し、個別工事ごとの法定福利費を算定する方法です。

この方法は、ある程度定型化した工事、工事費の増減又は数量の増減が労務費と比例している工事について使用するのが適当です。

4 見積書の作成例

(1) 法定福利費 = 労務費総額 × 社会保険料率 の場合

〇〇建設株式会社 税 御見積書 (例)

見積金額 ￥866,343 … (ア)+(イ)+(ウ)

項 目	金 額
① 材料費	200,000円
② 労務費 (法定福利費を除く)	450,000円
③ 経費 (法定福利費を除く) (①+②) × 10%	65,000円
小 計	715,000円… (ア)

【法定福利費 (事業主負担分)】

保険料の種類	保険料率 (事業主負担分)	対象金額 (労務費)	法定福利費 (事業主負担分)
雇用保険料	0.85%	450,000円	3,825円
健康保険料	4.87%	450,000円	21,915円
介護保険料	0.90%	450,000円	4,050円
厚生年金保険料	9.15%	450,000円	41,175円
子ども・子育て拠出金	0.36%	450,000円	1,620円
合 計	-	-	72,585円… (イ)

【消費税】

工事価格 (法定福利費を含む)	消費税率	金額
787,585円 (ア) + (イ)	10%	78,758円… (ウ)

(2) 法定福利費 = 労務費 (請負金額 × 労務費率) × 社会保険料率の場合

〇〇建設株式会社 税 御見積書 (例)

見積金額 ￥1,100,000 … (ア)+(イ)

【工事価格 (法定福利費を含む)】

工事名称	数量	金 額
舗装工事	一式	1,000,000円 … (ア)

【消費税】

工事価格 … (ア)	消費税率	金額
1,000,000円… (ア)	10%	100,000円 … (イ)

【法定福利費 (事業主負担分)】

工事価格	平均的な労務費率 (事業主負担分)	平均的な保険料率 (事業主負担分)	法定福利費 (事業主負担分)
1,000,000円… (ア)	17%	15.7313%	26,743円

※ 1 保険料率の確認方法

保険料率の種類	保険料率の入手先	備考
健康保険料率 (介護保険料率)	・協会けんぽのウェブサイト等 (個別に健康保険組合に加入してい る場合は、別途組合にお問合せく ださい。)	(協会けんぽに加入の場合) 都道府県単位の保険料率 加入率 (40～64歳の被保険者 割合) を加味する。
厚生年金保険料率 (子供・子育て拠出金)	・日本年金機構のウェブサイト等 (厚生年金基金に加入している場合 は、別途基金にお問合せください。)	—
雇用保険料率	・厚生労働省のウェブサイト等	「建設の事業」の料率を用い る。

※ 2 労災保険上の労務費率表

事業の種類	事業の種類	
	事業の種類	労務費率
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%
	道路新設事業	19%
	舗装工事事業	17%
	鉄道又は軌道新設事業	24%
	建築事業 (既設建築物設備工事事業 を除く。)	23%
	機械装置の組立て又は据付けの事業	
	組立て又は取付けに関するもの	38%
	その他のもの	21%
	その他の建設事業	
	その他の建設事業	24%

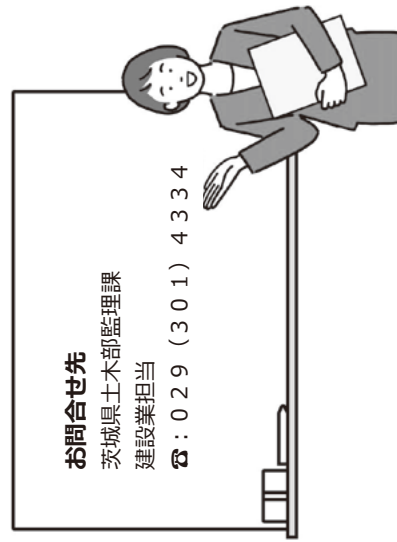
注：この表は令和4年5月時点のものです。最新のものは、厚生労働省のウェブサイトでご確認
ください。

※標準見積書について

各専門工事業団体では、法定福利費の内訳を明示するための標準見積書（フォーマット）を作成しています。また、法定福利費の額を簡便に算定することができるよう、作成手順書を策定しています。

詳細については、以下の国土交通省のウェブサイトからご確認いただけます。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html



◎県発注工事における法定外労働災害補償制度の加入について

改正品確法※において、法定外の労災保険※保険料の予定価格への反映が、発注者の責務として位置づけられたことを踏まえ、土木部では積算基準等を改定し、令和2年度から法定外の労災保険の保険料を積算に反映し、予定価格を設定しております。

以上のことを踏まえ、**令和7・8年度建設工事入札参加資格審査(格付)において、法定外の労災保険を要件化しております。**

※令和5・6年度から要件化

建設工事を受注される皆様のうち、**法定外の労災保険について未加入の事業者におかれましては、趣旨をご理解いただき、すみやかに加入をお願いします。**

なお、法定外の労災保険については、現在、経営事項審査の加点対象となっております。

※品確法：公共工事の品質確保の促進に関する法律

※法定外の労災保険（経営事項審査での加点要件）：

（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第27条の2第1項の規定による認可を受けた共済規定に基づき共済事業を行うもの又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約であって（a）及び（b）に該当するもの。

（a）当該給付が受注者の直接使用関係にある職員のほか、受注者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員も対象にするものであること。

（b）当該給付が労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。

7 発注見通しについて

公共工事の発注者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、当該年度に発注することが見込まれる公共工事（予定価格が250万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって、当該発注者の行為を秘密にする必要があるものを除く。）について、下記の事項を公表することとなっています。

- ・公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- ・入札及び契約の方法
- ・入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

○県発注工事及び建設コンサルタント業務の発注見通しについて

1 公表時期

第1回 4月30日 第2回 7月15日（※1）
第3回 10月15日 随時（※2）

公表日が日曜日、土曜日又は休日にあたる場合は、その日以前の休日ではない日が基本となります。ただし、上記については状況により変更となる場合があります。

（※1）第2回については、建設業者が技術者・技能労働者の配置や資機材等の調達を計画的に行いやすい環境を整備する観点から、平成28年度から試行的に公表時期の1ヶ月前倒し（6月15日）を行っています。

（※2）ゼロ債務負担行為の工事の公表を行うため、平成29年度から12月末に第4回の公表を行っています。

2 公表場所

- ・県建設業担当ホームページ
（トップページ⇒入札情報⇒発注予定情報⇒発注見通し）
<https://kennsetugyou-ibaraki.jp/prefectural-order-outlook/>
- ・公共事業情報センター（県庁舎1階）
- ・各発注機関（本庁各課、各出先機関）

○発注見通しの統合について

発注見通しについては、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、各発注者が連携し、地域ブロック単位等で統合して公表することとされており、茨城県内においても、国の機関・特殊法人・県・各市町村の発注見通しの統合を実施しています。

1 公表時期

年4回（4月期、7月期、10月期、1月期）

※各発注機関が発注見通しを公表した後に公表となります。

2 公表場所

関東ブロック発注者協議会ホームページ

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000152.html>

8 契約手続きにおける電子契約の導入について

県では、DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組の一環として、立会人型電子契約サービスを導入したことから、県土木部が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務において、令和3年7月から電子契約を導入しております。

○電子契約の導入について

電子契約を導入することにより、契約事務の時間（印刷、製本、郵送、押印等の作業が不要）が削減でき、また費用（郵送代、封筒代が不要、契約締結までの時間（郵送に要する時間が不要））を削減することができます。

○操作方法

発注者から送付された電子メールに記載されたリンクをクリックすることで、契約書等についてオンラインで内容を確認し、契約を締結することができます。

締結された契約書等については改ざん不可能な電子署名・タイムスタンプが施されます。

詳細については以下のアドレスから利用ガイドを御確認ください。

- ・建設業担当ホームページメニュー 電子契約 URL

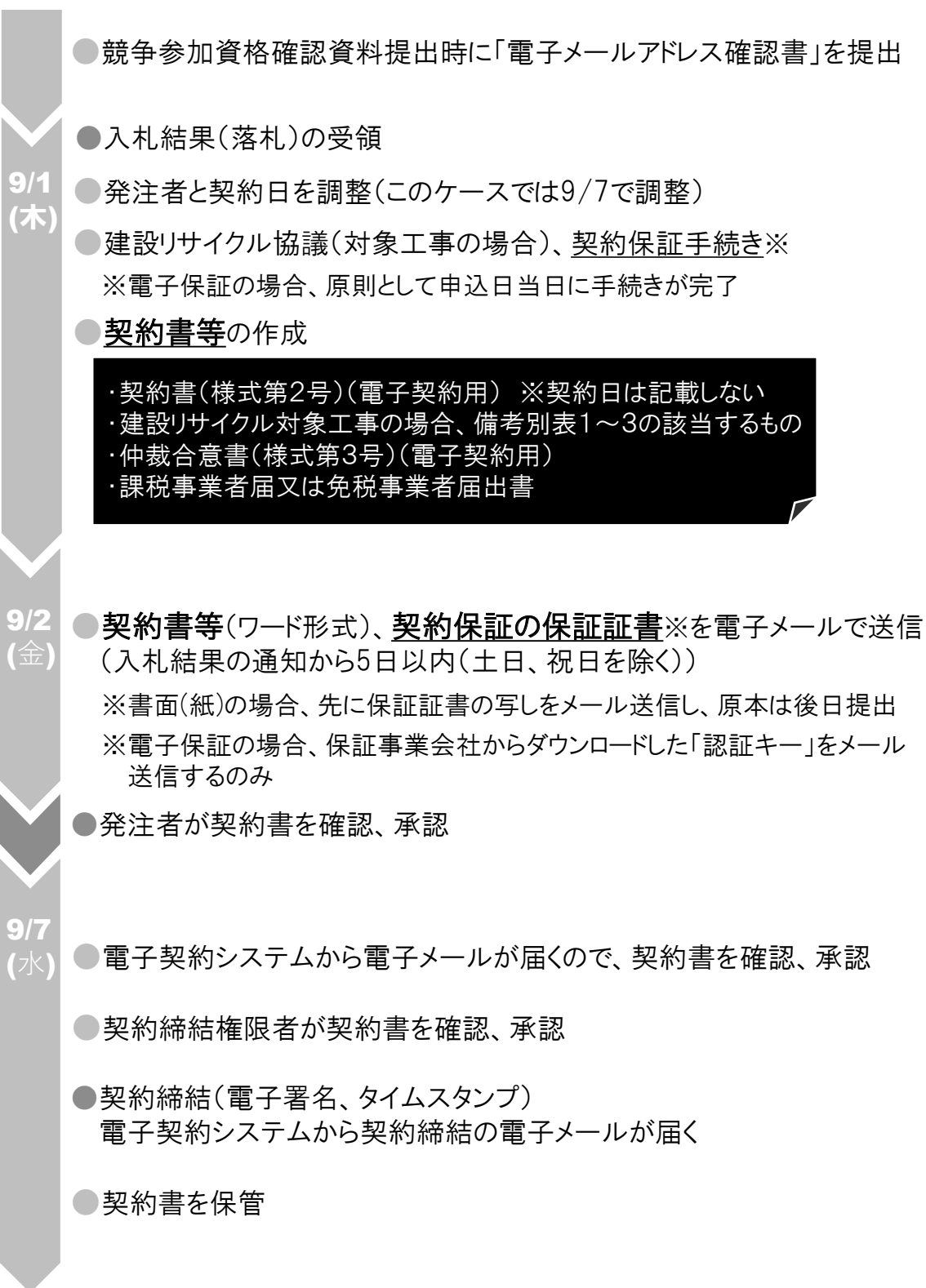
https://kennsetugyou-ibaraki.jp/electronic_contracting/

○対象案件

土木部発注の全ての建設工事及び建設コンサルタント業務。

なお、書面での契約を行うか、電子契約を行うかを選択することができます。

建設工事における電子契約の標準的なフロー



※あくまでも標準的なパターンですので、日程については発注者と協議して下さい。

第4 適正な下請契約の締結について

1 下請契約

(1) 契約締結の方法

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結しなければならない。（建設業法第18条）

契約を締結する場合は、契約の内容となる一定の重要な事項を具体的に記載した書面に、当事者が署名又は記名押印した上、相互に交付しなければならない。

（建設業法第19条第1項）

従来ややもすればみられがちであった、契約当事者の社会的、経済的な力関係によって発生する、片務的な請負契約は、下請代金の未払い等の紛争の原因になる恐れがあります。

当事者が真に対等な立場に立った「公正な契約」とするため、適正な請負契約を締結しなければなりません。

使用する契約書は、建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会）又は同契約約款に準拠した内容を持つものを使用しなければなりません。

契約で定める条項については、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項の全部について必ず記載するようにし、現在使用している契約書で、法の規定に照らし不適当なものは、速やかにその是正を図らなければなりません。

(2) 契約変更の方法

契約の変更が発生した際は、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。（建設業法第19条第2項）

せっかく契約の締結に際し、契約内容を具体的に書面に記載しても、変更の内容を明示しないで変更契約を行えば、紛争の原因となる恐れがあります。

このために、契約変更に際しても変更の内容を書面により明らかにして、双方の了解の上、取り交わされなければなりません。

参 考

○建設業法第18条（建設工事の請負契約の原則）

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

○建設業法第19条（建設工事の請負契約の内容）

建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 工事内容
- 二 請負代金の額
- 三 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- 五 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- 六 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

- 七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
 - 八 価格等（物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第 2 条に規定する価格等をいう。）の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め
 - 九 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
 - 十 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
 - 十一 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し
 - 十二 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
 - 十三 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをすることは、その内容
 - 十四 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
 - 十五 契約に関する紛争の解決方法
 - 十六 その他国土交通省令で定める事項
- 2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

○建設業法第 19 条の 5（著しく短い工期の禁止）

注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

○「建設産業における生産システム合理化指針」（抜粋）（平成 3 年 2 月 5 日付け建設省経構発第 2 号建設経済局長通達）

第 4 適正な契約の締結

(1) 契約締結の在り方

建設工事の施工における企業間の下請契約の当事者は、契約の締結に当たって、次の事項を遵守するものとする。

また、建設工事の内容や工期・工程において、変更又は追加の必要が生じた場合における契約の締結についてもこれに準ずるものとする。

ア 建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結すること。

イ 契約の当事者は対等な立場で十分協議の上、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。

2 下請代金の決定

(1) 見積りの方法

建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費、その他経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積を行うよう努めなければならない。（建設業法第 20 条第 1 項）

また、建設業者は、建設工事の注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を提示しなければならない。（建設業法第 20 条第 2 項）

適正な請負価格を設定することにより、注文者の保護を図るとともに、ダンピングや下請いじめを防止する必要があります。

見積りにあたっては、切土、盛土、型枠工事、鉄筋工事のような工事の種別ごと、本館、別館のような目的物の別ごと等の「工事の種別」ごとに、労務費、材料費、共通仮設費、現場管理費、機械経費等の「経費」等の内訳を明らかにして行わなければなりません。

また、注文者に提示する見積書は、経費等の内訳を明らかにして行った見積りを書面化したものでなければなりません。

(2) 見積期間

建設工事の注文者は、契約の方法が随意契約である場合には契約締結までに、入札による場合には入札までに、請負契約書に記載すべき事項とされている工事内容、工期等の事項について、出来る限り具体的な内容を提示し、その後に、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な一定の期間を設けなければならない。（建設業法第 20 条第 4 項）

※見積期間（建設業法施行令第 6 条第 1 項）

- | | |
|----------------------------|--------|
| ・ 予定価格 500 万円未満 | 1 日以上 |
| ・ 予定価格 500 万円以上 5,000 万円未満 | 10 日以上 |
| ・ 予定価格 5000 万円以上 | 15 日以上 |

建設工事の合理的かつ適正な施工を図るためには、あらかじめ、契約の内容となるべき重要な事項を建設業者に提示し、適正な見積期間を設け、見積り落とし等の問題が生じないよう検討する機会を与えて請負契約の締結に関する判断を行わせなければなりません。

(3) 金額の決定方法

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用し、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。（建設業法第 19 条の 3）

注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用し、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結した場合には、請負人、特に経済的基盤の弱い下請人の経営の安定が阻害されるばかりでなく、それが請負人をして工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段、期間等の採用を強いることとなり、手抜き工事、不良工事等の原因となり、ひいては公衆災害、労働災害等を惹起する結果となります。

このため、請負価格の決定に当たっては、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとする必要があるとあり、そのためには、契約当事者が対等な立場に立ち、見積及び協議を行う等の適正な手順により、契約締結を行わなければなりません。

参 考

○建設業法第 19 条の 3（不当に低い請負代金の禁止）

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

○建設業法第 20 条（建設工事の見積り等）

建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

- 2 建設業者は、建設工事の注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を提示しなければならない。
- 3 (略)
- 4 建設工事の注文者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあっては契約を締結するまでに、入札の方法により競争に付す場合にあっては入札を行うまでに、第19条第1項第1号及び第3号から第16号までに掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までに、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な政令で定める一定の期間を設けなければならない。

○建設業法第20条の2（工期等に影響を及ぼす事業に関する情報の提供）

建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。

○建設業法施行令第6条第1項（建設工事の見積期間）

法第20条第4項に規定する見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は5日以内に限り短縮することができる。

- 一 工事一件の予定価格が五百万円に満たない工事については、一日以上
- 二 工事一件の予定価格が五百万円以上五千万円に満たない工事については、十日以上
- 三 工事一件の予定価格が五千万円以上の工事については、十五日以上

○「建設産業における生産システム合理化指針」（抜粋）（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号建設経済局長通達）

第4 適正な契約の締結

(1) 契約締結の在り方

建設工事の施工における企業間の下請契約の当事者は、契約の締結に当たって、次の事項を遵守するものとする。

また、建設工事の内容や工期・工程において、変更又は追加の必要が生じた場合における契約の締結についてもこれに準ずるものとする。

ア (略)

イ 契約の当事者は対等な立場で十分協議の上、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。

ウ 請負価格は契約内容達成の対価であるとの認識の下に、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとする。

エ 請負価格の決定は、見積及び協議を行う等の適正な手順によること。

オ 下請契約の締結後、正当な理由がないのに、請負価格を減じないこと。

○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（抜粋）（令和2年10月1日一部改訂）

第2 元請企業の役割と責任

(8) 法定福利費の適正な確保

社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定する『通常必要と認められる原価』に含まれるものである。

このため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。

加えて、建設業法第20条第1項において、建設業者は建設工事の請負契約を締結するに際

して、工事内容に応じて、工事種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして建設工事の見積りを行うよう努めなければならないこととされている。このため、元請負人は、専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう下請負人に働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して下請負契約を締結しなければならない。

具体的には、元請負人は、社会保険の保険料が建設業者が義務的に負担しなければならない経費であり、上記「通常必要と認められる原価」に含まれるものであることを踏まえ、下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請負人に提示できるよう、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書（特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあっては、適正な法定福利費を含んだ見積書）を提出するよう明示しなければならない。加えて、社会保険の加入に必要な法定福利費については、提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することも必要である。

下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用（材料費、労務費、その他経費など）で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第 19 条の 3 の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあるので、これを厳に慎むこと。

3 検査・引渡し等

(1) 工事完成の通知を受けてから、検査を完了するまでの期間

下請負人から工事完成の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から 20 日以内にその完成を確認するための検査を完了しなければならない。（建設業法第 24 条の 4 第 1 項）

元請負人がいつまでも工事完成のための検査を行わず、完成した目的物の引き渡しを受けないと、下請負人は、下請代金の支払を受けることができないばかりではなく、その完成した工事目的物の保管責任を負わされ、不測の損害をこうむる恐れがあります。

このように下請負人が不利な立場に陥らないようにするためにも、元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けた日から 20 日以内で、かつ、できる限り短い期間内に工事完成検査を完了しなければなりません。

なお、建設業者が備え付けるべき帳簿（建設業法第 40 条の 3）には、「下請負人に請け負わせた建設工事の完成を確認するための検査を完了した年月日及び当該建設工事の目的物の引渡しを受けた年月日」（建設業法施行規則第 26 条第 1 項第 4 号ハ）を記載しなければなりません。

(2) 引渡しの申し出があつてから、引渡しを受けるまでの期間

検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が引渡しを申し出たときは、当該建設工事の目的物の引渡しを直ちに受けなければならない。（建設業法第 24 条の 4 第 2 項）

下請人が不利な立場に陥らないように、工事完成後における保管責任、危険負担の帰属を速やかに下請負人から元請負人に移転する必要があります。

参 考

○建設業法第 24 条の 4（検査及び引渡し）

元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、

当該通知を受けた日から 20 日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。

- 2 元請負人は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに、当該建設工事の目的物の引渡しを受けなければならない。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から 20 日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合には、この限りでない。

4 下請代金の支払等

(1) 前金払

元請負人は、注文者から前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

(建設業法第 24 条の 3 第 3 項)

特に、公共事業においては、発注者（下請契約における注文者を除く。）からの前金払は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず、前金払制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を、速やかに現金で支払わなければなりません。

(2) 部分払・完成払

元請負人は、注文者から請負代金の支払を受けたときは、支払の対象となった工事を施工した下請負人に対して、1 ヶ月以内に相応する下請代金を支払わなければならない。

(建設業法第 24 条の 3 第 1 項)

特定建設業者は、下請負人（特定建設業者又は資本金額が 4 千万円以上の法人は除く。）から引渡しの申し出があった日から起算して 50 日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければならない。（建設業法第 24 条の 6 第 1 項）

注文者から支払われた工事代金を下請代金の支払いに当てず他に転用したり、元請負人が一方的に支払期日を遅らせたりするような行為は、下請負人を不当に圧迫しているといわざるをえません。

また、特定建設業者については、注文者から支払を受けたか否かに関わらず、工事完成の確認後、下請負人から工事目的物の引渡しの申し出があったときは、申し出の日から 50 日以内に下請代金を支払わなければなりません。

これに違反した特定建設業者に対しては、高率の遅延利息（年 14.6%、建設業法施行規則第 14 条）の支払義務を課せられることになります。（建設業法第 24 条の 6 第 4 項）

参 考

○建設業法第 24 条の 3（下請代金の支払）

元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から 1 月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。

2 （略）

- 3 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

○建設業法第 24 条の 6（特定建設業者の下請代金の支払期日等）

特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約における請負人が特定建設業者又は資本金額が政令で定める金額以上の法人であるものを除く。以下この条において同じ。）における下請代金の支払期日は、第 24 条の 4 第 2 項の申出の日（同項ただし書の場合にあっては、その一定の日。以下この条において同じ。）から起算して 50 日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において定められなければならない。

2 特定建設業者が注文者となった下請契約において、下請代金の支払期日が定められなかったときは第 24 条の 4 第 2 項の申出の日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは同条第 2 項の申出の日から起算して 50 日を経過する日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

3 （略）

4 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となった下請契約に係る下請代金を第 1 項の規定により定められた支払期日又は第 2 項の支払期日までに支払わなければならない。当該特定建設業者がその支払をしなかったときは、当該特定建設業者は、下請負人に対して、第 24 条の 4 第 2 項の申出の日から起算して 50 日を経過した日から当該下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に国土交通省令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

○「建設産業における生産システム合理化指針」（抜粋）（平成 3 年 2 月 5 日付け建設省経構発第 2 号建設経済局長通達）

第 4 適正な契約の締結

(2) 代金支払等の適正化

下請契約における注文者（以下「注文者」という。）からその契約における受注者（以下「受注者」という。）に対する請負代金の支払時期及び方法等については、建設業法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準じた配慮をするものとする。

ア～ウ （略）

エ 前払金の支払を受けたときは、受注者に対して資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう、適切な配慮をすること。

特に、公共工事においては、発注者（下請契約における注文者を除く。以下同じ。）からの前金払は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず前金払制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を、速やかに現金で前金払するよう十分配慮すること。

(3) 現金比率

下請代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、労務費相当分については、現金払としなければならない。（建設産業における生産システム合理化指針）

参 考

○建設業法第 24 条の 3（下請代金の支払）

（略）

2 前項の場合において、元請負人は、同項に規定する下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。

3 （略）

○「建設産業における生産システム合理化指針」（抜粋）（平成 3 年 2 月 5 日付け建設省経構

発第2号建設経済局長通達)

第4 適正な契約の締結

(2) 代金支払等の適正化

下請契約における注文者（以下「注文者」という。）からその契約における受注者（以下「受注者」という。）に対する請負代金の支払時期及び方法等については、建設業法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準じた配慮をするものとする。

ア (略)

イ 請負代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。

(4) 手形期間

手形期間は、60 日以内で、できる限り短い期間としなければならない。

(茨城県建設工事施工適正化指針)

また、特定建設業者は、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならない。

(建設業法第24条の6第3項)

下請代金の支払とは、法律上は原則として現金による支払と解されます。

しかしながら、一般の商慣習においては手形による支払が多いため、一律に禁止することはしていませんが、「割引を受けることが困難」なため、支払を受けたのと同等の効果を生じない手形の交付は禁止されています。

「割引を受けることが困難であると認められる手形」に該当するか否かは、その時の金融情勢、金融慣行、元請負人の信用度及び下請負人の信用度等の事情並びに手形の支払期間を総合的に勘案して判断することが必要になります。

これに違反して、一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形を交付した場合、その手形が支払期日までに割引くことができなければ、建設業法第24条の6第3項に違反することになります。

※ なお、建設企業が遵守すべき元請負人と下請負人の取引のルールである「建設業法令遵守ガイドライン」に下請代金の支払い手段について下記内容が明記されています。

① 下請代金はできる限り現金払い

② 手形等による場合は、割引料等のコストを下請事業者負担させることがないよう、下請代金の額を十分協議

③ 手形期間は60日を超えてはならない。

参 考

○建設業法第24条の6（特定建設業者の下請代金の支払期日等）

1～2 (略)

3 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となった下請契約に係る下請代金の支払いにつき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならない。

5 資材代金の回収

**建設工事に必要な資材をその建設工事の注文者自身から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その建設工事の請負代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせてはならない。
(建設産業における生産システム合理化指針、建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準)**

参 考

○「建設産業における生産システム合理化指針」(抜粋)(平成3年2月5日付け建設省経構発 第2号建設経済局長通達)

第4 適正な契約の締結

(2) 代金支払等の適正化

ア～エ (略)

オ 建設工事に必要な資材をその建設工事の注文者自身から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その建設工事の請負代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせないこと。

○「建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準」(抜粋)(昭和47年4月1日公正取引委員会事務局長通達)

建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準

建設業の下請取引において、元請負人が行う次に掲げる行為は不公正な取引方法に該当するものとして、取り扱うものとする。

一～八 (略)

九 注文した建設工事に必要な資材を自己から購入させた場合に、正当な理由がないのに、当該資材を用いる建設工事に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該資材の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該資材の対価の全部若しくは一部を支払わせることによって、下請負人の利益を不当に害すること。

6 下請代金の支払いに関する紛争の未然防止

(1) 契約内容の書面化の徹底等

契約の内容（契約の内容を変更した場合も）を、必ず書面化する。

下請代金の支払いに関する紛争の多くは、書面での契約を交わしていないことが原因となっています。

紛争になるケースでは、契約内容に関する当事者間の主張が食い違うことが多いため、契約を締結する場合や契約内容を変更する場合は、速やかに書面化する必要があります。

また、契約内容を変更する場合で、速やかな変更契約書の作成等が困難な場合は、当事者が合意した変更内容を書面化し、相互に交付し合うことが必要です。

これらの書面は、後日、紛争が生じた際、自らの債権・債務を主張する証拠となります。

なお、契約内容の書面化にあたっては、当該契約が事業主間の契約（請負契約）なのか、事業主と労働者間の契約（雇用契約）なのかについても注意する必要があります。

参 考

○労働者性の判断について

事業主が労務関係諸経費の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは避けるべきであり、請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）等の労働関係法令に抵触するおそれがあることに留意する必要があります。

労働者であるかどうかは、

- ・仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無
- ・業務遂行上の指揮監督の有無
- ・勤務時間の拘束性の有無
- ・本人の代替性の有無
- ・報酬の労務対償性

をはじめ関連する諸要素を勘案して総合的に判断する必要があります。

なお、具体的な判断にあたっては、下記のパンフレットを参考にしてください。

「みんなで進める一人親方の保険加入」（平成 25 年 3 月、国土交通省）

<https://www.mlit.go.jp/common/00114037.pdf>

(2) 元請負人の留意事項

再下請の状況を、適切に把握・管理する。

特に、特定建設業者は、法律上、重い役割を担っていることから、全ての元請負人が、建設業法の規定や関係する労働基準法等の規定等に違反しないよう指導に努める。

元請負人は、再下請に係る契約が適切に行われているか、再下請先に対する請負代金の支払いや作業員への賃金支払いが適切に行われているか、把握・管理することが重要です。

また、元請負人から資金繰りに関する相談があった場合等は、前金払や出来高払の早期化を行う等の配慮をすることが必要です。

特に、特定建設業者は、当該建設工事に参加している全ての元請負人が、建設業法の規定（建設業法第 19 条など）及び関係する労働基準法等の規定等に違反しないよう指導に努める必要があります（建設業法第 24 条の 7）。

なお、特定建設業者には、当該建設工事に参加している元請負人が、賃金不払又は不行為等を起こした場合、当該特定建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事が必要に応じて適切な措置を講ずるよう勧告できる規定（建設業法第 41 条第 2 項及び第 3 項）がありますので、下請契約の関係者の保護について特に配慮する必要があります。

このように、**特定建設業者は、元請負人として、法律上、特に重い役割を担っていることから、請け負った工事に参加している元請負人の指導・管理を徹底する必要**があります。

(3) 下請負人の留意事項

新規の取引の場合等は、慎重に判断する。

受注後も、契約の内容や条件に変更があった場合は、必ず書面化する。

下請代金の支払いに関する紛争は、「知り合いの企業からの紹介で初めて工事を請け負った。」「かなり以前に取引があったが、久しぶりに取引をした。」といったケースが多く、**新たな取引先や、最近取引がない場合等は、特に慎重な判断が必要**です。

また、工事を受注した後も、「当初示されていた工事内容と現場の状況が異なっていた。」「工事の内容や工期が変更になった。」「工事が一時中止になった。」といった場合は、費用負担に関して当事者間で食い違いが生じ、紛争に繋がりやすいため、**変更の内容や条件等を明確に書面化し、後日、紛争が生じないようにする必要があります**。

(4) 関係者への配慮

資材業者、建設機械または仮設機材の賃貸業者、警備業者及び運送業者等に対しても、前述の事項に準じた配慮をすること。

茨城県が発注する建設工事を受注される皆様へ

- 茨城県が発注する建設工事では社会保険等未加入業者との一次下請契約を原則禁止します。（茨城県建設工事請負契約約款の改正）
- 平成30年4月1日以降に当初契約を締結する建設工事から適用します。

（1）茨城県が発注する建設工事の受注者（元請業者）と社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入義務があるにもかかわらず、加入していない建設業者（社会保険等未加入建設業者）との一次下請契約を原則禁止します。

※ 一人親方の個人事業主など、もともと社会保険等に加入義務がない建設業者との一次下請契約は禁止しません。

（2）例外として、次のいずれかに該当する場合は、社会保険等未加入建設業者であっても一次下請契約を締結することができます。

- ① 当該社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工ができない場合や災害の応急・復旧工事などで特別な事情があると発注者が認めた場合
- ② 発注者が指定した期間内に当該社会保険等未加入建設業者が未加入であった社会保険等に加入した場合

（3）上記に違反した場合、受注者に対し、以下の措置を行います。

- ① 指名停止
- ② 工事成績の減点

詳しくは茨城県ホームページ（<https://kennsetugyou-ibaraki.jp/measures-to-enroll-in-social-insurance>）でご確認いただくか、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先：茨城県土木部監理課

電話029-301-4334

第5 適正な施工体制の確保について

1 適正な施工体制の確保に向けた取り組み

- 建設業は総合組立産業であることから、目的物に応じて多様な専門技術が必要となるとともに、受注生産であることもあって工事量の変動が大きく、この結果、様々な専門工事業者が参加する重層的な下請構造となることが避けられません。このような構造が、施工体制における責任分担の不明確化やペーパーカンパニー等の不良不適格業者の参入をもたらす要因となっていると考えられます。
- こうした不良不適格業者の放置は、適正な競争を妨げ、公共工事の品質確保、コスト縮減等の支障となるとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の発展を阻害するものです。
- このため、本県においても、下記により、技術力・施工力を全く有しないペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、必要とされる技術者の配置を行わない企業等不良不適格業者の市場からの排除の徹底に取り組んでまいります。
- また、平成13年4月1日から公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行され、一括下請の全面禁止、現場施工体制の発注者における点検及び施工体制台帳、施工体系図の写しの発注者への提出の義務づけ、二次以下の下請契約については平成13年10月1日から請負代金の額を明示した請負契約書の添付が必要になるなど、施工体制台帳の拡充が図られております。
なお、施工体制台帳及び施工体系図の作成等の提出については全ての公共工事に適用となります（但し、下請契約の無い場合や下請契約が建設工事に該当しない場合は除きます）。

記

主な不良不適格業者排除の取り組み

- 建設業許可時における常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）の常勤性確認
 - 経営事項審査時における技術者の常勤性確認
 - 暴力団排除の徹底
 - 入札・契約手続きにおける主任（監理）技術者等の常勤性確認及び現場専任の確認の徹底
 - 現場代理人の現場常駐状況の確認の徹底
 - 施工体制台帳の提出及び現場施工体制の立入点検
 - 公共工事におけるCORINS登録確認の徹底
 - 談合その他不正行為の排除の徹底（公正取引委員会への通報等）
 - 公共工事に係る施工体制台帳については二次以下の下請契約における請負代金の額を明示した請負契約書の添付
- 以上、建設業法等に違反していることが明らかな場合には、当該建設業者に対し監督処分等を行うなど、厳正な措置を行ってまいります。

2 現場に配置する技術者について

(1) 主任技術者や監理技術者等の配置

建設業の許可を受けている建設業者は、請け負った工事を施工する場合は、請負代金の大小に関係なく、工事施工の技術上の管理をつかさどる者として、工事現場に必ず主任技術者を配置しなければなりません。（許可を有しない業種区分において、軽微な建設工事として請負う場合も含む。）

また、発注者から直接工事を請け負い、5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上を下請契約する場合は、主任技術者にかえて監理技術者を配置しなければなりません。さらにこの場合、受注した工事の業種について特定建設業の許可が必要です。

なお、監理技術者を専任で配置することが必要になる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、専任特例2号の場合の監理技術者を配置する場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合）には、監理技術者補佐を工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。

（2）主任技術者や監理技術者の工事現場における専任

① 専任が必要な工事

主任技術者及び監理技術者（以下「監理技術者等」という）は、“公共性のある工作物に関する重要な工事”については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任のものでなければなりません。（下請業者が配置する主任技術者の場合であっても、この専任に係る要件は適用されます。）

「公共性のある工作物に関する重要な工事」とは、次の建設工事で工事一件の請負代金の額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上のものをいいます。

ア 国又は地方公共団体等が発注する工事

イ 鉄道、道路、ダム、河川、上下水道、電気事業用施設等公共性のある施設又は工作物の工事

ウ 学校、事務所等のように多数の人が利用する施設の工事をいい、個人住宅を除き、ほとんどの工事がその対象となっています。

② 専任期間の考え方

専任とは、他の工事現場にかかる職務等を兼任せず、常時継続的に当該工事現場にかかる職務にのみ従事していることをいい、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること。）を必要とするものではありません。

なお、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となります。（ただし、契約工期中でも条件によって専任を要しない期間もあります。）

③ 建設業許可における常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、営業所技術者等の関係

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）は、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに、毎日所定の時間中、その職務に従事する必要がありますとされています。また、営業所技術者等についても、一定の条件のもと、特例的に専任を要しない監理技術者等になることができる場合があるのみとなっています（Q&Aの（4）のQ7参照）。よって、これらの者が、専任の監理技術者等として工事現場に配置されることは建設業法違反となります。

（3）監理技術者等に求められる雇用関係

① 直接的雇用関係

直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、資格者証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等によって建設業者との雇用関係が確認できることが必要です。したがって、在籍出向者、派遣社員については直

接的な雇用関係にあるとはいえません。

② 恒常的雇用関係

恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に配置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が充分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことが出来る必要があります。

このため、県発注工事においては、発注者から直接請負う建設業者が専任で配置しなければならない監理技術者等（工事1件の請負代金が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事については、競争参加資格確認申請のあった日（指名競争入札においては入札執行日、随意契約においては見積書の提出のあった日）において、所属建設業者との間に引き続き3ヶ月以上の雇用関係にあるかどうかを確認しています。

（4）監理技術者資格者証及び監理技術者講習

専任の監理技術者又は専任特例2号の場合の監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握しておく必要があることから、**工事の専任の監理技術者として選任されている期間中のいずれの日においても**、有効期限（講習を受けた日の属する年の翌年の1月1日から5年）を経過することのないように、監理技術者講習を受講していなければなりません。さらに、公共工事のほか、監理技術者の専任を要する民間工事についても監理技術者講習の受講が必要です。

監理技術者講習は、所定の要件を満たすことにより国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が実施し、各登録機関から講習の修了者に対し交付される修了履歴は、講習の修了を証明するものとして発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習終了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することが望まれます。

県においては、**監理技術者資格者証及び監理技術者講習履歴の提示を求めています。**

（5）下請負人の主任技術者の配置が免除される特定専門工事

専門工事のうち、施工技術が画一的である等として政令で定めるもの（下請代金の合計額が4,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事）については、元請負人の主任技術者が、下請負人が配置すべき主任技術者の職務を行う場合においては、その建設工事につき、下請負人は主任技術者を置くことを要しません。

この場合、当該元請負人が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し、1年以上指導監督的な実務経験を有し、当該工事の現場に専任で配置する必要があります。また、下請負人は主任技術者を置かない場合、建設工事を他人に請け負わせてはなりません。

<参考>

○監理技術者証の申請についての問合せ先

（一財）建設業技術者センター茨城県支部 水戸市大町3-1-22 電話 029-224-6844

○国土交通大臣の登録を受け監理技術者講習を実施している機関

機関の名称	事務所の所在地	電話番号
（一財）全国建設研修センター	東京都小平市喜平町2-1-2	042-300-1741
（一財）建設業振興基金	東京都港区虎ノ門4-2-12	03-5473-1586
（一社）全国土木施工管理技士会	東京都千代田区五番町6-2	03-3262-7423
（株）総合資格	東京都新宿区西新宿1-26-2	03-3340-3081
（株）日建学院	東京都豊島区池袋2-38-2	03-3988-1175
（公社）日本建築士連合会	東京都港区芝5-26-20	03-3456-2061

※ 講習の実施日時、会場及び受講申込方法等はそれぞれの登録講習実施機関にお問い合わせください。登録機関の最新情報は国土交通省のホームページで確認できます。

3 一括下請負の禁止について

(1) 一括下請負の禁止

- ・ 建設工事の発注者が、受注者となる建設業者を選定するにあたっては、過去の施工実績、施工能力、経営管理能力、資力、社会的信用等様々な角度から当該建設業者を評価するものであり、受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際し当該建設業者に寄せた信頼を裏切ることになります。
- ・ 一括下請負を容認すると、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化等が発生するとともに、施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、建設業の健全な発達を阻害する恐れがあります。
- ・ このため、建設業法第22条は、いかなる方法をもってするかを問わず、建設業者が受注した建設工事を一括して他人に請け負わせること（同条第1項）、及び建設業を営む者が他の建設業者が請け負った建設工事を一括して請け負うこと（同条第2項）を禁止しています。
また、民間工事については、共同住宅を新築する建設工事を除き、事前に発注者の書面による承諾を得た場合は適用除外となりますが（同条第3項）、**公共工事については建設業法第22条第3項は適用されず、全面的に禁止されています。**

＊「いかなる方法をもってするかを問わず」とは、契約を分割したり、あるいは他人の名義を用いるなどのことが行われていても、その実態が一括下請負に該当するものは一切禁止することです。

＊一括下請負により、仮に発注者が期待していたものと同程度、又はそれ以上の良質な建設生産物ができたとしても、発注者の信頼を裏切ることには変わりないため、建設業法第22条違反となります。なお、同条第2項の禁止の対象となるのは、「建設業を営む者」であり、建設業の許可を受けていない者も対象となります。

(2) 一括下請負とは

- ・ 建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。したがって、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与することなく、以下の場合に該当するときは、一括下請負に該当します。

① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合。

＊「その主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、

- 本体工事のすべてを一業者に下請負させ、附帯工事のみを自ら又は他の下請負人が施工する場合や
- 本体工事の大部分を一業者に下請負させ、本体工事のうち主要でない一部分を自ら又は他の下請負人が施工する場合など

(具体的事例)

ア 建築物の電気配線の改修工事において、電気工事のすべてを1社に下請負させ、電気配線の改修工事に伴って生じた内装仕上工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合

イ 戸建住宅の新築工事において、建具工事以外のすべての建設工事を1社に下請負させ、建具工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合

② 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合。

(具体的事例)

- ア 戸建住宅 10 戸の新築工事を請け負い、そのうちの 1 戸の建設工事を 1 社に下請負させる場合
- イ 道路改修工事 2 キロメートルを請け負い、そのうちの 500 メートル分について施工技術上分割しなければならない特段の理由がないにもかかわらず、その建設工事を 1 社に下請負させる場合

- ・ 「**実質的に関与**」とは、元請負人自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいい、具体的には以下のとおりです。
 - ① 発注者から直接工事を請け負った建設業者は、「施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等」として、それぞれ次に掲げる事項を全て行うことが必要です。
 - (i) 施工計画の作成：請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成、下請負人の作成した施工要領書等の確認、設計変更等に応じた施工計画書等の修正
 - (ii) 工程管理：請け負った建設工事全体の進捗確認、下請負人間の工程調整
 - (iii) 品質管理：請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認
 - (iv) 安全管理：安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置
 - (v) 技術的指導：請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認、現場作業に係る実地の総括的技術指導
 - (vi) その他：発注者等との協議・調整、下請負人からの協議事項への判断・対応、請け負った建設工事全体のコスト管理、近隣住民への説明
 - ② ①以外の建設業者は、「施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等」として、それぞれ次に掲げる事項を主として行うことが必要です。
 - (i) 施工計画の作成：請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成、下請負人が作成した施工要領書等の確認、元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
 - (ii) 工程管理：請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
 - (iii) 品質管理：請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則）、元請負人への施工報告
 - (iv) 安全管理：協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
 - (v) 技術的指導：請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守、現場作業に係る実地の技術指導
 - (vi) その他：自らが受注した建設工事の請負契約の注文者との協議、下請負人からの協議事項への判断・対応、元請負人等の判断を踏まえた現場調整、請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理、施工確保のための下請負人調整。
ただし、請け負った建設工事と同一の種類の建設工事について単一の業者と下請契約を締結するものについては、以下に掲げる事項を全て行うことが必要です。
 - 請け負った範囲の建設工事に関する、現場作業に係る実地の技術指導
 - 自らが受注した建設工事の請負契約の注文者との協議
 - 下請負人からの協議事項への判断・対応

なお、建設業者は、建設業法第 26 条第 1 項及び第 2 項に基づき、工事現場における建設工事の施行上の管理をつかさどるもの（監理技術者又は主任技術者。以下単に「技術者」という。）を置かなければなりません。単に現場に技術者を置いているだけでは上記の事項を行ったことにはならず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置けない場合には、「実質的に関与」しているとはいえないこととなりますので注意してください。

- ・ 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事一件ごとに行い、建設工事一件の範囲は、原則として請負契約単位で判断されます。

(3) 一括下請負に対する発注者の承諾

民間工事（共同住宅を新築する建設工事を除く。）の場合、元請負人があらかじめ発注者から一括下請負に付することについて書面による承諾を得ている場合は、一括下請負の禁止の例外とされていますが、次のことに注意してください。

- ① 建設工事の最初の注文者である発注者の承諾が必要です。発注者の承諾は、一括下請負に付する以前に書面により受けなければなりません。
- ② 発注者の承諾を受けなければならない者は、請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせようとする元請負人です。

したがって、下請負人が請け負った建設工事を一括して再下請負に付そうとする場合にも、発注者の書面による承諾を受けなければなりません。当該下請負人に建設工事を注文した元請負人の承諾ではないことに注意してください。

また、事前に発注者から承諾を得て一括下請負に付した場合でも、元請負人は、請け負った建設工事について建設業法に規定する責任を果たすことが求められ、当該建設工事の工事現場に同法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置することが必要です。

(4) 一括下請負禁止違反の建設業者に対する監督処分等

一括下請負の禁止に違反し、他人に請け負わせた者及び一括して他人から請け負った者に対しては、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から、原則として営業停止処分により厳正な措置を行うことになります。

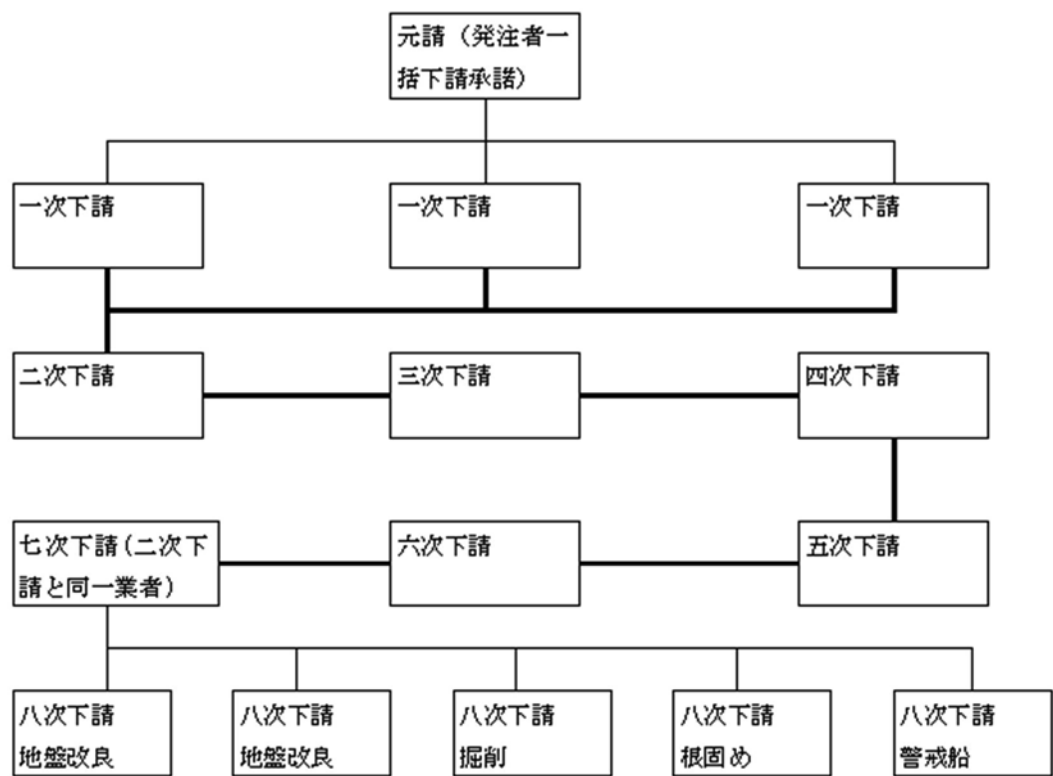
監督処分については、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から原則として営業停止の処分が行われることになります。

なお、一括下請負を行った建設業者は、当該工事を実質的に行っていると認められないため、経営事項審査における完成工事高に当該建設工事に係る金額を含むことは認められません。

4 「一括下請負」の認定事例

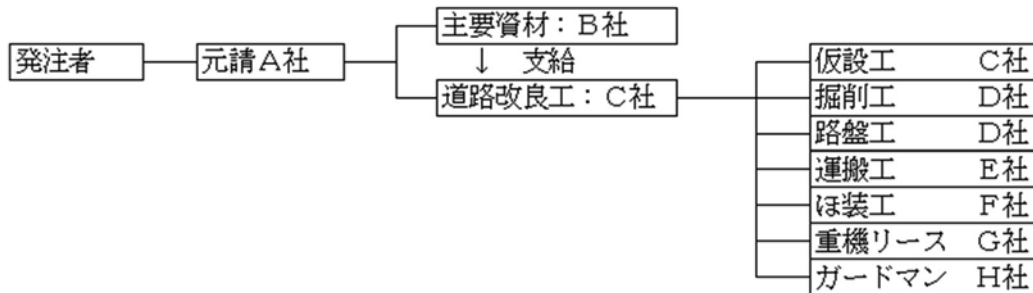
<ケース1>

平成12年度に地方公共団体が発注した河川護岸工事において、元請から下位の下請までそれぞれ連鎖的に一括下請負が行われていた（元請は発注者の書面による承諾を得ていた）。特に、二次下請が再下請として出した工事が、連鎖的に一括下請負が行われ、再度同者に七次下請として戻り施工されるといった、特異なケースであった。また、元請業者は、一次下請の技術者を直接的かつ恒常的な雇用関係がないにもかかわらず監理技術者として配置していた。国土交通省は、大臣許可業者2社に対し、営業停止処分を行った（知事許可業者7社に対しては、都から営業停止処分を行った）。



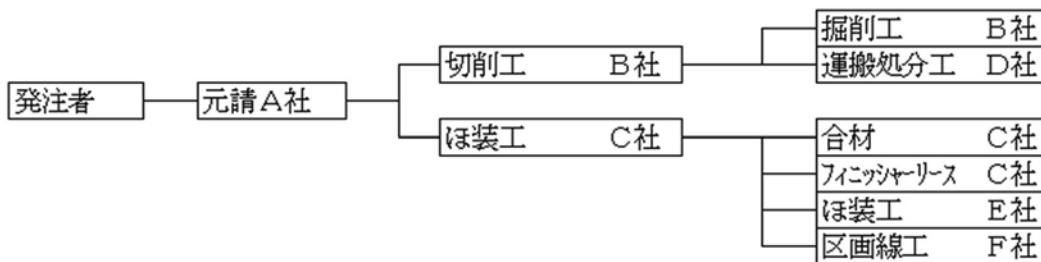
＜ケース２＞ 道路改良工事における事例

元請業者Ａ社が下請業者Ｃ社に建設機械（仮設機材）のリース・残土等運搬・ガードマン等の経費を含め施工を一括発注し、元請業者Ａ社は主要資材の支給は行っているものの、実質的な施工管理（工程管理・安全管理・出来形管理・環境管理・品質管理・下請業者の選定・下請負人間の施工調整等）を行っていない（下請業者が行っていた）



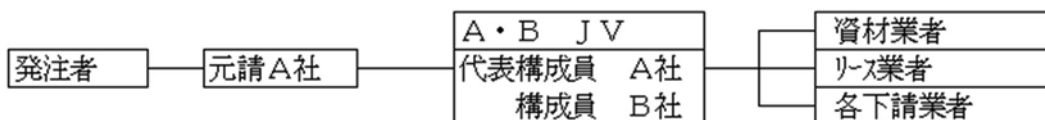
＜ケース３＞ 路面再生（切削オーバーレイ）工事における事例

元請業者Ａ社が下請業者Ｂ社及びＣ社にそれぞれに切削工事と舗装工事を分離発注し、元請業者Ａ社が実質的な施工管理（工程管理・安全管理・出来形管理・環境管理・品質管理・下請業者の選定・下請負人間の施工調整等）を行っていない（下請業者が行っていた）



＜ケース４＞ ペーパーＪＶ結成の事例

元請業者Ａ社が単体で受注した建設工事を他の建設業者Ｂ社と共同企業体（Ａ・ＢＪＶ）を結成し、（工事施工協力協定を締結し、）共同で施工した。



※建設業法第 22 条においては、「その請け負った工事を如何なる方法をもってするとを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。」と規定されている。ここにいう「他人」とは、請負人以外の全ての者をさすことと解釈されており、当該ＪＶは請負人には当たらず、よって「一括下請負」に該当する。

5 指名停止及び監督処分の実施状況

年 度	指 名 停 止										監 督 処 分							
	贈 賄		独禁法違反		工事事務		その他(注1)		計		贈 賄		独禁法違反		その他(注2)		計	
	件数	業者数	件数	業者数	件数	業者数	件数	業者数	件数	業者数	件数	業者数	件数	業者数	件数	業者数	件数	業者数
R1			3	14	7	14	11	12	21	40					2	2	2	2
R2	1	1			3	4	9	9	13	14					8	8	8	8
R3	1	1			8	12	12	14	21	27					8	8	8	8
R4	1	1	1	1	4	5	17	17	23	24					5	5	5	5
R5	0	0	0	0	1	1	18	18	19	19					2	2	2	2
R6	0	0	0	0	3	3	12	14	15	17					3	3	3	3

1 指名停止とは ————— 公共工事発注者が一定期間、不正又は不誠実な行為のあった有資格業者を指名しないこととする内部規制措置。
行政不服審査法の対象となる行政処分ではない。

2 監督処分とは ————— 建設業法に基づき、指示・営業の停止・許可の取消しをすることにより、不適正な者の是正、又は不適格者の排除を行う行政処分。

- (注1) 指名停止 ————— の対象
- 建設業法違反
 - 契約違反（契約不履行）
 - 水質汚濁法違反
 - 業務上過失致死
 - 労働安全衛生法違反
 - 政治資金規正法違反
 - 暴力団と緊密な関係、経営関与
- 等
- (注2) 監督処分 ————— の対象
- 主任（監理）技術者の専任義務違反
 - 政令で定める金額以上の下請契約
 - 請負契約に関する不誠実な行為
 - 労働安全衛生法違反
 - 不正な手段による建設業許可の取得
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反
 - 都市計画法違反
- 等

工事事務について

○安全管理の徹底

工事事務については、現場における安全管理の徹底により、未然防止を図ることが第一です。

○工事事務に対する指名停止措置

県発注工事については県の調査に基づき、それ以外の工事については労働基準監督署等の判断に基づき、安全管理が適切になされていたかどうかにより指名停止措置とすることが判断されます。

※安全管理が適切に行われていれば、工事事務が起きても指名停止措置の対象とはなりません（県発注工事において死亡事故等により指名停止を行うのは、調査の結果安全管理に不適切が認められた場合です）。

○労基署への適切な手続き

以上のことを踏まえ、工事事務が起きたときは、労働基準監督署等への所定の手続きを適切に行うようにしてください。

6 「建設業法」「適正化法」に関する主なQ&A（工事現場の施工体制関係）

（１）施工体制台帳への記載編

Q 1 施工体制台帳や施工体系図に記載すべき業者について基準はあるか。
また、産業廃棄物処理業者（収集、運搬、処分）は記載するのか。

A 1 施工体制台帳、施工体系図には、建設工事の全部又は一部を完成する目的で請負契約を締結した建設業者等を記載することとされている。また、建設工事とは建設業法第2条第1項で規定されている29種類の工事を指している。

産業廃棄物の収集・運搬・処分のみを廃掃法に基づくこれらの許可を受けた業者に委託する場合については、建設工事に該当しないため、施工体制台帳への記載義務は生じない。

Q 2 交通整理員やガードマンの請負については、施工体制台帳に記載する必要があるのか。

A 2 警備会社との契約については、建設工事の下請契約に該当しないため、建設業法上は施工体制台帳への記載、主任技術者の配置義務などはない。

Q 3 ダンプ運搬では、1人親方のダンプ運転手が多く、元請で管理できる実態にはないが、施工体制台帳に記載する必要があるのか。

A 3 1人親方のダンプ運転手の場合でも、通常は建設会社等に車持ちで勤務し、会社との間に実質的な使用従属関係にある労働者とするのが一般的なケースである。

このような場合、建設工事の下請契約には該当せず、施工体制台帳への記載は不要である。

Q 4 施工体制台帳の記載で、材料費の比率が高いため、材料納入業者名を記載すべきか。

A 4 資材の購入については、仕事の完成を内容とする建設工事の下請契約に該当しないため、施工体制台帳への記載は不要である。

（２）施工体制台帳の作成方法等編

Q 1 施工体制台帳に添付する下請契約書は、注文書／注文請書でよいのか。

A 1 建設業法第19条（建設工事の請負契約の内容）に示す事項のうち、個別的事項については注文書／注文請書で契約を締結し、それ以外の一般的事項については基本契約書（又は基本契約約款）による場合は、注文書／注文請書（又は基本契約約款）を提出すれば良いこととされている。（「注文書及び請書による契約の締結について」H12.6.29 建設経済局建設業課長通知）

Q 2 平成13年10月以降の契約工事から二次下請以降の契約額も明示した下請契約書を施工体制台帳に添付することとされたが、工種毎の内訳金額まで必要か。

A 2 建設業法施行規則第14条の2第2項第1号が改正され、平成13年10月1日以降に契約を締結した公共工事については、施工体制台帳に添付する下請契約書の請負代金の額に関して、二次下請以下も明示することが義務付けられたところである。

契約書については、建設業法第19条第1項において記載すべき内容として、「工事内容」、「請負代金の額」、「工事着手の時期及び工事完成の時期」等が定められている。このうち「請負代金の額」については、請負代金の総額を記載すれば、内訳まで記載する義務はない。

なお、「工事内容」については、工種、種別、数量等を具体的に記載する必要がある。

Q 3 工事現場に現場事務所を設置しない場合、施工体系図、建設業法許可を示す標識等はどこに掲示すればよいのか。

A 3 公共工事の施工体系図については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）」第15条第1項により、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることとされている。

現場事務所を設置しない場合は、主任（監理）技術者等が常駐する事務所等に設置すれば良いと考えられる。また、公衆の見やすい場所としては、道路に面する場所等が考えられる。

Q 4 工事現場に掲示する標識については、下請も掲示する必要があるか。

A 4 標識の掲示については、建設業法第40条によりその掲示が義務づけられており、元請・下請は問わなかったが、令和2年10月1日の建設業法の改正により、許可証の掲示義務は元請のみとなり、下請が掲示する必要はなくなった。そのかわり下請については、施工体系図に許可番号を記載することが必要となっている。

Q 5 複数の工事であっても同一の主任（監理）技術者等が管理を行うことが合理的である場合には、複数の工事を同一の主任（監理）技術者等でよいとされるケースもあるが、この場合、施工体制台帳等も同一となるのか。

A 5 主任（監理）技術者等が兼任の場合でも、施工体制台帳・施工体系図は別々に作成することになる。

Q 6 主任技術者としての資格を証明する場合で、建設業法第7条第2号ロの「建設工事に10年以上の実務経験」に該当するときは、どのような書面が必要か。

A 6 建設工事に関する10年以上の実務経験を証明する書面としては、建設業法施行規則第3条第2項第2号に示す書式（様式第9号実務経験証明書）等を参考に、実務経験を証明する使用者の証明書が必要となる。

（3）下請契約

Q 1 建設機械のオペレーター付きリース契約は、建設工事の請負契約とみなされるのか。

A 1 建設機械のリース契約でも、オペレーターが行う行為は建設工事の完成を目的とした行為として考えられ、建設工事の請負契約に該当する。

また、この場合のオペレーターが労働者派遣法で禁止されている建設業務への労働者派遣に該当する可能性があるため、建設業法に基づく請負契約を締結する必要がある。

Q 2 下請業者で応援的に2～5人などと借り上げることがあるが、建設工事の請負契約（再下請契約）になるのか。

その場合、ほんの数日間という一時的なものにも関わらず、施工体制台帳・施工体系図を整備し、主任技術者を選任（専任でなくとも）しなければならないのか。

A 2 応援労働者の調達に当たっては、労働者派遣事業法に抵触しない契約形態を選択する必要がある。結果として建設業者と請負契約を締結した場合は、当然主任技術者を選任させる必要がある。

Q 3 甲型JVが元請として受注した建設工事について、その一部を共同企業体の構成員に下請発注することは認められるのか。

A 3 例えば、構成員数3社の甲型JV（出資比率A：B：C＝40：30：30）が元請として受注した建設工事について、その工事のうちの50％を構成員Cに下請発注すると仮定する。

この場合、Aが本件工事に関与する割合は、出資比率 $40 \times 1/2 = 20$ となり、Bが本件工事に関与する割合は、出資比率 $30 \times 1/2 = 15$ となる。一方、Cが本件工事に関与する割合は、出資比率 $30 \times 1/2 = 15$ だけでなく、下請として施工する $100 \times 1/2 = 50$ が加わり、合計として65の割合で関与することとなる。

この結果、ABCが本件工事に関与する割合は、A：B：C＝20：15：65となり、出資比率と比べて実質的にCの関与する割合が大きくなってしまうことになるので、出資比率に応じた責任を分担し工事を施工するという共同企業体の趣旨に反する。従って、このような下請発注は原則として認められない。

Q 4 特定建設業の許可を有している会社と一般建設業の許可を有している会社とで共同企業体を結成する場合、工事金額 5,000 万円（建築一式工事については 8,000 万円）以上の下請発注をすることができるか。

A 4 建設業法第 16 条では、「発注者から直接請け負った建設工事について、その工事の全部又は一部を 5,000 万円（建築一式工事については 8,000 万円）以上となる下請契約を締結して施工しようとする者は、特定建設業法の許可を受けなければならない」旨が規定されている。

本条の適用について、共同企業体に関しては、昭和 53 年 3 月 20 日建設省計振発第 11 号で、甲型 J V においてはできる限り代表者を含む 1 社が、乙型 J V においては当該構成員が、特定建設業の許可を有していることとされている。

また、甲型 J V については、質問にあるような下請発注は建設業法上は認められているものの、本通知が発出された昭和 53 年当時と現在とでは経済状況が大きく異なっており、サブとなる構成員企業だけでなく代表者となる企業についても倒産等で脱退する事例も多くなっていることを踏まえ、施工能力の確保という観点から、各構成員が特定建設業の許可を有していることが望ましい。

Q 5 土木工事において、一次下請が建設業の許可を受けていない二次下請と労務のみ（400 万円相当）の契約をし、材料（200 万円相当）を一次下請から二次下請に支給して施工させることは問題ないか。

A 5 建設業法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の 2 第 1 項のとおり、土木工事の場合、建設業の許可を受けていない者でも、請負代金の額が 500 万円未満の軽微な建設工事を請け負うことができる。

ただし、建設業法施行令第 1 条の 2 第 3 項のとおり、材料を注文主から提供する場合、その市場価格を請負代金の額に加えたものを請負代金の額とすることとされている。従って、この様な契約をすると、建設業法と抵触することとなり、その契約をした一次下請業者は処分を受ける恐れが生じる。

（４）技術者の配置等

Q 1 主任（監理）技術者等については、当該企業と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるとされているが、何故か。

- A 1
1. 建設工事の発注者は、過去の施工実績、施工能力等を評価し信頼した上で、受注者を選定している。受注者はこの信頼を裏切ることのないよう、持っている技術力を十分に発揮する必要がある。
 2. 建設業者の持つ技術力が十分に発揮されるためには、
 - （イ）技術者と企業の責任関係が明確であること
 - （ロ）技術者が企業の持つ技術力を熟知し、十分かつ円滑に企業の持つ技術力を活用できること
 - （ハ）企業が、技術者の持つ技術力を熟知し、技術者を適切に工事現場に設置できることが必要であり、このためには、技術者と企業との雇用関係が直接的かつ恒常的である必要があると考えられる。

Q 2 出向者は、企業との直接的かつ恒常的雇用関係を有するといえないのか。

- A 2 1. 技術者と企業との雇用関係が恒常的であるためには、労働者である技術者と企業との責任関係が明確であることが必要である。また、企業と労働者の責任関係が明確であるためには、就業規則において、就労条件（労働時間、休日、安全衛生等）、身分の得喪関係（退職、解雇、退職金等）、賃金、福利厚生等についての取り決めが定められていることが必要である。
2. これに対し、一般的な出向では、労働者が出向元事業主との労働契約を維持（一部停止）しつつ、出向先事業主との限定的な労働契約関係に入るという形態がとられている（いわゆる在籍出向）。
3. すなわち、出向者には、身分の得喪関係、賃金、福利厚生等の就業規則については、出向元における適用を受けることが多いため、出向先では、出向者との責任を明確にするための就業規則を確保できていない。
- したがって、出向者は、企業と直接的雇用関係にある者とはいえない。

※ 企業集団内の出向社員に係る監理技術者等については、一定の要件を満たすことにより直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱う。
（令和6年3月26日付け国土交通省通知）。

Q 3 主任（監理）技術者等が適格であるかどうかの判断の要件は何か。

A 3 主任（監理）技術者等の適格性を判断する要件としては、次のとおりである。

- （イ） 監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴を有していること
 - （ロ） 資格又は実務経験が適正であること
 - （ハ） 当該企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
 - （ニ） 専任義務のある工事の場合、他工事の技術者、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、営業所技術者等となっていないこと（ただし、専任特例2号の場合の監理技術者は2件の工事現場で監理技術者を兼務することができる。）
- また、発注者が工事の発注にあたり、主任（監理）技術者等に対して一定規模以上の工事経験を有すること等を入札、契約の条件とする場合もある。

Q 4 元請が事業協同組合の場合、専任の主任（監理）技術者等は、組合員からの出向者でも良いか。

A 4 事業共同組合は、中小企業等協同組合法第3条に基づくもので、同法第4条により法人とみなされており、組合が建設業を営む場合には建設業の許可の対象となり得るものである。

事業協同組合が、工事を元請として請け負った場合、主任（監理）技術者等は事業協同組合と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要であり、組合員からの出向者は当該工事の主任（監理）技術者等にはなり得ない。

また、工事の一部を組合員に下請として施工させる場合には、組合員との間で下請契約を締結する必要があるため、元請の事業協同組合としては主任（監理）技術者等を現場に専任で配置し、工事全般に実質的に関与することが必要である。

※ 官公需適格組合における組合員からの在籍出向者に係る主任技術者又は監理技術者については、一定の要件を満たすことにより直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱う。なお、一定の要件については、国土交通省土地・建設産業局建設業課長による確認を受けなければならない。
(平成28年3月24日付け国土交通省通知)。

Q 5 請負額が500万円未満の場合、主任技術者の設置は不要か。

A 5 建設業法第26条第1項によると、建設業者は請負った建設工事を施工するときは、主任技術者を置かねばならないこととされている。

また、同法第2条第3項では、「建設業者」を同法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者と定義している。

したがって、建設業の許可を受けた請負者が建設工事を請負って施工する場合は、請負額に係わらず、元請又は下請の如何に係わらず主任技術者を配置しなければならない。

なお、建設業の許可を1業種も受けないで建設業を営む者が、軽微な建設工事を請負って施工する場合は、主任技術者の配置義務は生じない。

Q 6 工事現場の専任の主任（監理）技術者等と営業所技術者等は兼任することはできないのか。

A 6 営業所技術者等は、営業所に常勤（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。）を行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められている。

ただし、特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない主任技術者又は監理技術者となることができる

(平成15年4月21日付け国土交通省通知)。

Q 7 それでは、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）となっている者が、工事現場の専任の主任（監理）技術者になることについてはどうか。

A 7 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）は、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに、毎日所定の時間中、その職務に従事（テレワークを行う場合を含む。）している必要があるとされている。つまり、工事現場に主任（監理）技術者等として専任配置されてしまうと、毎日所定の時間中、本社、本店等において常勤役員等（経營業務の管理責任者等）としての職務に従事できないことになるので認められない。

Q 8 技術者の専任制を判断する際の金額は、消費税込みで判断するのか。

A 8 技術者の専任制（土木工事では契約額4,500万円以上）、監理技術者の設置の必要性（土木工事では下請契約の合計額5,000万円以上）を判断する際の金額は、消費税込みで判断する。

Q 9 土木工事で、一次下請から二次下請に5,000万円以上の下請をする場合、一次下請も主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならないか。

A 9 建設業法第26条第2項及び同施行令第2条に示すとおり、発注者から直接請負った特定建設業者で、一次下請契約額の合計が一定金額以上（土木工事5,000万円以上）となる場合は、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない、とされている。

従って、監理技術者の配置が必要となるのは元請だけであり、一次下請の場合は、5,000万円以上の下請契約を行っても主任技術者を配置すれば良い。

（5）請負契約

Q 1 建設業法における「元請負人」とは元請業者を指し、「下請負人」とは1次下請業者のことを指すのか。

A 1 元請負人と下請負人については、建設業法第2条第5項において次のように定義されている。

「発注者」＝建設工事（他の者から請け負ったものを除く）の注文者

「元請負人」＝下請契約における注文者で建設業者であるもの

「下請負人」＝下請契約における請負人

建設業法上の元下関係を図解すると

通 称	発注者	→	元請業者	→	一次下請	→	二次下請	→	三次下請
建設業法上	発注者	→	元請業者	→	下請業者				
					元請業者	→	下請業者		
							元請業者	→	下請業者

Q 2 相指名業者が下請業者となることや、相指名業者から、合材を購入することは問題があるか。

A 2 建設業法としては、特に制限する条文等はない。

ただし、談合等不正行為の排除の観点から、発注者の判断として、個別相指名業者の下請参入等について、何らかの取扱いを行っている場合があるので個々の発注者と相談すること。

(6) 一括下請負

Q 1 : 施主から500万円未満で地盤改良工事を請け負ったが、都合により自ら施工することができなくなったため、利益はもちろん経費も一切差し引かずに、A社に500万円でこの工事の全部を下請負させた。この場合でも一括下請負に該当することになるのか。

A 1 : 建設業法が一括下請負を禁止しているのは、発注者は契約の相手方である建設業者の施工能力等を信頼して契約を締結するものであり、当該契約に係る建設工事を実質的に下請負人に施工させることはこの信頼関係を損なうことになることから、発注者保護という観点からこれを禁止しているのであって、中間搾取の有無は一括下請負であるか否かの判断においては考慮されない。

従って、本件のように請け負った建設工事をそっくりそのまま下請負させれば、元請負人が一切利潤を得ていなくても一括下請負に該当する。

Q 2 : 小学校の増築工事を請け負い、当該工事の主たる部分である基礎工事、躯体工事、仕上工事及び設備工事を1社に下請負させた。一応現場には当社の技術者を置いているが、この場合でも一括下請負になるのか。

A 2 : 請け負った建設工事の主たる部分を一括して下請負させる場合であっても、元請負人として自ら総合的に企画、調整及び指導を行い、当該下請負させた部分の施工につき実質的に関与をしていれば、一括下請負には該当しない。

しかし、単に現場に技術者を置いているというだけでは「実質的に関与」しているとはいえない。「実質的に関与」しているとの判断がされるためには、自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導、監督等を実際に行っていることが必要である。

Q 3 : A市の公民館の新築工事を落札・契約し、当該工事のうち基礎工事と躯体工事について下請契約をB社と締結した。3月後、この公民館の外構工事の入札が実施され、これを落札・契約したが、当該外構工事については公民館の本体工事と場所も同一で、工期も一部重なっていることから、本体工事と一体として施工することとし、当該外構工事についてB社と追加変更契約を締結したところ、発注者であるA市から外構工事について一括下請負に該当すると指摘されたが、本当か。

A 3 : 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事1件ごとに行うものであり、建設工事1件の範囲は原則として請負契約単位で判断することになっている。

本件の場合、外構工事が本体工事とは別に入札・発注されていることから、たとえ外構工事が本体工事と施工場所も同一で工期も一部重なっていたとしても、本体工事と外構工事を取りまとめて1件の建設工事として扱うことはできない。従って、この外構工事全部をB社に下請負させるとすれば、一括下請負に該当することとなる。

Q 4：道路改修工事に関して、その工事の全部をA社1社に下請負させたが、工事に必要な資材を元請負人としてA社に提供している。この場合も一括下請負になるのか。

A 4： 適正な品質の資材を調達することは、施工管理の一環である品質管理の一つではあるが、これだけを行っても、元請負人として自ら総合的に企画、調整及び指導をし、その施工に実質的に関与しているとはいえず、一括下請負に該当することになる。

Q 5：一括下請負の禁止は元請負人だけでなく下請負人にも及ぶということだが、下請負人には一括下請負に該当するか、元請負人が「実質的に関与」しているかどうかがよく分からないこともあるのではないか。

A 5： 発注者保護という一括下請負禁止規定の趣旨からは、直接契約関係にある元請負人の責任がまず問われるべきであり、また、特に公共発注者においては、施工力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われないよう適格に対応することが求められると考えられるが、下請負人においても、工事の施工に係る自己の責任の範囲及び元請の監理技術者等による指導監督系統を正確に把握することにより、漫然と一括下請負違反に陥ることのないよう注意する必要がある。

そもそも、誰が元請負人における当該工事の施工の責任者であるのか分からない状態で下請負人の施工が適切に行われることは考えられず、下請負人にとって元請負人の的確な技術者が配置されていると信じるに足る特段の事由があり事後に適格性がないことなどが判明した等やむを得ない事情がない限り、元請負人において適格な技術者が配置されず、実質的に関与しているといえない場合には、原則として、下請負人も建設業法に基づく監督処分等の対象となる。

Q 6：A市から電線共同溝工事を請け負い、電線共同溝の本体工事をB社に下請負させ、その他の信号移設工事や、植栽・移植工事等はそれぞれ他の建設業者に下請負させている。この場合も、一括下請負に該当するのか。

A 6： 複数の建設業者と下請契約を結んでいた場合であっても、その建設工事の主たる部分について一括して請け負わせている場合は、元請負人が実質的に関与している場合を除き、一括下請負となる。本件のような場合には、実質的な関与の内容について精査が必要と考えられる。

Q 7：A県からトンネル工事を請け負い、工事の全体の施工管理を行っているが、工事が大規模であり、必要な技術者もあいにく十分に確保することができなかったため、1次下請負人にも施工管理の一部を担ってもらい、主たる工事の実際の施工は2次以下の下請負人が行っている。このような場合も一括下請負に該当するのか。

A 7： 元請負人も1次下請負人も自らは施工を行わず、共に施工管理のみを行っている場合、実質関与についての元請負人と1次下請負人それぞれどのような役割を果たしているかが問題となり、その内容如何によって、その両者又

はいずれかが、一括下請負になる。特に、元請負人と1次下請負人が同規模・同業種であるような場合には、相互の役割分担等について合理的な説明が困難なケースが多いと考えられる。

Q 8 : A県から橋梁工事を受注したが、隣接工区で実際に施工を行っている建設業者に、施工の効率的観点からも有効と考え、工事の大部分を下請負させた。このような場合も一括下請負に該当するのか。

A 8 : 自らが請け負った建設工事の主たる部分を一括して他人に請け負わせた場合には、実質的な関与をしている場合を除き、一括下請負に該当する。

本件のケースのような場合には、下請負人が隣接工区を含め、一体的に施工し、工事全体にわたって主体的な役割を果たしているケースが多いと考えられ、元請負人の実質的な関与について疑義が生じるケースであると考えられる。

Q 9 : 地盤改良整備を含む道路改良工事を請け負ったが、当該地盤改良には、特別な工法が要求されるため、地盤改良技術を持つ子会社に実際の工事を行わせた。分社化は、経営効率化の要請によるものであり、また、子会社とは連結関係にあることから一括下請負に該当しないと考えるが如何か。

A 9 : 連結関係の子会社であるとしても、実際の工事を一括して他社に行わせた場合、別々の会社である以上、一括下請負に当たる。このように、親会社が自ら実質的な業務を行わない場合には、親会社を介さず直接子会社に請け負わせることが適当である。

Q 10 : 機器・設備等の設置工事を一次下請として請け負ったが、当社では当該機器・設備の製造のみを行っており、実際の建設工事については、施工品質があると当社が認めた認定工務店（二次下請）が行った。当社は当該機器・設備の設置マニュアルの作成や工務店の認定の業務を行っているが、この場合でも一括下請負に該当するのか。

A 10 : 設置マニュアルの作成や工務店の認定のみでは、現場における技術指導を行ったとは言えず、一括下請負に当たる。このような場合は機器・設備の売買契約等を締結し、建設工事の請負契約自体は元請負人が直接認定工務店と締結することが適当である。

仮に設置工事の請負契約を締結した場合は、監理技術者等を配置するとともに、「一括下請負とは」※に掲げた施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことが必要である。

※ 参照：本テキスト「第5 適正な施工体制の確保について」→
「3 一括下請負の禁止について」→「（2）一括下請負とは」

Q 11 : 「実質的に関与」していることの確認は、具体的にどのような方法で行うのか。

A 11 : 一括下請負の疑義がある場合には、まず、当該元請負人の監理技術者等に対して、具体的にどのような作業を行っているのかヒアリングを行う。ヒアリングの際、そ

の請け負った建設工事の施工管理等に関し、十分に責任ある受け答えができるか否かがポイントになる。

また、必要に応じ、下請負人の主任技術者からも同様のヒアリングを行うことが有効である。

その場合、元請負人が作成する工事日報、安全指示書等を確認して、実際に行った作業内容を確認することが有効である。これらの帳簿の中に、具体的な作業内容が記載されていない場合、又は記載されていても形式的な参加に過ぎない場合等は一括下請負に該当する可能性が高いと言える。

Q12：民間工事についても、共同住宅を新築する建設工事については一括下請負が禁止されたが、具体的にはどのような建設工事が禁止の対象となるのか。

A12：建設業法施行令第6条の3に規定にする「共同住宅を新築する建設工事」については一括下請負が禁止されている。

「共同住宅を新築する建設工事」とは、一般的には、マンション、アパート等を新築する建設工事が該当することになるが、長屋を新築する建設工事は含まれない（共同住宅であるか、長屋であるかは、建築基準法第6条の規定に基づき申請し、交付される建築済証（建築確認申請証及び添付図書を含む。）により判別することが可能である）。

なお、共同住宅を新築する建設工事については、元請負人と1次下請負人の下請契約のみならず、当該建設工事における全ての下請契約について、一括下請負が禁止されている。従って、事前に発注者の書面による承諾を得たとしても、主たる部分を一括して請け負わせることはできない。

7 施工体制台帳について

(1) 施工体制台帳の整備

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請契約の総額が、5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上になる場合には、工事現場ごとに監理技術者を設置するとともに、工事全体の施工管理の状況が分かる施工体制台帳（作業員名簿を含む。）、再下請負通知書（作業員名簿を含む。）及び施工体系図を作成し、工事現場ごとに備え付けることが義務付けられています。

公共工事においては建設業法等の一部を改正する法律により、平成27年4月1日から、下請負契約がある場合は、その総額にかかわらず施工体制台帳及び施工体系図を作成する必要がある、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出し、かつ、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければなりません。

また、建設業法施行規則の改正により、令和2年10月1日から、施工体制台帳及び再下請負通知の記載事項に建設工事に従事する者に関する事項が追加されました。（民間工事においても適用）。

これら法令改正に併せ、茨城県建設工事施工適正化指針を改正し、施工体制台帳等の参考様式も改めました。

(2) 施工体制台帳の構成

- ① 施工体制台帳及び作業員名簿
- ② 発注者との契約書の写し
- ③ 元請業者と一次下請業者との契約書の写し
- ④ 主任（監理）技術者等及び専門技術者が資格を有することを証明する書類の写し
- ⑤ 主任（監理）技術者等及び専門技術者が雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し
- ⑥ 再下請負通知書及び作業員名簿（一次下請以下の下請負業者が再下請契約を行う場合）
- ⑦ 再下請負業者との契約書の写し

(3) 1号特定技能外国人の従事の状況の記載について

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律により、新たな在留資格「特定技能」が創設されたため、施工体制台帳および再下請負通知書の記載事項として「1号特定技能外国人の従事の状況」が追加となり、平成31年4月1日から記載することとなっています。

(4) 建設工事に従事する者に関する事項の記載について

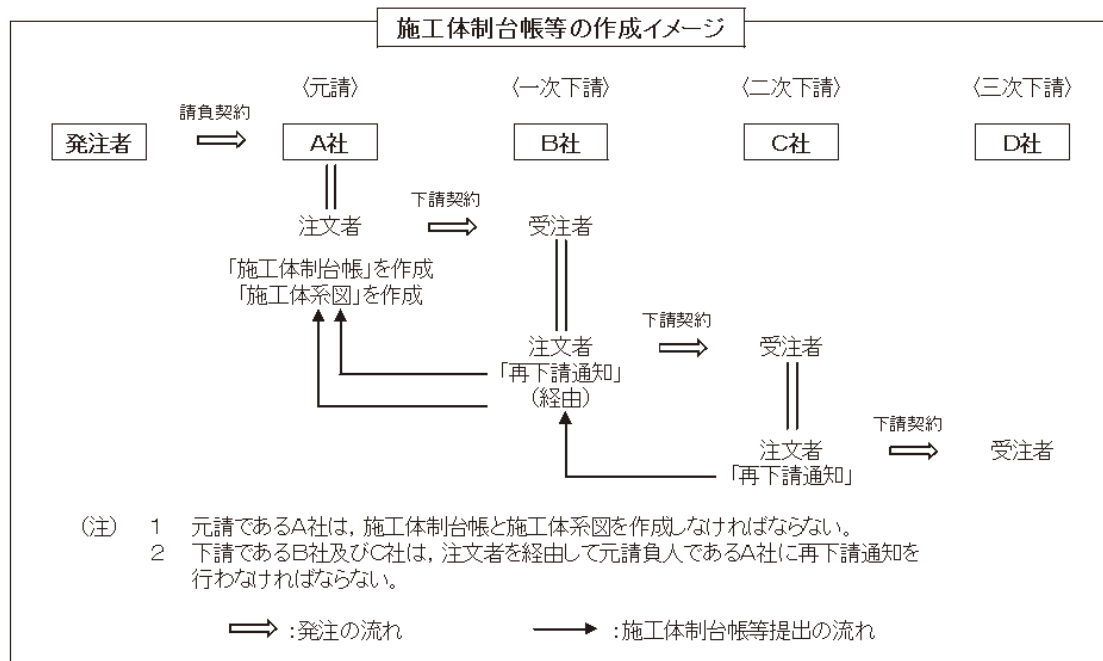
建設業法施行規則の改正により、監理技術者を補佐する者の氏名及び保有資格及び建設工事に従事する者に関する以下の事項が施工体制台帳及び再下請負通知書の記載事項として追加となり、令和2年10月1日から記載することとなっています。

- ア 監理技術者を補佐する者について、氏名及び保有資格
- イ 当該建設工事の従事者に関する事項
 - ・ 氏名、生年月日及び年齢
 - ・ 職種
 - ・ 社会保険の加入状況
 - ・ 中退共又は建退共への加入の有無
 - ・ 安全衛生に関する教育を受けているときはその内容
 - ・ 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（※工事に従事する者が希望しない場合は記載を要しない。）

(5) 施工体系図の記載事項

建設業法施行規則の改正により、下請負人に関する以下の事項が施工体系図の記載事項として追加となり、令和2年10月1日から記載することとなっています。

- ア 代表者の氏名
- イ 特定専門工事の該当の有無
- ウ 当該下請負人が受けた建設業の許可の番号
- エ 受けた許可の一般建設業及び特定建設業の別



記入例

事業所の名称 橋梁下部工事作業所
・現場ID ○○
所長名 ○○ ○○

本書面に記載した内容は、作業員
名簿として安全衛生管理や労働災
害発生時の緊急連絡・対応のため
に近隣関係者に提示することにつ
いて、記載者本人は同意していま
す。

作業員名簿

(○年○月○日作成)

一次会社名
・事業者ID

提出日 ○年 ○月 ○日
(2次)会社名
・事業者ID

元請
確認欄

提出日 ○年 ○月 ○日

番 号	ふりがな 氏名 技能者ID	※ 職 種	生年月日 年齢	健康保険		建設業退職金 共済制度 中小企業退職金 共済制度	教 育 ・ 資 格 ・ 免 許		入場年月日
				年金保険	雇用保険		雇入・職長 特別教育	技能講習	
1	いばらき いちろう	〇〇工	○年○月○日	健康保険組合		有	雇入時教育	玉掛	○年○月○日
	茨城 一郎		30歳	厚生年金		無	職長教育	型枠支保工	○年○月○日
	〇〇〇〇			〇〇〇〇					○年○月○日
2	いばらき じろう	〇〇工	○年○月○日	健康保険組合		有	雇入時教育	小型移動式クレーン	○年○月○日
	茨城 二郎		45歳	厚生年金		無	職長教育	玉掛	○年○月○日
	〇〇〇〇			〇〇〇〇					○年○月○日
3	いばらき さぶろう	〇〇工	○年○月○日	健康保険組合		有	雇入時教育		○年○月○日
	茨城 三郎		60歳	厚生年金		無	職長教育		○年○月○日
	〇〇〇〇			〇〇〇〇					○年○月○日
4	いばらき しろう	〇〇工	○年○月○日	雇用除外		有	雇入時教育		○年○月○日
	茨城 四郎		76歳	受給者		無	職長教育		○年○月○日
	〇〇〇〇			〇〇〇〇					○年○月○日
5			年 月 日				○注意事項 1 建設業法では作業員名簿の様式は定められていません ので、この様式によらずに構いません。 2 記入欄の着色部は、建設業法施行規則で定められた 記載事項です。(ただし、教育・資格・免許については、 建設工事に従事する者が希望しない場合は除きます。)		年 月 日
			歳						年 月 日
			年 月 日						年 月 日
6			年 月 日						年 月 日
			歳						年 月 日
			年 月 日						年 月 日
7			年 月 日						年 月 日
			歳						年 月 日
			年 月 日						年 月 日
8			年 月 日						年 月 日
			歳						年 月 日
			年 月 日						年 月 日

(注) 1. ※印刷欄には次の記号を入れる。

- ① …現場代理人 ② …作業主任者 ((注) 2.) ③ 女 …女性作業員 ④ …18歳未満の作業員
- ⑤ …主任技術者 ⑥ …職 長 ⑦ 安 …安全衛生責任者 ⑧ …能力向上教育 ⑨ …危険有害業務・再発防止教育
- ⑩ …外国人技能実習生 ⑪ ⑫ …外国人建設就労者 ⑬ …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても
他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の適任としなければならぬ。

- (注) 3. 経歴年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。
(注) 4. 各仕別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒にしてもよい。
(注) 5. 資格・免許等の写しを添付すること。(発注機関への提出は要しない。)
- (注) 6. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称 (健康保険組合、協会けんぽ、建
設国保、国民健康保険) を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である
等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
(注) 7. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称 (厚生年金、国民年金) を記載。
各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
(注) 8. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険
者の場合には左欄に「日雇保険」と記載) 事業主である等により雇用保険の適用除
外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
(注) 9. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無につい
ては、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
(注) 10. 安全衛生に関する教育の内容 (例：雇入時教育、職長教育、建設用リフ
トの運転の業務に係る特別教育) については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
(注) 11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格 (例：登録〇〇基幹
技能者、〇級〇〇施工管理技士) を有する場合は、「免許」欄に記載。
(注) 12. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

再下請負通知書

《母子請負関係》		二次下請建設 〇〇		代表者名		〇〇 〇〇
会社名ID 事業者ID		茨城県〇〇市〇〇町999				
住所		TEL: 0000-00-0000				
工事名称 及び工事内容		AAA橋下部工事に伴う土工事 土工事				
工期		自 令和3年 4月28日 至 令和3年 7月30日		契約日		令和3年 4月27日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日	
		業種	番号	年	月
と	大品 特定 工事業(一般)	第 22222 号	令和元年	6 月 15 日	
	大品 特定 工事業(知事)	第 号	年	月 日	

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険	雇用保険
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
		営業所の名称		厚生年金保険	雇用保険
		本店		44-XXXX-4444	666-666666-6

現場代理人名	〇〇 〇〇	安全衛生責任者名	〇〇 〇〇
補給及び 意見申出方法	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	〇〇 〇〇
主任技師者名	〇〇 〇〇	雇用管理責任者名	〇〇 〇〇
資格内容	専任 実務経験（10年・とび	専門技術者名	

① 外国人技能実習生の 従事者の状況 (有無)	有 (無)	② 外国人技能実習生の 従事者の状況 (有無)	有 (無)
----------------------------	-------	----------------------------	-------

○参考

専門技術者は、土木一工工事又は建築一式工事を請け負う事業者が、その一部を自ら施工する場合には配置する必要がある。(建設業法)

安全衛生責任者は、特定元方事業者(元請)が総合安全衛生責任者を選任しなければならない場合において、仕事を自ら行う(労働係請負人(下請負人)が各々選任する必要がある)。(労働安全衛生法)

安全衛生推進者は、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場ごとに選任する必要がある。(労働安全衛生法)

雇用管理責任者は、建設事業を行う事業所に選任する必要がある。(建設業雇用改善法)

○注意事項

1 建設業法では再下請負制度は禁止されているので、この様式によりとらなく、この様式を一部(下請負)と一部(再下請負)とに分ける場合がある。

2 記入欄の着色部は、建設業法第3条第3項に規定されている記載事項で、その際は記載不要である。

3 説明書きに着色がないものは「権限及び選任の申出方法」に書面により通知することにより契約書に定められている旨を

・雇用管理責任者は、建設事業を行う事業所ごとに選任する必要があります。(建設業雇用改善法)

○注意事項

- 1 建設業法では再下請賞通知書の様式は定められていませんので、この様式によらずに構いません。
- 2 記入欄の着色部は、建設業法施行規則で定められた記載事項です。
- 3 説明書などに着色がないものは、技術者等を置かない場合もある。その際は記載不要です。

「権限及び発令申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっているので、その通知書や契約書に定められている旨を記載します。

○参考

専門技術者は、土木一式工事又は建築一式工事を監督し負ける業者が、その一部を自ら施工等に配置する必要がある（建設業法）。

安全衛生責任者は、特定元方事業者（元請）が統括安全衛生責任者を選任しなければならない場合において、仕事を自ら行う関係係員（下請負人）が各々選出する必要がある（安全衛生法）。

安全衛生推進者は、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場ごとに選任する必要があります。（労働安全衛生法）。

雇用管理責任者は、建設事業を行う事業所に2以上に選任する必要があります。（建設業雇用改善法）。

保険の適用を受ける営業所に
て、行っていない場合、適用を受
ない営業所が複数あり、そのうち一
つについて行っていない場合、その場
合「未加入」従業員規模等により、
保険の適用が除外されている場
合は「適用除外」を○で囲む。

記入例

作成建設業者が登録した契約書に記載された工期を記入

施工体系図

発注者名	茨城県〇〇〇〇〇〇〇事務所
工事名	構内〇〇第〇〇-〇〇-〇〇〇-〇〇-〇〇〇号 構内下配工事(AAA棟)
元請名・事業者ID	元請建材(株)〇〇
監督員名	〇〇 〇〇
監理技術者名	〇〇 〇〇
監理技術者補佐名	〇〇 〇〇
専門技術者名	〇〇 〇〇
担当工事内容	電気工事
元方安全衛生管理者	〇〇 〇〇
元方安全衛生責任者	〇〇 〇〇
副会長	〇〇 〇〇
会長	〇〇 〇〇

作成建設業者が監督した契約書に記載された工期を記入

一次下請を監督する
ために作成建設業者が監督員を置いた
場合に氏名を記入

作成建設業者が監理技術者補佐を置いた場合に氏名を記入

元方安全衛生管理者を具体的に記入

元方安全衛生責任者を具体的に記入

作成建設業者が監督した契約書に記載された工期を記入

工期	令和3年 4月 21日
至	令和3年 10月 15日

会社名・事業者ID	(特)一次下請建設・〇〇
代表者名	〇〇 〇〇
許可番号	茨城県知事 第XXXX号
一般/特定/別	一般 (特)
安全衛生責任者	〇〇 〇〇
主任技術者	〇〇 〇〇
特定専門工事の担当	有 (特)
専門技術者	〇〇 〇〇
担当工事内容	電気工事
工期	令和3年4月24日～令和3年6月20日

会社名・事業者ID	(四)二次下請建設・〇〇
代表者名	〇〇 〇〇
許可番号	茨城県知事 第XXXX号
一般/特定/別	一般 (特)
安全衛生責任者	〇〇 〇〇
主任技術者	〇〇 〇〇
特定専門工事の担当	有 (特)
専門技術者	〇〇 〇〇
担当工事内容	電気工事
工期	令和3年4月28日～令和3年7月30日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

作成建設業者が元方安全衛生管理者を置いた場合に氏名を記入

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

下請負人が請け負った建設工事の具体的な内容を記入

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入

下請負人の商号名称を記入
建設許可法第17条第1項第1号の2に規定する場合はIDを記入

下請負人の建設業の許可番号を記入

下請負人の建設業許可の種類(一般建設業の特定建設業)を記入

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

下請負人が安全衛生責任者を置いた場合に氏名を記入

下請負人が主任技術者を置いた場合に氏名を記入

下請負人が特定専門工事(下請代金の合計額が4,500万円未満の1棟工事及び型枠工事)の該当の有無を記入

下請負人が専門技術者を置いた場合に氏名及び担当する工事内容を具体的に記入

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

〇注意事項

- 建設業法では施工体系図の様式は定められていませんので、この様式によらずに構いません。
- 記入欄の着色部は、建設業法施行規則で定められた記載事項です。
- 説明書きに着色がないものは、技術者を置かない場合にも、その欄は記載不要です。
- 下請負人が建設業の許可を受けていない場合には、下請負人に関する主任技術者及び専門技術者等については記載不要です。

なお、建設業の許可を受けている場合には、特定専門工事に該当する場合は、並列に開くなら主任技術者の配置が必要です。

5 公共工事で下請負契約を締結した場合は、全ての工事で施工体系図の作成が必要です。

現場の技術者(代理人)のための 働き方改革Q & A

令和5年3月
茨城県土木部



茨 ひより (茨城県公認Vtuber)

はじめに

建設業においては、工事現場の技術者や代理人の継続的な技術研鑽や働き方改革への対応が喫緊の課題となっております。

このため、茨城県土木部では、育児や介護等による途中交代や研修等のため工事現場を一時不在となる場合のルール等についてQ & A集として取りまとめました。

今後は、このQ & A集を、発注機関の担当者と現場の技術者や代理人の皆さんで共有し、工事現場の働き方改革を推進してまいります。



目次

途中交代

- Q 1 主任（監理）技術者の途中交代は、どのような場合に認められますか。… 1 頁
- Q 2 途中交代の時期やタイミングは、どうすればよいですか。… 2 頁
- Q 3 傷病により途中交代する場合、医師の診断書を提出する必要がありますか。… 2 頁
- Q 4 男性が育児をする場合も、途中交代が認められますか。… 3 頁
- Q 5 総合評価で申請した技術者を交代する場合、代替の技術者は申請と同じ内容（資格、施工経験等）を満たす必要がありますか。… 3 頁
- Q 6 現場代理人の途中交代は、どのような場合に認められますか。… 4 頁
- Q 7 主任（監理）技術者及び現場代理人を途中交代する場合、どのような手続きが必要ですか。… 4 頁
- Q 8 主任（監理）技術者と現場代理人を兼務していますが、途中交代が認められるのは、どのような場合ですか。… 5 頁

目次

一時不在

- Q 1 専任の主任（監理）技術者が、研修・試験等により現場を離れたい（一時不在）が認められますか。… 6 頁
- Q 2 一時不在のA2②イの「必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する」とは、具体的にどのようなことですか。… 7 頁
- Q 3 専任の主任（監理）技術者の代理の技術者として、他の工事の配置技術者や、営業所の専任技術者を配置することはできますか。… 7 頁
- Q 4 連絡を取り得る体制として、携帯電話で対応してもいいですか。… 8 頁
- Q 5 現場に戻りうる体制に代えて、テレビ会議等により現場の状況を把握し、指示ができる体制で対応してもいいですか。… 8 頁
- Q 6 専任の主任（監理）技術者が、休暇（子供の学校行事等）で、現場を離れたいが認められますか。… 9 頁
- Q 7 現場を一時不在にする場合の代理の技術者には、どのような要件が必要ですか。… 9 頁
- Q 8 専任の主任（監理）技術者が、資機材の調達や社内打合せなどで、一時、現場を離れたいが認められますか。… 10 頁

目次

一時不在（続き）

- Q 9 現場代理人が、研修・試験等により現場を離れたい（一時不在）が認められますか。 …10頁
- Q 10 現場代理人が、休暇（子供の学校行事等）で、現場を離れたいが認められますか。 …11頁
- Q 11 現場代理人が、資機材の調達や社内打合せなどで、一時、現場を離れたいが、認められますか。 …11頁
- Q 12 専任の主任（監理）技術者又は現場代理人が現場を一時不在にする場合、どのような手続きが必要ですか。 …12頁
- Q 13 中間、部分引渡、完成等に係る検査日に、子供の行事が重なってしまいました。どうすればよいですか。 …13頁



目次

その他

- Q 1 常勤の役員を、専任の主任（監理）技術者として配置することはできますか。 …14頁
- Q 2 技術者が産休・育休中の場合、経営事項審査や格付の評価対象から除外されてしまいますか。 …14頁
- Q 3 専任の監理技術者の配置が必要な工事の入札に参加したいのですが、既に監理技術者を別の工事の専任で配置しています。この入札に参加できませんか。 …15頁



Q 1 主任（監理）技術者の途中交代は、どのような場合に認められますか。

A 1

次のいずれかの場合に認められます。

- ① 技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の場合
- ② 受注者の責任によらない契約事項の変更に伴う場合
- ③ 工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- ④ 工事工程上、技術者の交代が合理的な場合



1

Q 2 途中交代の時期やタイミングは、どうすればよいですか。

A 2

事前に発注者と協議し、工程上、一定の区切りとなる時点で交代してください。
なお、工事の継続性や品質確保に支障がないよう、必要な対策（※）を講じてください。

※ 例えば、工事の規模や難易度等に応じて、一定期間重複して技術者を配置するなど

Q 3 傷病により途中交代する場合、医師の診断書を提出する必要がありますか。

A 3

必要ありません。会社の申立書（傷病名、療養期間等を記載）を提出してください。

2

Q 4 男性が育児をする場合も、途中交代が認められますか。

A 4
認められます。

Q 5 総合評価で申請した技術者を交代する場合、代替の技術者は申請と同じ内容（資格、施工経験等）を満たす必要がありますか。

A 5
適正な施工を確保する観点から、可能な限り同じ内容を満たす技術者としてください。
やむを得ない場合は、入札公告で指定した建設業法上の要件を満たす技術者で、受注者と発注者との協議により、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。
なお、総合評価において、「若手技術者の配置」により評価をされている場合、若手技術者として評価されない技術者に変更した場合には、工事成績評点を減ずる措置を行います。

3

Q 6 現場代理人の途中交代は、どのような場合に認められますか。

A 6
直接的かつ恒常的な雇用関係がある常勤の職員であれば、特に制限はありません。
ただし、現場代理人は、工事現場の運営、取締りのほか、契約に基づく受注者の一切の権限を行使する者のため、その行使に支障のないようにしてください。
なお、総合評価において、「若手技術者の配置」により評価をされている場合、若手技術者として評価されない現場代理人に変更した場合には、工事成績評点を減ずる措置を行います。

Q 7 主任（監理）技術者及び現場代理人を途中交代する場合、どのような手続きが必要ですか。

A 7
事前に発注者と協議し、現場代理人及び主任・監理技術者等選（改）任通知書を提出してください。

4

Q 8 主任（監理）技術者と現場代理人を兼務していますが、途中交代が認められるのは、どのような場合ですか。

A 8

途中交代の A 1 と A 6 を、いずれも満たした場合に認められます。



5

Q 1 専任の主任（監理）技術者が、研修・試験等により現場を離れたい（一時不在）が認められますか。

A 1

以下のすべてを満たす場合は認められます。

- ① 現場を離れる期間が、原則として、連続して 7 日（休工日を除く。）を超えないこと。
- ② 以下のいずれかの方法で、適切な施工ができる体制を確保すること。
 - ア 必要な資格を有する代理の技術者を配置すること。
 - イ 工事の品質確保等に支障の無い範囲内※において、連絡を取り得る体制と、必要に応じて現場に戻りうる体制を確保すること。
- ③ 一時不在時の体制について、発注者の了解を得ていること。

※工事の品質確保等に支障の無い範囲内とは、茨城県土木工事共通仕様書に規定する「品質管理基準及び規格値」に記載されている試験項目を実施しない場合、又は不可視部分を施工しない場合であること。

6

一時不在

Q 2 一時不在のA 1 ②イの「必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する」とは、具体的にどのようなことですか。

A 2

現場で緊急対応が必要な重大な事象（例えば事故）が発生した場合は、速やかに現場に戻ってください。通常施工時は連絡がとれれば問題ありません。

ただし、応急復旧工事など、現場の危険性が高い工事（受発注者間の協議により決定）の場合は、常に現場に戻れるようにしてください。

Q 3 専任の主任（監理）技術者の代理の技術者として、他の工事の配置技術者や、営業所の専任技術者を配置することはできますか。

A 3

代理の技術者は、代理として配置された工事現場に係る職務にのみ従事する必要がありますので、他の工事の配置技術者や、営業所の専任技術者を配置することはできません。

7

一時不在

Q 4 連絡を取り得る体制として、携帯電話で対応してもいいですか。

A 4

差し支えありません。

Q 5 現場に戻りうる体制に代えて、テレビ会議等により現場の状況を把握し、指示ができる体制で対応してもいいですか。

A 5

テレビ会議等の遠隔臨場は、あくまで発注者の立ち会い等を前提にしていますので、このような場合には該当しません。



8

一時不在

Q 6 専任の主任（監理）技術者が、休暇（子供の学校行事等）で、現場を離れたいが認められますか。

A 6
一時不在の A 1 と同じです。

Q 7 現場を一時不在にする場合の代理の技術者には、どのような要件が必要ですか。

A 7
入札公告で指定した建設業法上の要件を満たす技術者であれば、差し支えありません。
施工経験は総合評価で申請した条件を満たす必要はありません。
なお、適正な施工を確保する観点から、可能な限り同じ内容を満たす技術者としてください。

9

一時不在

Q 8 専任の主任（監理）技術者が、資機材の調達や社内打合せなどで、一時、現場を離れたいが認められますか。

A 8
一時不在の A 1 と同じです。

Q 9 現場代理人が、研修・試験等により現場を離れたい（一時不在）が認められますか。

A 9
以下のすべてを満たす場合は認められます。
① 現場を離れる期間が、原則として、連続して 7 日（休工日を除く。）を超えないこと。
② 直接的な雇用関係がある連絡員を配置すること。

10

一時不在

Q10 現場代理人が、休暇（子供の学校行事等）で、現場を離れたいが認められますか。

A10
一時不在のA9と同じです。

Q11 現場代理人が、資機材の調達や社内打合せなどで、一時、現場を離れたいが、認められますか。

A10
一時不在のA9と同じです。



11

一時不在

Q12 専任の主任（監理）技術者又は現場代理人が現場を一時不在にする場合、どのような手続きが必要ですか。

A12
契約後に以下を発注者に提出（ASP等により）してください。
なお、あらかじめ提出しておけば、一時不在にする際に再度提出する必要はありません。

- ① 代理の技術者を配置する場合は、必要な資格に係る証明書及び直接的かつ恒常的な雇用関係を証する健康保険証等
- ② 専任の主任（監理）技術者が現場を一時不在にする場合には、連絡方法（携帯番号等）
- ③ 現場代理人が現場を一時不在にする場合には、連絡員、連絡方法（携帯番号等）及び直接的な雇用関係を証する健康保険証等

12

一時不在

Q13 中間、部分引渡、完成等に係る検査日に、子供の行事が重なってしまいました。どうすればよいですか。

A13

検査は、受注者の職員で工事及び成果物の内容を説明できる方が立会いできれば差し支えありません。



13

その他

Q1 常勤の役員を、専任の主任（監理）技術者として配置することはできますか。

A1

常勤の役員が、経營業務の管理責任者や営業所の専任技術者でない場合は、配置することができます。

ただし、常勤の役員の職務によって、主任（監理）技術者の専任義務に支障が生じることは、建設業法及び契約上、問題がありますので、ご注意ください。

Q2 技術者が産休・育休中の場合、経営事項審査や格付の評価対象から除外されてしまいますか。

A2

除外されません。

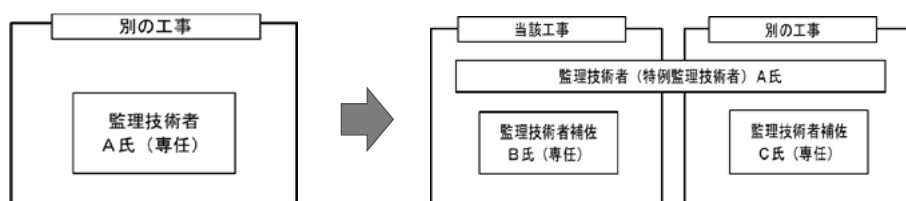
経営事項審査の審査基準日現在で6ヶ月超雇用されている場合は、産休・育休中であっても評価されます。

14

Q 3 専任の監理技術者の配置が必要な工事の入札に参加したいのですが、既に監理技術者を別の工事に専任で配置しています。この入札に参加できませんか。

A 3

当該工事及び別の工事が特例監理技術者の配置を認める工事であり、条件を満たす監理技術者補佐を当該工事、別の工事それぞれに専任で配置した場合には、既に別の工事で専任で配置されている監理技術者が兼務できる場合がありますので、発注者にお問合せください。



このQ & A集に関するお問合せ先

茨城県土木部監理課建設業担当

Tel : 0 2 9 (3 0 1) 4 3 3 4

茨城県土木部検査指導課技術管理担当

Tel : 0 2 9 (3 0 1) 4 3 7 0

建設業法施行令の一部改正に係る入札契約事務の対応について

令和 7 年 1 月 2 8 日

茨城県土木部

建設業法施行令の一部改正を踏まえ、茨城県土木部発注工事の取扱いを下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

1 改正の内容

	改正後	現行
(1)特定建設業許可・ 監理技術者配置 (令第 2 条関係)	8,000 万円以上(建築一式工事) 5,000 万円以上(上記以外)	7,000 万円以上(建築一式工事) 4,500 万円以上(上記以外)
(2)技術者等の専任 配置 (令第 27 条関係)	9,000 万円以上(建築一式工事) 4,500 万円以上(上記以外)	8,000 万円以上(建築一式工事) 4,000 万円以上(上記以外)

2 適用

土木部発注工事における適用は、令和 7 年 2 月 1 日以降に入札公告等を行う工事とし、現在契約済みである工事や公告中などの工事については、入札の公平性や工事の継続性を鑑み、従前のままの取扱いとする。

現場代理人の兼務について

令和 7 年 1 月 2 8 日
茨 城 県 土 木 部
茨城県農林水産部
茨 城 県 企 業 局

茨城県土木部、農林水産部及び企業局発注工事における現場代理人の兼務の取扱いについて、下記のとおりとし、令和 7 年 2 月 1 日以降に入札公告等を行う工事から適用しますので、お知らせします。

記

1 兼務の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、発注者に届け出をすることにより、現場代理人の兼務ができる。なお、現場代理人が作業期間中に現場を離れるときは、連絡員を現場に常駐させなければならない。

- ① 予定価格が 4,500 万円（税込）未満の工事 2 件まで。
- ② 契約工期の重複する複数の工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの。ただし、当初契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。
- ③ いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が原則として同一市町村である 2 件の工事。

※連絡員は元請負人と直接的な雇用関係があること

2 建設業法に規定する技術者等との兼務

- ① 経營業務の管理責任者等及び営業所技術者等と現場代理人との兼務は、予定価格が 4,500 万円（税込）未満の工事に限り認めるものとし、現場代理人を兼務できる工事の数は 2 件までとする。

※営業所技術者等の場合は、属する営業所と工事現場が茨城県内であること。

- ② 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例 2 号の場合の監理技術者）と現場代理人の兼務は認めない。

3 その他

茨城県土木部、農林水産部及び企業局以外（市町村等）が発注する工事との兼務については、当該発注者（市町村等）が認める場合は、上記 1、2 の条件を満たした上で兼務ができる。

第6 県発注工事現場からの不正軽油撲滅対策等について

～ 不正軽油の購入、使用は「犯罪」です ～

軽油引取税（1 リットルにつき 3 2 円 1 0 銭）のかかかっていない灯油や重油等を軽油に混ぜたり、そのままディーゼル車の燃料として、販売・使用することは脱税であり、社会と環境に悪影響を与える重大な犯罪です。

現在、茨城県では、不正軽油を撲滅するために様々な取り組みを行っており、その一環として、建設重機及びダンプ・トラック用の燃料として、軽油を大量かつ継続的に使用する県発注工事現場において、県税事務所職員による抜取調査を行っています。

不正軽油の使用禁止については、すでに共通仕様書（1-1-1-34 諸法令の遵守 1.(84) 地方税法）に明記されていますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

※ 不正軽油とは

- 1 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造された炭化水素油
- 2 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造された軽油
- 3 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素油（重油、灯油等）

◎不正軽油を製造すると・・・

1 0 年以下の懲役・1 0 0 0 万円以下の罰金が科せられます。さらに、製造した法人には3 億円以下の罰金が科せられます。〔法 1 4 4 条の 3 3〕

◎不正軽油を製造する者に材料などを提供・運搬すると・・・

不正軽油の製造に使われることを知って材料・薬品・設備などを提供・運搬すると、7 年以下の懲役・7 0 0 万円以下の罰金が科せられます。さらに、法人には2 億円以下の罰金が科せられます。〔法 1 4 4 条の 3 3〕

◎不正軽油を運搬・保管・購入・販売すると・・・

不正軽油と知って運搬・保管・購入・販売すると、3 年以下の懲役・3 0 0 万円以下の罰金が科せられます。さらに、法人には1 億円以下の罰金が科せられます。〔法 1 4 4 条の 3 3〕

◎軽油引取税を脱税すると・・・

1 0 年以下の懲役・1 0 0 0 万円以下の罰金が科せられます。〔法 1 4 4 条の 4 1〕



バイオディーゼル燃料と軽油等を未承認で混ぜてはいけません！

バイオディーゼル燃料とは、植物油脂や廃食油などの原料からつくられる軽油代替燃料のことです。

バイオディーゼル燃料を 1 0 0 % で使用する場合は課税対象ではありません。

しかし、バイオディーゼル燃料と軽油・灯油・重油などを混ぜて販売又は使用する場合は、事前に都道府県知事から承認を受ける必要があります。

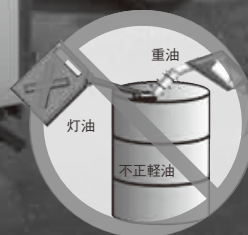
承認を受けずに販売・使用すると脱税であり、罰則が適用になります。

不正

STOP!



軽油



ディーゼル車に
軽油以外の油を給油したり、
軽油に他の油を混ぜる行為は
脱税行為です。
不正軽油に関わる人は
全て罰せられます。

売らない！ 買わない！ 使わない！

不正軽油に関する情報をお持ちの方は
不正軽油110番までご連絡ください

- 灯油や重油をトラックなどの燃料に使っている
- 不審な施設にタンクローリーが出入りしている
- あやしい業者が格安な燃料の売込みをしている

不正軽油110番

フリーダイヤル
24時間受付
0120

0120-241-744

ふ せ い な し !

◎不正軽油の製造・販売・使用に関する情報をお寄せください。 Email : zeimu6@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県不正軽油撲滅対策協議会

一般社団法人茨城県建設業協会・一般社団法人茨城県産業資源循環協会・一般社団法人茨城県自動車整備振興会・茨城県石油商業組合
一般社団法人茨城県トラック協会・一般社団法人茨城県バス協会・国土交通省関東運輸局茨城運輸支局・茨城県警察本部・茨城県

不正軽油とは

軽油引取税（１リットル当り32.1円）のかかっていない灯油や重油等を軽油に混ぜるなどして製造された燃料のことです。

不正軽油を販売・使用したり、灯油や重油等をそのままディーゼル車の燃料として、販売・使用することは脱税です。

不正軽油は社会と環境に悪影響を与える重大な犯罪です。

悪質な脱税行為というだけでなく、製造や使用によって土壌や大気を汚染する環境破壊でもあります。

不正軽油に関わる人は全て罰せられます。

不正軽油を製造、販売、購入、使用などを行った人だけでなく、不正軽油の材料を提供、運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人などにも罰則が適用されます。

また、委託を受けて不正軽油を製造したり、製造施設を貸した人には、連帯して納税義務が課されます。

項 目	懲 役	罰 金 刑	法 人 重 科 ※3
脱 税	10年以下	1000万円以下	—
製 造	10年以下	1000万円以下	3億円以下
供 給 ※1	7年以下	700万円以下	2億円以下
購 入 ※2	3年以下	300万円以下	1億円以下
検 査 拒 否	1年以下	50万円以下	—

※1 不正軽油の原材料を提供・運搬

※2 不正軽油の運搬・保管・販売・購入

※3 法人の業務において代表者や従業員が違法行為を行った場合、法人に対しても罰金刑が科されます。

灯油・重油を自動車へ給油してはいけません！

セルフ式ガソリンスタンドにおいて、直接、自動車の燃料タンクに灯油を給油している行為が確認されています。

そのような行為は、脱税であり、罰則が適用になります。

また、重油を自動車へ給油した場合も、同様に罰則が適用になります。

バイオディーゼル燃料と軽油等を未承認で混ぜてはいけません！

バイオディーゼル燃料とは、植物油脂や廃食油などの原料からつくられる軽油代替燃料のことです。

バイオディーゼル燃料を100%で使用する場合は課税対象ではありません。

しかし、バイオディーゼル燃料と軽油・灯油・重油などを混ぜて販売又は使用する場合は、事前に都道府県知事から承認を受ける必要があります。

承認を受けずに使用すると脱税であり、罰則が適用になります。

《参考》

「揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）」では、軽油成分上バイオディーゼル燃料が5%まで認められておりますが、地方税法では混和製造承認が必要となりますのでご注意ください。

第7 令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格審査格付基準について

1 格付対象業種及び技術者要件等

業種	等級	技術者基準	許可区分	法定外 労災保険	総合点数 基準	発注標準金額
土木	S	12人(5人)	特定	加入	1,120点以上	4千万円以上
	A	5人(2人)			900~1,119点	3千万円以上2億円未満
	B				720~899点	1千万円以上3千万円未満
	C				719点以下	1千万円未満
建築	S	9人(5人)	特定		1,040点以上	4千万円以上
	A	4人(2人)	特定		900~1,039点	3千万円以上2億円未満
	B				680~899点	1千万円以上3千万円未満
	C				679点以下	1千万円未満
電気	A	6人			870点以上	1千万円以上
	B				869点以下	1千万円未満
管	A	4人			740点以上	1千万円以上
	B				739点以下	1千万円未満
舗装	A	5人			920点以上	1千万円以上
	B				919点以下	1千万円未満

注1) S・A等級は、技術者基準、許可区分及び総合点数基準の全てを満たすことが必要。

注2) 技術者基準は、直近の総合評価値通知書に記載された技術職員数の計。なお、()は1級技術者数で内数。

注3) 舗装については、申請日現在において「舗装工事特別技術職員数基準」を満たすことが必要。

【舗装工事特別技術職員数基準】(いずれか一つ)

1級舗装施工管理技術者	1名
2級舗装施工管理技術者	2名
1級建設機械施工管理技士	1名
2級建設機械施工管理技士(第3種、第4種、第5種)	1名

注4) 許可区分欄の「特定」は、建設業法第15条に規定する特定建設業許可を指す。

注5) 新規に入札参加の資格を得た業種について格付けをする場合は、該当する格付等級の1等級下位の等級に格付けする。

注6) 格付等級が前回格付等級の2等級以上上位又は下位の等級になる場合は、今回格付等級の1等級下位又は上位の等級に格付けする。

注7) 格付等級が前回の格付等級より上位の等級となる者で、資格審査の申請において上位の等級への格付けを希望しなかった場合は、前回と同等級に格付けする。

2 法定外の労災保険への加入

業種、格付等にかかわらず、全ての者に対して、審査基準日又は申請日時時点で法定外の労災保険の加入を条件とする。

3 有資格者名簿の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。
(原則として、この間に格付等級の見直しは行わない。)

4 技術等評価項目

県内業者(建設業法における主たる営業所を県内に有する者)に対し技術等評価を行う。

第8 令和7・8年度茨城県建設工事等入札参加資格審査申請の追加受付について

茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）（以下「要項」という。）に基づき、令和7～8年度に茨城県が発注する建設工事の入札参加資格に関する審査申請について、次のとおり追加受付を実施いたします。

1 申請期間及び入札参加資格有効期間

	申 請 日	有 効 期 間
1	令和7年 5月 7日（水）～13日（火）	令和7年 7月 1日 ～ 令和9年 3月31日
2	令和7年 8月 1日（金）～ 7日（木）	令和7年10月 1日 ～ 令和9年 3月31日
3	令和7年11月 4日（火）～10日（月）	令和8年 1月 1日 ～ 令和9年 3月31日
4	令和8年 2月 2日（月）～ 6日（金）	令和8年 4月 1日 ～ 令和9年 3月31日

2 申請方法

申請書類の提出は以下の方法により行ってください。なお、指定した申請方法以外では受付しませんのでご注意ください。

（1）茨城県入札参加資格電子申請システムを利用して申請

上記1の申請期間に茨城県入札参加資格電子申請システムにより申請するとともに、確認書類を書留郵便により郵送すること。（当日消印有効）

（2）紙申請（※ネット環境がないなど電子申請が不可能な場合に限りです。）

上記1の申請期間に申請書及び確認書類を書留郵便により郵送すること。（当日消印有効）

※ 申請（郵送）先 茨城県土木部監理課
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

※ 書留郵便に使用する封筒表面に朱書きで「令和7・8年度建設工事入札参加資格申請書在中」と記載してください。

3 資格審査を受けることができない者

建設業法第3条第1項に基づく建設業の許可を受けていない、民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしている、銀行取引停止を受けている、納税すべき税金に未納があるなど、要項第3条に該当する者は資格審査を受けることができません。

また、下記4の審査基準日の経営事項審査を受けていない者又はその有効期間が経過している者、並びに、茨城県においては法定外の労働災害補償保険に未加入の者についても、資格審査を受けることができません。

4 資格審査の基準日

申請日の直前の決算日とする。

ただし、申請日において、申請日の直前の決算日が当該申請日前7月以内で、当該決算日に係る経営事項審査を完了していない場合は、当該決算日前1年以内の直近の決算日を基準日とすることができます。

5 資格審査結果の決定

審査の結果、入札参加資格が決定された者には「建設工事入札参加資格決定通知書」が個別に送付されるとともに、入札参加資格者名簿に登載されます。

なお、名簿に登載された入札参加資格業種、経営事項評価点、技術等評価点（内訳を含む。）及びそれらの合計点数、格付等級並びに順位を閲覧及びインターネットにより公表されますので、事前に了承の上、申請されるようお願いします。

6 申請用紙の入手方法

茨城県土木部監理課 建設業担当ホームページからダウンロード
<https://kennsetugyou-ibarak.i.jp>

第9 建設キャリアアップシステムについて

1 建設キャリアアップシステムとは

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」）は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みです。

このシステムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保することを目的としています。

運営主体は一般財団法人建設業振興基金で、平成31年4月より本運用を開始し、160万人を超える技能者、29万を超える事業者が登録しています。

2 CCUS登録のメリット

（1）技能者の処遇改善

技能レベル（評価結果）を活用して、技能者一人ひとりの技能水準を対外的にPRし、技能に見合った評価や処遇を実現します。

（2）現場管理の効率化（元請企業等が得られるメリット）

ア 現場に入場する技能者一人ひとりについて、技能者の保有資格・経験や社会保険の加入状況等がシステム上で簡単に確認できます。

イ システムの登録情報から作業員名簿や施工体制台帳の自動作成が可能であり、書類作成の負担軽減やペーパーレス化で業務の効率化が図れます。

ウ 下請や技術者の稼働状況がリアルタイムに把握できます。

（3）経営事項審査の評価対象

技術力（Z）、その他社会性等（W）の評価項目において、要件に該当する事業者が評価されることになりました。（詳細は「経営事項審査の手引き」をご確認ください。）

3 利用拡大に向けた3か年計画

技能者、元請・下請など、利用者それぞれの立場に応じたメリット強化を図るべく、以下の3分野を重点とした3か年計画が示されています。

（1）経験・技能情報に基づく処遇改善の促進

主な取組：技能者が経験・資格等を手元で確認できる環境整備 等

（2）CCUSを活用した現場管理等の効率化

主な取組：CCUSを活用した施工体制台帳の提出・確認に対応する公共発注者の拡大 等

（3）CCUSによる就業履歴の蓄積と能力評価の促進

主な取組：地域の公共工事におけるCCUS活用の促進 等

4 建設キャリアアップシステム（CCUS）におけるレベル別年収の公表

能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるレベル別年収が令和5年6月に公表されました。

詳細：https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00156.html

5 本県における取組

令和4年4月から土木部が発注する工事（前年度発注済みで令和4年4月1日以降も施工中の工事を含む。）において、CCUSを活用した場合に工事成績評定で加点する取組を試行しています。

6 その他

CCUSの詳細については、次のホームページでご確認ください。

●国土交通省：<https://www.mlit.go.jp/>

（ホーム＞政策・仕事＞土地・不動産・建設業＞建設市場整備＞建設キャリアアップシステムポータル）

●建設キャリアアップシステムホームページ：<https://www.ccus.jp/>

第10 土木部が発注する建設工事に関する建設業退職金共済制度の取扱いの改正について

1 目 的

- 建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入と適正履行の確保のため、取り扱いを改正します。

2 主な改正事項

(1) 掛金納付の考え方(共済証紙購入標準額)が変わります。

- 共済証紙の購入率が、より実態に即したものとなります。
- この変更にあわせて、掛金収納報告の様式が、掛金収納報告提出用台紙(別紙1)に変わります。

現行						
請負代金(税抜) × 共済証紙の購入率(下表)						
工事種別	土木			建築		
購入率	3.5/1000			2.5/1000		

改正後						
総工事費(税込) × 共済証紙の購入率(下表) × 労働者の建退共加入率 ÷ 70%						
総工事費 工事種別	土木					
	舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他土木
0 ～ 9,999千円	3.5/1,000	3.5/1,000	4.5/1,000	4.1/1,000	3.7/1,000	4.1/1,000
10,000 ～ 49,999千円	3.3/1,000	3.2/1,000	3.6/1,000	3.8/1,000	2.8/1,000	3.6/1,000
50,000 ～ 99,999千円	2.9/1,000	2.8/1,000	2.8/1,000	3.1/1,000	2.7/1,000	3.1/1,000
100,000 ～ 499,999千円	2.3/1,000	2.1/1,000	2.1/1,000	2.5/1,000	1.9/1,000	2.3/1,000
500,000千円以上	1.7/1,000	1.6/1,000	1.9/1,000	1.8/1,000	1.7/1,000	1.8/1,000

総工事費 工事種別	建築		設備	
	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設置
0 ～ 9,999千円	4.8/1,000	3.2/1,000	2.9/1,000	2.2/1,000
10,000 ～ 49,999千円	2.9/1,000	3.0/1,000	2.1/1,000	1.7/1,000
50,000 ～ 99,999千円	2.7/1,000	2.5/1,000	1.8/1,000	1.4/1,000
100,000 ～ 499,999千円	2.2/1,000	2.1/1,000	1.4/1,000	1.1/1,000
500,000千円以上	2.0/1,000	1.8/1,000	1.1/1,000	1.1/1,000

(2) 発注機関による確認方法が変わります。

- 新たに、工事完成時に掛金充当実績総括表(別紙2)をご提出していただきます。この書類と掛金収納報告提出用台紙(別紙1)や実際の工事別共済証紙受払簿により、掛金充当の確認を行います。
- なお、建設業キャリアアップシステム対象工事において、建設業退職金共済制度の電子申請を使用している場合は、確認を省略することができます。

3 適用日

令和5年10月1日以降に契約する建設工事とします。

監 第 1012 号
 検 第 1082 号
 令和 5 年 3 月 13 日

受 注 者 殿

茨城県土木部長

建設業退職金共済制度に係る掛金収納及び充当の確認について

このことについて、電子申請方式の導入と適正な履行確保のため、従来の確認方法を下記の通り改正し、令和 5 年 1 0 月 1 日以降に契約を締結する工事から適用することとします。ご協力願います。

記

1 確認する書類

1 件の請負代金額 5 0 0 万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）の工事とする。

2 掛金納付の考え方

（1）退職金共済証紙又は退職金ポイント（以下「共済証紙」という。）の購入額は次の式から算定した額を標準とする

総工事費×共済証紙の購入率×対象工事における労働者の建退共加入率÷70

（2）この式において、総工事費は請負代金と無償支給材料評価額の合計額とし、共済証紙の購入率は下表に掲げる値とする。

工事種別 総工事費	土木					
	舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他土木
0 ～ 9,999千円	3.5/1,000	3.5/1,000	4.5/1,000	4.1/1,000	3.7/1,000	4.1/1,000
10,000 ～ 49,999千円	3.3/1,000	3.2/1,000	3.6/1,000	3.8/1,000	2.8/1,000	3.6/1,000
50,000 ～ 99,999千円	2.9/1,000	2.8/1,000	2.8/1,000	3.1/1,000	2.7/1,000	3.1/1,000
100,000 ～ 499,999千円	2.3/1,000	2.1/1,000	2.1/1,000	2.5/1,000	1.9/1,000	2.3/1,000
500,000千円以上	1.7/1,000	1.6/1,000	1.9/1,000	1.8/1,000	1.7/1,000	1.8/1,000

工事種別 総工事費	建築		設備	
	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設置
0 ～ 9,999千円	4.8/1,000	3.2/1,000	2.9/1,000	2.2/1,000
10,000 ～ 49,999千円	2.9/1,000	3.0/1,000	2.1/1,000	1.7/1,000
50,000 ～ 99,999千円	2.7/1,000	2.5/1,000	1.8/1,000	1.4/1,000
100,000 ～ 499,999千円	2.2/1,000	2.1/1,000	1.4/1,000	1.1/1,000
500,000千円以上	2.0/1,000	1.8/1,000	1.1/1,000	1.1/1,000

※対象工事における労働者の建退共加入率が 70%と仮定して算出している。

※工事種別は「建設工事受注動態統計調査（国土交通省）」による分類を使用している。

- (3) 受注者は、建設現場ごとの元請・下請を含めた対象労働者及び当該労働者の就労日数を的確に把握し、必要数を購入すれば十分であるが、的確な把握が困難な場合には、上記共済証紙購入標準額の考え方に従い購入するものとする。

3 掛金収納及び掛金充当報告

- (1) 受注者は、請負契約締結後 30 日以内（電子申請方式は 40 日以内）に別紙「掛金収納書提出用台紙（様式第 033 号）」（電子申請方式は「掛金収納書（電子申請方式）」（別紙 1））を記載例をもとに作成し、発注者あて提出するものとする。
- (2) 受注者は、工事の完成時には、別紙「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表（様式第 031 号）」を記載例をもとに作成し、発注者あて提出するものとする。

4 下請負人への支給等

- (1) 下請工事に相当する共済証紙は、原則として受注者が購入して下請負人に交付する。
- (2) 書面申請方式において、下請工事代金に掛金相当額を含めた場合には、掛金収納書提出用台紙には受注者の掛金収納書のほか、下請負人の掛金収納書も添付すること。

5 その他

- (1) 1 件の請負代金額 500 万円未満の工事についても適正な履行に努める。
- (2) 下請負に付する場合は、下請負人の建退共制度への加入及び共済証紙貼付を促進するよう指導する。
- (3) 共済証紙は原則として本県内の金融機関を通じて購入する。
- (4) 適正な履行を確認するため、必要に応じて工事別共済証紙受払簿や労働者の建設業退職金共済手帳等の関係書類の提出を求める場合がある。

(記載例1-1) 掛金収納書提出用台紙の記入例(対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合)

様式第033号

発注者 ○○事務所長 殿

工事番号 および 工事名 03県単○○ 第○○号 ○○校改修工事

建設キャリアアップシステム現場ID 56789012345678

総工事費 139,500,000 円

受注者(元請)

住所 茨城県○○市○○

名称 ○○建設(株)

共済契約者番号 100-9999

建設キャリアアップシステム事業者ID 123456789012334

共済証紙購入金額 307,200 円

建設キャリアアップシステム対象工事の場合に記入してください。

掛金収納書提出用台紙

様式 (取扱店一契約者)

掛金収納書

(契約者が発注者へ)

この収納書は、建設業者が契約者記入欄に発注者名、工事番号、及び工事名を記入し、発注者(官公庁等)に提出するものです。
なお、提出の必要のない場合は、斜線を引いて下さい。

契約者氏名 (法人または事業主名) ○○建設(株) 殿

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

証紙枚数	1日券	460 枚	1枚当たりの販売価額	320 円	金額	147200
	10日券	50 枚	1枚当たりの販売価額	3200 円	金額	160000
					合計金額	307200

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部 印

発注者名 ○○事務所
元請契約の工事番号および工事名 03県単○○ 第○○号 ○○校改修工事

契約者記入欄
☒ 公共
☐ 民間
☐ その他

出納済 3.10.1
○○銀行
○○支店

※ 公共工事を請け負った場合には、発注官庁等から掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。

取扱金融機関名・日付印

(掛金収納書は台紙に貼り付ける)

当該工事における共済証紙購入の考え方 (該当する□に✓をチェックして下さい)

☐ 1. 発注者の指示のとおり

☐ 2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を確に把握している場合

就労日数 必ずチェック「レ」を入れてください。 価格 円 = 円

☒ 3. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合

総工事費 139,500,000 円 × 購入率 $\frac{2.2}{1,000}$ × 加入率 $\frac{70\%}{70\%}$ = 306,900 円

※対象工事における労働者の建退共加入率

☐ 4. その他

購入額の根拠を記入

工事に従事する全労働者のうち、建退共対象労働者の割合を記入してください。

別添の「共済証紙標準購入額計算表」からお求めください。

(参考)

建設キャリアアップシステム登録情報

共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステム事業者登録の有無 (有・無)

本工事について、現場・契約情報の建設キャリアアップシステムへの登録の有無 (有・無)

本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無 (有・無)

この枠内は建設キャリアアップシステム対象工事の場合に記入してください。

(別添)

共済証紙標準購入額計算表

下記①～③の情報を青枠内に入力すると、共済証紙・退職金ポイントの必要数及び購入額が自動計算されます。

①総工事費(税込)	139,500,000	円
②工 事 種 別	7	
③加 入 率	70	%

入力欄

下表の工事種別に対応した1～10までの番号を選択してください。

当該工事における労働者の建退共制度加入率を入力してください。

総工事費×共済証紙または退職金ポイントの購入率／1,000×建退共制度加入率／70%
＝【A】共済証紙または退職金ポイント購入の参考値
【A】÷320(掛金日額)＝【B】共済証紙・退職金ポイント必要数(日分)(※小数点以下切り上げ)
【B】×320(掛金日額)＝共済証紙・退職金ポイント購入額となります。
※退職金ポイントは1ポイント1円とし、10円単位で購入ができますが、最低購入額は3,000円からとなります。

共済証紙・退職金ポイント必要数	960
共済証紙・退職金ポイント購入額	307,200

算出された購入額は、総工事費に対する参考値であることに留意してください。
(共済証紙または退職金ポイントの購入については、対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握し、それに応じた額を購入することとしております。)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
工事種別	土木									
	舗装			トンネル		掘削		建築		
総工事費	舗装			トンネル		掘削		建築		
	0 ～ 9,999千円	10,000 ～ 49,999千円	50,000 ～ 99,999千円	100,000 ～ 499,999千円	500,000千円以上	その他土木	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設置
	3.5	3.3	2.9	2.3	1.7	4.1	4.8	3.2	2.9	2.2
	3.5	3.2	2.8	2.1	1.6	3.7	2.9	3.0	2.1	1.7
	3.5	3.2	2.8	2.1	1.6	2.7	2.7	2.5	1.8	1.4
	3.5	3.2	2.8	2.1	1.6	2.7	2.2	2.1	1.4	1.1
	3.5	3.2	2.8	2.1	1.6	1.7	2.0	1.8	1.1	1.1

(注1)総工事費とは、請負契約額(消費税相当額を含む。)と無償支給材料評価額(発注機関が施工者に対し工事用の建設資材を無償で支給した場合、その建設資材を金額に換算した額)の合計額をいう。

(注2)この表は、(独)勤労者退職金共済事業本部が作成した「証紙・退職金ポイント購入額計算Excel」を参考に作成している。

(記載例1-2) 掛金収納書提出用台紙の記入例(対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握できる場合)

様式第033号

発注者	〇〇事務所長 殿	
工事番号および工事名	03県単〇〇第〇〇号 〇〇校改修工事	
建設キャリアアップシステム現場ID	56789012345678	総工事費 139,500,000 円

受注者(元請)

住所	茨城県〇〇市〇〇	
名称	〇〇建設(株)	
共済契約者番号	100-9999	
建設キャリアアップシステム事業者ID	123456789012334	
共済証紙購入金額	302,400 円	

建設キャリアアップシステム対象工事の場合に記入してください。

掛金収納書提出用台紙

様式 (取扱店一契約者)

掛金収納書
(契約者が発注者へ)

この収納書は、建設業者が契約者記入欄に発注者名、工事番号、及び工事名を記入し、発注者(官公庁等)に提出するものです。
なお、提出の必要のない場合は、斜線を引いて下さい。

契約者氏名 (法人または事業主名) 〇〇建設(株) 殿
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

証紙枚数	1日券	445	枚	1枚当たりの販売価額	320 円	金額	142400
	10日券	50	枚	1枚当たりの販売価額	3,200 円	金額	160000
						合計金額	302400

独立行政法人勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 印

発注者名 〇〇事務所
元請契約の工事番号および工事名 03県単〇〇第〇〇号 〇〇校改修工事

出納済 3.10.1 〇〇銀行 〇〇支店

※ 公共工事を請け負った場合には、発注官庁等から掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。

取扱金融機関名・日付印

(掛金収納書は台紙に貼り付ける)

当該工事における共済証紙購入の考え方 (該当する□に✓をチェックして下さい)

☐ 1. 発注者の指示のとおり

☒ 2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合

就労予定延人数 945 人日 × 販売価格 320 円 = 302,400 円

☐ 3. 対象労働者の就労日数の把握が困難な場合

必ずチェック「レ」を入れてください。

費 1,000 円 × 購入率 1,000 × ※加入率 70 % = 円

※対象工事における労働者の建退共加入率

☐ 4. その他

購入額の根拠を記入

(参考)
建設キャリアアップシステム登録情報

共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステム事業者登録の有無 (有・無) (有)

本工事について、現場・契約情報の建設キャリアアップシステムへの登録の有無 (有・無) (有)

本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無 (有・無) (有)

この枠内は建設キャリアアップシステム対象工事の場合に記入してください。

(記載例1-3) 掛金収納書提出用台紙の記入例(会社の余剰証紙を利用する場合)

様式第033号

発注者	〇〇事務所長 殿		
工事番号および工事名	03県単〇〇第〇〇号 〇〇校改修工事		
建設キャリアアップシステム現場ID	56789012345678	総工事費	139,500,000 円
受注者(元請)			
住所	茨城県〇〇市〇〇		
名称	〇〇建設(株)		
共済契約者番号	100-9999	建設キャリアアップシステム対象工事の場合に記入してください。	
建設キャリアアップシステム事業者ID	123456789012334		
共済証紙購入金額		307,200	円

掛金収納書提出用台紙

以下の「当該工事における共済証紙購入の考え方」から見込まれる必要額が、会社の余剰証紙で足りる場合、新たに共済証紙を購入(掛け金収納書の貼付)する必要はありません。

(掛金収納書は台紙に貼り付ける)

いづれかにチェック「レ」を入れてください。

当該工事における共済証紙購入の考え方 (該当する□に✓をチェックして下さい)

- ☐ 1. 発注者の指示のとおり
- ☐ 2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{就労予定延人数} & \times & \text{販売価格} & = & & \\ \hline \text{人日} & \times & \text{円} & = & \text{円} & \\ \hline \end{array}$$

- ☒ 3. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{総工事費} & \times & \text{購入率} & \times & \text{※加入率} & = & & \\ \hline 139,500,000 & \times & \frac{2.2}{1,000} & \times & \frac{70}{70\%} & = & 306,900 & \text{円} & \\ \hline \end{array}$$

※対象工事における労働者の建退共加入率

工事に従事する全労働者のうち、建退共対象労働者の割合を記入してください。

- ☒ 4. その他

購入額の根拠を記入 会社の余剰証紙を活用する。

総工事費・工事種別に応じた購入率を記入してください。

必ずチェック「レ」を入れてください。

必ず記入してください。

建設キャリアアップシステム登録情報

- 共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステム事業者登録の有無 (有・無)
- 本工事について、現場・契約情報の建設キャリアアップシステムへの登録の有無 (有・無)
- 本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無 (有・無)

この枠内は建設キャリアアップシステム対象工事の場合に記入してください。

様式第031号

建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表

令和4年 年 1 月 10 日

発注者

〇〇事務所長 殿

受注者

住所 〇〇県〇〇市〇〇

名称 〇〇建設(株)

共済契約者番号

100-9999

建設キャリアアップシステム事業者ID

1234567890123

工事番号および工事名

03県単〇〇 第〇〇号 〇〇校改修工事

建設キャリアアップシステム現場ID

56789012345678

工事期間

工事全体の期間をご記入ください。

令和3 年 10 月 1 日 ~ 令和3 年 12 月 28 日

上記工事に係る建設業退職金共済制度の掛金充当実績について、以下のとおり報告します。

(1) 工事全体

建設業を営む事業主に雇用され、工事に従事した労働者全員の就労日数の和をご記入ください。

労働者延べ就労日数

1,386 人日

本工事に従事した事業者数(元請を含む)

工事に従事した、建設業を営んでいる事業者数をご記入ください。

4 者

本工事に従事した労働者数

建設業を営む事業主に雇用され、工事に従事した労働者全員の人数をご記入ください。

22 人

(2) 建退共対象労働者

建退共対象労働者延べ就労日数(掛金充当日数)

工事に従事した建退共対象労働者数の就労日数の和をご記入ください。

945 人日

採用した方式

☐

電子申請方式

☒

証紙貼付方式

この工事で採用している掛金納付方式にチェック「レ」をいれてください。

・事業者数(元請を含む)

工事に従事した建退共加入事業者数をご記入ください。

4 者

・対象労働者数

工事に従事した建退共対象労働者数の人数をご記入ください。

15 人

(参考: 工事全体の数を記入すること)

・建設キャリアアップシステムによる就労履歴数

1386 人日

・建設キャリアアップシステムの施工体制に登録した事業者数

4 者

・建設キャリアアップシステムの作業員登録を行った労働者数

22 人

この枠内は建設キャリアアップシステム対象工事の場合に記入してください。

第 11 CORINS の登録について

1 概 要

このことについては、国の各機関、公団及び地方公共団体で平成 5 年 12 月 21 日の中央建設業審議会の建議「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」を受けて、公共工事の建設業者選定等の資料とするため、各工事の地域性、特殊性、建設業の実績、技術力等を総合的に勘案評価するために工事实績データベースの整備を進めております。

この工事实績の情報システムをコリンズ（CORINS）と略称しております。

茨城県土木部・企業局においても、平成 6 年度より公共工事について、受注した会社にデータの作成・登録を義務付けしておりますので御協力をお願いします。なお、登録に係る費用については、積算時において、現場管理費率計上で算定される費用に含まれる項目内容となっております。

なお、国においては、平成 14 年 10 月より工事請負代金額 500 万円以上の公共工事について義務付けしておりますが、本県においても、平成 17 年 10 月より工事請負金額 500 万円以上の公共工事を対象といたしました。

※ 建設工事必携（令和 5 年 4 月版） 1－1－1－5 参照

2 登録の対象となる工事

(1) 茨城県（土木部・企業局）が発注する工事において、工事請負代金額が 500 万円（消費税を含む）以上の全ての工事が登録対象となります。ただし、工事請負代金額 500 万円以上 1,000 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録となります。（他部局発注工事については、各発注者にお問い合わせ下さい。）

土木、建設、設備、電気、通信など全ての公共工事が対象です。

(2) 登録期限は、契約締結後、工事完成後それぞれ土日・祝日・年末年始を除く 10 日以内です。中央建設業審議会の建議を受けて、官民挙げて取り組んでいる課題であり、さらに諸経費（現場管理費）のなかにデータ作成登録の費用が計上されております。

3 登録先……………ジャシック（JACIC＝（一財）日本建設情報総合センター）

4 「工事カルテ」の主な内容

- (1) 一般データ：工事名、路線・河川名、発注者名、請負金額、工期、工事分野、工種など。
- (2) 技術データ：工法、形式、構造、施工規模など（工種により異なる）

5 目的と効果

- 公共工事に係る建設業者の実績等の客観的な情報を、各発注機関が共同で利用できるようなデータベースの整備が図られます。
- 利用方法としては、一般競争入札の資格確認、同種工事の実績確認、指名案の作成などが考えられます。
- 配置予定技術者について、他工事の配置状況との重複確認が行えます。
- 競争性、透明性、客観性を保ちつつ、かつ信頼のおける会社を選定できます。
- 会社側として、施工実績の蓄積により営業戦略も有利になります。

6 Web システムによる利用申し込みから工事实績登録までの流れ

- (1) Web 利用申し込みの方法・・・JACIC のホームページの Web 利用申し込みの流れに沿って利用申請を行う。
ただし、すでにオンライン登録を利用されている場合は必要ありません。
- (2) 工事实績データの作成・・・システムにログインし、発注機関担当者情報などの確認者情報等、必要事項を入力し、「登録のための確認のお願い」を作成する。
- (3) 内容確認・・・「登録のための確認のお願い」を発注機関に提出し、内容の確認を得る。その際、発注機関担当者の署名・確認日付を記入してもらう。もしくは「発注機関が内容を確認し、登録を認めた」ことが証明できる書面（メール等）をもらう。
- (4) 登録・・・システム上に確認日付を入力する。また、利用料金の確認を行い、登録する。
- (5) 登録完了・・・登録完了した後、「登録内容確認書」が担当者へメールで自動送信される。

※問い合わせ先 (一財) 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター
〒107-8416 東京都港区赤坂 5 丁目 2 番 20 号
コリンズ：TEL 03-3505-0463 FAX 03-3505-2665
テクリス：TEL 03-3505-0440 FAX 03-3505-2665
ホームページアドレス <https://cthp.jacic.or.jp/>



(6) 登録料の支払い

令和5年4月1日から、表1の登録料金体系となっております。

表1 CORINS 実績登録料金
登録料金

請負金額	登録の種類	料金（税込） 工事1件につき
5,000万円以上	登録 (受注、変更、竣工登録)	8,360円
2,500万円以上 5,000万円未満	登録 (受注、変更、竣工登録)	7,590円
2,500万円未満	登録 (受注、変更、竣工登録)	2,450円

訂正料金

令和5年4月1日から、訂正登録は無料となっております。

※詳しくは、コリンズテクリスのホームページをご確認ください。

注) 訂正手続きとは、登録者に起因する誤りによって登録されたデータを登録者が訂正するものです。

<実績登録料金の概要>

- ・登録の種類（受注登録、変更登録、竣工登録）や、変更登録の回数にかかわらず、1工事の登録料は表1のとおりとなります。したがって、変更登録を何回行った場合でも、過去工事など受注登録をしないで竣工登録だけを行った場合でも、1工事の登録料は同額となります。
- ・登録料の請求は、当該工事の最初の登録時（竣工登録）に表1の料金が請求されます。
- ・詳しくは、ジャシック（JACIC＝（一財）日本建設情報総合センター）にお問い合わせ下さい。）

第 12 公共事業の IT 化（建設 CALS/EC）について

1 建設 CALS/EC の概要

県民生活や経済社会活動などあらゆる分野において、情報のネットワーク化、いわゆる IT 革命の急速な進展が見られる中、公共事業の分野においても、透明性の確保や品質の向上、コスト縮減や行政サービスの提供を効率的に推進するには、IT を積極的に導入することが急務となっている。

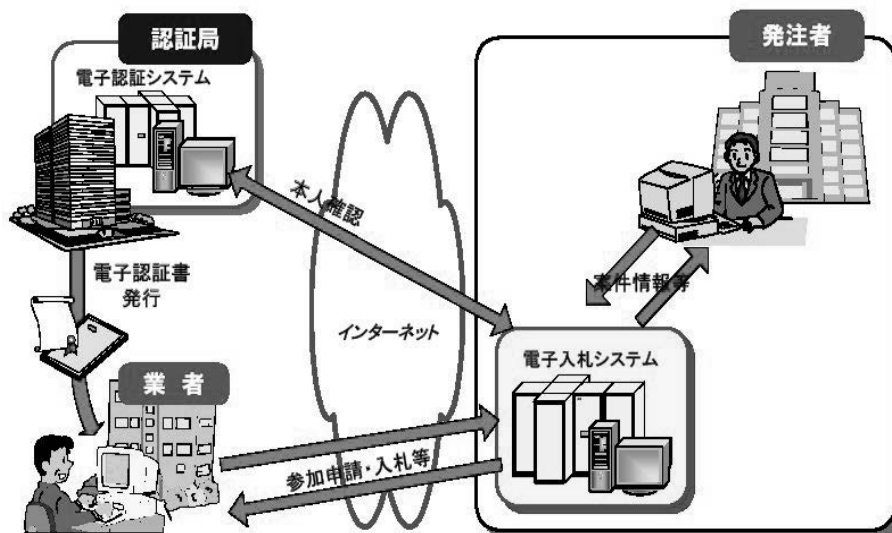
このため、県では、平成 14 年 3 月に策定した「茨城県建設 CALS/EC アクションプログラム」に基づき、官民のパートナーシップのもと、総合的・戦略的に建設 CALS/EC の導入を推進していくものである。

建設 CALS/EC とは・・・公共事業の各プロセスに発生する各種情報の標準化・電子化及び関係者間での効率的な情報の交換・共有・連携の環境の創出



(1) 電子入札について

「発注予定情報の公表」から「入札」、「開札」に至る流れを電子化する。

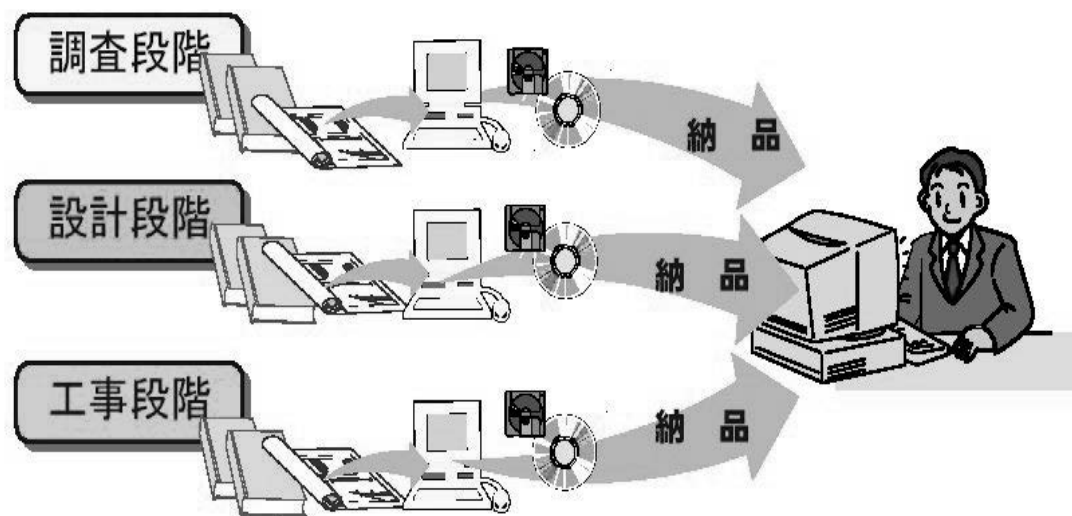


〈期待されるメリット〉

- ①透明性の確保（談合の抑止力）
- ②公正性の確保（入札機会の増）
- ③コストの縮減（人件費と移動コストの削減）
- ④行政サービスの向上（アカウンタビリティの向上）

(2) 電子納品について

調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品する。



〈期待されるメリット〉

- ①省スペース・省資源化（資料授受が容易に、保管場所減が可能に）
- ②業務の効率化（情報検索迅速化、データ再利用が容易に）
- ③品質の向上（データ共有による伝達ミスの低減）

2 電子入札の実施状況

令和7年3月31日現在

	入札方式	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
工 事	一般競争入札	1,464	1,708	1,684	1,765	1,783	1,514	1,555	1,429
	指名競争入札	736	694	689	612	586	524	546	558
	合計	2,200	2,402	2,373	2,377	2,369	2,038	2,101	1,987
業務委託	指名競争入札	1,159	1,055	1,268	1,253	1,220	1,079	1,090	940
合 計		3,359	3,457	3,641	3,630	3,589	3,117	3,191	2,927

3 建設CALS/ECの実現に向けて

- CALSに関する研修の実施
電子入札の受注者への普及を図るため、下記の研修を実施しております。

	日 時	研修場所	内 容
電子入札 実技研修	令和7年7月から月1・2回 合計6回程度を予定 ※日程が決まり次第、下記のHPで お知らせします。 https://www.ictpc.jp/training-books/training/	水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル6階 (一財)茨城県建設技術 公社会議室	(内容) 電子入札システムの導入・利用・実技研修 (定員) 各回10名

4 その他関連するホームページ等

- ①茨城県のCALS/EC
(県検査指導課) <http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/cals/ebidh18/calstop.html>



- ②いばらき電子入札共同利用
(茨城県建設CALS/EC共同利用センター) <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html>



5 市町村との共同利用について

多様なシステム乱立による業者の混乱回避や運用コストの削減のため、同じシステムを県と市町村が共同利用しています。

(令和6年度末参加市町村)
土浦市、取手市、守谷市、笠間市、つくば市
ひたちなか市、筑西市、神栖市、鉾田市、小美玉市
城里町、古河市、鹿嶋市、東海村、水戸市、常総市
常陸太田市、行方市、稲敷市、常陸大宮市、那珂市
坂東市、阿見町、太子町、かすみがうら市、潮来市
石岡市、北茨城市、高萩市、結城市、龍ヶ崎市
牛久市、桜川市
(29市3町1村)

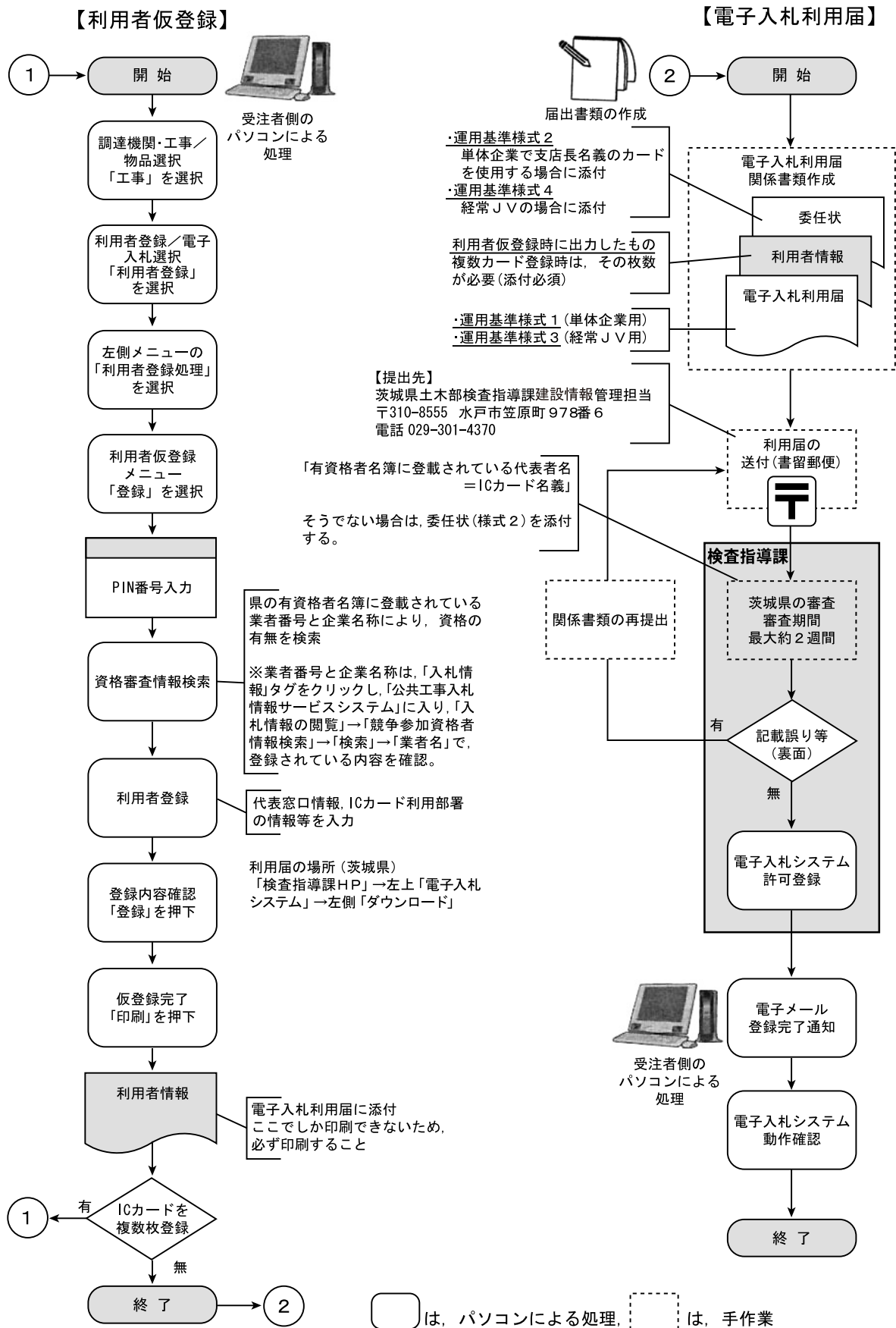
* 市町村の電子入札に参加するためには、それぞれの市町村に対し利用者登録が必要となります。

6 問い合わせ先

- パソコンの設定や操作方法に関して
茨城県建設CALS/EC共同利用センター
メール help-ebid@kennsetu-gijutu.or.jp
FAX 029-243-8852
電話 029-305-3021
電話の受付時間 午前9～12時、午後1～5時 平日のみ
- 利用者登録について
茨城県土木部検査指導課 建設情報管理担当
メール kensa7@pref.ibaraki.lg.jp
FAX 029-301-4389
電話 029-301-4373



7 電子入札利用者登録フロー



様式のダウンロードについて

<http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/ebid/download.html>

ブラウザのアドレスバーには <https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/ebid/download.html> が表示されています。

ウェブサイトのヘッダーには「茨城県 Ibaraki Prefectural Government」のロゴと「トップ」のリンクがあります。また、「建設CALS/EC」のメニューがあり、その下に「入札予定情報」などのリンクが並んでいます。

メインコンテンツエリアのタイトルは「茨城県電子入札案内・ダウンロード」です。その下には「ダウンロード」のセクションがあり、ファイルのダウンロードに関する説明が記載されています。

各種申請書等のダウンロード一覧表が示されています。

書類の名称	ファイル形式	公開日
電子入札利用届（単体企業用）＜様式1＞	Word (ワード: 29KB) / PDF (PDF: 34KB)	2021年1月1日
電子入札利用届（経常建設共同企業体用）＜様式3＞	Word (ワード: 31KB) / PDF (PDF: 35KB)	2021年1月1日
委任状（電子入札用／単体企業用）＜様式2＞	Word (ワード: 29KB) / PDF (PDF: 30KB)	2021年1月1日
委任状（電子入札用／経常建設共同企業体用）＜様式4＞	Word (ワード: 31KB) / PDF (PDF: 33KB)	2021年1月1日
紙入札方式参加承諾願＜様式5＞	Word (ワード: 30KB) / PDF (PDF: 30KB)	2021年1月1日

右側の注釈:

- 利用届
- 委任状

第13 資源有効利用促進法について

資源有効利用促進法は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

1 資源有効利用促進法の省令改正

令和3年7月3日に発生した静岡県熱海市の土石流災害を受けて、危険な盛土造成等を規制するための法制度【盛土規制法】を創設し規制強化することに合わせて、建設工事からの発生土について、搬出先の適性を確保するための方策を講じることが必要となり、資源有効利用促進法の省令改正が実施され、計画制度の強化が図られました。

●省令改正 第一弾：令和4年9月2日 公布、令和5年1月1日施行

●省令改正 第二弾：令和5年3月3日 公布、令和5年5月26日施行（一部令和6年6月1日施行）

参考資料：建設工事から発生する土の搬出先の明確化等【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001751576.pdf



2 改正の概要

第1弾 令和5年1月1日施行

再生資源利用（促進）計画書【COBRIS】の作成・保存について

(1) 対象工事土量の拡大（土砂 1,000m³ → 500m³ に）

注：茨城県リサイクルガイドラインでは500m³未満でも登録を（努力）義務としている

(2) 発注者への報告と現場掲示を義務化

(3) 計画書及び実施書の保存期間を延長（1年→5年に）

第2弾 令和5年5月26日施行（※一部令和6年6月1日施行）

(1) 適正な搬出先であることの確認【確認結果票の作成・現場掲示】

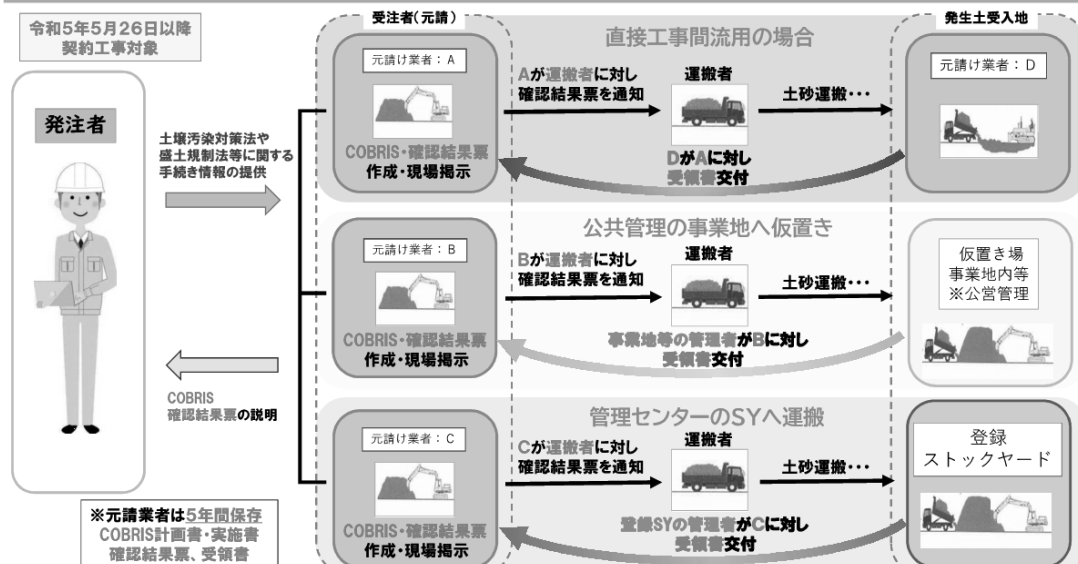
…土壌汚染対策法や盛土規制法等の手続きの確認が義務化

(2) 受領書による確認

(3) 最終搬出先までの追跡確認義務※

(4) スtockヤード運営事業者登録規定の創設

資源有効利用促進法省令改正【第2弾】 確認結果票・受領書について



第14 建設リサイクル法について

建設リサイクル法は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者についての登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

1. 解体工事業者の登録制度

県内で軽微な解体工事を請け負って営業する方は、建設業法の許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業）を受けている場合を除き、建設リサイクル法による解体工事業者としての登録を受けることが必要です。

なお、建設業法の改正により、令和元年6月1日以降は、「とび・土工工事業」の許可で解体工事を請け負うことはできません。

2. 分別解体等の義務付け

建設リサイクル法では、**特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る資材、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた対象建設工事（※1）**について、対象建設工事の受注者又は自主施工者は、原則的に**一定の技術基準（※2）**に従って分別解体等を行うことが義務付けされています。

対象建設工事の実施に際し、発注者は、工事着手7日前までに届出書を**知事（特定行政庁である市の長）あてに提出（※3）**する必要があります。

※建設リサイクルに関する詳細については、検査指導課リサイクル情報HPを参照ください。

【対象建設工事（※1）】

工 事 の 種 類	規 模 の 基 準
建築物の解体	床面積の合計 80㎡以上
建築物の新築・増築	床面積(増築部分)の合計 500㎡以上
建築物の修繕・模様替等(リフォーム等)	請負金額 1億円(自主施工の場合、相当額)以上
その他の工作物に関する工事(土木工事等)	請負金額 500万円(自主施工の場合、相当額)以上

【一定の技術基準（※2）】

分別解体等の実施手順 (1) 対象建築物等に関する調査の実施 (2) 分別解体等の計画の策定 (3) 工事着手前に講じる措置の実施 (4) 工事の実施〔標準的な作業手順〕	建築物の解体の場合 ①建築設備・内装材等の取り外し ②屋根ふき材の取り外し ③外装材・上部構造部分の取り壊し ④基礎及び外溝の取り壊し
	土木構造物の解体の場合 ①土木構造物の付属物 ②土木構造物本体 ③基礎・基礎ぐい

【届出窓口（※３）】

工事の現場	届出(10条)	通 知 (11条)	
	民間工事	公 共 工 事	
		市町村工事	国・県工事
水戸市・日立市・北茨城市・ 高萩市・ひたちなか市・土浦市・ 取手市・つくば市・古河市内 で施工される工事	管轄する市の 建 築 担 当 課		
上記以外の市町村内 で施工される工事	管轄する 建築指導課県央建築指導室・ 各県民センター建築指導課	県検査指導課	

〈担当窓口等〉

担 当 窓 口		住所・電話番号
県	土木部検査指導課	〒310-8555 水戸市笠原町978-6 TEL. 029-301-4386(直)
	土木部都市局建築指導課 県央建築指導室	〒310-8555 水戸市笠原町978-6 TEL. 029-301-4787(直)
	県北県民センター 建築指導課	〒313-0013 常陸太田市山下町4119 TEL. 0294-80-3344(直)
	鹿行県民センター 建築指導課	〒311-1593 鉾田市鉾田1367-3 TEL. 0291-33-4114(直)
	県南県民センター 建築指導課	〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26 TEL. 029-822-7079(直)
	県西県民センター 建築指導課	〒308-8510 筑西市二木成615 TEL. 0296-24-9154(直)
市	水戸市 都市計画部建築指導課	〒310-8610 水戸市中央1-4-1 TEL. 029-224-1111(代)
	日立市 都市建設部建築指導課	〒317-8601 日立市助川町1-1-1 TEL. 0294-22-3111(代)
	北茨城市 都市建設部都市計画課	〒319-1592 北茨城市磯原町磯原1630 TEL. 0293-43-1111(代)
	高萩市 産業建設部都市整備課	〒318-8511 高萩市本町1-100-1 TEL. 0293-23-7034 (直)
	ひたちなか市 都市整備部建築指導課	〒312-8501 ひたちなか市東石川2-10-1 TEL. 029-273-0111(代)
	土浦市 都市政策部建築指導課	〒300-8686 土浦市大和町9-1 TEL. 029-826-1111(代)
	取手市 都市整備部建築指導課	〒302-8585 取手市寺田5139 TEL. 0297-74-2141(代)
	つくば市 都市計画部建築指導課	〒305-8555 つくば市研究学園1-1-1 TEL. 029-883-1111(代)
	古河市 都市建設部建築指導課	〒306-0198 古河市仁連2065 TEL. 0280-76-1511(代)

3. 再資源化等の義務付け

対象建設工事の受注者は、分別解体等を行うことによって生じた特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）について、再資源化することが義務付けされています。

ただし、建設発生木材については、再資源化が困難と認められる場合に限り縮減（焼却）することができます。

なお、特定建設資材廃棄物以外の建設副産物（分別された廃プラスチック類（塩ビ管・継ぎ手を含む）、廃石膏ボード等）についても、再資源化に努めなければなりません。

4. アスベスト（石綿）等が使用されている解体工事等の対応について

アスベスト（石綿）を取り扱う作業については、労働安全衛生法、大気汚染防止法により飛散防止対策等を講じることが義務付けされていますが、建設リサイクル法では、以下の措置が必要になります。

- 対象建築物等に関する調査（事前調査）において、アスベスト（石綿）等の有無についても調査します。
- 事前調査の結果に基づき策定する分別解体等の計画において、アスベスト（石綿）等の有無、アスベスト（石綿）等の付着物の除去その他の措置（事前措置）等についても検討します。
- 工事の届出にあたっては、届出書（別表 1～3）に、アスベスト（石綿）等の有無、事前措置の内容等を必ず記載します。
- 分別解体等の計画に基づき、事前措置及び分別解体等を適正に行います。
※工事の実施は、石綿関係法令に従い、適正にアスベスト（石綿）等の処理を行う必要があります。処理にあたっては、石綿障害予防規則に規定する石綿作業主任者の選任が必要となります。

■労働安全衛生法（石綿障害予防規則）

アスベスト（石綿）等の除去に関する作業方法等を規定した規則です。

石綿含有建築材料に係る解体などの作業を行う場合には、規模に関係なく「石綿障害予防規則」が適用になり、アスベストの飛散性により 3 つの作業レベルに区分し規制されます。

- ◇ レベル 1：吹付け材【飛散性アスベスト 著しく発じん量の多い製品】
- ◇ レベル 2：保温材等【飛散性アスベスト 比重が小さく、発じんしやすい製品】
耐火被覆材（S 造の梁・柱等）、断熱材、
保温材（配管エルボ・ボイラー等）
- ◇ レベル 3：その他石綿含有建材（成型板等）【非飛散性アスベスト 発じん性の比較的低い製品】
内装材（壁・天井）、耐火間仕切り、床材、外装材（外壁・軒天）
屋根材、煙突材

【労働安全衛生法(石綿障害予防規則)に関する届出窓口等】

名 称	担当部署	電話番号	住 所
水戸労働基準監督署	安全衛生課	029-277-7916	水戸市宮町1-8-31(茨城労働総合庁舎)
日立労働基準監督署	第三方面	0294-88-3980	日立市幸町2-9-4
土浦労働基準監督署	安全衛生課	029-882-7021	土浦市宋塚1838(土浦労働総合庁舎)
筑西労働基準監督署	安全衛生課	0296-22-4564	筑西市下中山581-2
古河労働基準監督署	監督・安衛課	0280-32-3232	古河市東3-7-32
常総労働基準監督署	監督・安衛課	0297-22-0264	常総市水海道淵頭町3114-4
龍ヶ崎労働基準監督署	安全衛生課	0297-62-3331	龍ヶ崎市川原代町4区6336-1
鹿嶋労働基準監督署	安全衛生課	0299-83-8461	鹿嶋市宮中1995-1

※石綿障害予防規則の改正ポイントや建築物石綿含有建材調査者講習会の案内などの情報を掲載していますので、詳細は「石綿総合情報ポータルサイト」をご覧ください。

石綿総合情報ポータルサイト <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



■大気汚染防止法

ばい煙や粉じんなどの排出を規制することなどにより、大気汚染に関し、住民の健康保護と生活環境の保全を目的とした法律です。

特定建築材料が使用されている建築物や工作物の解体、改造、補修作業（特定粉じん排出等作業）を伴う建設工事を行う場合には大気汚染防止法の規制対象となり、使用されている特定建築材料の種類に応じて、届出や作業基準の遵守などが義務付けられます。規制内容の詳細は下記のホームページを確認ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kantai/taiki/environment/asbestos-law.html>

【特定建築材料の種類】

- ② 吹付け石綿
- ② 石綿含有保温材・・・石綿保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材など
- ③ 石綿含有耐火被覆材・・・石綿含有けい酸カルシウム板第二種など
- ④ 石綿含有断熱材・・・屋根用折版石綿断熱材、煙突石綿断熱材など
- ⑤ 石綿含有成形板等・・・石綿含有成形板、石綿含有セメント管など
- ⑥ 石綿含有仕上塗材・・・石綿含有建築用仕上塗材



※ 解体工事等に必要な措置・届出等

法律等 主な内容	労働安全衛生法 (石綿障害予防規則)	大気汚染防止法 (茨城県生活環境条例)	建設リサイクル法
事前調査 (アスベスト【※1】の有無)	有 (一定要件は報告義務)	有 (一定要件は報告義務)	有 (付着物の有無)
工事等の届出	有【※2】	有 (レベル1、レベル2)	有
飛散防止措置 (隔離、湿潤化、 負圧の措置等)	有【※2】	有【※2】	—
アスベスト濃度測定	作業所内の測定 【※2】	敷地境界線での濃度測定 (吹付け石綿使用面積50㎡以上) 【※3】	—

※1: 含有するアスベストの重量が、当該製品重量の0.1%を超えるものが対象となります。

※2: 作業レベルにより、規制の内容が違います。

※3: 濃度測定については、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」により規制されます。

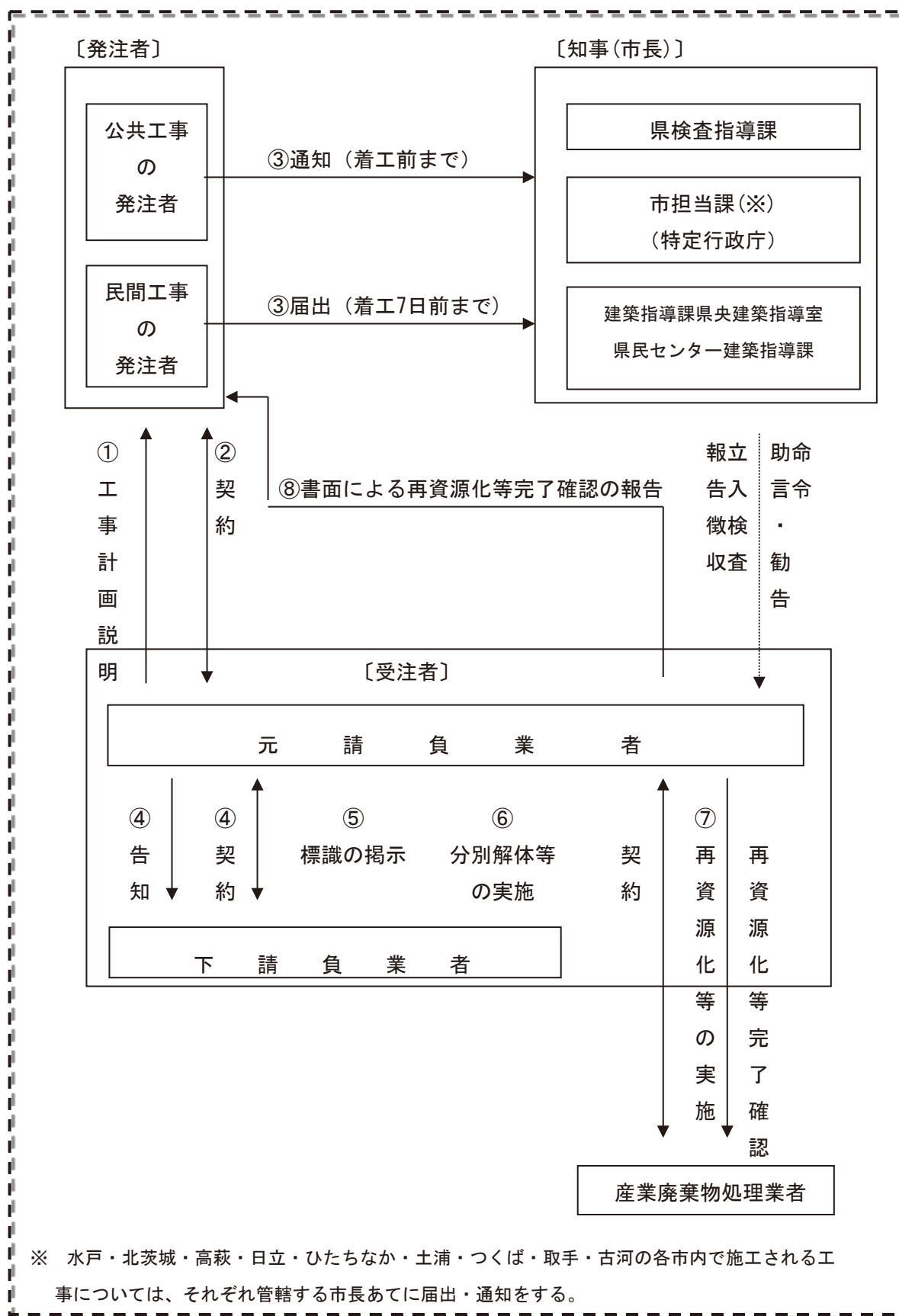
【大気汚染防止法に関する届出窓口等】

名 称	電話番号	住 所
県央環境保全室	029-301-3044	水戸市笠原町978-6
県北県民センター環境・保安課	0294-80-3355	常陸太田市山下町4119
鹿行県民センター環境・保安課	0291-33-6056	鉾田市鉾田1367-3
県南県民センター環境・保安課	029-822-7048	土浦市真鍋5-17-26
県西県民センター環境・保安課	0296-24-9134	筑西市二木成615
つくば市生活環境部環境保全課 ※一般粉じんについてのみ	029-883-1111(代)	つくば市研究学園一丁目1番地1
古河市市民部環境課	0280-76-1511(代)	古河市仁連2065
笠間市市民生活部環境保全課	0296-77-1101(代)	笠間市中央3-2-1
水戸市生活環境部環境保全課	029-244-1111(代)	水戸市中央1-4-1
ひたちなか市経済環境部環境保全課	029-273-0111(代)	ひたちなか市東石川2-10-1
筑西市市民環境部環境課	0296-24-2130(代)	筑西市丙360

5. 分別解体等及び再資源化等の実施を確保するため必要な措置

適正な分別解体等及び再資源化等の実施を確保するため、以下のような手続き等が義務付けされています。

- ① 受注者(元請負業者)から発注者への説明 (法第12条第1項)
対象建設工事の受注者は、発注者に対し建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等について、書面を交付して説明しなければなりません。
※書面の様式は任意です。(参考)様式第1号の2 説明書
- ② 発注者と受注者の契約 (法第13条)
発注者が受注者とかわす対象建設工事の契約書面においては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化に要する費用、再資源化のために特定建設資材廃棄物を持ち込む予定の施設の名称等を明記しなければなりません。
- ③ 発注者等から知事(市長)への工事の届出、通知 (法第10条、法第11条)
対象建設工事を実施するにあたって、民間工事の発注者は工事着手7日前までに届出書を、公共工事の発注者は工事着手前までに通知書を、それぞれ知事(市長)に提出しなければなりません。
- ④ 元請負業者から下請負業者への届出内容の告知・契約 (法第12条第2項)
元請負業者は、下請負業者に対し告知した上で契約を締結しなければなりません。
- ⑤ 標識の掲示 (法第33条)
解体工事業者が工事を行う場合は、解体工事の現場ごとに公衆の見やすい場所に標識を掲示しなければなりません。
また、建設業許可業者が工事を行う場合は、建設業法に基づく標識を掲示しなければなりません。
- ⑥ 分別解体等の実施 (法第9条第2項)
- ⑦ 再資源化等の実施 (法第16条)
- ⑧ 受注者から発注者への事後報告 (法第18条)
受注者は、再資源化等が完了したときは、その旨を発注者に書面で報告しなければなりません。なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出している場合は、書面での報告を省力できます。
※書面の様式は任意です。(参考)別添様式1 再資源化等報告書



■様式は茨城県土木部検査指導課ホームページ（建設リサイクル情報）に掲載しています。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/recycle/08recycle/index.html>



第15 リサイクル建設資材評価認定制度について



1 リサイクル建設資材評価認定制度とは

リサイクル建設資材については、公共工事での使用に十分耐えうる品質を備えたものが数多く生産されていますが、県土木部・企業局共通仕様書との品質規定の不整合や製品の評価に関する疑問等により、公共工事での活用が進まない状況となっていました。

このため、茨城県土木部では平成16年10月より、リサイクル建設資材の利用を促進するため「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」を構築し運用しています。

また、認定にあたっては、学識経験者などで構成する「茨城県リサイクル評価認定委員会」において品質等を審査しています。

なお、茨城県リサイクル建設資材評価認定制度の詳細については、茨城県土木部検査指導課のホームページに認定資材の一覧や評価基準等を掲載していますのでご覧下さい。

■茨城県土木部検査指導課ホームページ（建設リサイクル情報）

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/recycle/08recycle/index.html>



2 認定資材品目（現在認定されている品目）

令和7年3月現在

資材品目	主な用途	認定 資材数	使用 区分
再生加熱アスファルト混合物	アスファルト舗装等	44	A(B)
再生路盤材	道路用路盤材、構造物基礎等	88	A(B)
再生コンクリート二次製品	道路用側溝	5	B
再生硬質塩化ビニル管・継ぎ手	一般排水用・下水道用等	4	A
再生木質ボード	建物の壁や屋根材等	1	B
無機性汚泥から再生した処理土	盛土・埋戻し材料等	2	B
刈草・剪定枝等を利用した堆肥	樹木などの肥料等	2	C
木材・プラスチック再生複合材	デッキ材等	1	B
再生土木シート	防砂シート等	2	B
廃ガラスびん及びガラスくずを利用した土木資材	盛土用材料等	2	B
建設発生土を原料とした改良土	盛土・埋戻し材料等	3	C

合計 11品目 154資材

使用区分

A：原則的にリサイクル建設資材を使用する資材

B：品質・性能を勘案の上、予算の範囲内で積極的に使用に努める資材

C：品質・性能を勘案の上、利用可能な場合は、使用するよう努める資材

※再生加熱アスファルト混合物及び再生路盤材の一般廃棄物溶融スラグ入りについては使用区分を「B区分」としています。



第16 茨城県土木部指定工場制度について

1 茨城県土木部指定工場制度について

茨城県土木部では、建設工事に使用する材料のうち、その品質が施設の安全性・耐久性に大きく影響する主要資材(製品)について工場指定基準に適合する製造工場のみ、資材の納入できる工場として指定する制度です。

この制度により、茨城県土木部が発注する建設工事においては、指定する主要資材(製品)について、指定工場以外から当該資材を納入することは出来ません。

・指定制度における資材(製品)

◇砕石

◇コンクリート再生砕石

◇生コンクリート

◇アスファルト合材

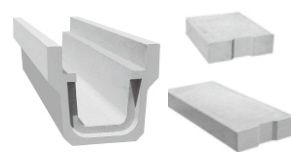
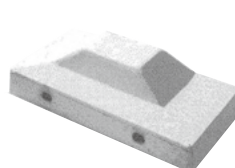
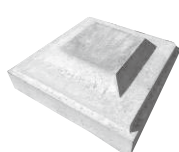
◇コンクリート二次製品 (一部製品)

〔積みブロック

張りブロック

連節ブロック

長尺U字溝及び蓋



・留意点

- ① 指定工場制度では、工場単位で指定工場の指定を行っています。このため、会社名が同じであっても、工場名が異なる場合は、指定工場では無い場合がありますので注意が必要です。
- ② 茨城県土木部発注工事において元請け業者（受注者）は、使用する指定資材について、指定工場が自ら製造し、指定工場から出荷されていることを必ず確認して下さい。なお、県土木部発注工事で元請け業者（受注者）に直接資材が納入されない場合においては、納入された資材が、指定工場で製造・出荷された資材であることを証明する書面（出荷証明書など）が必要となります。
- ③ 指定工場制度では、工場の品質管理体制や工場設備等について定期的に確認を行っておりますが、出荷される全ての資材（製品）の品質を保証している制度ではありませんので、現場に納入される資材（製品）については他の資材同様、納入時に品質等の確認を行い、仕様や材料使用届に一致しない場合には納入を拒否するなど適切な対応をお願いします。

2 茨城県再生砕石需給調査システムについて

目的

これまで、再生砕石の在庫量は、個々の再生砕石指定工場に、必要な時に必要な量を電話等で問い合わせをしており、多くの労力を要していました。

茨城県再生砕石需給調査システムは、これまで個別に調査していた再生砕石の出荷可能数量について、工事ごとに現場から40kmの範囲で一斉に問い合わせが行えるシステムです。

概要

このシステムは、茨城県土木部の「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（平成29年3月）」に基づく設計変更の基礎資料作成をシステム化したものです。

工事受注後、再生砕石の必要量が調達困難な場合にシステムへ納入希望の種類・必要量・時期等の必要事項を入力し、県のリサイクルガイドラインに定められた40kmの範囲の再生砕石指定工場へ問い合わせを一斉に行い、該当する再生砕石指定工場から得られた回答を一覧表にまとめ、調査結果を作成します。

このシステムは、平成30年10月より茨城県土木部発注工事を対象に運用を開始し、令和4年3月からは企業局、令和6年10月からは農林水産部と市町村の発注工事でも利用可能となりました。

利用対象者

- ・調査依頼⇒工事受注者（建設会社等）
- ・回答者⇒再生砕石指定工場（茨城県土木部指定工場）

システム利用の流れ

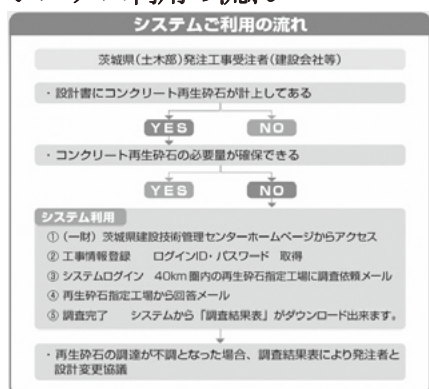


表1 システム利用までの流れ

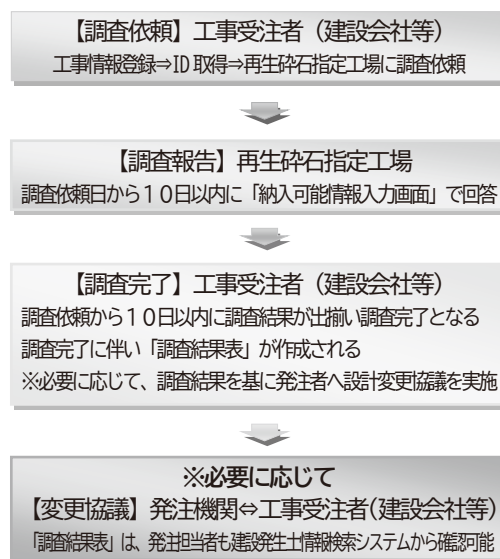


表2 システム利用の流れ

お問い合わせ先

【システムに関すること】（一財）茨城県建設技術管理センター 建設副産物リサイクル事業部

ホームページアドレス：<http://www.ibakengi.or.jp/>

mail：recycle1@ibakengi.or.jp

水戸市青柳町4195 TEL029-227-5222 FAX029-227-8558

※調査内容に関する問合せは各再生砕石指定工場にお問い合わせ下さい。

【監修】茨城県土木部検査指導課 建設リサイクル担当 TEL029-301-4386



第17 建設業許可について

1 近年の改正内容

(1) 特定建設業の許可を要する金額要件等の改定（令和7年2月1日施行）

近年の建設工事費の高騰に伴い、下記のとおり金額要件の見直しが行われました。

- ・特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳等の作成を要する下請代金額の下限
旧：4,500万円 → 新：5,000万円（建築一式の場合 旧：7,000万円 → 新：8,000万円）
- ・専任の主任技術者又は監理技術者を要する請負代金額の下限
旧：4,000万円 → 新：4,500万円（建築一式の場合 旧：8,000万円 → 新：9,000万円）
- ・下請人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請代金額の上限
旧：4,000万円 → 新：4,500万円

(2) 営業所ごとに専任で置かれる技術者（専任技術者）の記載について（令和6年12月13日施行）

改正法による建設業法第7条第2号及び同法第15条第2号の条文改正に伴い、申請様式等の変更がありました。

- ・旧：専任技術者 → 新：営業所技術者等 ※呼称変更であり、内容の変更はありません。

(3) 国土交通大臣が認める登録基幹技能者の追加

国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成30年国土交通省告示第435号）の改正が行われ、下記表の登録基幹技能者講習の修了者が、新たに主任技術者及び一般建設業の営業所技術者等の要件を満たす者となりました。

登録基幹技能者講習名	建設業の種類
登録計装基幹技能者講習	電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業
登録土質改良基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録都市トンネル基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録潜函基幹技能者講習	とび・土工工事業

(4) 常勤役員等（経營業務の管理責任者）の経験に関する確認資料について

令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつが行われなくなることから、令和7年1月以降に書面で提出された所得税確定申告書で、税務署の受付印押印が無いものを確認資料とする場合は、併せて下記①又は②の書類を添付することとしました。

- ①オンライン申請による「申告書等情報取得サービス」の画面を印刷したもの
- ②税務署窓口で交付された「リーフレット（申告書を収受した日付、税務署名が記載されたもの）」の写し

(5) 常勤性の確認資料について

令和6年12月2日以降、新たな健康保険被保険者証の発行が行われなくなること踏まえ、健康保険又は厚生年金保険加入業者の場合の常勤役員等や営業所技術者等の常勤性の確認資料について、健康保険被保険者証の写しの取り扱いを廃止しました。（※）（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しの取扱いは変更無し）

※新規発行禁止後も有効期限前の健康保険被保険者証であれば、確認資料として取り扱う。

(6) 一般建設業許可の営業所専任技術者等の要件緩和 (令和5年7月1日施行)

技術検定合格者を指定学科卒業者と同等（１級１次合格者を大学指定学科卒業者と同等、２級１次合格者を高校指定学科卒業者と同等）とみなし、第一次検定合格後に一定期間（指定学科卒と同等）の実務経験を有する者が営業所の専任技術者として認められることとなりました。（指定建設業と電気通信工事業は除く）

また、特定建設業許可の営業所専任技術者要件、建設工事において配置する主任技術者・監理技術者も同様の扱いとなります。（指定建設業は除く）

＜技術検定種目と対応する指定学科＞

技術検定種目	同等とみなす指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

「◎」…特定建設業の営業所専任技術者（又は監理技術者）となりうる国家資格
「○」…一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となりうる国家資格
「○」…特定建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となりうる国家資格（十合格後実務経験3年以上要）
「○」…一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となりうる国家資格（十合格後実務経験5年以上要）

					特定建設業指定7業種（建設業法施行令第5条の2）																																
		建設業の種類																																			
コード		資格区分【必要な実務経験年数※1】																																			
						土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
建設業法（技術検定）	合格証明書	11	1級建設機械施工管理技士（注11）				◎				◎								◎																		
		12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）（注11）				○				○								○																		
		13	1級土木施工管理技士（注6）				◎				○	◎	◎	○			○	◎	○	◎	◎			◎	○			○			○	◎		◎		◎	
		1H	1級土木施工管理技士補								○	○	○	○			○	○	○	○			○	○			○			○	○		○	○		○	
		1J	種別		土木（注6）		○				○	○	○	○			○	○	○	○			○	○			○			○		○	○		○	○	
		14			土 木						○	○	○	○	○			○	○	○	○			○	○			○			○	○		○	○		
		15			鋼構造物塗装						○	○	○	○	○			○	○	○	○			○	○			○			○	○		○	○		
		1K			鋼構造物塗装						○	○	○	○	○			○	○	○	○			○	○			○			○	○		○	○		
		16			薬液注入						○	○	○	○	○			○	○	○	○			○	○			○			○	○		○	○		
		1L			薬液注入						○	○	○	○	○			○	○	○	○			○	○			○			○	○		○	○		
		20			1級建築施工管理技士（注6）					◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎
		2C			1級建築施工管理技士補								○	○	○	○	○			○	○			○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○
		21	種別		建築（注6）		○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	
		22			躯体（注6）						○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○		
		23			仕 上 げ						○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○		
		2D	2級建築施工管理技士補								○	○	○	○	○			○	○			○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○		
		27	1級電気工事施工管理技士												◎												○										
		2E	1級電気工事施工管理技士補																								○										
		28	2級電気工事施工管理技士												○												○										
		2F	2級電気工事施工管理技士補																								○										
		29	1級管工事施工管理技士												◎				○		○	○					○	○			○	○	○		○		
		2G	1級管工事施工管理技士補																○		○	○					○	○			○	○	○		○		
		30	2級管工事施工管理技士												○				○		○	○					○	○			○	○	○		○		
		3A	2級管工事施工管理技士補																○		○	○					○	○			○	○	○		○		
		31	1級電気通信工事施工管理技士																										◎								
		32	2級電気通信工事施工管理技士																										○								
		33	1級造園施工管理技士									○	○	○	○			○		○				○	○			○		◎	○		○		○	○	
		3D	1級造園施工管理技士補									○	○	○	○			○		○				○	○			○		○		○		○		○	
		34	2級造園施工管理技士									○	○	○	○			○		○				○	○			○		○		○		○		○	
		3E	2級造園施工管理技士補									○	○	○	○			○		○				○	○			○		○		○		○		○	
								土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	

(7) 申請手数料（電子申請）の変更（令和5年7月1日から）

電子申請の場合、通知等を電子情報処理組織により交付することから、申請手数料の見直し（減額）がありました。（※書面申請の場合の手数料については変更無し。）

＜申請手数料（電子申請）＞

申請区分	変更前	変更後
新規 許可換え新規 般・特新規	90,000 円	89,990 円
業種追加	50,000 円	49,990 円
更新	50,000 円	49,990 円

(8) 認可通知書の電子交付（令和5年7月1日から）

建設業法第17条の2及び第17条の3に規定する「認可」の申請に基づき、県から発出する認可通知書の交付方法について、従来の紙交付に加え、**電子メール（PDF※）での交付**を新たに追加しました。

※公印の代わりに電子署名を付与したもの。

※紙交付を希望する場合、コピー代をご負担いただく場合があります（パソコン等の電子機器を持っていない場合などは除く）。

(9) 専任を要する工事の金額要件の改正（令和5年1月1日施行）

近年の工事費の上昇を踏まえた、金額要件の見直しが行われました。

- ・特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額
(現 行) 4,000万円 (建築一式の場合は 6,000万円)
→ (改正後) 4,500万円 (建築一式の場合は 7,000万円)
- ・主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額
(現 行) 3,500万円 (建築一式の場合は 7,000万円)
→ (改正後) 4,000万円 (建築一式の場合は 8,000万円)
- ・下請人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請代金額の上限
(現 行) 3,500万円 → (改正後) 4,000万円

(10) 財務諸表関係様式の一部改正について（令和4年3月31日から）

新たな企業会計基準の公表及び会社計算規則の改正を踏まえ、財務諸表関係様式が一部改正されました。

(11) 主任技術者の要件を満たす者への工事担任者の追加について（令和3年12月27日から）

電気通信工事業における主任技術者の要件を満たす者として、「工事担任者資格者証の交付を受けた者（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の資格者証の交付を受けた者又は総合通信の資格者証の交付を受けた者に限る。）であって、資格者証の交付を受けた後電気通信工事に¹関し3年以上実務の経験を有する者」を追加されました。

なお、当該規定は令和3年4月1日以降に、工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限り、適用されます。

2 更新申請及び各種届出等の郵送について

更新申請及び各種届出等は郵送による提出が可能です。（新規・業追許可申請書は不可）

※郵送時の注意事項

- 更新申請を郵送により申請する場合は、「許可更新申請に係るチェック表」を作成し、提出書類に漏れないよう申請してください。
- 更新申請及び各種届出の発送方法は、日本郵便（普通郵便、レターパック（○赤色の封筒、×青色の封筒））か、信書が送付可能な方法により、主たる営業所を管轄する土木事務所に発送してください。なお、日本郵便による場合は、原則書留郵便等により発送してください。
- 更新申請の場合、封筒に「建設業許可更新申請書在中」と記載し、各種届出等の場合は「○○届出書在中」と記載してください。
- 送付表（同封している書類が確認できる資料、許可更新申請に係るチェック表等）及び返信用封筒（返信に必要な切手を貼付）を同封して発送してください。

封筒記載例

〒 □ □ □ - □ □ □ □

書留郵便

茨城県○○市○○町○○

○○土木事務所 建設業担当 御中

建設業許可更新申請書 在 中

○○届出書 在 中

封筒は任意（会社の封筒可）のものとし、タテ書き・ヨコ書きは自由です。

表面又は裏面に申請者又は届出者の住所・商号又は名称を記載してください。

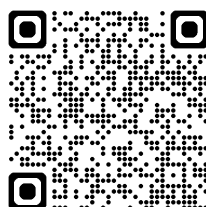
3 各種変更に関する問合せに対応するチャットボット

建設業許可及び入札参加資格に係る各種変更に関する問合せに自動で回答するチャットボット※を導入しました。チャットボットは、24 時間 365 日利用可能であるため、いつでも問い合わせが可能です。

チャットボットへは、以下の QR コードからアクセスできるほか、建設業担当ホームページからでもアクセス可能です。

※チャットボットとは、A I（人工知能）を活用した自動会話プログラムであり、利用者の問い合わせに対し、A I が最適と判断した回答を自動応答するシステム。

チャットボット QR コード



4 建設業許可に係る証明書等の交付について

茨城県知事許可業者が、現に建設業許可を受けている状況を証明したい場合は、以下の
手続により許可証明書の交付を受けられます。

(1) 申請方法

ア 窓口で交付を受ける場合

申請書に所定事項を記載し、証明手数料400円（1枚につき：現金のみ）を添えて、監理課又は管轄の各土木事務所の窓口申請してください。

※代理人が申請する場合には、委任状が必要です。

イ 郵送で交付を受ける場合

①申請書に所定事項を記載し、監理課に現金書留により郵送してください。

【送付先】

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 電話：029(301)4334

茨城県土木部監理課建設業担当

②現金書留郵便には、申請書、証明手数料400円（1枚につき）、所要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

③発行までの期間は、申請書受領後、概ね14日程度です。

(2) 申請書等の入手先

県土木部監理課ホームページから、申請書、申請書記載例がダウンロードできます。

<https://kennsetugyou-ibaraki.jp/download/#permit>

【大臣許可業者の場合】

関東地方整備局にお問い合わせください。

建設業に関する
色々なお悩み
相談してみませんか？

建設業の許可を
取りたいけれど
どうすればいいの？

申請書類の
作成の仕方が
分からないい…

土木事務所で
相談受付中！

茨城県行政書士会

建設業許可

よろず相談室

是非ご活用ください！
ご相談お待ちしております！

建設業許可に関する申請書類等の確認や各種ご相談に、
茨城県行政書士会が豊富な経験とノウハウを活かして、懇切・丁寧に対応いたします。
なお、本事業は、社会貢献活動として行うものであり、相談は無料です。

一 申請書類等の確認



土木事務所に提出する
申請書類等を、事前に
確認いたします。

一 各種ご相談



建設業許可の要件や書類の
作成方法に関するご相談に
対応いたします。

建設業許可担当土木事務所

(水戸・筑西) 毎週月曜日(土浦) 毎週水曜日
午前 10 時～午後 3 時

※水戸会場のみ完全予約制

電話による予約受付を開始しました

029-305-3731

(茨城県行政書士会 事務局)



【注意事項】

ここでは、申請書類等の受付は行いません。
申請書類の作成等を代理で行うものではありません。
ご本人(会社・個人)での申請に限りります。(行政書士を除きます。)
相談内容によっては土木事務所に確認をお願いする場合があります。
原則 30 分を上限とし、電話予約優先とさせていただきます。

【お問合せ先】

茨城県行政書士会 水戸市笠原町 978-25 茨城県開発公社ビル 5F
TEL:029-305-3731

第 18 住宅瑕疵担保履行法について

■住宅瑕疵担保履行法の内容や届出様式については、茨城県建設業担当ホームページでも確認できます。

URL : <https://kennsetugyou-ibaraki.jp/>

■「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の施行

住宅を新築する建設工事の発注者及び新築住宅の買主の利益の保護を図るため、平成 21 年 10 月 1 日に「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）（住宅瑕疵担保履行法）」が施行され、施行日以降に新築住宅を引き渡す新築住宅の請負人となる建設業者と売主となる宅地建物取引業者に、10 年間の瑕疵担保責任の履行を確保するための資力確保措置が義務づけられました。

■義務付けの対象事業者

- 注文・賃貸住宅の請負人（建設業法の許可を受けた建設業者）
- 分譲住宅の売主（宅地建物取引業法の免許を受けた宅建業者）

（注）業者同士の取引は対象外



■対象となる瑕疵担保責任の範囲

- 住宅品質確保法で定める 10 年の瑕疵担保責任の範囲と同じです。
新築住宅（戸建住宅、分譲マンション、賃貸住宅、グループホーム、ケアホーム等）の
◎構造耐力上主要な部分
◎雨水の浸入を防止する部分

■資力確保の 2 つの方法

資力確保の手段は「供託」と「保険」の 2 種類があります。

「供託」は、請負人等が自らの資力で瑕疵担保責任に対応するものであり、供給した戸数に応じて算定された額の保証金を 10 年間、「供託所」に預け置くもので、一旦供託すると 10 年間は基本的には取り戻すことが出来ません。

「保険」は、保険法人に保険料を支払い、保険契約を結ぶので、保険料は掛け捨てになります。

■供託

- 供託する保証金の額（供託額）

供給戸数	供 託 額
1	2,000 万円×戸数
1 超～10 以下	200 万円×戸数+1,800 万円
10 超～50 以下	80 万円×戸数+3,000 万円
50 超～100 以下	60 万円×戸数+4,000 万円
100 超～500 以下	10 万円×戸数+9,000 万円
500 超～1,000 以下	8 万円×戸数+1 億円
・・・	・・・

■保険

保険は、国土交通大臣が指定した「住宅瑕疵担保責任保険法人」に保険料を支払い保険契約を締結するものです。請負人等が瑕疵の補修などを行った場合は、その要した費用に対して保険金が支払われます。万一、請負人等が倒産等により補修が出来ない場合には、住宅発注者に直接保険金が支払われます。



- 住宅瑕疵担保責任保険法人

国土交通大臣の指定を受けた保険法人は次のとおりです。

- ① 株式会社 住宅あんしん保証 (TEL：03-3562-8120)
- ② 住宅保証機構 株式会社 (TEL：03-6435-8870)
- ③ 株式会社 日本住宅保証検査機構 (TEL：03-6861-9210)
- ④ 株式会社 ハウスジーメン (TEL：03-5408-8486)
- ⑤ ハウスプラス住宅保証 株式会社 (TEL：03-4531-7200)

※上記法人には保険申込みを行える取次店があります。詳しくは各法人にお問い合わせ下さい。

- 保険の料金

保険料は、各保険法人によって異なります。また、一定要件（戸数や事業者数）を満たす場合、割引等のメニューも用意されています。

- 保険加入のタイミング

保険加入においては、原則として保険法人の現場検査を工事中に実施するため、保険は着工前に申し込む必要があります。

■重要事項の説明義務

- 供託の場合

請負契約締結時までに、保証金の供託をしている供託所の名称・所在地等について書面を交付

- 保険の場合

(契約締結時)

建設工事請負契約の内容を記載する書面に保険契約の内容（保険法人の名称、保険期間、保険金額、保険の対象となる瑕疵の範囲）を記載

(保険証券発行時)

保険法人が発行する「保険付保証明書」を交付

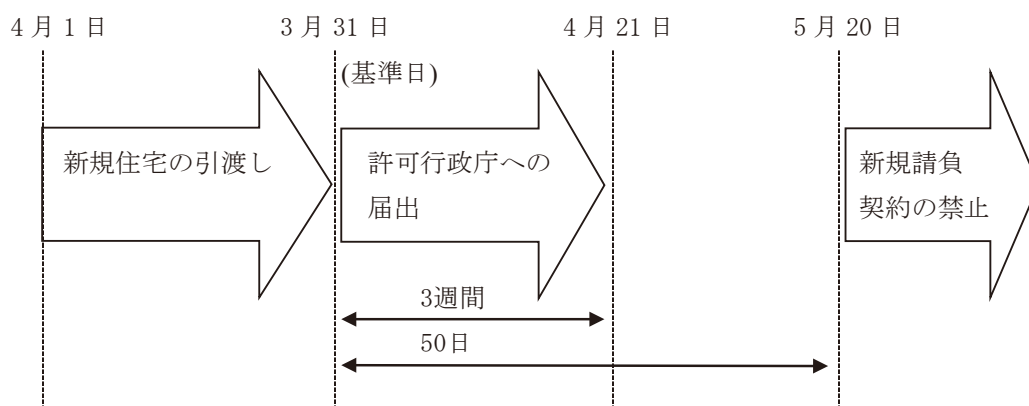
■許可行政庁への届出

新築住宅を引渡した建設業者や宅建業者による保証金の供託やこれに代わる住宅瑕疵担保責任保険契約の締結が確実、適正に行われているかを把握し確認するため、年1回*の基準日（**3月31日**）ごとに、供託や保険の状況について、基準日から3週間以内（**4月21日**）までに許可行政庁への届出が必要となります。本県においては、建設業者は監理課へ、宅建業者は建築指導課へそれぞれ郵便により届け出ることとしています。

なお、この届出を行わない場合、基準日から50日を経過した日以降、新築住宅の請負契約や売買契約を新たに締結することが禁止されます。

※令和3年9月30日より改正住宅瑕疵担保履行法が施行され、基準日が年1回となりました。

- 手続きの流れ



- 届出先

(茨城県知事建設業許可業者の場合)

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県 土木部 監理課 建設業グループ

(茨城県知事宅建業免許業者の場合)

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県 土木部 都市局 建築指導課 監察・免許グループ

(国土交通大臣建設業許可業者の場合)

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省関東地方整備局 建政部 建設産業第一課

※県を経由せずに、直接、関東地方整備局へ。

● 届出方法

郵 送 （簡易書留郵便など確実な方法により提出願います。）

- ・提出部数は**1部**です。
- ・封筒の表に『住宅瑕疵担保履行法届出書在中』と朱書きして下さい。
- ・届出書控えが必要な場合は、返信用の切手を貼付した封筒を同封の上、**2部**提出して下さい。
1部は受付印を押してお返しします。【注：届出の内容が適正であることの証明ではありません。】

● 届出書類

- ① **届出書（第一号様式）** 「住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書」
- ② **一覧表（第一号の二様式）** 「住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況の一覧表」
※保険のみの場合、保険法人の発行する「**保険契約締結証明書【明細】**」でも可
- ③ **供託書の写し**（基準日前6月間において新たに保証金を供託した場合）
- ④ 保険法人が発行する「**保険契約締結証明書**」（原本）

※令和7年3月31日基準日以降、基準日前1年間に引き渡した新築住宅の戸数が0戸である旨の保険契約締結証明書等の送付は廃止されましたが、届出が必要な事業者様は引き続き提出をお願いします。

※第一号様式、第一号の二様式は、茨城県建設業担当ホームページからダウンロードできます。

保険のみの場合には、簡易版もご活用いただけます。

<https://kennsetugyou-ibaraki.jp/download/>

※基準日時点で引き渡した新築住宅の合計戸数が「1戸」以上の場合は、上記①、②、③（または、④）の書類の提出が必要です。

※基準日時点で引き渡した新築住宅の合計戸数が「0戸」であった場合には、上記①のみ提出が必要です。

①の届出書を作成する際には、**住宅瑕疵担保責任保険法人名を忘れずに記載してください。**

◆**注意事項**（提出前に再度ご確認ください。）

- ・押印する場合は、法人であれば代表者印が押印してあるか。
- ・提出書類が全て揃っているか。
- ・届出時の許可番号の欄に建設業許可番号が記載されているか。

届出書の内容等に不備がある場合、再提出をお願いする場合があります。

■監督処分と罰則

住宅瑕疵担保履行法に違反した場合は、同法による罰則が科されるほか、建設業の適正な実施の確保の観点から、建設業法に基づき必要な監督処分も課されることになります。

違反例	資力確保措置を行わない [履行法第3条第1項]	届出を行わない 虚偽の届出をした [履行法第4条第1項]	契約の制限期間に新規契約を締結 [履行法第5条]	契約締結までに供託に関する説明を行わない [履行法第10条]
住宅瑕疵担保履行法	新規契約の制限	新規契約の制限 罰則 ・50万円以下の罰金 ・法人に対し両罰規定	罰則 ・1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金 またはこれの併科 ・法人に対し両罰規定	
建設業法	指示処分 [業法第28条第1項及び第4項(第1項第9号該当)]	指示処分 [業法第28条第1項及び第4項]	指示処分 [業法第28条第1項及び第4項(第1項第9号該当)]	指示処分 [業法第28条第1項及び第4項]
	<情状が重いとき> 営業停止処分 1年以内の営業の全部又は一部の停止命令 [業法第28条第3項(第1項第9号該当)]		<情状が重いとき> 営業停止処分 1年以内の営業の全部又は一部の停止命令 [業法第28条第3項(第1項第9号該当)]	
	<情状が特に重いとき> 許可の取り消し [業法第29条第1項]		<情状が特に重いとき> 許可の取り消し [業法第29条第1項]	

茨城県からのお願い

茨城県が発注する建設工事について、受注者（建設業者）は、次の事項について留意されるようお願いいたします。

1. 県内業者・県内産資材の積極的活用について

県工事を受注される建設業者の方は、県内産業健全育成のため次の点に留意されるようお願いいたします。

- ① 受注者が下請業者を使用する場合は、できるだけ茨城県内に主たる営業所（本店）を有する業者を選定してください。
- ② 受注者が使用する建設資材については、できるだけ県内産資材（県内で生産されるもの又は県内に本店を有する業者が取り扱うもの）を選定してください。

2. 発注者への提出書類について

県工事を受注された方は、茨城県建設工事施工適正化指針（令和7年2月改正）を順守して適正な施工をされるようお願いいたします。

県工事においては、県から直接建設工事を請け負った建設業者は、次の書類を発注者に提出しなければならないこととしています。

- ① 下請負契約がある場合
 - ・施工体制台帳（作業員名簿を含む。）
 - ・施工体系図
- ② 一次下請以下の下請負業者が再下請契約を行う場合
 - ・再下請負通知書（作業員名簿を含む。）
- ③ その請負代金額が500万円以上になるもの
 - ・建設業退職金共済組合に係る掛金収納状況の報告
- ④ 全ての県工事
 - ・現場代理人及び主任・監理技術者の選任通知

なお、工事監督機関の長は、工事現場の施工体制が提出された「施工体制台帳」等の記載に合致しているか点検するため、現場の立入検査を実施することとなっておりますので、点検を求められたときは御協力をお願いいたします。

3. 社会保険等の加入に関する下請への指導等について

県工事を受注された建設業者の方は、下請企業及びその労働者の社会保険等への加入を促進するため、国の定めた「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（令和4年4月一部改訂）に規定された元請企業としての役割と責任について果たしていただきますようお願いいたします。

（主な役割等）

- ・社会保険等に参加する義務があるにもかかわらず加入していない建設業者を下請企業に選定しないこと。
- ・提出された作業員名簿等により、加入義務があるのに未加入の作業員が発覚した場合は、作業員名簿を作成した下請企業に対し、適切に加入させるよう指導すること。
- ・法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示し、提出された場合は、その見積書を尊重すること。
- ・法定福利費を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費を賄うことができない金額で下請と建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むこと。
- ・一人親方が、工事を請け負う個人事業主として現場に入場するのか、実態が雇用契約を締結すべきと考えられる雇用労働者として現場に入場するのか十分確認すること。

建設職人基本法に基づく県指針について 茨城県土木部

全ての建設工事従事者の安全及び健康の確保を図るため、関係者が連携して取り組む際の指針となるもの。

県指針について		関係団体からの主な意見	
- 県は、法の基本理念にのっとり、地域の実情に応じた施策を策定、実施する責務を有する。(建設職人基本法) 県、関係団体・機関が、同じ目的をもって計画的に施策を推進。 - 策定にあたっては、県内関係団体(16団体)からヒアリングを実施。		- 行政や関係団体が、同じ方向を向いた取組が必要 - 一人親方にも安全措置を - 事業者だけでなく、全ての従事者の意識向上を - 民間工事でも安全衛生経費の適切な確保を - 外国人労働者に対する安全衛生教育も - 労働者と資材を同列にしないといけない	
施策の方向性			
施策	現状・課題	取組の強化	重点的な取組
災害の撲滅	建設業従事者全体で、年間約300人もの死傷事故が発生していることを重く受け止め、災害の撲滅に向け、一層の取組を推進する必要がある。	- 建設業者による安全衛生教育の支援。 - 労働安全衛生法の順守徹底。	- 特に中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上を支援。 - 建設業者が自主的に行うリスクアセスメントを促進。 - 従事者の安全・健康に配慮した設計や工法等の普及。 - 創意工夫事例等の水平展開。 - 墜落・転落災害防止対策の充実強化についての調査検討等。
一人親方等対策	一人親方等については、労働安全衛生法の保護の対象ではないが、労働者と同じ作業に従事していることから、建設工事の担い手として特段の配慮が必要である。	- 一人親方への労災保険特別加入の促進。 - 実態が労働者の場合は、労働者として扱うよう周知・指導。	- 一人親方等まで含んだ安全措置の徹底。 - 一人親方等の災害を把握・分析 - 一人親方や外国人労働者に対する安全衛生教育の支援。
中長期的な担い手確保	高齢化が進行している中、他産業と比べて低い賃金や長い労働時間の改善や地位の向上等を図り、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。	- 適切な労務単価や資材等の取引価格を的確に反映した労働安全衛生費の確保【県発注工事】 - 適切な工期設定、工期延長、施工時期の平準化【県発注工事】 - 従事者の社会保険等加入の徹底と法定福利費の適切な確保。 - CCUSの活用推進。	- 公共・民間を問わず、法定福利費や安全衛生経費が下請まで確実に支払われるような実効性のある施策の検討。 - 業界全体として「安全文化」を醸成する取組の促進。

令和4年度以降の予定 ： 国、県、関係団体で推進体制を立ち上げ、地域の実情に応じた施策を推進していく。

建設工事従事者の安全と健康の確保の推進に関する茨城県指針の変更について

茨城県土木部

1 建設工事従事者の安全と健康の確保の推進に関する茨城県指針について

- すべての建設工事従事者の安全及び健康の確保を図るため、関係者が連携して取り組む際の指針となるもの。
- 県は、建設職人基本法の基本理念にのっとり、地域の実情に応じた施策を策定、実施する責務を有することから、関係団体・機関が、同じ目的をもって地域の実情に応じた施策を推進していくため、県内関係団体(16団体)からヒアリングを実施し、令和4年3月に策定。

2 県指針の変更の趣旨について

- 令和5年度の国の基本計画(※1)の変更や、令和6年6月の第三次・担い手3法の成立などを踏まえ、県指針の所要の見直しを行う。
(※1)「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」。建設職人基本法に基づき、政府が、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため定めるもの。
- 国においては、建設工事従事者に係る状況変化等(※2)を踏まえ、基本計画の変更を行った(令和5年6月閣議決定、9月の関東ブロック会議にて説明)。
(※2)「気候変動の影響、石綿を用いた建築物の解体工事の増加、新興・再興感染症の発生・拡大等」「女性、外国人労働者、高齢労働者等人材の多様化」「新・担い手3法、労働基準法を踏まえた働き方改革、処遇改善等」「インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション(DX)」が危険作業等の減少や建設現場の環境改善に寄与することへの期待」など

3 主な見直し内容について

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">1 安全衛生経費に関する記載の充実(第2 1(1))
「安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳明示するための標準見積書の作成・普及」「発注者、建設業者及び県民一般に対する安全衛生経費の戦略的広報の実施」2 一人親方に関する記載の充実(第2 3(3))
「一人親方との取引の適正化等の周知」3 建設工事の現場の安全性の点検等に関する記載の充実(第2 4(2))
「建設機械施工の自動化・遠隔化やロボットの活用等インフラ分野のDXにおいて、安全な工法等の研究開発・普及」4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上に関する記載の充実(第3 1(3))
「第三次・担い手3法や労働基準法を踏まえた「働き方改革」の推進、処遇の改善、生産性向上、インフラ分野のDXの推進」「職業訓練の実施による事業主への支援等」 | <ul style="list-style-type: none">5 墜落・転落災害の防止対策の充実強化に関する記載の充実(第3 2(2))
「屋根・屋上等の端、低所(はしご・脚立)からの墜落・転落災害防止対策のためのマニュアルの作成・普及」「足場点検の確実な実施のための措置の充実、一側足場の使用範囲の明確化」「足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策の充実強化」6 健康確保対策の強化に関する記載の追記(第3 3(1)(2)(3))
「熱中症、騒音による健康障害防止対策」「解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等」「新興・再興感染症への対応」7 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境改善に関する記載の追記(第3 4(1)(2)(3))
「女性の活躍促進のための取組」「増加する外国人労働者の労働災害への対応方法等」「高齢労働者の安全と健康の確保につながる取組」 |
|---|---|

どのような場合が、 工期ダンピングになるのですか

- 発注者が、早期の引渡しを受けるため、建設業者に対して、一方的に通常よりかなり短い工期で請負契約を締結した場合
- 建設業者が、通常必要と認められる工期を発注者に提示したにもかかわらず、それよりかなり短い工期で請負契約を締結した場合
- 建設業者に責任のない理由で、当初の工期を変更する場合、通常よりかなり短い期間を工期で契約を変更した場合

工期ダンピングをすると、どうなるのですか

- 発注者に対し、国土交通大臣又は都道府県知事が必要な勧告を行うことがあります。
- また、勧告に従わない場合は、公表される場合があります。

工期ダンピングをならないようにするためには、 どうすればよいですか

- 請負契約を締結するまでに、工期の設定に影響を及ぼす事象(※)について、建設業者に情報を提供してください。
※地盤の沈下や地下埋設物による土壌の汚染など地中の状態に起因する事象。騒音や振動など周辺の環境に配慮が必要な事象
- 建設業者に、工期の見積りを依頼してください。
- 請負契約の締結にあたっては、「工期に関する基準」や建設業者の見積りを踏まえ、建設業者と協議・合意し、適正な工期を設定してください。
- 売買や賃貸借をする場合は、その相手方に、災害や不可抗力等により、引渡日の変更がありうることを説明してください。

「工期に関する基準」 チェックリスト

- 自然要因（降雨日、降雪日など）を考慮しましたか。
 - 時間外労働の上限規制や週休2日等を考慮しましたか。
 - イベント（年末年始、夏季休暇、交通規制が必要な時期など）を考慮しましたか。
 - 敷地の制約条件（鉄道、通学路、住宅地域など）を考慮しましたか。
 - 受注者と協議・合意の上で工期を決定しましたか。
 - 分離発注の場合、個々の工事の調整を行い、適正な工期を設定しましたか。
 - 関係者（地元住民、電力・ガス事業者など）との調整に要する時間を考慮しましたか。
 - 行政への申請に要する時間を考慮しましたか。
 - 労働者の安全及び健康を確保するため、十分な工期を設定しましたか。
- （当初の工期で施工できない場合）
- 当初の工期で施工できない場合、受注者と協議のうえで、工期の延長や請負代金額の変更等の変更契約を締結しましたか。
 - 分離発注の場合、前工程の遅れが、後工程へのしわ寄せにならないよう、工事の進捗に応じて個々の工事の調整を行っていますか。

※このほかに、工程別や分野別に考慮すべき事項もありますので、下記のURLで確認の上、適正な工期を設定してください。
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html

建設業許可・経営事項審査は 会社や自宅のパソコンから！

いつでも
申請
簡単
便利

ジエイシッブ

JCIP

建設業許可・ 経営事項審査電子申請システム

※一部の行政庁では、受け付けていません。
(令和6年4月現在)



会社や自宅から申請
インターネットで申請・届出書類の
作成から提出まで完結されるので、
窓口への訪問や郵送の手間を省くことができます。



申請書類作成時間の短縮

外部のアプリケーション等で作成した
データ(XMLデータ)を取り込めます。
また、前回作成データを利用することができ、
書類作成の時間を大幅に削減できます。

業務効率化

手戻り防止

エラーチェックや自動計算により
作成誤りがなくなり、
手戻りを防止できます。



確認書類の取得や添付が不要

登記事項証明書や納税情報書類等の
確認書類の取得や添付が不要になります。
また、印紙の用意も不要になります。
※行政庁により取り扱いが異なる場合があります。

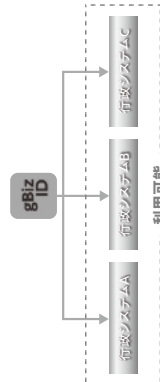


ご利用の前にご確認ください

〈GBizIDアカウントでログイン〉

システムのご利用(ログイン)にあたっては、デジタル庁が
提供する「**GBizID**」をそのままご利用いただけます。
「**GBizID**」をお持ちでない場合は、「**GBizID**プライム」
アカウントの取得または取得後に「**GBizID**プライム」
アカウントから作成した「**GBizID**メンバー」アカウントを
ご用意ください。

※代理申請の場合は、申請者・代理人ともにIDが必要となります。
※詳細については、「**GBizID**」ウェブサイトに掲載されているマニュアルをご参照ください。



〈対象となる手続きの範囲〉

建設業許可関係	
許可申請 新規許可・許可換え・般特許可・業種追加・更新 変更等の届け出 事業者の基本情報・経営業務管理責任者・ 営業所の専任技術者・営業所の代表者等 決算報告・廃業等の届け出 登録免許税・手数料の納付 許可通知書の電子送付	経営事項審査関係
	経営事項審査申請 経営規模等評価・総合評価値 再審査申請 経営規模等評価・総合評価値 手数料の納付 結果通知書の電子送付

※行政庁により取り扱いが異なる場合があります。

〈取得・提出が簡素化される添付書類〉 (令和6年4月現在)

●バックヤード連携により、提出が不要となる書類 ●添付の自動化により、提出が簡素化される書類
※事前の取得は不要になります。



- 法務省(登記事項証明書)
対象:国土交通大臣許可・法人
- 技術検定合格証明書
対象:国土交通大臣許可
- 監理技術者資格者証
対象:国土交通大臣許可
- 監理技術者講習修了証
対象:国土交通大臣許可
- 建設業経理士検定試験合格証明書
対象:国土交通大臣許可
- 建設業経理士CPD講習修了証
対象:国土交通大臣許可
- 経営状況分析結果通知書
対象:国土交通大臣許可

※納税情報の添付の自動化には、法人の場合はe-Taxの利用、
個人事業主の場合はマイナンバーカード及びカードリーダーが必要で

※経営状況分析結果通知書は認証キーの入力・提出が必要です。

〈ご注意ください〉

スマートフォンからは、当サービスをご利用いただけません。
ご利用には以下のソフトウェアが必要で



ブラウザ: Microsoft Edge、Google Chrome PDF閲覧用ソフト: Adobe Acrobat Reader 等



JCIPヘルプデスク TEL.0570-033-730 (受付時間: 平日9:00~17:00)
— JCIPに関するお問い合わせ —

経営事項審査の手引き

茨城県土木部監理課

令和 7 年 4 月改訂

※最新の手引きは建設業担当HPをご覧ください

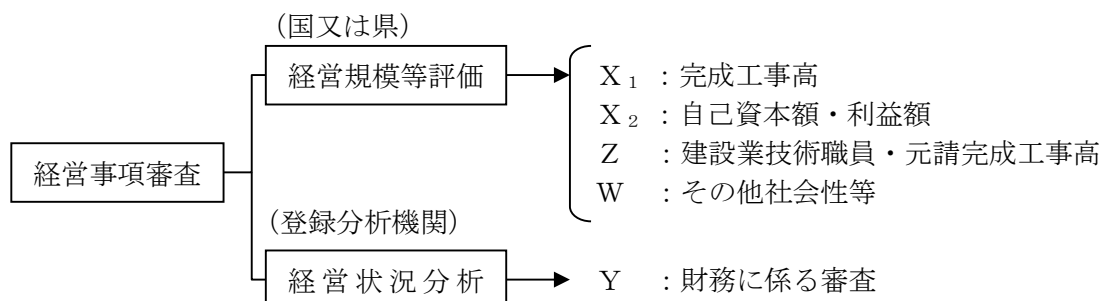
目 次

1	経営事項審査とは・・・・・・・・・・・・・・・・	142
2	経営状況分析について・・・・・・・・	143
3	総合評定値（P）の請求・・・・・・・・	144
4	令和5年1月1日からの経営事項審査の改正内容について・・・・・・・・	145
5	申請手順・・・・・・・・	147
6	申請手数料について・・・・・・・・	149
7	提出書類等について・・・・・・・・	150
8	全般的な留意事項・・・・・・・・	166
9	経営規模等評価等申請書の記載例	
	（1）記入上の一般的留意事項・・・・・・・・	167
	（2）経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（20001帳票）・・・・・・・・	167
	（3）工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（20002帳票）・・	175
	（4）その他の審査項目（社会性等）（20004帳票）・・・・・・・・	184
	（5）技術職員名簿（20005帳票）・・・・・・・・	193
10	経審Q & A・・・・・・・・	214
11	経審結果通知書の見方・・・・・・・・	220
12	総合評定値（P）の計算方法・・・・・・・・	221

1 経営事項審査とは

経営事項審査とは、公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者が受けなければならない経営に関する客観的事項についての審査です。公共工事を元請として受注する建設業者は、発注者と請負契約を締結する日の1年7ヶ月前以内の決算日における経営事項審査を受けていなければなりません。

経営事項審査は、行政庁（国又は県）が行う「経営規模等評価」と、登録経営状況分析機関が行う「経営状況分析」からなっており、それぞれを申請する必要があります。



*登録分析機関とは、国土交通省に登録をした者で、経営状況分析を行う機関です。

※対象工事

次の者が発注者である施設又は工作物に関する建設工事とする。

- ・国
- ・地方公共団体（県・市区町村・事務組合・財産区・地方開発事業団）
- ・法人税法別表第一に掲げる公共法人（UR、土地改良区等）
- ・特殊法人等の法人で国土交通省で定めるもの（NTT、JR、JT、JRA等）

※適用除外

次に掲げる建設工事は、経営事項審査申請の義務付けの対象外とする。

- ・請負代金の額が軽微である建設工事
建築一式工事にあつては1,500万円未満又はその他の建設工事にあつては500万円未満
- ・影響の大きい災害等による必要を生じた応急の建設工事等（通常の災害復旧工事は義務付けの対象となる）

ただし、上記の軽微な工事を請け負う場合であっても、各発注機関の入札参加資格の際に経営事項審査結果（経営規模等評価・総合評定値通知書）を求められることがありますのでご注意ください。

※経営事項審査の有効期間

経営事項審査は、公共工事の請負契約を発注者と締結する日前1年7ヶ月以内の日を審査基準日として受けていなければなりませんので、毎年公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から1年7ヶ月の有効期間が切れることなく継続するよう、定期的に経営事項審査を受けることが必要となります。

以下の点についてご留意下さい。

- ① 公共工事の入札参加資格を有する者は、公共工事発注機関の入札参加資格の有効期間にかかわらず、切れ目なく受けることが必要です。
入札参加資格が2年間の場合でも、経営事項審査は毎年受審する必要があります。
- ② 毎営業年度経過後、決算関係書類が整い次第、速やかに経営状況分析申請をしてください。有効期間は、申請の時期にかかわらず審査基準日から1年7ヶ月とされているので、申請が遅れると審査や結果通知が遅れ、切れ目ができてしまうことになります。
時間的な余裕をもって申請するよう心がけて下さい。

2 経営状況分析について

県が行う経営規模等評価（X₁、X₂、Z、W）を受ける前に、経営状況分析（財務に係る審査）申請を行い、その結果（経営状況分析結果通知書）の交付を受けなければなりません。

経営状況分析は、国土交通省に登録した各機関（下表）で受けて下さい。申請の仕方等は各登録分析機関に問い合わせして下さい。

なお、総合評定値を求めない場合（経営規模のみの審査を希望する場合）は、経営状況分析を受ける必要はありません。

（令和6年1月現在）

番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	（一財）建設業情報管理センター	東京都中央区日本橋大伝馬町1-4-1	03-6661-7106
2	（株）マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム（株）	長野県長野市田町2-1-20-1	026-232-1145
5	（株）九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町2-2	095-811-1477
7	（株）北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	（株）ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田町2-5-24	028-649-0111
9	（株）経営状況分析センター	東京都港区三田1-2-22	03-6685-1008
10	経営状況分析センター西日本（株）	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	（株）NKB	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-474-1561
22	（株）建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-1-7-6	042-505-7533

※最新の情報は国土交通省のホームページをご覧ください。

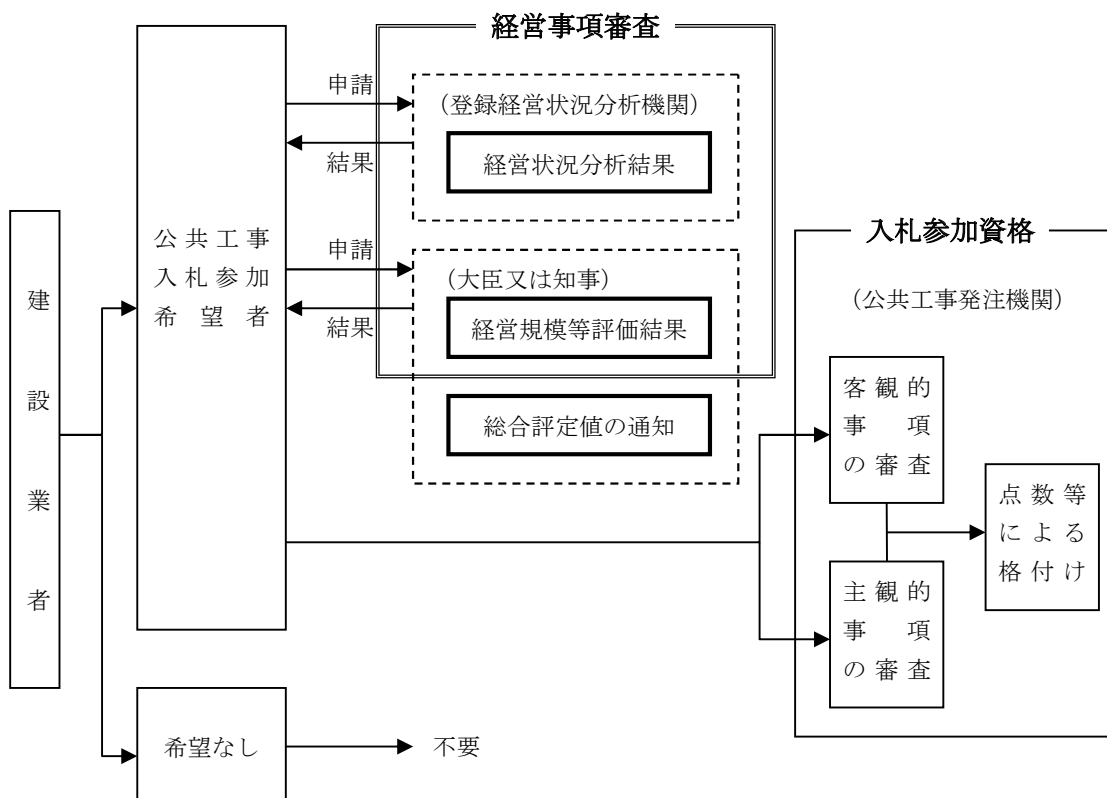
URL : http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html

3 総合評定値（P）の請求

建設業者は、審査行政庁（国又は県）に対して「経営規模等評価」の申請を行うと同時に「総合評定値（P）の通知」を請求することができます。総合評定値とは、「経営規模等評価（XZW）」の結果と「経営状況分析（Y）」の結果を一定の計算式により計算した数値です。（計算式： $P = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$ ）

公共工事の発注機関に入札参加資格申請を行う場合、この「総合評定値（P）の通知」を受けていることが要件とされることがあるため、経営規模等評価と同時に必ず申請するようにして下さい。

【経営事項審査等と入札参加資格審査の相関図】



4 令和5年1月1日からの経営事項審査の改正内容について

(1) その他（社会性）の項目【改正】

【改正前】

項目
W1 労働福祉の状況 ①雇用保険の加入状況 ②健康保険の加入状況 ③厚生年金保険の加入状況 ④建退共の加入状況 ⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入 ⑥法定外労災制度の加入状況
W2 建設業の営業年数
W3 防災活動への貢献の状況
W4 法令順守の状況
W5 建設業の経理の状況
W6 研究開発の状況
W7 建設機械の保有状況
W8 国際標準化機構が定めた規格による登録状況 ①ISO9001 ②ISO14001
W9 若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況
W10 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

【改正後】

項目
W1 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ①雇用保険の加入状況 ②健康保険の加入状況 ③厚生年金保険の加入状況 ④建退共の加入状況 ⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入 ⑥法定外労災制度の加入状況 ⑦若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況 ⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 ⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況 新設 ⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 新設
W2 建設業の営業年数
W3 防災活動への貢献の状況
W4 法令順守の状況
W5 建設業の経理の状況
W6 研究開発の状況
W7 建設機械の保有状況 拡大
W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況 ①品質管理に関する取組（ISO9001） ②環境配慮に関する取組（ISO14001、エコアクション21） 追加

再編

(2) 総合評定値の算出係数（W）【改正】

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から

現行	改正後
1,900/200	1,750/200

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況（W1－9）【新設】

令和5年1月1日以降の申請から

認定の区分	配点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし
	えるぼし（第3段階）
	えるぼし（第2段階）
	えるぼし（第1段階）
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん
	くるみん
	トライくるみん
若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール

※取得している認定のうち、最も配点の高いものを評価（最大5点）

(4) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

(W1-10) 【新設】 令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から

- 審査基準日以前1年以内における建設キャリアアップシステム上で直接入力以外の方法により就業履歴を蓄積できる体制(建設現場でのカードリーダー設置等)の整備状況を評価。

加点点要件	評点
民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合	15
全ての公共工事で該当措置を実施した場合	10

※建設業許可を要しない軽微な工事(請負代金額500万円未満(建築一式工事の場合は1,500万円)の工事又は建築一式工事のうち延べ面積が150㎡に満たない木造住宅を建築する工事)、災害協定に基づき行う災害応急対策及び既契約において発注者の指示により行う災害応急対策は対象外。

※申請時に、「民間工事を含む全ての建設工事」又は「全ての公共工事」で必要な措置実施したことを誓約する書面の提出が必要。

(5) 建設機械の保有状況(W7) 【拡大】 令和5年1月1日以降の申請から

- 土砂の運搬が可能な全てのダンプ、締固め機械、解体用機械、高所作業車(作業床の高さ2m以上)を加点点対象に追加。

※ダンプとは、土砂等を運搬する貨物自動車であって、自動車検査証の「車体の形状」の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載があるもの。

※高所作業車とは、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第13条3項第34に規定する作業床の高さが2メートル以上のもの。

※締固め用機械・解体用機械とは、労働安全衛生法施行令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械。

(6) 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況(W8) 【追加】

令和5年1月1日以降の申請から

認定の区分	配点
ISO9001の登録	5
ISO14001の登録	5
エコアクション21の認証(追加)	3

※配点の合計は10点が上限。

※令和5年1月からの申請は、新様式で提出してください。

5 申請手順

茨城県において経営規模等評価等を申請する場合、原則として、書類の送付又は電子申請システムにより申請をして下さい。
※書類の送付又は電子申請が著しく困難な場合のみ、対面による審査の申請が可能です。（詳細は、県建設業担当HPに掲載）

① 経営状況分析

登録経営状況分析機関に、「経営状況分析」の申請を行い、経営状況分析結果通知書の交付を受けて下さい。
(ただし、総合評価値を請求しない場合は不要です。)

② - 1 書類の送付による申請

○ 発送方法

ア 郵送等(信書が送付できる方法に限る)

- ※レターパックプラスを利用した申請を推奨致します。
- ※郵便事故等による責任は負いかねますので、郵便による場合は書留郵便等により発送してください。
- ※宅配便等の利用は、申請書類のうち「確認資料」のみ可能です。
- ※郵便物を分けて発送する場合は、別途発送している旨メモ書きを添付してください。

発送先：〒310-8555

水戸市笠原町978-6 監理課建設業担当

※「【申請業者名】 経営事項審査申請書在中」と記載してください。

イ

持参 受付時間 平日9:00~11:30、13:00~16:30 場所：県庁19階南側
※その場での審査は行いません。

ウ

電子メール アドレス：kanri4@pref.ibaraki.lg.jp

- ・確認資料に限り、電子メールでの提出可能

※申請書については、上記にあるいはの方法で送付してください。

※容量が大きい場合は、県の大容量アップロードサービスをご案内できますので、アップロードサービス利用希望の旨メールしてください。

③ 「経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書」の交付（電子申請の場合は、システム上での交付）

発行予定日は、結果通知書発行スケジュール表を参照

※電子申請は、書類の送付による申請より概ね2週間早く結果通知書を受け取ることが可能です。

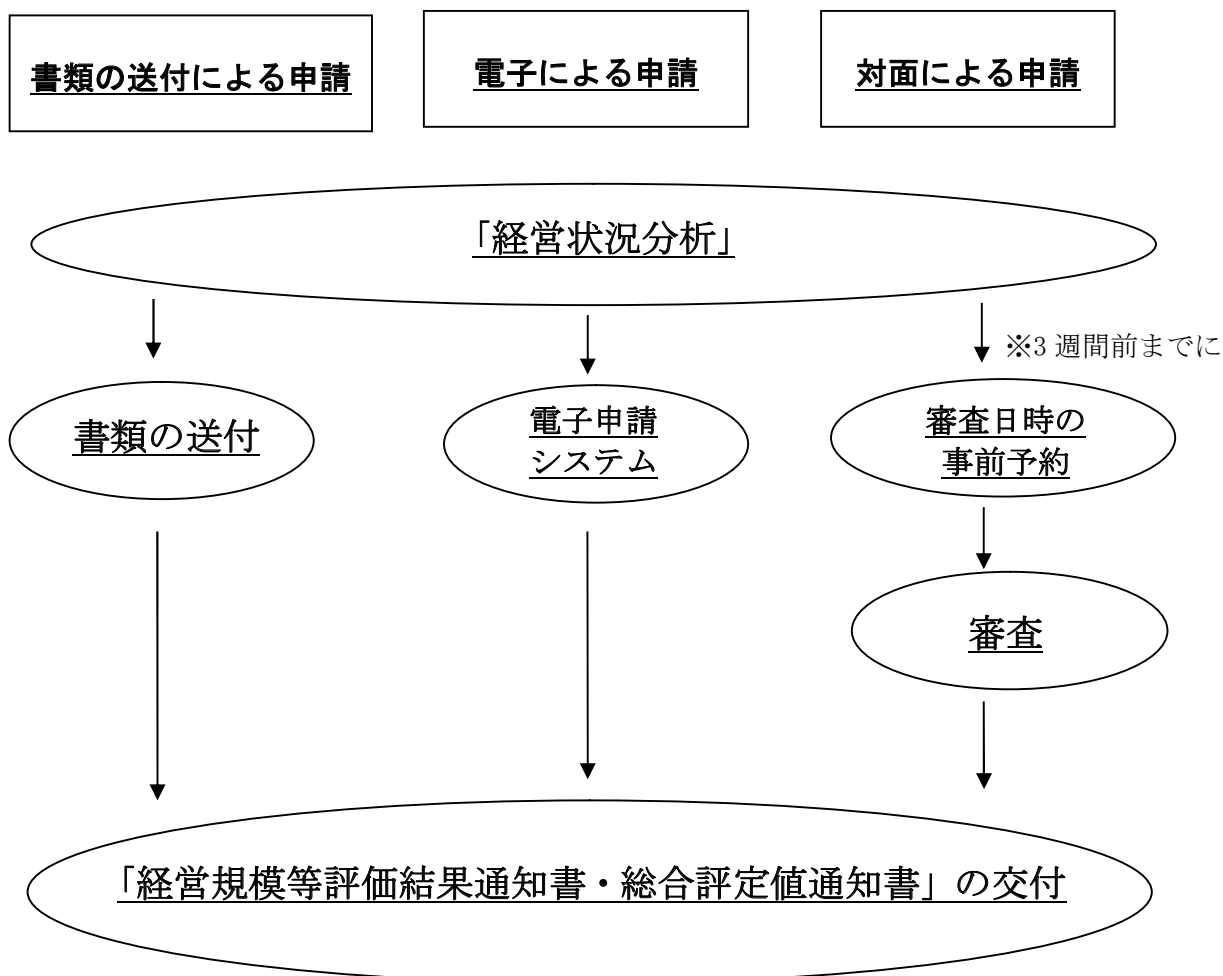
② - 2 電子申請システムによる申請

建設業許可・経営事項審査電子申請システム

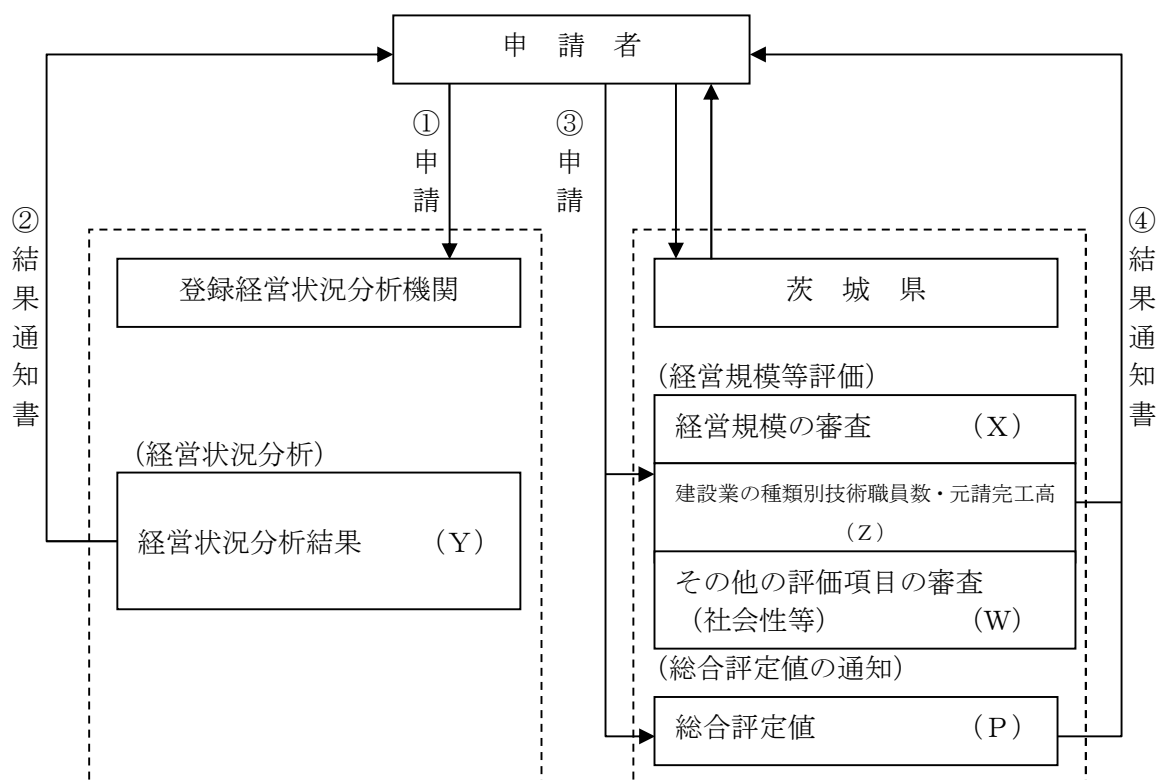
〈https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_an_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html〉
を通じて申請してください。

※システムを利用するにあたっては、デジタル庁が所管するGビズIDの「Gビズプライム」アカウントの取得が必要です。<https://gbiz-id.go.jp/top/>

【各申請方法の申請から結果通知までのフロー図】



【経営事項審査の流れ】



6 申請手数料について

提出する書類とともに、申請する業種に応じた所定の金額を以下のいずれか方法で納付して下さい（電子申請の場合は、納付方法は電子納付のみになります）。

（ア）茨城県収入証紙

（イ）電子納付（いばらき電子申請・届出サービスを利用した納付）

URL : https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_initDisplayTop

システム内の検索キーワードで「経営事項審査」と検索して手続きを行ってください。

・申請手数料の額

経営規模等評価手数料 8,100 円 + 2,300 円 × 審査対象建設業業種数

総合評定値通知手数料 400 円（※） + 200 円 × 審査対象建設業業種数

※電子申請の場合 390 円

【手数料早見表（電子申請以外）】

審査業種数	経営規模等評価手数料	総合評定値通知手数料	手数料の合計額
1	10,400円	600円	11,000 円
2	12,700円	800円	13,500 円
3	15,000円	1,000円	16,000 円
4	17,300円	1,200円	18,500 円
5	19,600円	1,400円	21,000 円
6	21,900円	1,600円	23,500 円
7	24,200円	1,800円	26,000 円
8	26,500円	2,000円	28,500 円
9	28,800円	2,200円	31,000 円
10	31,100円	2,400円	33,500 円

【手数料早見表（電子申請のみ）】

審査業種数	経営規模等評価手数料	総合評定値通知手数料	手数料の合計額
1	10,400円	590円	10,990 円
2	12,700円	790円	13,490 円
3	15,000円	990円	15,990 円
4	17,300円	1,190円	18,490 円
5	19,600円	1,390円	20,990 円
6	21,900円	1,590円	23,490 円
7	24,200円	1,790円	25,990 円
8	26,500円	1,990円	28,490 円
9	28,800円	2,190円	30,990 円
10	31,100円	2,390円	33,490 円

7 提出書類等について

(1) 申請書類（提出する書類）一覧

No.	提出書類名	部数	摘 要
1	経営規模等評価申請書 総合評定値請求書 (20001 帳票)	1 部	審査手数料は申請書用紙 1 枚目裏面（どこでも可）に証紙を貼付のこと。 ※書類の送付による申請で電子納付を希望する場合は、事前に「いばらき電子申請・届出サービス」で納付手続きの申込を行い、申し込み後に送信される「申込完了通知メール」に記載の整理番号（12桁）を申請用紙1枚目裏面に記入すること（納付の時期は、申請書類が監理課に到着した後に、審査担当者から指示します）。
2	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高 (20002 帳票)		
3	その他の審査項目(社会性等) (20004 帳票)		
4	技術職員名簿 (20005 帳票)		
5	経営状況分析結果通知書 (原本に限る)	1 部	総合評定値の請求をしない場合は、添付を要しない。 【電子申請の場合の注意点】 ・原則、提出不要 (システム内での認証キー入力が必要)
6	建設機械の保有状況一覧表 (建設機械様式)	1 部	0 台で申請する場合は、提出不要 【電子申請の場合の注意点】 ・システム上で作成できないため、新規に作成したものを添付
7	CPD単位を取得した技術職員名簿（様式第4号）	1 部	名簿に記載する者がいない場合は、提出不要
8	技能者名簿（様式第5号）	1 部	名簿に記載する者がいない場合は、提出不要
9	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書 (様式第6号)	1 部	その他の審査項目（社会性等）の項番54が「3. 非該当」の場合、提出は不要
10	委任状	1 部	行政書士に委任しない場合は、不要
11	返信用封筒	1 部	・技術職員名簿（写し）等（以下の番号11～15）がある場合は、想定される料金の切手を貼付。 ・郵送による申請の場合に限り提出。 ・封筒のサイズは任意。 ・郵便番号、住所、あて先を明記。
12	工事種類別完成工事高付表	1 部	完成工事高の業種間積み上げをおこなった場合は作成の上、提出。
13	技術職員名簿（写し） (20005 帳票)	1 部	上記4にある技術職員名簿の写し。綴らないこと。翌年以降の経審受審時にこの写し(監理課受付印有)を提出すること。

14	建設機械の保有状況一覧表 (写し)(建設機械様式)	1部	上記6にある建設機械の保有状況一覧表の写し。綴らないこと。翌年以降の経審受審時にこの写し(監理課受付印有)を提出すること。
15	CPD単位を取得した技術職員名簿(写し) (様式第4号)	1部	上記7にあるCPD単位を取得した技術職員名簿の写し。綴らないこと。翌年以降の経審受審時にこの写し(監理課受付印有)を提出すること。
16	技能者名簿(写し) (様式第5号)	1部	上記8にある技能者名簿の写し。綴らないこと。翌年以降の経審受審時にこの写し(監理課受付印有)を提出すること。
17	実務経験証明書 (新規掲載者のみ)	1部	上記4(技術職員名簿)の実務経験の証明が必要である者(新規掲載者、新たに業種を追加する者等)のみ提出。綴らないこと。 ※過去の経審で確認済みの実務経験証明書については提出不要ですが、追加で実務経験の証明を受ける場合は重複確認のため提出してください(写し可)。 新たに経験を追記した実務経験証明書への押印は行いません。

(注) 申請書類は1～10の順番に上部をホチキス止めした上で、綴り穴を空けてください。

(注) 電子申請の場合、申請書類11、13～16は添付不要。

◎経営事項審査に関する問い合わせはこちらまで

茨城県土木部監理課建設業担当

経審専用TEL：029-301-6342(直通)

○ チェックリストの作成について

円滑な審査の実施のため、「チェックリスト」の作成及び送付前の内容確認について御協力をお願いします。

作成したチェックリストは、申請書類とあわせて送付してください。(電子申請は任意)

(2) 申請用紙等の入手方法

茨城県土木部監理課の「建設業担当ホームページ」でダウンロードできます。

URL：<https://kennsetugyou-ibaraki.jp/download/#sp:ea-2332>

(検索エンジンで「茨城県 建設業」と入力し検索すると上位に表示されます。)

※令和5年8月1日より、(一社)茨城県建設業協会及び各支部での販売は終了しました。

(3) 確認資料について

①郵送・電子申請

必須・・・○、該当者のみ・・・△、法人のみ・・・法、個人のみ・・・個

※初めて申請する場合の注意点を下記表の最後に記載していますので必ずご確認ください。

No.	申請書 項 番	提出書類名	摘 要	郵送	電子
1		経営規模等評価結果 通知書・総合評定値通 知書	・前年度のもの。 ・新規に経審を受ける場合は不要。 【電子申請の注意点】 ・前年度の経審申請が電子申請の場合は不要	○	△
2		決算変更届の控	・土木事務所に提出して間もない場合（1ヶ月程度）のみ添付。	△	△
3	31	工事請負契約書 （JV工事の場合、協 定書及び清算書も添 付が必要） （工事進行基準を導 入している場合は、工 事の進捗率を算出し た根拠資料も添付が 必要（入金書類は不可 （入金割合による完 成工事高を計上する ことができないため） ）	・基準決算の工事経歴書に記載された工事のうち、業種毎に元請・下 請関係なく金額が大きいものから上位3件（例えば、土木一式 と舗装の2業種申請の場合、土木一式3件と舗装3件の計6件分。た だし、積上げ計算を行っている場合は、その業種についても上位3件。 ）に係る契約書（契約書で工事経歴書の請負代金の額及び完成工事高 が突合できない場合は、注文書又は請求書・見積書＋預金通帳等も添付 ）。 ・新規に経審を受ける場合、又は、基準決算が12ヶ月に満たない場合、基 準決算の前期の分も添付。 ※審査の過程で内容に疑義があった場合や、経営分析機関から （茨城県に）完成工事高の異常値等について報告があった申 請者に対しては、上位3件以外の書類（工事経歴書の「その 他」に金額のみ計上されているものも含む）を追加で求める 場合があります。	○	○
4	81	一人別源泉徴収簿	・常勤性の確認が必要な技術者等（経營業務管理責任者、営業所技術者等 （※）、技術職員名簿に記載されている者、公認会計士、登録経理試験 の合格者、CPD単位を取得した技術職員名簿に記載されている者及び技 能者名簿に記載されている者）が記載されている頁のみ（<u>基準決算日を 含む2年分</u>）。 ⇒例えば、審査基準日：令和7年3月31日の場合、令和6年分と令和 7年分の当該書類を提出すること ※今回経営事項審査を受審しない業種の営業所技術者等含む	○	○
5	81	（源泉）所得税の領収 証書	・金融機関の受領日付印のあるもの （審査基準日月の分とその半年前の分） ⇒例えば、審査基準日令和7年8月31日の法人の場合、8月納付分と 2月納付分を提出すること ※電子納税の場合には、所得税徴収高計算書と納付完了の通知を印刷した もの。 ※半年毎の納付の場合は、審査対象事業年度内に納付した全ての領収証書	○	○

No.	項番	提出書類名	摘 要	郵送	電子
6	81	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	・社会保険に加入義務のない事業者のみ添付（直近のもの）。 ・建設業に従事する職員に対するもの。	個	個
7	31	法人税申告書の控	・申告書の1頁目のみ。 ※ただし、2頁以降は審査の過程で必要な場合は別途提出していただく場合があります。 ・直近1期分の財務諸表に対応するもの。決算期が12ヶ月に満たない場合は、直近24ヶ月を含むもの全て。	法	法
8	31	所得税申告書の控	・直近決算の財務諸表に対応するもの。 ・申告書の1頁目のみ。 ※ただし、2頁以降は審査の過程で必要な場合は別途提出していただく場合があります。	個	個
9	31	消費税申告書の控	・基準決算の財務諸表に対応するもの。 ・新規に経審を受ける場合、又は基準決算が12ヶ月に満たない場合は、基準決算の前期分も添付。 ・申告書の1頁目のみ。 ※ただし、2頁以降は審査の過程で必要な場合は別途提出していただく場合があります。	○	○
10	31	消費税納税証明書	・税務署発行の国税通則法施行規則別紙第9号書式その1基準決算の消費税申告書に対応するもの。 ※納付すべき金額が入っている様式。 【電子申請の注意点】 ・バックヤード連携で納税情報取得している場合は不要	○	△
11	42 43 49 50 61 62 81	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	・常勤性の確認が必要な技術者等（経營業務管理責任者、営業所技術者等（※）、技術職員名簿に記載されている者、公認会計士、登録経理試験の合格者、CPD単位を取得した技術職員名簿に記載されている者及び技能者名簿に記載されている者）が記載されている頁のみ（基準決算分）。 ※今回経営事項審査を受審しない業種の営業所技術者等含む	○	○
12	49 50 81	技術職員、技術者及び技能者の6か月超の雇用期間が確認できる書面	・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）、雇用契約書等 ※健康保険証（保険者番号及び被保険者等記号・番号は、マスキングを施すこと）でも可 ※前回の技術職員名簿に登載されている者は不要	△	△
13	49 50 81	技術職員、技術者及び技能者の生年月日が確認できる書面	・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等 ※健康保険証（保険者番号及び被保険者等記号・番号は、マスキングを施すこと）でも可 ※前回の技術職員名簿に登載されている者は不要	△	△
14	42 43 49 50 61 62 81	厚生年金保険70歳以上被用者該当届、同算定基礎届	・後期高齢者医療制度の対象者（75歳以上の者に限る）で、過去に厚生年金の被保険者期間等がある職員分。	△	△

No.	項番	提出書類名	摘 要	郵送	電子
15	49 50 81	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	・高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者がいる場合作成。 ・常時10名以上労働者を使用する企業の場合は、併せて「継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則」も添付。 ※従来より定年を設定していない場合又は定年を延長している場合は該当しません。	△	△
16-1		建設業許可通知書	・新規に経営事項審査を申請する場合は、現在有効な許可通知書全て	△	△
16-2		許可申請書	・許可（更新含む）を受けてから間もない場合（1ヶ月程度）のみ添付。	△	△
17		変更等の届出書	・届出を行ってから間もない場合（1ヶ月程度）のみ添付。	△	△
18	49 81	資格者証等	・技術職員名簿に新規で記載する技術者又は前回から申請内容に変更があった技術者が有資格者であることを証する免状、合格証明書等。 ・講習受講「1」の場合、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（監理技術者資格者証の裏面に講習修了日が記載されていない場合は）監理技術者講習修了証。（前回と申請内容に変更が無くても毎年添付） ・登録基幹技能者にあつては、登録基幹技能者講習修了証。（前回と申請内容に変更が無くても毎年添付） ・CPD単位を取得した技術職員名簿（様式第4号）に新規で記載する一級・二級技士の一次検定試験に合格した者（一級・二級技士補）であることを証明する書類。 【電子申請の注意点】 ・データ連携により省略可能な場合があります。 「（5）電子申請において提出が省略できる書類について」を参照	○	△
19	81	実務経験証明書の裏付け資料	・実務経験証明書に記載された工事の裏付け資料（契約書等） 例）10年以上の実務経験 → 記入した工事のうち直近5年分 上記以外の実務経験 → 記入した工事の全て ・建設業法第7条第2項イ（コード番号001）に該当する技術者は、指定学科を卒業したことを証する書面（卒業証明等）を添付。	△	△
20	81	前回経審時の技術職員名簿（写）	・監理課の受付印があるもの。 ・はじめて受審する場合は不要。 【電子申請の注意点】 ・前年度の経審申請が電子申請の場合は不要 ※前回の申請が郵送あるいは対面の場合は必須	○	△
21	41 49 50 61 62 81	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）	・常勤性の確認が必要な技術者等（経營業務管理責任者、営業所技術者等（※）、新規で技術職員名簿に記載された技術者、公認会計士及び登録経理試験の合格者）のみ。 ※今回経営事項審査を受審しない業種の営業所技術者等含む ・省略できる場合であっても最低1人分の通知書を添付 ・「事業所別被保険者台帳照会」での代用は不可。	△	△
22	44	建設業退職金共済事業加入・履行証明	・加入している場合。	△	△

No.	項番	提出書類名	摘 要	郵送	電子
23	45	・退職手当についての規定がある労働協約又は就業規則を示す文書 ・勤労者退職金共済機構又は特定退職金共済団体の発行する加入証明書若しくは共済契約書	・退職一時金制度を導入している場合。 ・就業規則については、労働基準監督署の受付印があるものを添付。 ・特定退職金共済制度を導入している場合には、共済の加入要件を満たすこと。	△	△
24	45	・厚生年金基金加入証明書 ・確定拠出年金（企業型）又は確定給付企業年金（基金型・規約型）を導入している場合はそれらの確認書類	・厚生年金基金加入証明書 ・確定拠出型年金（企業型）を導入している場合には、厚生労働大臣による承認通知書、建設業者と確定拠出型年金運営管理機関との間の運営管理業務の委託契約に係る契約書及び審査基準日前の直近の掛金振込に係る領収書を添付。 ・確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金への加入を証明する書面	△	△
25	46	・（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設労災互助会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との契約若しくは加入を証する書類 ・保険会社と労災保険契約をしている場合はその保険証券	・法定外労働災害補償制度に加入している場合。 ※加入証明書や保険証券に下記の要件を確認出来る契約内容（対象範囲、補償内容、補償期間）の記載が無い場合は、別に契約内容がわかるものを添付。 【要件】 審査基準日時点で、次の要件を全て満たす必要があります。 ・業務災害及び通勤災害を保険給付の対象としていること ・直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあつては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員の全てを保険給付の対象としていること ・少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までを保険給付の対象としていること ・すべての工事現場（JV工事及び海外工事を除く）の災害を保険給付の対象としていること	△	△
26	57	・公共機関と直接防災協定を締結している場合は、防災協定書 ・社団法人等の団体が公共機関等と防災協定を締結している場合は、当該団体発行の証明書	・防災協定を締結している場合、いずれかを添付。 ※公共機関と防災協定を締結している社団法人等の団体の構成員として防災活動に参加する者は、当該団体が発行する「申請者が防災活動に一定の役割を負っていることを証明する証明書」（審査基準日時点での証明）。	△	△
27	60	・会計監査人の設置を行っている場合、監査報告書 ・会計参与の設置を行っている場合、会計参与報告書 ・経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第2号）	・監査報告書、会計参与報告書は該当する場合のみ。 ・経理処理の適正を確認した旨の書類は、会社の従業員で公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者、又は、1級登録経理試験に合格した者が記入してあるもの。	△	△

No.	項番	提出書類名	摘 要	郵送	電子
28	61 62	公認会計士等の数、二級登録経理試験合格者等の数を確認できる資格者証等	・資格者全員分。 ・公認会計士の場合は、公認会計士法第28条に規定する研修の受講を証明する書面 ・税理士の場合は、所属する税理士会が認定する研修の受講を証明する書面 ・登録経理士の場合は、登録経理講習の受講を確認できる書類。 ※登録経理試験に合格した翌年度の開始の日から5年を経過していない場合は、登録経理試験の合格を証明する書面。 【電子申請の注意点】 ・データ連携により省略可能な場合があります。 「(5) 電子申請において提出が省略できる書類について」を参照	△	△
29	64	前回経審時の建設機械の保有状況一覧表(写)	・監理課の受付印があるもの。 ・はじめて受審する場合は不要。 【電子申請の注意点】 ・前年度の経審申請が電子申請の場合は不要	△	△
30	64	建設機械の保有状況を確認できる書面	・新規の場合のみ。 ・売買契約書、リース契約書(審査基準日から1年7ヶ月以上の長期契約に限る)、契約書を紛失した場合は建機メーカーが発行した販売証明書ダンプ車については、車検証等(No.32の資料)で確認できるため不要。ただし、車検証の所有者の欄で所有が確認できるものに限る	△	△
31	64	建設機械のカタログ等	・新規の場合のみ。 ・評価を受けようとする建設機械の全体像、型式、性能等が確認できる部分を抜粋(又は取扱説明書) ・カタログ、取扱説明書が入手できない場合は、当該機械の全景及び型式が識別できるように撮影した写真でも可。 ※移動式クレーン及びダンプ車については、No. 32の資料で確認できるため不要。	△	△
32	64	特定自主検査記録表等	・評価を受けようとする建設機械について、審査基準日現在で有効な以下のもの。 【移動式クレーン】 労働安全衛生法・クレーン等安全規則に規定される製造時等検査、性能検査による移動式クレーン検査証。 【ダンプ車】 自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し ※車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」、「ダンプセミトレーラ」と記載のあるもの。(土砂等の運搬が制限されている車両は対象外。) 【その他の建設機械】 労働安全衛生法に規定される特定自主検査記録表。 ※新規で新車を購入した場合は、次回の特定期間自主検査の実施時期を証明する書類を添付のこと。	△	△
33	65 66 67	エコアクション21、ISO9001、ISO14001の登録機関の認証を証明する書類	・認定証で、認証範囲が確認できない場合は、認証の範囲が確認できる書面添付。 ※認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合は、加算になりません。	△	△

No.	項番	提出書類名	摘 要	郵送	電子
34	56	民事再生法又は会社更生法に基づく再生(更生)計画手続終結決定日が確認できる書面	・平成23年4月1日以降に民事再生(会社更生)法を適用した場合。	△	△
35	49	取得したCPD単位を証する書類	・技術職員及び技術者が、審査基準日1年間で取得したCPD単位数を証明する書類。 ・1人につき2以上のCPD認定団体によって単位の取得が認定される場合は、いずれか1つのCPD認定団体分のみ単位数として認定する(複数の団体の単位数を合算することは、不可)。	△	△
36	49	前回経審時のCPD単位を取得した技術職員名簿	・監理課の受付印があるもの。 ・はじめて受審する場合は不要。 【電子申請の注意点】 ・前年度の経審申請が電子申請の場合は不要	△	△
37	50	能力評価(レベル判定)結果通知書	・技能者名簿に記載のある者のうち、認定能力評価基準による評価を受けた者がいる場合に提出(前回経審時の技能者名簿(監理課受付印がある者)に記載されている内容に変更がない場合は不要。)	△	△
38	50	作業員名簿等	・技能者名簿を作成する場合のみ提出。 ・氏名、生年月日、年齢及び職種が記載された作業員名簿等(審査基準日時点で稼働している工事のうち工事名等で業種の判断が可能なものに限る)。	△	△
39	50	前回経審時の技能者名簿	・監理課の受付印があるもの。 ・はじめて受審する場合は不要。 【電子申請の注意点】 ・前年度の経審申請が電子申請の場合は不要	△	△
40	51 52 53	女性の職業生活における推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を取得していることが確認できる書類	・基準適合一般事業主認定通知書、基準適合事業主認定通知書等の都道府県労働局長から交付された書類。(審査基準日以前であること)	△	△

(注意)

新規に経営事項審査を申請する場合、法人については、前記確認書類のうち、No.2、3、7、9、10(個人については、No.2、3、8、9、10)の書類を、基準決算の前期の分も提出すること(「完成工事高」で3年平均を選択する場合は前々期の分も添付)。また、最初に許可を受けた時の許可通知書を添付のこと(現在の許可番号、許可の月日が異なる場合は、最初の許可通知書から現在まで全部添付)。決算期の変更があつて、3期分で36か月に満たない場合は、さらに基準決算の前々々期分等も添付すること。

【郵送の場合】

※ 確認資料については、原本が送付された場合も審査を行います。が、原本が一部でも含まれる場合は、審査完了後に写しで提出された他の確認資料も含めて、全て返却するので、必ず返却用の着払い伝票又は切手を貼付した返信用封筒（書留郵便等、追跡可能な方法に限る。）等を同封してください。

なお、本県では紛失・破損等の責任は一切負いかねますので、御了承の上で送付ください。

○ チェックリストの作成について

円滑な審査の実施のため、「チェックリスト」の作成及び送付前の内容確認について御協力をお願いします。

作成したチェックリストは、申請書類とあわせて送付してください。

※電子申請の場合、チェックリストの提出は任意です。

②対面の場合

必須・・・○ 該当者のみ・・・△ 法人のみ・・・法 個人のみ・・・個

No.	携行書類名	摘 要	
1	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	・前年度に送付されたもの（原本に限る）。 ・新規に経審を受ける場合は不要。	○
2	決算変更届の控	・直近2期分の決算のもの。ただし、完成工事高で「激変緩和措置（3年平均）」を用いる場合は、前々期分も提示すること（土木事務所受付済みのもの）。	○
3	工事請負契約書 （JV工事の場合、協定書及び清算書も添付が必要） （工事進行基準を導入している場合は、工事の進捗率を算出した根拠資料も添付が必要（入金書類は不可（入金割合による完成工事高を計上することができないため））	・基準決算の契約書。 （契約書で工事経歴書の請負代金の額及び完成工事高が突合できない場合は、注文書又・請求書・見積書＋預金通帳等も持参のこと。） ・新規に経審を受ける場合、又は、基準決算が12ヶ月に満たない場合、基準決算の前期の分も提示すること。	○
4	一人別源泉徴収簿	・職員に対するもの（基準決算日を含む2年分）。	○
5	（源泉）所得税の領収証書	・金融機関の受領日付印のあるもの（基準決算日を含む2年度分）。 ※電子納税の場合には、所得税徴収高計算書と納付完了の通知を印刷したものを提示すること。	○
6	住民税特別徴収税額の通知書 ・変更通知書	・社会保険に加入義務のない事業者のみ提示すること（直近のもの）。 ・建設業に従事する職員に対するもの。	個
7	法人税申告書の控	・直近1期分の財務諸表に対応するもの（決算書・勘定科目内訳表等も提示）。※電子納税の場合は、該当する部分を印刷して提示すること。なお、決算期が12ヶ月に満たない場合には、直近24ヶ月を含む分すべてを提示すること。	法
8	所得税申告書の控	・直近決算の財務諸表に対応するもの。 ※電子納税の場合は、該当する部分を印刷して提示すること。	個
9	消費税申告書の控	・基準決算の財務諸表に対応するもの。 ・新規に経審を受ける場合、又は、基準決算が12ヶ月に満たない場合は、基準決算の前期分も提示すること。	○
10	消費税納税証明書	・税務署発行の国税通則法施行規則別紙第9号書式その1（原本）基準決算の消費税申告書に対応するもの。※納付すべき金額が入っている様式。 ・新規に経審を受ける場合、基準決算の前期分も提示すること	○
11	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	・職員に対するもの（法人は職員数1名以上の場合、個人事業者は常時5名以上雇用の場合）。 ※原本を提示すること。	○
12	技術職員、技術者及び技能者の6か月超の雇用期間が確認できる書面	・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）、雇用契約書等 ※健康保険証（保険者番号及び被保険者等記号・番号は、マスキングを施すこと）でも可 ※前回の技術職員名簿に登載されている者は不要	△

13	技術職員、技術者及び技能者の生年月日が確認できる書面	・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等 ※健康保険証(保険者番号及び被保険者等記号・番号は、マスキングを施すこと)でも可 ※前回の技術職員名簿に登録されている者は不要	△
14	厚生年金保険70歳以上被用者該当届、同算定基礎届	・後期高齢者医療制度の対象者で、過去に厚生年金の被保険者期間等がある職員分。	△
15	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	・高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者がいる場合作成する ・常時10名以上労働者を使用する企業の場合は、併せて「継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し」も提示すること。 ※従来より定年を設定していない場合又は定年を延長している場合は該当しません。	△
16	建設業許可通知書及び許可申請書	・原本に限る。なお、許可申請書(直近のもの)及びその添付書類も提示すること。 ・新規に経審を受ける場合は、最も古い許可通知書から提示すること。(許可申請の内容について変更がある場合は、変更届も持参すること)	○
17	変更等の届出書	・原本に限る。 ・現在有効の建設業許可通知の通知日以降に経営業務の管理責任者や営業所技術者等、役員等に変更があつて届出を行っている場合は提示する。	△
18	資格者証等	・当日提出する技術職員名簿(No.4)記載の技術者のうち、有資格者にあつてはそれを証する免状、合格証明書等(写しでも可)。監理技術者資格者証、監理技術者資格者証の裏面に講習修了日が記載されていない場合は監理技術者講習修了証(写しでも可)。 ・CPD単位を取得した技術職員名簿に記載する一級・二級技士の一次検定試験に合格した者(一級・二級技士補)であることを証明する書類。	○
19	実務経験証明書 指定学科を卒業したことを証する書面(卒業証明書)	・当日提出する技術職員名簿(No.4)記載の技術者のうち、一定期間の実務経験を有することにより認められた技術者がいる場合。また、実務経験証明書に記載された工事の確認資料(契約書等)も合わせて提示すること(5年分以上)。 ・建設業法第7条第2項イ(コード番号001)に該当する技術者は、指定学科を卒業したことを証する書面(卒業証明等)を提示すること。	△
20	前回経審時の技術職員名簿(写)	・監理課の受付印があるもの ・はじめて受審する場合は不要	○
21	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)	・加入している場合、加入者全員分。 ※原本を提示すること。 ※「事業所別被保険者台帳照会」は、証明書類ではないため、雇用保険加入の確認資料とはしていない。	△
22	建設業退職金共済事業加入・履行証明	・加入している場合。	△
23	・退職手当についての規定がある労働協約又は就業規則を示す文書 ・勤労者退職金共済機構又は特定退職金共済団体の発行する加入証明書若しくは共済契約書	・退職金一時金制度を導入している場合、いずれかを提示。 ・就業規則については、労働基準監督署の受付印があるものを提示すること。 ・特定退職金共済制度を導入する場合には、共済の加入要件を満たすこと。	△

24	・厚生年金基金加入証明書 ・確定拠出年金（企業型）又は確定給付企業年金（基金型・規約型）を導入している場合はそれらの確認書類	・厚生年金基金加入証明書 ・確定拠出型年金（企業型）を導入している場合には、厚生労働大臣による承認通知書、建設業者と確定拠出型年金運営管理機関との間の運営管理業務の委託契約に係る契約書及び審査基準日前の直近の掛金振込に係る領収書を提示すること。 ・確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金への加入を証明する書面	△
25	・（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設労災互助会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は中小企業等協同組合にに基づき共済事業を営む者との契約若しくは加入を証する書類 ・保険会社と労災保険契約をしている場合はその保険証券	・法定外労働災害補償制度に加入している場合、いずれかを提示。 ※加入証明書や保険証券に下記の要件を確認出来る契約内容（対象範囲、補償内容、補償期間）の記載が無い場合は、別に契約内容がわかるものを提示すること。 【要件】 審査基準日時点で、次の要件を全て満たす必要があります。 ・業務災害及び通勤災害を保険給付の対象としていること ・直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあつては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員の全てを保険給付の対象としていること ・少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までを保険給付の対象としていること ・すべての工事現場（J V工事及び海外工事を除く）の災害を保険給付の対象としていること	△
26	・公共機関と直接防災協定を締結している場合、防災協定書の写し ・社団法人等の団体が公共機関等と防災協定を締結している場合は、当該団体発行の証明書	・防災協定を締結している場合、いずれかを提示する。 公共機関と防災協定を締結している社団法人等の団体の構成員として防災活動に参加する者は、当該団体が発行する「申請者が防災活動に一定の役割を負っていることを証明する証明書」（審査基準日時点での証明）を持参すること。	△
27	・会計監査人の設置を行っている場合、監査報告書 ・会計参与の設置を行っている場合、会計参与報告書 ・経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第2号）	・監査報告書、会計参与報告書は該当する場合のみ、提示する。 ・経理処理の適正を確認した旨の書類は、会社の従業員で公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者、又は、1級登録経理試験に合格した者が記入し、その者の印が押してあるものを提示すること。	△
28	公認会計士等の数、二級登録経理試験合格者等の数を確認できる資格者証等	・資格者全員分。 ・公認会計士の場合は、公認会計士法第28条に規定する研修の受講を証明する書面 ・税理士の場合は、所属する税理士会が認定する研修の受講を証明する書面 ・登録経理士の場合は、登録経理試験の合格を証明する書面及び登録経理講習の受講を確認できる書類。 ※登録経理試験に合格した翌年度の開始の日から5年を経過していない場合、受講を確認できる書類は不要。	△
29	前回経審時の建設機械の保有状況一覧表（写）	・監理課の受付印があるもの ・はじめて受審する場合は不要	△
30	建設機械の保有状況を確認できる書面の写し	・売買契約書の写し、リース契約書の写し(審査基準日から1年7ヶ月以上の長期契約に限る)、契約書を紛失した場合は建機メーカーが発行した販売証明書 ・ダンプ車については、車検証等（No.32の資料）で確認できるため不要。ただし、車検証の所有者の欄で所有が確認できるものに限る	△

31	建設機械のカタログ等の写し	・評価を受けようとする建設機械の全体像、型式、性能等が確認できる部分を抜粋（又は取扱い説明書） ・カタログ、取扱い説明書が入手できない場合は、当該機械の全景及び型式が識別できるように撮影した写真でも可。 ※移動式クレーン及びダンプ車については、No.32の資料で確認できるため不要。	△
32	特定自主検査記録表等の写し	・評価を受けようとする建設機械について、審査基準日現在で有効な以下のものを提示 【移動式クレーン】 労働安全衛生法・クレーン等安全規則に規定される製造時等検査、性能検査による移動式クレーン検査証の写し。 【ダンプ車】 自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し ※車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」、「ダンプセミトレーラ」と記載のあるもの。（土砂等の運搬が制限されている車両は対象外。） 【その他の建設機械】 労働安全衛生法に規定される特定自主検査記録表の写し。 ※新規で新車を購入した場合は、次回の特定期自主検査の実施時期を証明する書類を添付のこと。	△
33	エコアクション21、ISO9001、ISO14001の登録機関の認証を証明する書類の写し	・認定証で、認証範囲が確認できない場合は、認証の範囲が確認できる書類の写しも添付 ※認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合は、加点になりません。	△
34	民事再生法又は会社更生法に基づく再生(更正)計画手続最終決定日が確認できる書面	・平成23年4月1日以降に民事再生(会社更生)法を適用した場合。	△
35	取得したCPD単位を証する書類	・技術職員及び技術者が、審査基準日1年間で取得したCPD単位数を証明する書類。 ・1人につき2以上のCPD認定団体によって単位の取得が認定される場合は、いずれか1つのCPD認定団体分のみ単位数として認定する(複数の団体の単位数を合算することは、不可)。	△
36	前回経審時のCPD単位を取得した技術職員名簿	・監理課の受付印があるもの。 ・はじめて受審する場合は不要。	△
37	能力評価(レベル判定)結果通知書	・技能者名簿に記載のある者のうち、認定能力評価基準による評価を受けた者がいる場合に提出(前回経審時の技能者名簿(監理課受付印がある者)に記載されている内容に変更がない場合は不要。)	△
38	作業員名簿等	・技能者名簿を作成する場合のみ提出。 ・氏名、生年月日、年齢及び職種が記載された作業員名簿等(審査基準日時点で稼働している工事のうち工事名等で業種の判断が可能なものに限る)。	△
39	前回経審時の技能者名簿	・監理課の受付印があるもの。 ・はじめて受審する場合は不要。	△

40	女性の職業生活における推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を取得していることが確認できる書面	・ 基準適合一般事業主認定通知書、基準適合事業主認定通知書等の都道府県労働局長から交付された書類。（審査基準日以前であること）	△
----	---	---	---

（注意）

新規に経営事項審査を申請する場合、法人については、前記提示書類のうち、№2、3、7、9、10、（個人については、№2、3、8、9、10）の書類を、基準決算の前期の分も提示すること（「完成工事高」で3年平均を選択する場合は前々期の分も提示）。また、最初に許可を受けた時の許可通知書を持参のこと（現在の許可番号、許可の月日が異なる場合は、最初の許可通知書から現在まで全部持参）。決算期の変更があつて、3期分で36か月に満たない場合は、さらに基準決算の前々々期分等も提示すること。

○ チェックリストの作成について

事前に「チェックリスト（対面審査用）」により、書類を確認の上、作成したチェックリストを審査当日に持参してください。

(4) その他の注意

- ① 個人から法人へ組織替えをして、法人の決算日が未到来の場合は、個人の閉鎖決算日の翌日が審査基準日となるので、注意のこと。

(例) 令和2年7月1日法人成りで法人決算日未到来の場合、審査基準日は7月1日となり、令和2年6月30日決算と令和元年12月31日決算の2期分の提示書類が必要になる。

- ② 「工事進行基準」を導入している場合には、今期の完成工事高に計上した分の根拠資料を持参すること。

例：今期の工事の進捗度を「原価比例法」によって求めた場合は、決算日時点での原価を算出した資料及び、工事原価総額の算出資料。

※「原価比例法」とは、決算日における工事進捗度を見積る方法のうち、決算日までに実施した工事に関して発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって決算日における工事進捗度とする方法をいいます。

- ③ 高齢者雇用安定法の継続雇用制度については、従業員の定年（65歳未満のものに限る。）の定めをしている事業者が、定年後も65歳までの継続雇用を制度化している場合が該当します。したがって、従来より定年を設定していない場合は該当しません。

- ④ 対面経審において、合併時経審等の特殊経審を受審する予定がある場合、技術職員数が30人を超える場合や新たに掲載した技術職員数が10人を超える場合などは事前に御相談願います。

- ⑤ 電子上で、税金の申告や納税、日本年金機構への各種手続等を行っている場合は、原則としてそれぞれの手続完了画面を印刷したものを併せて提示すること。

(備考) 社会保険未加入業者への指導について

- 社会保険未加入業者への指導は引き続き実施いたします。
- 初めて社会保険未加入が確認された業者に対しては、口頭及び「申し送り書」の手交により保険加入を指導いたします。
- 指導後に社会保険担当部局に通報いたします。
- 令和2年10月1日より社会保険等への加入が建設業許可の要件に追加されたため、次回更新時までには加入しない場合、許可の更新が認められません

(5) 電子申請において提出が省略できる書類について

電子申請では、下記の確認資料について、郵送申請とは異なり提出を省略することができます。

○ 技術職員の資格等を証明する資料

1. 前回経審時の技術職員名簿（写し）

前年度の経審申請が電子申請の場合は省略可能です。

※初めての電子申請の場合は必ず添付してください。

2. 技術検定の合格証明書

データ連携により、システム画面右側の資格の確認欄に「OKシステム確認済」と表示された場合は、省略可能です。ただし、実務経験が必要な場合、実務経験証明書等の添付が必要です（新規掲載者のみ）。

※データ連携が出来ない場合は、資格者証（写し）あるいは、前回経審時の技術職員名簿（写し）を添付してください。

【データ連携の対象になる資格コード】

111、212、113、11H、214、215、216、21J、21K、21L、120、12C、221、222、223、22D、127、12E、228、22F、129、12G、230、23A、131、232、133、13D、234、23E

3. 監理技術者証（表・裏面）の写し

データ連携により、システム画面右側の講習受講の確認欄に「OKシステム確認済」と表示された職員分の資料は省略可能です。

※データ連携が出来ない場合は、該当職員分の書類を提出してください。

4. その他

・「前回確認済」が資格番号に記載されている場合は、該当する書類は省略可能です。

・登録基幹技能者はデータ連携対象外のため、毎年、確認資料の添付が必要です。

○公認会計士等の数、二級登録経理試験合格者等の数を確認できる資格者証等

・氏名及び合格証明書番号を入力し、データ連携でエラーが出なかった場合省略可能です。

・データ連携が出来ない場合、人数は変更せず、データ連携できなかった氏名及び合格証明書番号を削除して、当該職員分の確認資料を添付してください。

※常勤性の確認資料の添付は必須です。

○前回の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）、前回経審時の建設機械保有状況一覧表（写し）、前回経審時のCPD単位を取得した技術職員名簿、前回経審時の技能者名簿

・前年度の経審申請が電子申請の場合は省略可能です。

※初めての電子申請の場合は必ず添付してください。

○消費税納税証明書

・国税庁とのデータ連携により納税情報を取得している場合は省略可能です。

8 全般的な留意事項

(1) 審査に当たっての留意事項

- ・ 審査について、責任をもって応答し、又は間違いを修正できる人が対応して下さい。(原則として事業主又は役員等。)
- ・ 建設業法第11条に定められている次の変更については、必ず提出日前に届出をして下さい。(対面審査の場合、提出した変更届等の控を持参して下さい。)
 - ①決算変更届
 - ②商号又は名称、代表者名、役員、営業所所在地、資本金、技術者の変更等
- ・ 経営事項審査に申請する業種(土木一式工事、建築一式工事、大工工事など29業種)は、茨城県の建設工事入札参加資格及び茨城県の共同企業体結成の際に申請できる業種となります。
- ・ 県内市町村に対し、建設工事入札参加資格申請をする場合においても、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が必要となります。

なお、県と市町村の工事規模の違いなどにより、工事毎に入札参加資格に必要な業種について、県と市町村では異なる場合があります。県と市町村の両方に入札参加資格の申請をする建設業者は、どの業種を選択して申請するか十分注意して申請して下さい。(申請者の選択であり、後日の変更は認めません。)

(2) 経営規模等評価等の結果通知について

経営規模等評価等の結果については、その審査終了後、およそ1か月後に経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下、「結果通知書」)によって各申請者に対し通知します。

もし、内容に誤りを発見した場合は、その通知を受けた日から30日以内に県知事(国土交通大臣許可業者にあつては国土交通大臣)に対し、再審査等の申し立てをすることが出来ます。ただし、申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等「申請者の責任に帰する案件」については再審査の対象とはなりません。

※審査完了票の取り扱いは、令和5年3月31日を持って終了いたしました。結果通知書を早くお求めの方は電子申請をご利用下さい。

(3) 結果通知書の公表について

茨城県では、経審の結果通知書を公表しており、茨城県庁舎1階公共事業情報センターにおいて閲覧できます(月～金曜日午前9時(水曜のみ午前10時)～午後4時まで。ただし、正午から午後1時までを除く)。

また、(一財)建設業情報管理センターのホームページにおいても閲覧できます。

URL：<http://www.ciic.or.jp/>

※(一財)建設業情報管理センターのホームページにおける公表については、茨城県知事許可業者であれば希望により停止に応じておりますので、審査基準日毎に茨城県に申請してください。申請書については、茨城県土木部監理課の「建設業担当ホームページ」からもダウンロードできます。

URL：<https://kennsetugyou-ibaraki.jp/download/#sp-ea-2332>

(検索エンジンで「茨城県 建設業」と入力し検索すると上位に表示されます。)

9 経営規模等評価等申請書の記載要領

(1) 記入上の一般的留意事項

(ア) 各申請書の □ □ □ □ で表示された枠（以下「カラム」という。）内に記入する場合には1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

- ・「数字」は右詰め 例) □ □ 1 2
- ・「文字」は左詰め 例) 甲 建 設 工 業 (株)
- ・「電話番号」は左詰め 例) 0 2 9 - 3 0 1 - 4 3 3 4 □

(イ) 各申請者の右上「申請者」欄には、主たる営業所の所在地、商号又は名称及び代表者名又は個人の氏名を記入すること。

(2) 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（20001帳票）

(ア) 「経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書」、

「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、

「 地方整備局長 「国土交通大臣 及び 「般
北海道開発局長 、 知事」 について、不要のものを消すこと。
知事」 知事」 特」

(イ) 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は建設業法施行規則第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

(ウ) 太線の枠内には記入しないこと。

(エ) 0 2 「申請時の許可番号」の欄の「大臣 コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について
知事」

別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

(オ) 0 3 「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。

(カ) 0 4 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和4年3月31日であれば、0 4年0 3月3 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

(キ) 0 5 「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申 請 等 の 種 類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

(ク) 0 6 「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処 理 の 種 類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で、令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で、事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和3年3月31日)より前の日(令和2年11月1日)に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表(2)の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

別表(2)

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として認定を受けて申請する場合
22	申請者が国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

(ケ) 〇 七「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であって法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15号に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合のみ該当法人番号を記入すること。

(コ) 〇 八「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字や区切り符号（なかつん等）についてはフリガナは記入しないこと。

(サ) 〇 九「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例) 〇 株 〇 甲 建設 〇
乙 建設 〇 有 〇 〇)

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)

種 類	略 号
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

(シ) 一 〇「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。

(ス) 一 一「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。

(セ) 一 二「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

市町村コード表

(平成20年1月31日現在)

コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名
08201	水戸市	08224	守谷市	久 慈 郡	
08202	日立市	08225	常陸大宮市	08364	大子町
08203	土浦市	08226	那珂市	稲 敷 郡	
08204	古河市	08227	筑西市	08442	美浦村
08205	石岡市	08228	坂東市	08443	阿見町
08207	結城市	08229	稲敷市	08447	河内町
08208	龍ヶ崎市	08230	かすみがうら市	結 城 郡	
08210	下妻市	08231	桜川市	08521	八千代町
08211	常総市	08232	神栖市	猿 島 郡	
08212	常陸太田市	08233	行方市	08542	五霞町
08214	高萩市	08234	鉾田市	08546	境町
08215	北茨城市	08235	つくばみらい市	北 相 馬 郡	
08216	笠間市	08236	小美玉市	08564	利根町
08217	取手市	東 茨 城 郡			
08219	牛久市	08302	茨城町		
08220	つくば市	08309	大洗町		
08221	ひたちなか市	08310	城里町		
08222	鹿嶋市	那 珂 郡			
08223	潮来市	08341	東海村		

※市町村合併により市町村コードが変わった場合は新コードで記入すること。

(ソ) ①③「主たる営業所の所在地」の欄には、(セ)により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関②－①－①③□のように記入すること。

(タ) ①⑤「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

(チ) ①⑥「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあっては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について（タ）の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。

(ツ) ①⑦「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。（ただし、マイナスの時は切り上げる）

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば□、□□①、②③④、⑤⑥⑦のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

(テ) ①⑧「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。（ただし、マイナスの時は切り上げる）

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

(ト) ①⑨「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。

(ナ) ②⑩「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

(ニ) 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。

別表（１）

00	国 土 交 通 大 臣	12	千 葉 県 知 事	24	三 重 県 知 事	36	徳 島 県 知 事
01	北 海 道 知 事	13	東 京 都 知 事	25	滋 賀 県 知 事	37	香 川 県 知 事
02	青 森 県 知 事	14	神 奈 川 県 知 事	26	京 都 府 知 事	38	愛 媛 県 知 事
03	岩 手 県 知 事	15	新 潟 県 知 事	27	大 阪 府 知 事	39	高 知 県 知 事
04	宮 城 県 知 事	16	富 山 県 知 事	28	兵 庫 県 知 事	40	福 岡 県 知 事
05	秋 田 県 知 事	17	石 川 県 知 事	29	奈 良 県 知 事	41	佐 賀 県 知 事
06	山 形 県 知 事	18	福 井 県 知 事	30	和 歌 山 県 知 事	42	長 崎 県 知 事
07	福 島 県 知 事	19	山 梨 県 知 事	31	鳥 取 県 知 事	43	熊 本 県 知 事
08	茨 城 県 知 事	20	長 野 県 知 事	32	島 根 県 知 事	44	大 分 県 知 事
09	栃 木 県 知 事	21	岐 阜 県 知 事	33	岡 山 県 知 事	45	宮 崎 県 知 事
10	群 馬 県 知 事	22	静 岡 県 知 事	34	広 島 県 知 事	46	鹿 児 島 県 知 事
11	埼 玉 県 知 事	23	愛 知 県 知 事	35	山 口 県 知 事	47	沖 縄 県 知 事

「2期平均」で申請する場合は、2期平均した自己資本額を記入すること。

右詰めで記入し、千円未満は切り捨てて表示すること。

「2期平均」で申請する場合のみ記入すること。

項番

自己資本額

1 7 3 5 10 13 (千円)

審査対象

1 (1. 基準決算)
2. 2期平均

右下の表に記載されている2期分の営業利益と減価償却実施額を足して2で除した数字を記入すること。(千円未満の端数は切り捨て、マイナスの時は切り上げ)

利益額 (2期平均)

1 8 3 5 10 13 (千円)

利益額 (利払前税引前償却前利益)
= 営業利益+減価償却実施額

基準決算

直前の
審査基準
平均

右詰めで記入し、基準決算における技術職員名簿の技術職員数と一致すること。

技術職員数

1 9 3 5 6 (人)

千円未満の端数を切り捨てて記入すること。
原則として、「経営状況分析結果通知書」に記載してある【参考値】の金額を転記する。

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
営業利益 3 8 5 (千円)	営業利益 1 2 3 5 (千円)
減価償却 実施額 3 6 4 (千円)	減価償却 実施額 2 1 8 (千円)

登録経営状況
分析機関番号

2 0 3 5 0 0 0 1
(例)

経営状況分析を受けた機関の名称

例：(一財)建設業情報管理センター

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
 技術職員名簿については別紙二による。
 その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

連絡先

所属等 総務課

ファックス番号 0299-301-4339

担当者名を記入すること。

氏名 茨城 一郎

電話番号 029-301-4334

営業利益及び減価償却実施額の表示について

平成20年7月から、「経営状況分析結果通知書」に、審査対象事業年度及び、前審査対象事業年度の、「営業利益」と「減価償却実施額」の金額が参考値として記載されるようになりました。

これに伴い、申請書の「営業利益」、「減価償却実施額」の金額の確認は、原則として、「経営状況分析結果通知書」により行うことになりました。

(経営状況分析結果通知書一部抜粋)

金 額 (千円)		金 額 (千円)	
固 定 資 産		売 上 高	
流 動 負 債		売 上 総 利 益	
固 定 負 債		受 取 利 息 配 当 金	
利 益 剰 余 金		支 払 利 息	
自 己 資 本		経 常 (事 業 主) 利 益	
総 資 本 (当 期)		営 業 キャ ッ シ ュ フ ロ ー (当 期)	
総 資 本 (前 期)		営 業 キャ ッ シ ュ フ ロ ー (前 期)	

参考値

営業利益 (当期) _____

営業利益 (前期) _____

減価償却実施額 (当期) _____

減価償却実施額 (前期) _____

「参考値」の数値を、申請書の「営業利益」及び、「減価償却実施額」の欄に記載する。

(3) 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高(20002帳票)

(ア) ③ ①「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。

①12か月ごとに決算を完結した場合

(例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合

自: 令和2年04月 ~ 至: 令和3年03月

②6か月ごとに決算を完結した場合

(例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合

自: 令和2年04月 ~ 至: 令和3年03月

③商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき

自: 令和2年04月 ~ 至: 令和3年03月

(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更に
より令和元年12月31日に終了した事業年度について申請するとき

自: 令和2年01月 ~ 至: 令和2年12月

④事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

(例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき

自: 令和2年10月 ~ 至: 令和3年03月

⑤事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

(例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和3年3月31日)
より前の日(令和2年11月1日)に申請するとき

自: 令和2年10月 ~ 至: 令和00年00月

(イ) ③ ①「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を(ア)の例により記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあっては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を(ア)の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。

(ウ) ③ ②「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。 ※項番16の申請業種と必ず一致させること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合にはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合にはカラムに「0」を記入すること。

また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合にはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、③ ①で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあっては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土 木 一 式 工 事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機 械 器 具 設 置 工 事
011	プレストレストコンクリート工事	110	鋼 構 造 物 工 事	210	熱 絶 縁 工 事
020	建 築 一 式 工 事	111	鋼 橋 上 部 工 事	220	電 気 通 信 工 事
030	大 工 工 事	120	鉄 筋 工 事	230	造 園 工 事
040	左 官 工 事	130	舗 装 工 事	240	さ く 井 工 事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	し ゅ ん せ つ 工 事	250	建 具 工 事
051	法 面 処 理 工 事	150	板 金 工 事	260	水 道 施 設 工 事
060	石 工 事	160	ガ ラ ス 工 事	270	消 防 施 設 工 事
070	屋 根 工 事	170	塗 装 工 事	280	清 掃 施 設 工 事
080	電 気 工 事	180	防 水 工 事	290	解 体 工 事
090	管 工 事	190	内 装 仕 上 工 事		

※工事種類別完成工事高及び元請完成工事高の記入上の注意

① 工事種類別完成工事高及び元請完成工事高は、許可を受けた建設業のうち経営規模等評価の対象とする旨申し出のあった建設業（以下「審査対象建設業」という。）に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高とし、この場合、1つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を2つ以上の種類に分割又は重複計上することはできないものとする。

② 審査対象建設業が土木一式工事業又は建築一式工事業（以下「一式工事業」という。）である場合には、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申し出をしている建設業を除く）に係る建設工事の年間平均完成工事高及び元請完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高及び元請完成工事高に含めることができるものとする。

(エ) **3 3**「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。

(オ) **3 4**「合計」の欄は、完成工事高においては、**3 2**及び**3 3**に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

(カ) 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば **□、□□1、2 3 4、0 0 0**のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

※1 審査対象建設業が4種類（プレストレストコンクリート工事、法面処理工事、及び鋼橋上部工事も1種類に含む）を越える場合は、2枚以上の本帳票を使用する。この場合、項番33及び項番34については最終用紙に記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式）に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価する特例の利用の有無について記入すること。

※2 経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月国土交通省総合政策局建設業課長通知）

1－（1）－二の解釈について

1－（1）－二審査対象業種が土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という。）である場合には、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設工事（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く）に係る建設工事の年間平均完工高及び元請完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完工高及び元請完成工事高に含めることができるものとする（この場合、一式工事に含めた業種を同時に申請することはできない）。

土木一式	←	石、とび、塗装、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道
建築一式	←	大工、左官、とび、屋根、タイル、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、建具、石、熱絶縁

注）一式工事業へ一式工事業以外の建設工事を含めた場合は、様式1号「工事種類別完成工事高付表」を作成すること。

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度															審査対象事業年度										計算基準の区分																													
項 番		自 0 1 年 1 0 月 至 0 2 年 0 9 月															自 0 2 年 1 0 月 至 0 3 年 0 9 月										1 (1.2年平均) 2.3年平均																											
業 種 コ ド	工 事 の 種 類	完 成 工 事 高 (千円)															元 請 完 成 工 事 高 (千円)										完 成 工 事 高 (千円)										元 請 完 成 工 事 高 (千円)																	
		3 2 0 1 0															6 3 7 2 3 8										16 3 7 2 3 8										26 7 1 4 5 7										36 7 1 4 5 7							
土木一式 工事		完成工事高計算表															元請完成工事高計算表										工事種類別完成工事高及び元請 完成工事高は、税抜きで記載す る。ただし、消費税免税業者は税 込の額を記入する。																											
		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度															審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度																																					
業 種 コ ド	工 事 の 種 類	完 成 工 事 高 (千円)															元 請 完 成 工 事 高 (千円)										完 成 工 事 高 (千円)										元 請 完 成 工 事 高 (千円)																	
		3 2 0 1 1															6 0										16 0										26 0										36 0							
PC 工事		完成工事高計算表															元請完成工事高計算表																																					
		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度															審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度																																					
業 種 コ ド	工 事 の 種 類	完 成 工 事 高 (千円)															元 請 完 成 工 事 高 (千円)										完 成 工 事 高 (千円)										元 請 完 成 工 事 高 (千円)																	
		3 2 0 5 0															6 5 5 6 7 1										16 1 7 6 2 3										26 6 2 8 9 7										36 2 0 3 8 2							
とび・土工・ コンクリート工事		完成工事高計算表															元請完成工事高計算表																																					
		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度															審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度																																					
業 種 コ ド	工 事 の 種 類	完 成 工 事 高 (千円)															元 請 完 成 工 事 高 (千円)										完 成 工 事 高 (千円)										元 請 完 成 工 事 高 (千円)																	
		3 2 0 5 1															6 1 3 8 9 6										16 8 9 7 1										26 3 8 0 1 6										36 4 5 9 6							
法面処理 工事		完成工事高計算表															元請完成工事高計算表																																					
		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度															審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度																																					
業 種 コ ド	工 事 の 種 類	完 成 工 事 高 (千円)															元 請 完 成 工 事 高 (千円)										完 成 工 事 高 (千円)										元 請 完 成 工 事 高 (千円)																	
		3 3															13 15										23 25										33 35																	
その他 工事		完成工事高計算表															元請完成工事高計算表										審査対象建設業の数が4業種を 越える場合は、最終の用紙に記 入すること。																											
		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度															審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度																																					
業 種 コ ド	工 事 の 種 類	完 成 工 事 高 (千円)															元 請 完 成 工 事 高 (千円)										完 成 工 事 高 (千円)										元 請 完 成 工 事 高 (千円)																	
		3 4															13 15										23 25										33 35																	
合 計		完成工事高計算表															元請完成工事高計算表																																					
		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度															審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度																																					

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例
 (1. 有 2. 無)

20002

工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高

項番	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	計算基準の区分	
31	自 3 年 5 月 至 7 年 9 月 10 月	自 11 年 13 月 至 15 年 17 月 19 月	(1. 2年平均) (2. 3年平均)	
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月～ 年 月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月	2枚目以降には「営業年 度」は記載しない。		
業 種 コ	完 成 工 事 高 (千円)	元 請 完 成 工 事 高 (千円)	完 成 工 事 高 (千円)	元 請 完 成 工 事 高 (千円)
32090	6 10 15 16 20 25 26 30 35 36 40 45	16 20 25 26 30 35 36 40 45	26 30 35 36 40 45	36 40 45
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
管 工 事	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の 前々 審査 対象事業 年度	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の 前々 審査 対象事業 年度		
32130	6 10 15 16 20 25 26 30 35 36 40 45	16 20 25 26 30 35 36 40 45	26 30 35 36 40 45	36 40 45
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
舗 装 工 事	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の 前々 審査 対象事業 年度	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の 前々 審査 対象事業 年度		
32260	6 10 15 16 20 25 26 30 35 36 40 45	16 20 25 26 30 35 36 40 45	26 30 35 36 40 45	36 40 45
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
水 道 工 事	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の 前々 審査 対象事業 年度	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の 前々 審査 対象事業 年度		
32	6 10 15 16 20 25 26 30 35 36 40 45	16 20 25 26 30 35 36 40 45	26 30 35 36 40 45	36 40 45
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
工 事	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の 前々 審査 対象事業 年度	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の 前々 審査 対象事業 年度		
33 その他	3 5 10 13 15 20 23 25 30 33 35 40	13 15 20 23 25 30 33 35 40	23 25 30 33 35 40	33 35 40
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
その他 工 事	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の 前々 審査 対象事業 年度	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 審査対象事業 年度の 前々 審査 対象事業 年度		
34 合 計	3 5 10 13 15 20 23 25 30 33 35 40	13 15 20 23 25 30 33 35 40	23 25 30 33 35 40	33 35 40

審査対象事業種以外の業種の
完成工事高を記入する
こと。

完成工事高の「合計」は、
損益計算書の完成工事
高と一致する。

契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2) 無)

(記載例-6)「激変緩和措置」を用いる場合
(完成工事高3年平均の場合)

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度															審査対象事業年度										計算基準の区分																			
	自 3 0 年 1 0 月 至 0 2 年 0 9 月															自 0 2 年 1 0 月 至 0 3 年 0 9 月										19 2 (1.2年平均) 2.3年平均)																			
審査対象事業年度の前審査対象事業年度 01年 10月～02年 9月															3年平均をとる場合は記入する。										計算基準の区分は「2」を記入する。																				
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 30年 10月～01年 9月																																													
業種 32010	完成工事高(千円)															元請完成工事高(千円)										完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)									
工事の種類	完成工事高計算表															元請完成工事高計算表																													
土木一式 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 37238 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 49557															審査対象事業年度の前審査対象事業年度 37238 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 49557																													
PC 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0															審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0																													

基準決算の前期と前々期の和を2で除した数を記入する。小数点以下は切捨てとする。

(記載例-c) 決算期を変更した場合

- ・ 3月決算の建設業者が令和2年度から12月決算に変更した場合

【決算の推移】

決 算 期 間	完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)
令和2年4月1日～令和2年12月31日 (9ヶ月)	180,000	80,000
平成31年4月1日～令和2年3月31日 (12ヶ月)	280,000	120,000
平成30年4月1日～平成31年3月31日 (12ヶ月)	240,000	100,000
平成29年4月1日～平成30年3月31日 (12ヶ月)	320,000	160,000

(1) 2期平均 (24ヶ月) を採用する場合

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度		審査対象事業年度		計算基準の区分	
	自 3 1 年 0 1 月 至 0 1 年 1 2 月		自 0 2 年 0 1 月 至 0 2 年 1 2 月		19 (1.2年平均) 2.3年平均	
審査対象事業年度の 「審査対象事業年度」の前年に対応 する期間(前期9ヶ月、前々期3ヶ月) を記載する。		31年 4月～01年 12月 31年 1月～31年 3月		決算期を変更した場合でも、決算日 の直前12ヶ月となるように記載する。 余白に、申請にかかる営業年度と、 「審査対象事業年度」を12ヶ月にする ために必要な前期決算期の月を記 載すること。		
業 種 コ	完 成 工 事 高 (千円)	元 請 完 成 工 事 高 (千円)	完 成 工 事 高 (千円)	元 請 完 成 工 事 高 (千円)		
32090	6 2 7 0 0 0 0	16 1 1 5 0 0 0	26 2 5 0 0 0 0	36 1 1 0 0 0 0		
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	上記期間に対応する完成工事高及び 元請完成工事高を記入する。			
管 工 事	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	280,000×9/12=210,000	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	180,000		
	審査対象事業 年度の前々期 審査対象事業年度	240,000×3/12=60,000	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	280,000×3/12=70,000		
	審査対象事業 年度の前々期 審査対象事業年度	320,000×3/12=80,000	審査対象事業 年度の前々期 審査対象事業年度	120,000×3/12=30,000		
上記期間に対応する完成工事高を記 入する		・基準決算分 ・前決算期の3ヶ月分				

年間平均完成工事高 = (240,000 × 3/12 + 280,000 × 9/12 + 280,000 × 3/12 + 180,000) ÷ 2 = 260,000
 年間平均元請完成工事高 = (100,000 × 3/12 + 120,000 × 9/12 + 120,000 × 3/12 + 80,000) ÷ 2 = 112,500

(2) 3期平均 (36ヶ月) を採用する場合

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度		審査対象事業年度		計算基準の区分	
	自 3 0 年 0 1 月 至 0 1 年 1 2 月		自 0 2 年 0 1 月 至 0 2 年 1 2 月		19 (1.2年平均) 2.3年平均	
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度		31年 4月～01年 12月 31年 1月～31年 3月		02年 4月～02年 12月 02年 1月～02年 3月		
前期、前々期、前々々期決算年度か ら、24ヶ月となるように記入する。		30年 4月～30年 12月 30年 1月～30年 3月				
業 種 コ	完 成 工 事 高 (千円)	元 請 完 成 工 事 高 (千円)	完 成 工 事 高 (千円)	元 請 完 成 工 事 高 (千円)		
32010	6 2 6 5 0 0 0	16 1 1 5 0 0 0	26 2 5 0 0 0 0	36 1 1 0 0 0 0		
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	上記期間に対応する完成工事高を記 入する。			
管 工 事	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	280,000×9/12=210,000	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	180,000		
	審査対象事業 年度の前々期 審査対象事業年度	240,000×3/12=60,000	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	280,000×3/12=70,000		
	審査対象事業 年度の前々期 審査対象事業年度	240,000×9/12=180,000	審査対象事業 年度の前々期 審査対象事業年度	120,000×3/12=30,000		
上記期間に対応する完成工事高を記 入する。		・基準決算分 ・前決算期の3ヶ月分				

年間平均完成工事高 = [(320,000 × 3/12 + 240,000 × 9/12 + 240,000 × 3/12 + 280,000 × 9/12) ÷ 2] × 2 + 280,000 × 3/12 + 180,000 ÷ 3 = 260,000
 年間平均元請完成工事高 = [(160,000 × 3/12 + 100,000 × 9/12 + 100,000 × 3/12 + 120,000 × 9/12) ÷ 2] × 2 + 120,000 × 3/12 + 80,000 ÷ 3 = 113,333

(記載例-d)新規法人設立の場合
(最初の決算で申請する場合)
※ただし、法人成りの場合は(記載例-c)による

法人設立年月日 令和2年2月1日
決算期 9月30日

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 00年00月 至 00年00月 「0」でうめる。 審査対象事業 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度 計算基準の区分 自 02年02月 至 02年09月 1 (1.2年平均) 2.3年平均
業種 32010	完成工事高(千円) 6 10 15 16 20 25 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 16 20 25 0 0 0 0 0 0
工事の種類 土木一式 工事	完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度
32011	6 10 15 16 20 25 0 0 0 0 0 0	16 20 25 0 0 0 0 0 0

(記載例-d)新規法人設立の場合
(決算期末到来)
※ただし、法人成りの場合は(記載例-c)による

法人設立年月日 令和2年5月2日
決算期 未到来

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 00年00月 至 00年00月 審査対象事業年度の前審査対象事業年度の年月 はすべて「0」でうめる。 審査対象事業年度 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度 計算基準の区分 自 02年05月 至 00年00月 1 (1.2年平均) 2.3年平均 審査対象事業年度の終了年 月は「0」でうめる。
業種 32010	完成工事高(千円) 6 10 15 16 20 25 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 16 20 25 0 0 0 0 0 0
工事の種類 土木一式 工事	完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度
32011	6 10 15 16 20 25 0 0 0 0 0 0	16 20 25 0 0 0 0 0 0
工事の種類 PC 工事	完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度

様式第 1 号

(用紙 A 4)

工事種別別完成工事高付表

申請者 _____

経営規模等評価対象建設業に係る 建設工事の完成工事高（積み上げ後）	左に含める完成工事高

※ 一式工事業に係る建設工事の完成工事高に一式工事業以外の建設業に係る
建設工事の完成工事高を加えて申し出ようとする場合に作成すること。

工事種類別完成工事高付表

申請者 _____

経営規模等評価対象建設業に係る 建設工事の完成工事高（積み上げ後）	左に含める完成工事高
（審査対象事業年度） 令和2年4月～令和3年3月 建築一式工事 14,000千円 うち元請 11,500千円 （前審査対象事業年度） 平成31年4月～令和2年3月 建築一式工事 12,000千円 うち元請 12,000千円 （前々審査対象事業年度） 平成30年4月～平成31年3月 建築一式工事 13,000千円 うち元請 9,000千円	建築一式工事 10,000千円 うち元請 10,000千円 大工工事 4,000千円 うち元請 1,500千円 建築一式工事 12,000千円 うち元請 12,000千円 大工工事 0千円 うち元請 0千円 建築一式工事 9,000千円 うち元請 9,000千円 内装工事 4,000千円 うち元請 0千円

※ 一式工事業に係る建設工事の完成工事高に一式工事業以外の建設業に係る
建設工事の完成工事高を加えて申し出ようとする場合に作成すること。

(4) その他の審査項目（社会性等）（20004 帳票）

(ア) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

- ① **[4][1]**「雇用保険加入の有無」の欄は、審査基準日において、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出している場合は「1」を、提出していない場合は「2」を、従業員が1人もいないため雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- ② **[4][2]**「健康保険加入の有無」の欄は、審査基準日において、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、個人事業者で、かつ、従業員が4人以下であるため健康保険の適用が除外される場合、又は建設国保に加入している場合は「3」を記入すること。
- ③ **[4][3]**「厚生年金保険加入の有無」の欄は、審査基準日において、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、個人事業者で、かつ、従業員が4人以下であるため厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- ④ **[4][4]**「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- ⑤ **[4][5]**「退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合（原則として「建設業に従事する全ての従業員」を対象とするもの）は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (6) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- ⑥ **[4][6]**「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約であって（a）及び（b）に該当するものを締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
 - (a) 当該給付が申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員も対象にするものであること。
 - (b) 当該給付が労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。
- ⑦ **[4][7]**「若手技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- ⑧ **[4][8]**「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- ⑨ **[4][9]**「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。
- ⑩ **[5][0]**「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下、「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であった技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であって第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。

- ⑪ **⑤ ①**「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。
- ⑫ **⑤ ②**「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入すること。
- ⑬ **⑤ ③**「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- ⑭ **⑤ ④**「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日（令和5年8月14日以降の審査基準日に限る。）以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。

(イ) 建設業の営業継続の状況

- ① **⑤ ⑤**「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- (1) 「初めて許可（登録）を受けた年月日」の欄の記入に当たっては、初めて許可（登録）を受けた年月日を記入し、組織変更又は事業継承等が行われ、かつ前企業体と現企業体とが営業の同一性を保持していると認められた場合には前企業体の許可又は登録時を、企業の合併の経歴をもつ企業体にあつては合併前の各企業体のうち、許可又は登録年月の古い企業体の許可又は登録年月日とする。
- (2) 建設業を一時停止（建設業の許可又は登録の更新を行わず、許可又は登録の失効後無許可（登録）で営業を行っていた期間を含む。）の沿革を有する者は、その期間を「休業等期間」の欄に記入し、その期間は営業年数計の年数から控除して記入すること。
- (3) 営業年数計の計算は、1年を単位に計算することとなるので、通算して計算された営業年数に12ヶ月未満の期間がある場合は切り捨てて記入する。
- (4) 民事再生法又は会社更生法の適用を受けた場合は、再生（更生）手続終結決定により営業年数を0年にリセットし、新たにカウントする。
- ② **⑤ ⑥**「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」欄は、平成23年4月1日以降に再生（更生）手続の決定を受け、かつ、再生（更生）手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入すること。

(ウ) 防災活動への貢献の状況

⑤ ⑦「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

(エ) 法令遵守の状況

- ① **⑤ ⑧**「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- ② **⑤ ⑨**「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

(オ) 建設業の経理の状況

- ① **⑥ ①**「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、第18条の3第3項2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- ② **⑥ ②**「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び第18条の3第3項2号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。

- ③ ⑥ ②「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入すること。

(カ) 研究開発の状況

⑥ ③「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

(キ) 建設機械の保有状況

⑥ ④「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車車検証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車車検証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。

(ク) 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

- ① ⑥ ⑤「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、取得していない場合は「2」を記入すること。
- ② ⑥ ⑥「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規定により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- ③ ⑥ ⑦「ISO140001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規定により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

建設業の営業継続の状況

防災活動への貢献の状況

法令遵守の状況

建設業の経理の状況

建設機械の保有状況

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

– 187 –

監査の受審状況における経理処理の適正を確認した書類として使用する。

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、
の令和 年 月 日から令和 年 月 日までの
 第 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等
 変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の
 基準その他の企業会計の慣行を斟酌され作成されたものであること及び別添の会計処
 理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しまし
 た。

建設業者の商号又は名称、確認
 の対象となる決算期の期間と期
 を記入。

商号又は名称
 所属・役職

会社の従業員（常勤）で以下の資
 格を持つ者が記入。

- ① 公認会計士、会計士補、税理
 士及びこれらとなる資格を有
 する者
- ② 1級登録経理試験に合格した
 者

氏 名

以上

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。 受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。 営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。 受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。 取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。 貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。 売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。 市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。 時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。 その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。

	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。 立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。 適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。 予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。 使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。 研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。 研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。 遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。 時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。 投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。 税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。 営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。 借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。 役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。 損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。 引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。

	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上(全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益・工事原価	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日(作業を終了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。

受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

(5) 技術職員名簿（20005帳票）

(ア) この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において6ヶ月を超えて在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は2業種までとする。

【参考】

建設業法第7条第2号

- (イ) 学校教育法に基づく学校（大学「短大含む」・高等専門学校・高校）の指定学科を卒業後、同学科に関連する工事に関し、一定期間（大学「短大含む」3年・高等専門学校3年・高校5年以上）の実務経験を有する者（技術者資格区分コード：001）
- (ロ) いずれかの建設工事に関し、10年以上の実務経験を有する者（原則として2業種まで）（技術者資格区分コード：002）
- (ハ) 一定の資格（土木施工管理技士・建築士等）を有する者

建設業法第15条第2号

- (イ) 国土交通大臣が定めた試験等に合格した者
 - (ロ) 建設業法第7条第2号イ・ロ・ハに該当する者のうち、元請で4500万円以上の工事に関して2年以上の指導監督的な実務経験を有する者
 - (ハ) 国土交通大臣が同号イ又はロと同等の能力を有する者と認定した者。
- イと同等 技術者資格区分コード：003
ロと同等 技術者資格区分コード：004

(イ) 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば、12枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

(ウ) 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。

(エ) 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。

(オ) 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

(カ) 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

(キ) 「講習受講」の欄は、建設業法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

(ク) 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。

(ケ)「CPD単位取得数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級又は2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。

常勤の職員【6か月超の雇用期間があるもの】のうち、該当者について記入すること。

審査基準日時点での満年齢を記載。
※満年齢が上がるのは誕生日の前日
例：この記載例では、2名が35歳未満の若年技術職員に該当

例：この記載例では、1名が新規若年技術職員に該当

記載順は若い順を推奨

有資格区分コード001～004を記入した場合、必ず実務経験の業種コードを記入すること

業種コードは、経営規模等評価対象業種のコードを記入すること。

当期事業年度開始日の直前1年以内に6か月超の雇用を満たす等により当社の技術職員となった者に「○」を付す。
例：審査基準日が令和3年9月30日の場合で、前審査基準日である令和2年9月30日の技術職員名簿に記載していない技術職員について「○」を付す。令和3年9月30日が初めて受審する経審の場合（他行政庁で受審していた場合は除く）は全ての技術職員に「○」を付す。
※前年に記載された技術職員を恣意的に不記載としたことが判明した場合、虚偽申請に当たるとして処分の対象になる可能性がある。

技術職員名簿

項番 3 5 頁
数 8 1 0 0 1

申請者名及び審査基準日を記載すること。申請者名は、ゴム印でも可。2枚目以降も記載すること。

申請者名 茨城建設（株）

審査基準日 令和3年9月30日

（用紙A4）
2 0 0 0 5

右詰めで記入し、空位のラムを0で埋めること。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	茨城 花子	H3 年 3 月 19 日	30	8 2 0 1	2 1 4 2	1 3 2 1 4 2					
2		丙川 三郎	S61 年 10 月 2 日	34	8 2 0 1	1 1 1 1	1 3 1 1 1 1				△△△△△△△△	
3	○	乙山 二郎	S54 年 10 月 1 日	41	8 2 0 9	2 6 5 2					監理技術者資格者証の交付を受けている者について記載すること。	
4		茨城 太郎	S38 年 1 月 1 日	58	8 2 0 1	1 1 3 1	0 9 2 3 0 2				○○○○○○○○	
5		甲野 一郎	S30 年 11 月 7 日	65	8 2 0 1	2 1 4 2	0 5 2 1 4 2					
6		茨城 次郎	S12 年 12 月 12 日	83	8 2 2 6	0 0 2 2						
7												
8												
9					8 2							
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18					8 2							
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												

「講習受講」の欄について

申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入すること。

① 法第15条第2号イに該当するものであること（1級国家資格者相当）
② 監理技術者資格者証の交付を受けていること
③ 審査基準日時点で、法第26条の4から6の規定による講習修了日の属する年の翌年1月1日から起算して5年を経過していないこと。

修了 ↓ 1月1日 ↓ 審査基準日 ↓ 5年

上記①であることの証明となる資格者証の写しに加え、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証の写しを提示すること。

「CPD単位取得数」の欄について

取得単位 ÷ 別表(五)にあるCPD認定団体数値 × 30により算出する。
※₁小数点以下は切り捨てる。
※₂各技術者のCPD単位取得数の上限は30とする。
※₃取得単位が0の場合は、空欄とする。
※₄審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象となる。

(例1)「一般財団法人建設業振興基金」によって取得を認定された単位が「18」の場合
18(認定された取得単位) ÷ 12(別表(五)にあるCPD認定団体数値) × 30 = 45 > 30であるため、CPD単位取得数は「30」となる。
(例2)公益社団法人空気調和・衛生工学会によって取得を認定された単位が「48」の場合
48(認定された取得単位) ÷ 50(別表(五)にあるCPD認定団体数値) × 30 = 28.8

技術職員1人につき2業種のみ申請可

【2業種の考え方】

- ・1資格から2業種選択でもOK
例：土木施工管理技士→土木、とび・土工
※この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入する。
- ・2資格から1業種ずつ選択でもOK
例：土木施工管理技士・建築施工管理技士→土木、建築

※「業種コード」「有資格区分コード」「講習受講」の3つでセットなので、空欄は作らないこと。1級の資格者以外も「講習受講」の欄は必ず記入する。

別表（四）

コード	資格区分	資格取得後（001は指定学科卒業後）に必要な実務経験年数	級区分			加点となる建設業の種類	必要な確認書類
			1級（5点）	2級（2点）	その他（1点）		
建設業法	001 法第7条第2号イ該当＝実務経験者	大学・短大・高専卒：3年、高卒5年 ※専門学校は該当しません			○	実務経験ある業種（電気・消防は除く）	卒業証明書、実務経験証明書
	002 法第7条第2号ロ該当＝実務経験者	10年			○		
	003 法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）＝大臣認定者				○	認定書記載の業種のみ	大臣認定書
	004 法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）＝大臣認定者				○		
	005 監理技術者補佐（主任技術者となる資格を有し、1級技士補である者等）			4点		監理技術者を補佐する者として配置可能な業種（主任技術者になれる業種）のみ	合格証明書、主任技術者となる資格を有していることを確認できる書類
	11I 1級建設機械施工管理技士		○			土と舗	合格証明書、実務経験証明書（実務経験が必要な場合）
	212 2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）			○		土と舗	
	113 1級土木施工管理技士		○			土と石鋼舗しゅ塗水解（ただし「解」については、平成28年度以降の合格者が解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）	
		3年			○	左屋夕筋防絶井清	
	11H 1級土木施工管理技士補	3年			○	左と石屋夕筋しゅ塗防絶井水清解	
	214 2級土木施工管理技士（土木）			○		土と石鋼舗しゅ塗水解（ただし「解」については、平成28年度以降の合格者が解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）	
		5年			○	左屋夕筋塗防絶井清	
	21J 2級土木施工管理技士補（土木）	5年			○	左と石屋夕筋しゅ塗防絶井水清解	
	215 2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）			○		塗	
		5年			○	左と石屋夕筋しゅ防絶井水清解	
	21K 2級土木施工管理技士補（鋼構造物塗装）	5年			○	左と石屋夕筋しゅ塗防絶井水清解	
	216 2級土木施工管理技士（薬液注入）			○		と	
		5年			○	左右屋夕筋しゅ塗防絶井水清解	
	21L 2級土木施工管理技士補（薬液注入）	5年			○	左と石屋夕筋しゅ塗防絶井水清解	
	120 1級建築施工管理技士		○			建大左と石屋夕鋼筋板ガ塗防内絶具解（ただし「解」については、平成28年度以降の合格者が解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）	
		3年			○	機水清	
	12C 1級建築施工管理技士補	3年			○	大左と石屋夕筋板ガ塗防内機絶具水清解	
	221 2級建築施工管理技士（建築）			○		建解（ただし「解」については、平成28年度以降の合格者が解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）	
		5年			○	大左と石屋夕筋板ガ塗防内機絶具水清	
	222 2級建築施工管理技士（躯体）			○		大と夕鋼筋解（ただし「解」については、平成28年度以降の合格者が解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）	
		5年			○	左右屋板ガ塗防内機絶具水清	
	223 2級建築施工管理技士（仕上げ）			○		大左右屋夕板ガ塗防内絶具	
		5年			○	と筋機水清解	

	コード	資格区分	資格取得後（001は 指定学科卒業後） に必要な実務経験 年数	級区分			加点となる建設業の種類	必要な確認書類
				1級 （5点）	2級 （2点）	その他 （1点）		
	22D	2級建築施工管理技士補	5年			○	大左と石屋夕筋板ガ塗防内機絶具水 清解	合格証明書、実務経験証 明書（実務経験が必要な 場合）
	127	1級電気工事施工管理技士		○			電	
	12E	1級電気工事施工管理技士補	3年			○	機	
	228	2級電気工事施工管理技士			○		電	
			5年			○	機	
	22F	2級電気工事施工管理技士補	5年			○	機	
	129	1級管工事施工管理技士		○			管	
			3年			○	筋しゅ板機絶井具水清	
	12G	1級管工事施工管理技士補	3年			○	筋しゅ板機絶井具水清	
	230	2級管工事施工管理技士			○		管	
			5年			○	筋しゅ板機絶井具水清	
	23A	2級管工事施工管理技士補	5年			○	筋しゅ板機絶井具水清	
	131	1級電気通信工事施工管理技士		○			通	
	232	2級電気通信工事施工管理技士			○		通	
	133	1級造園施工管理技士		○			園	
			3年			○	左と石屋夕筋しゅ塗防絶井水清解	
	13D	1級造園施工管理技士補	3年			○	左と石屋夕筋しゅ塗防絶井水清解	
	234	2級造園施工管理技士			○		園	
			5年			○	左と石屋夕筋しゅ塗防絶井水清解	
	23E	2級造園施工管理技士補	5年			○	左と石屋夕筋しゅ塗防絶井水清解	
建築士法	137	1級建築士		○			建大屋夕鋼内	免許証
	238	2級建築士			○		建大屋夕内	
	239	木造建築士			○		大	
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）		○			土と電舗しゅ園解 （ただし「解」については、解体工 事の実務経験1年以上または登録解体 工事講習の受講が必要）	登録証 ※142、146、148、151、 153、154を選択する場合は 日本技術士会発行の登 録等証明書も添付すること
	*142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）		○			土と電鋼舗しゅ園解 （ただし「解」については、解体工 事の実務経験1年以上または登録解体 工事講習の受講が必要）	
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		○			土と	
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）		○			電通	
	145	機械・総合技術監理（機械）		○			機	
	*146	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）		○			管機	
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）		○			管水	
	*148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）		○			管井水	
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		○			土としゅ	
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）		○			園	
	*151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		○			土と園	
	152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）		○			管	
	*153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）		○			管水	
	*154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）		○			管水清	
電気工事士 法	155	第1種電気工事士			○		電	免状
	256	第2種電気工事士	3年			○	電	
電気事業法	258	電気主任技術者（第1種～第3種）	5年			○	電	資格者証
電気通信 事業法	259	電気通信主任技術者	5年			○	通	免状又は資格者証
	235	工事担任者（「第1級アナログ通信」及び「第1級デジタル通信」の両方、又は「総合通信」）※1	3年			○	通	

	コード	資格区分	資格取得後（001は 指定学科卒業後） に必要な実務経験 年数	級区分			加点となる建設業の種類	必要な確認書類
				1 級 （5 点）	2 級 （2 点）	そ の 他 （1 点）		
水 道 法	265	給水装置工事主任技術者	1 年			○	管	免状又は技術者証
消 防 法	168	甲種消防設備士			○		消	免状
	169	乙種消防設備士			○			
職 業 能 力 開 発 促 進 法	171	建築大工（1 級）			○		大	合格者証
	271	建築大工（2 級）	3 年			○		
※職業能力 開発促進法 の規定に係 る2級技術 検定の合格 後に必要な 実務経験 は、平成1 5年度以前 に合格した 者は1年。	164	型枠施工（1 級）			○		大と	
	264	型枠施工（2 級）	3 年			○		
	172	左官（1 級）			○		左	
	272	左官（2 級）	3 年			○		
	157	とび・とび工（1 級）			○		と解	
	257	とび・とび工（2 級）	3 年			○		
	173	コンクリート圧送施工（1 級）			○		と	
	273	コンクリート圧送施工（2 級）	3 年			○		
	166	ウェルポイント施工（1 級）			○		と	
	266	ウェルポイント施工（2 級）	3 年			○		
	174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（1 級）			○		管	
	274	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（2 級）	3 年			○		
	175	給排水衛生設備配管（1 級）			○			
	275	給排水衛生設備配管（2 級）	3 年			○		
	176	配管・配管工（1 級）			○			
	276	配管・配管工（2 級）	3 年			○		
	170	建築板金「ダクト板金作業」（1 級）			○		管屋根	
	270	建築板金「ダクト板金作業」（2 級）	3 年			○		
	177	タイル張り・タイル張り工（1 級）			○		タ	
	277	タイル張り・タイル張り工（2 級）	3 年			○		
	178	築炉・築炉工（1 級）・れんが積み			○			
	278	築炉・築炉工（2 級）	3 年			○		
	179	ブロック建築・ブロック建築工（1 級）・コンクリート積みブロック施 工			○		石タ	
	279	ブロック建築・ブロック建築工（2 級）・コンクリート積みブロック施 工	3 年			○		
	180	石工・石材施工・石積み（1 級）			○		石	
	280	石工・石材施工・石積み（2 級）	3 年			○		
181	鉄工・製罐（1 級）			○		鋼		
281	鉄工・製罐（2 級）	3 年			○			
182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1 級）			○		筋		
282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2 級）	3 年			○			
183	工場板金（1 級）			○		板		
283	工場板金（2 級）	3 年			○			
184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板 金作業」（1 級）			○		屋根板		
284	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板 金作業」（2 級）	3 年			○			

	コード	資格区分	資格取得後（001は指定学科卒業後）に必要な実務経験年数	級区分			加点となる建設業の種類	必要な確認書類	
				1級（5点）	2級（2点）	その他（1点）			
	185	板金・板金工・打出し板金（1級）			○		板	合格者証	
	285	板金・板金工・打出し板金（2級）	3年			○			
	186	かわらぶき・スレート施工（1級）			○		屋		
	286	かわらぶき・スレート施工（2級）	3年			○			
	187	ガラス施工（1級）			○		ガ		
	287	ガラス施工（2級）	3年			○			
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工・鋼橋塗装（1級）			○		塗		
	288	塗装・木工塗装・木工塗装工・鋼橋塗装（2級）	3年			○			
	189	建築塗装・建築塗装工（1級）			○				
	289	建築塗装・建築塗装工（2級）	3年			○			
	190	金属塗装・金属塗装工（1級）			○				
	290	金属塗装・金属塗装工（2級）	3年			○			
	191	噴霧塗装（1級）			○				
	291	噴霧塗装（2級）	3年			○			
	167	路面標示施工			○				内
	192	畳製作・畳工（1級）			○				
	292	畳製作・畳工（2級）	3年			○			
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）			○				
	293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）	3年			○			
	194	熱絶縁施工（1級）			○		絶		
	294	熱絶縁施工（2級）	3年			○			
	195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）			○		具		
	295	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）	3年			○			
	196	造園（1級）			○		園		
	296	造園（2級）	3年			○			
	197	防水施工（1級）			○		防		
	297	防水施工（2級）	3年			○			
	198	さく井（1級）			○		井		
	298	さく井（2級）	3年			○			
	061	地すべり防止工事	1年			○	と井	登録証	
	040	基礎ぐい工事（基礎施工技士）			○		と	合格証明書又は認定書	
	062	建築設備士	1年			○	電管	登録証	
	063	計装	1年			○		合格証明書又は登録証	
	060	解体工事施工技士			○		解	合格証明書又は登録証又は資格者証	
	064	基幹技能者			3点		講習修了記載の業種のみ		講習修了証
	703	レベル3技術者			2点		認定能力評価基準ごとに決められた業種	能力評価（レベル判定）結果通知書	
	704	レベル4技術者			3点				
	099	その他				○	実績経験のある業種	*2	

有資格区分コード001・002・099（学校教育法による所定学科を修めた専門学校卒業生）を選択する場合は、実務経験証明書を作成してください。

*1 令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を終了した者及び総務大臣の認定を受けたものに限られます。

*2 専門学校卒業の方は卒業証明書、高度専門士・専門士の方は称号が確認できる証明書もご用意下さい。

技術職員は雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者を言うため、労務者・アルバイト・嘱託等は技術職員名簿に記載できません。

「講習受講」の加点対象者は、1級国家資格者担当（法第15条第2号-Iに該当する者）の監理技術者であり、表の1級（5点）の資格者のみ該当し、それ以外（2級及びその他）の監理技術者は加点されません。

別表（五）

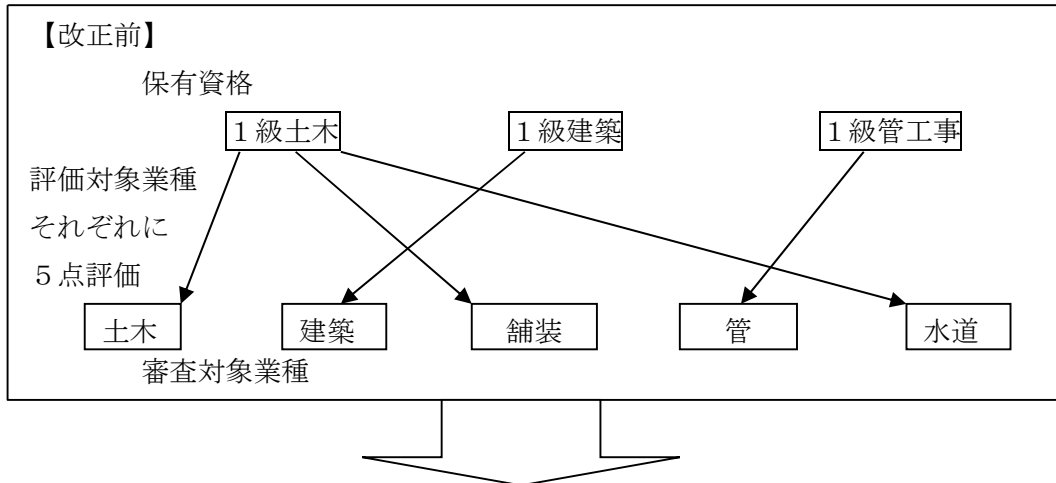
区分	CPD認定団体	CPD認定団体数値
(1)	公益社団法人 空気調和・衛生工学会	50
(2)	一般財団法人 建設業振興基金	12
(3)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	50
(4)	一般社団法人 交通工学研究会	50
(5)	公益社団法人 地盤工学会	50
(6)	公益社団法人 森林・自然環境技術教育研究センター	20
(7)	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会	50
(8)	一般社団法人 全国測量設計業協会連合会	20
(9)	一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会	20
(10)	一般社団法人 全日本建設技術協会	25
(11)	土質・地質技術者生涯学習協議会	50
(12)	公益社団法人 土木学会	50
(13)	一般社団法人 日本環境アセスメント協会	50
(14)	公益社団法人 日本技術士会	50
(15)	公益社団法人 日本建築士会連合会	12
(16)	公益社団法人 日本造園学会	50
(17)	公益社団法人 日本都市計画学会	50
(18)	公益社団法人 農業農村工学会	50
(19)	一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会	12
(20)	公益社団法人 日本建築家協会	12
(21)	一般社団法人 日本建設業連合会	12
(22)	一般社団法人 日本建築学会	12
(23)	一般社団法人 建築設備技術者協会	12
(24)	一般社団法人 電気設備学会	12
(25)	一般社団法人 日本設備設計事務所協会連合会	12
(26)	公益財団法人 建築技術教育普及センター	12
(27)	一般社団法人 日本建築構造技術者協会	12

技術職員について

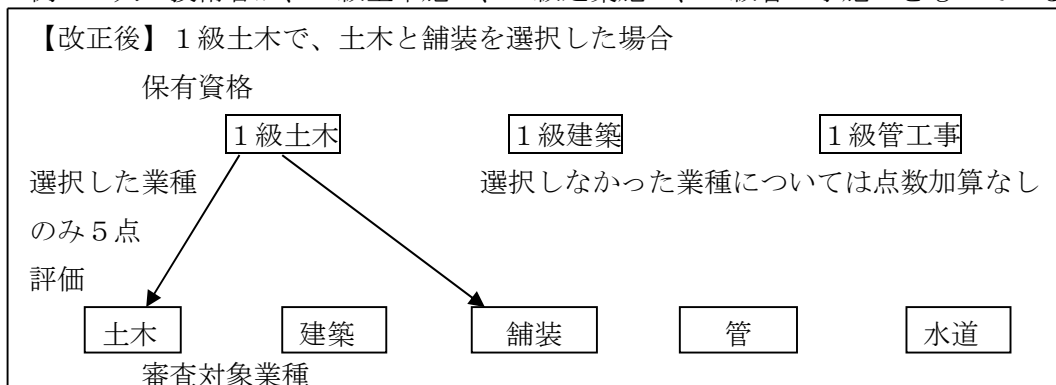
2業種限定の考え方

平成20年4月の改正において、Z点に関わる技術者の複数業種における重複カウントを1人2業種までに限定した。2業種限定の考え方は以下のとおり。

例：1人の技術者が、1級土木施工、1級建築施工、1級管工事施工をもっている場合



例：1人の技術者が、1級土木施工、1級建築施工、1級管工事施工をもっている場合



改正後は、審査対象業種の中から任意の2つを選ぶことができる。1つの資格から2つ選択してもかまわないし、2つの資格からそれぞれ1つずつ選択してもかまわない。（あくまで、経審の審査対象業種の中から、2つ選択するのであって、許可業種からではない。また、1人の技術者が、2つの資格で、同じ業種を選ぶことはできない。）

なお、重複評価が制限されるのは、経営事項審査に係る評価であり、建設業法に基づいて現場に設置しなければならない監理技術者等については、従来通り1人の技術者が複数の資格をもっていれば、複数の業種で監理技術者等になれるものである。

登録基幹技能者制度の創設について

建設産業において生産性の向上、品質の確保を図るため、建設現場において中核的役割を担う基幹技能者を新たに「建設業法施行規則」に位置づけ、登録基幹技能者講習について規定されることとなった。

また、「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」において、技術力の審査項目に登録基幹技能者講習修了者が追加された（3 点）。

1 建設業法施行規則において定められる事項

- (1) 登録基幹技能者講習を行う者の国土交通大臣への登録について、要件及び申請書の記載事項について規定
- (2) 登録基幹技能者講習の運営について、講習実施に係る義務等について規定
- (3) 登録基幹技能者講習を行う者に対する監督について、国土交通大臣による適合命令等について規定

2 基幹技能者の経営事項審査での加点について

基幹技能者が、経営事項審査で加点されるためには、国土交通大臣の認定した団体が実施する講習を受講し、審査基準日において講習修了証が有効でなければなりません。

認定団体は、以下の表のとおりです。講習については、各講習実施団体へお問い合わせください。

（登録基幹技能者講習団体一覧）

（令和 2 年 3 月現在）

登録 番号	氏名又は名称	種目	登録日
1	(一社)日本電設工業協会	登録電気工事基幹技能者	H20.5.13
2	(一社)日本橋梁建設協会	登録橋梁基幹技能者	H20.7.17
3	(一社)日本造園建設業協会 (一社)日本造園組合連合会	登録造園基幹技能者	H20.7.17
4	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	登録コンクリート圧送基幹技能者	H20.7.18
5	(一社)全国防水工事業協会	登録防水基幹技能者	H20.8.19
6	(一社)日本トンネル専門工事業協会	登録トンネル基幹技能者	H20.9.1
7	(一社)日本塗装工業会	登録建設塗装基幹技能者	H20.9.1
8	(一社)日本左官業組合連合会	登録左官基幹技能者	H20.9.1
9	(一社)日本機械土工協会	登録機械土工基幹技能者	H20.9.17
10	(一社)日本海上起重技術協会	登録海上起重基幹技能者	H20.9.19
11	(一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会	登録プレストレスト・コンクリート工事基幹技能者	H20.9.30

12	(公社)全国鉄筋工事業協会	登録鉄筋基幹技能者	H20.9.30
13	全国圧接業協同組合連合会	登録圧接基幹技能者	H20.9.30
14	(一社)日本型枠工事業協会	登録型枠基幹技能者	H20.9.30
15	(一社)日本空調衛生工事業協会 全国管工事業協同組合連合会 (一社)日本配管工事業団体連合会	登録配管基幹技能者	H20.10.16
16	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会 (一社)日本鳶工業連合会	登録鳶・土工基幹技能者	H20.12.12
17	ダイヤモンド工事業協同組合	登録切断穿孔基幹技能者	H20.12.12
18	(一社)全国建設室内工事業協会 日本室内装飾事業協同組合連合会 日本建設インテリア事業協同組合連合会	登録内装仕上工事基幹技能者	H20.12.26
19	(一社)建築開口部協会 (一社)日本サッシ協会	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	H21.2.13
20	(公社)日本エクステリア建設業協会	登録エクステリア基幹技能者	H21.3.5
21	(一社)日本建築板金協会	登録建築板金基幹技能者	H21.3.5
22	日本外壁仕上業協同組合連合会	登録外壁仕上基幹技能者	H21.4.28
23	(一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)全国ダクト工業団体連合会	登録ダクト基幹技能者	H21.4.28
24	(一社)日本保温保冷工業協会	登録保温保冷基幹技能者	H21.11.27
25	(一社)日本グラウト協会	登録グラウト基幹技能者	H21.11.27
26	(一社)日本冷凍空調設備工業連合会	登録冷凍空調基幹技能者	H22.3.25
27	(一社)日本運動施設建設業協会	登録運動施設基幹技能者	H22.3.25
28	(一社)全国基礎工事業団体連合会 (一社)日本基礎建設協会	登録基礎工基幹技能者	H23.12.16
29	(一社)日本タイル煉瓦工事工業会	登録タイル張り基幹技能者	H24.7.26
30	(一社)全国道路標識・標示業協会	登録標識・路面標示基幹技能者	H24.10.29
31	(一社)消防施設工事協会	登録消火設備基幹技能者	H25.7.3
32	(一社)全国中小建築工事業団体連合会	登録建築大工基幹技能者	H26.1.27
33	全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会	登録硝子工事基幹技能者	H27.1.22
34	(一社)ALC 協会	登録 ALC 基幹技能者	R1.5.27
35	(一社)日本機械土工協会	登録土工基幹技能者	R1.8.5

36	(一社)日本ウレタン断熱協会	登録ウレタン断熱基幹技能者	R3.5.10
37	(一社)日本発破・破碎協会	登録発破・破碎基幹技能者	R3.5.10
38	(一社)全国建築測量協会	登録建築測量基幹技能者	R3.10.6
39	(公社)全国解体工事業団体連合会	登録解体基幹技能者	R4.2.14
40	(一社)全国圧入協会	登録圧入工基幹技能者	R4.4.19
41	(一社)送電線建設技術研究会	登録送電線工事基幹技能者	R4.7.26
42	(一社)全国さく井協会	登録さく井基幹技能者	R4.7.26
43	(一社)日本建設あと施工アンカー協会	登録あと施工アンカー基幹技能者	R5.3.22
44	(一社)日本計装工業会	登録計装基幹技能者	R5.11.1
45	(一社)全国建設発生土リサイクル協会	登録土質改良基幹技能者	R6.8.8
46	(公社)日本推進技術協会	登録都市トンネル基幹技能者	R6.8.8
47	日本圧気技術協会	登録潜函基幹技能者	R6.8.26

登録基幹技能者講習修了証

(表面)

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証	
写 真	修了証番号 第 号 氏名 (生年月日 年 月 日) 実務経験を有する建設業の種類： 工事業 この者は、建設業法施行規則第 18 条の 3 第 2 項第 2 号 の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。 この者は、(建設業の種類) について、建設業法第 26 条第 1 項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。 修了年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日 加点に際しては講習修了証が審査基準日 において有効であることが必要 (登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印 (登録番号 第 番)

(裏面)

備考	

備考

- 1 材質は、プラスチック又はこれと同等以上の耐久性を有するものとする。

様式第4号

一級・二級技士の一次検定試験に合格した者(一級・二級技士補)で該当者のみ記載する。
該当がない場合は不要。

(用紙A4)
月 日

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	茨城 太郎	平成8年10月3日	
2	茨城 花子	平成8年10月4日	
3	水戸 次郎	平成8年10月5日	
別紙二「技術職員名簿」のCPD単位取得数と同様に算出する。 取得単位 ÷ 別表(五)にあるCPD認定団体数値 × 30により算出する。 ※₁小数点以下は切り捨てる。 ※₂各技術者のCPD単位取得数の上限は30とする。 ※₃取得単位が0の場合は、空欄とする。 ※₄審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象となる。			
			①様式第4号に記載したCPD単位の合計を記入
			②別紙二「技術職員名簿」のCPD単位取得数の合計を記入
上記技術者が取得したCPD単位の合計(①)			
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計(②)			
CPD単位総計(①+②)			

①と②の合計を記入

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

様式第5号

該当者がいる場合のみ記載。

(用紙A4)
令和 年 月 日

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
1	山田 太郎	S63年2月10日	R元年4月20日		
認定能力評価基準により評価を受けている場合は、能力評価(レベル判定)結果通知書に記載されている通知日等を記入。					
2	山田 次郎	S63年2月10日	R2年6月10日	○	
「レベル向上の有無」の欄に「○」を記入した場合は、「評価日」が審査基準日の3年以内の日となる。					
3	山田 四郎	S63年2月10日	H29年12月25日		○
控除対象」の欄に「○」を記入した場合は、「評価日」が審査基準日の3年前の日以前となる。					
合計	3(人)			1(人)	1(人)

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。)について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。

該当する場合のみ記載。

様式第6号

(用紙A 4)

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び

情報共有に関する同意書

審査対象事業年度

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	の期間に発注者から直接請け負った 建設工事について、以下のとおり、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置 を実施していることを誓約します。
--	--

また、建設業法第 27 条の 26 第 1 項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

【注意】

建設キャリアアップシステムから出力できる帳票 2・3 等を追って提出を求める場合があります。

年 月 日

建設キャリアアップシステム事業者ID

[illegible]

住所
商号又は名称
代表者氏名

申請区分

7

(1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数
措置実施工事		件
措置未実施工事	軽微な工事	件
	災害応急対策	件
合 計		件

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要なものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の（十）に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

参考

○審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施 15 点	
例	・民間工事と公共工事の全てで該当措置を実施 ・（公共工事を1件も受注していない場合）民間工事の全てで該当措置を実施 ・（民間工事を1件も受注していない場合）公共工事の全てで該当措置を実施
○審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施 10 点	
例	・民間工事の全てで該当措置を実施せず、公共工事の全てで該当措置を実施 ・民間工事の一部で該当措置を実施せず、公共工事の全てで該当措置を実施
非該当	
例	・審査対象工事が1件もない（元請はなく、下請工事のみを受注している）場合
審査対象工事とは、対象期間（審査基準日以前1年以内）に元請として契約した工事（変更契約は除く）すべてのことを指しますが、日本国内以外で施工する工事、建設業法施行令で定める軽微な工事（例 500 万円未満の舗装工事）、災害応急工事は除きます。 （注）完成（予定）日が対象期間外でも対象期間中に契約した工事は、対象工事になります。	
【必要な措置の実施とは】 CCUS 上で現場・契約情報の登録し、建設工事に従事する者が直接入力によらない方法で CCUS 上に就業履歴を蓄積できる体制を整備することをいいます。 【直接入力によらない方法で CCUS 上に就業履歴を蓄積できる体制を整備とは】 就業履歴データ登録標準API連携認定システムをCCUSと連携し、かつ、審査対象建設工事に従事する者が自身の就業履歴を蓄積するにあたって支障のない範囲内に対応するカードリーダー等の就業履歴蓄積装置を配置、利用方法を周知することをいいます。	

実務経験証明書について

- ・ 一定期間の実務経験を有する技術者がいる場合は、実務経験証明書を提示する。
- ・ 特に、二種電気工事士や職業能力開発法に基づく2級の資格等を取得した場合、資格取得後1～5年の実務経験が必要であり、この期間の実務経験証明書の提示を要する。
- ・ 建設業法第7条第2項イ（資格区分コード：001）に該当する技術者については、指定学科を卒業したことを証する書面（卒業証書等）を提示する。
- ・ 電気と消防については、原則として実務経験は認めない。
- ・ 計装業務の実務経験のみでは、電気の技術者とは認めない。

※実務経験証明書の作成

- ① 「実務経験」とは、29業種の建設工事における技術上の経験であり、施工を指揮監督した経験、建設機械の作業等により実際に工事の施工に携わった経験、及びこれらの技術を習得するための見習い中の技術的経験等を示す。
また、受注者としての経験に限られるものではないため、注文者側においての設計に従事した経験や現場監督技術者としての経験も含まれる。
ただし、工事現場の単なる雑務や事務系の仕事に関する経験は、実務経験とは見なさない。
- ② 実務経験証明書には、1人1業種分を記載すること。複数の業種の経験を証明する場合（原則として1人2業種まで）は、別用紙に記載すること。
ただし、2業種の実務経験を認定する場合、実務経験期間の重複は認められない。
- ③ 証明者は、当該建設業の代表者とする。
- ④ 「最終学歴（学校・学科）又は実務経験を有する資格名」欄は、必要な実務経験の年数を確認するものであるため、最終学歴の学校名、学科名、卒業年月日（建設業法第7条（イ）、（ロ）該当者）又は実務経験を必要とする資格取得者の資格交付日（建設業法第7条（ハ）該当者）を記載すること。
- ⑤ 「実務経験の内容」欄は、1営業年度に1件を目安に工事名を書くこと。記入した工事名の裏付け資料（契約書・注文書・請求書・領収書・工事日報・発注証明等）を提示すること
 - ・ 10年以上の実務経験者の場合→記入した工事のうち5年分以上の裏付け資料を提示
 - ・ 上記以外の実務経験者の場合→記入した工事のすべての裏付け資料を提示
- ⑥ 「実務経験年数」欄は、直近の基準決算から遡って、必要な経験年数の期間に至るまで記載すること。ただし、必要な経験年数の古い経験から順に記入すること。
- ⑦ 「従事した立場」欄は、「現場施工」「主任技術者補佐」「主任技術者（ただし、必要な期間を経験した者のみ）」等、現場従事の立場を記載すること。
- ⑧ 「勤務先名」は、該当する実務を経験した勤務先の名称を記載すること。
- ⑨ 実務経験により許可上の専任技術者となっている場合でも、経審では実務経験証明書の添付を要する。その場合、工事名の裏付け資料は省略できる。

【記載例1】高校の指定学科を卒業後、5年間の実務経験の場合（法第7条（イ）該当）

本件責任者：氏名	水戸 太郎	連絡先	029-301-4334
担当者：氏名	茨城 三郎	連絡先	029-111-1111

監理課受付欄

実 務 経 験 証 明 書				
(審査基準日 令和元年10月31日)				
茨城県知事 殿		令和2年2月21日		
証明者		水戸市笠原町978-6		
下記の者の 土木一式 工事に関する実務経験は、		水戸建設㈱ (代)水戸 太郎		
下記のとおりであることを証明します。				
技術者の氏名	笠原 一郎	生年月日	明治 大正 33年 8月 9日 昭和	最終学歴(学校・学科)又は実務経験を有する資格名 水戸農業高校 農業土木科(昭和53年3月1日卒)
実務経験の内容		実務経験年数	従事した立場	勤務先
1	国補道改〇号道路改良工事他	平成25年11月～26年10月まで	主任技術者補佐	水戸建設㈱
2	農業集落排水事業管路施設工事他	平成26年11月～27年10月まで	〃	〃
3	国補道改〇号道路改良工事他	平成27年11月～28年10月まで	〃	〃
4	国道〇〇号〇〇共同溝その〇工事他	平成28年11月～29年10月まで	〃	〃
5	〇〇排水機場土木工事他	平成29年11月～30年10月まで	〃	〃
6				
7				

【記載例2】資格取得後一定の年数の実務経験を必要とする場合（法第7条（ハ）該当）

本件責任者：氏名	水戸 太郎	連絡先	029-301-4334
担当者：氏名	茨城 三郎	連絡先	029-111-1111

監理課受付欄

実 務 経 験 証 明 書				
(審査基準日 令和元年9月30日)				
茨城県知事 殿		令和2年1月16日		
証明者		水戸市笠原町978-6		
下記の者の 電 気 工事に関する実務経験は、		水戸電気工業㈱ (代)水戸三郎		
下記のとおりであることを証明します。				
※第二種電気工事士の場合、資格取得後3年の実務経験が必要				
技術者の氏名	吉田 拓朗	生年月日	明治 大正 43年 5月 5日 昭和	最終学歴(学校・学科)又は実務経験を有する資格名 第二種電気工事士 平成6年10月1日
実務経験の内容		実務経験年数	従事した立場	勤務先
1	〇〇邸電気引込線工事他	平成27年10月～28年9月まで	主任技術者補佐	〇〇電工
2	〇〇小学校〇〇棟照明設備工事他	平成28年10月～29年9月まで	〃	水戸電気工業
3	〇〇工場構内電気設備工事他	平成29年10月～30年9月まで	〃	〃
4				
5				
6				
7				

【記載例3-1】10年以上の実務経験を要する場合(法第7条(口)該当)

本件責任者：氏名 林 喜一 連絡先 029-301-4334
担 当 者：氏名 林 太郎 連絡先 029-111-1111

監理課受付欄

実務経験証明書				
(審査基準日 令和元年11月30日)				
茨城県知事 殿		令和2年3月14日		
下記の者の 内装 工事に関する実務経験は、		証明者		
下記のとおりであることを証明します。		水戸市笠原町978-6 笠原工業(有) (代)林 喜一		
技術者の氏名	菅原 文太	生年月日	明治 大正 30年 1月 8日 昭和	最終学歴(学校・学科)又は実務経験を有する資格名 〇〇工学専門学校建築科 昭和51年3月20日卒
実務経験の内容		実務経験年数	従事した立場	勤務先
1	〇〇マンション インテリア工事他	平成20年12月～21年11月まで	現場施工	〇〇美装
2	〇〇ゴルフクラブクラブハウス内装工事他	平成21年12月～22年11月まで	〃	〃
3	〇〇邸床仕上げ及び壁クロス貼り工事他	平成22年12月～23年11月まで	〃	〇〇インテリア
4	〇〇中学校 防音工事他	平成23年12月～24年11月まで	主任技術者補佐	〃
5	〇〇市役所庁舎天井仕上げ工事他	平成24年12月～25年11月まで	〃	〃
6	〇〇邸ふすま、畳工事他	平成25年12月～26年11月まで	〃	笠原工業
7	〇〇工場内装間仕切り工事他	平成26年12月～27年11月まで	〃	〃
8	〇〇リゾートマンションインテリア工事他	平成27年12月～28年11月まで	〃	〃
9	〇〇会社床仕上げ工事他	平成27年12月～28年11月まで	〃	〃
10	〇〇小学校音楽室防音工事他	平成29年12月～30年11月まで	〃	〃
11				

※学校教育法第1条に掲げる学校(大学「短大含む」・高等専門学校・高等学校・中等教育学校)以外の専修学校(いわゆる専門学校)及び各種学校の卒業者は10年の実務経験を要する。

【記載例3-2】10年以上の実務経験を要する場合(法第7条(口)該当)

本件責任者：氏名 林 喜一 連絡先 029-301-4334
担 当 者：氏名 林 太郎 連絡先 029-111-1111

監理課受付欄

実務経験証明書				
(審査基準日 令和元年8月31日)				
茨城県知事 殿		令和2年4月22日		
下記の者の とび土工 工事に関する実務経験は、		証明者		
下記のとおりであることを証明します。		水戸市笠原町978-6 笠原造園土木(有) (代)笠井 公平		
技術者の氏名	高倉 健二	生年月日	明治 大正 39年 1月 1日 昭和	最終学歴(学校・学科)又は実務経験を有する資格名 〇〇高校 普通科 昭和58年3月1日卒
実務経験の内容		実務経験年数	従事した立場	勤務先
1	〇〇邸 外構工事他	平成20年9月～21年8月まで	現場施工	笠原造園土木(有)
2	〇〇農道整備工事(土工)他	平成21年9月～22年8月まで	〃	〃
3	〇〇市〇〇地区道路改良工事(土工)他	平成22年9月～23年8月まで	〃	〃
4	〇〇護岸災害復旧工事他	平成23年9月～24年8月まで	〃	〃
5	市単水路第〇号〇〇地区下水工事他	平成24年9月～25年8月まで	〃	〃
6	県単交安第〇号交通安全施設工事他	平成25年9月～26年8月まで	〃	〃
7	平成〇年度〇〇農道道路安全施設工事他	平成26年9月～27年8月まで	〃	〃
8	〇〇公園フェンス設置工事他	平成27年9月～28年8月まで	主任技術者補佐	〃
9	〇〇中学校グラウンド排水路改修工事他	平成28年9月～29年8月まで	〃	〃
10	〇〇邸住宅基礎工事他	平成29年9月～30年8月まで	〃	〃
11				

建設機械の保有状況一覧表

許可番号：第 号

商号又は名称：

基準決算日：年 月 日

通番	建設機械の種類	メーカー名	型式	所有又はリースの状況	取得日 又はリース期間	検査実施等年月日 (審査基準日時点で有効なもの)
1	↑			↑	取得日 リース期間	
2					～	
「建設機械の種類」の欄には、ショベル系掘削機の場合は「ショベル」、フルドーザーの場合は「フル」、トラクターショベルの場合は「トラ」、モーターグレーダーの場合は「グレーダー」、ダンプ車の場合は「ダンプ」、移動式クレーンの場合は「クレーン」、高所作業車の場合は「高所作業車」、締固め用機械の場合は「締固め用機械」、解体用機械の場合は「解体用機械」と記載する。						
「所有又はリース」の欄には、該当する方を記載する。						
リース期間が、審査基準日から起算して1年7か月以上の長期契約のものを記載する。						
検査実施年月日は、審査基準日時点で有効なものを記載する。 ・特定自主検査：審査基準日前1年以内のもの(記載要領等1ー①、④、⑤、⑥) ・移動式クレーン検査証：審査基準日が有効期間内のもの※(記載要領等1ー③) ・自動車検査証：審査基準日時点で有効なもの※(記載要領等1ー②) ※有効期間満了日を記載						
9					～	
10					～	
11					～	
12					～	
13					～	
14					～	
15					～	

正副2部提出願います。

- * 翌年度以降の経費受審には、この写しを持参願います。
- * 確認済の建設機械については、特定自主検査表等のみ(契約書、カタログは不要)提示してください。

記載要領等

- 1 審査の対象となる建設機械は、以下のとおり。
- ① 建設機械担当法第2条の規定による建設機械のうち、次のもの。
- ショベル系掘削機：「ショベル」、「バックホウ」、「ドラグライン」、「クラムシエル」、「クレーン」又は「バイドルライバー」のアタッチメントを有するもの
- フルドーザー：自重が3トン以上のもの
- トラクターショベル：バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
- モーターグレーダー：自重が5トン以上のもの
- ② ダンプ車：土砂等を運搬する貨物自動車であって、自動車検査証の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトラレーラ」又は「ダンプセミトラレーラ」と記載されているもの
- ③ 移動式クレーン：つり上げ荷重3トン以上のもの
- ④ 高所作業車：作業床の高さが2メートル以上のもの
- ⑤ 締固め用機械：労働安全衛生法第45条第3項の規程に基づき公表されている自主検査指針に「ロードローラー」、「タイヤローラー」又は「振動ローラー」と記載されているもの
- ⑥ 解体用機械：労働安全衛生法第45条第3項の規程に基づき公表されている自主検査指針に「ブレーカ」、「鉄骨切断機」、「コンクリート圧砕機」又は「解体用つかみ機」と記載されているもの
- ※ ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表に同一のベースマシンが記載されている場合には、重複できません。((例)ベースマシンが1台の場合は、1台としてカウント)
- 2 「建設機械の種類」の欄には、ショベル系掘削機の場合は「ショベル」、フルドーザーの場合は「フル」、トラクターショベルの場合は「トラ」、モーターグレーダーの場合は「グレーダー」、ダンプ車の場合は「ダンプ」、移動式クレーンの場合は「クレーン」、高所作業車の場合は「高所作業車」、締固め用機械の場合は「締固め用機械」、解体用機械の場合は「解体用機械」と記入してください。
- 3 審査対象となる建設機械をすべて記載してください。一枚で記載されないときは、複数枚に分けて記載してください。
- 4 「所有又はリース」の欄には、該当する方を記入してください。
- 5 正副2部提出願います。
- * 翌年度以降の経費受審には、この写しを持参願います。
- * 確認済の建設機械については、特定自主検査表等のみ(契約書、カタログは不要)提示してください。

10 経審Q&A

Q 1 雇用保険・社会保険（健康保険・厚生年金）の適用除外にはどのような場合が想定されるか。（その他の審査項目 41・42・43 項番関係）

A 1 雇用保険は、労働者が 1 人でも雇用されていれば加入義務有（年齢に上限なし）

適用除外：常勤の役員、同居の親族、4 か月以内の期間を定めて季節的に雇用される者、1 週間の労働時間 20 時間未満 等

社会保険は事業所を単位に適用される。次に述べる強制適用事業所にあてはまらない場合は適用除外の事業所といえる。ただし、適用除外の事業所であっても任意加入を妨げるものではない。

＜強制適用事業所＞

次の 1 か 2 に該当する事業所は、法律により、事業主や従業員の意思に関係なく、社会保険への加入が法律により定められている。

1. 常時 5 人以上の従業員を使用する個人事業所
2. 法人の事業所

Q 2 事業所として社会保険に加入しているが、一部未加入者がいる場合、その未加入者は職員として認められるか。

A 2 社会保険加入事業所における未加入者※は職員としてカウントしない。相応の給料が支払われていても、審査基準日現在において、未加入であるものは職員として認めない。

なお、経營業務管理責任者又は専任技術者が審査日時点においても未加入が継続している場合、建設業許可の要件である常勤性を満たしていないことになるので、速やかに加入すること。（※制度として加入できない者を除く）

Q 3 審査基準日直前に入社した技術職員がおり、社会保険にも加入している。この場合、職員として認められるか。

A 3 認められない。平成 23 年 4 月 1 日より、技術職員には審査基準日から遡って 6 ヶ月を超える雇用期間が求められるようになったため。

Q 4 事業所として社会保険に加入していない場合、職員として認められるにはどうすればよいか。

A 4 社会保険に未加入又は適用除外である場合は、月額給与（賃金・報酬等）が定められ、役員等は年額 103 万円以上、その他の従業員等は毎月一定の金額（原則「最低賃金（時間額）× 8 時間× 20 日」を超える金額）が審査対象事業年度に支払われていることが確認できれば、職員として認めている。

なお、社会保険の強制適用事業所が未加入の場合は、法令違反になるので速やかに加入することが望ましい。

Q 5 下請で工事を請け負ったが、その工事は一式工事（土木一式工事及び建築一式工事）となりうるか。

A 5 一式工事とは、総合的な企画、指導、調整のもとに施工する工事であり、その性質上、元請で請け負った工事があてはまる。原則的に下請工事は一式工事にはならない。ただし、民間工事において、発注者と元請業者との間で一括下請負を書面で認めた場合等は、下請工事であっても一式工事となりうる。（平成20年11月から、民間工事においても、共同住宅を新築する工事は、発注者が書面で認めた場合でも一括下請けは禁止となったので注意。）

Q 6 長期に渡る工事があるが、工事完成前に、工事の進捗に合わせて部分的に収益を計上してよいのか。

A 6 収益の計上基準について、工事進行基準を原則として採用することになる。ただし、工事進行基準での完成工事高を計上するためには、工事の進捗度を合理的に見積りできることが前提のため、最終請負額に大幅な変更が予想されるもの等については、従来の完成基準により計上すること。

Q 7 経審の結果はいつ頃届くか。

A 7 郵送申請の場合、申請受付けしてから約5～7週間後に発送する。

※県HPに発送スケジュールを掲載

※申請から到達するまでの処理期間を考慮して申請すること。

Q 8 申請後に申請業種を変更できるか。

A 8 申請後の申請業種の変更はできない。例外はない（Q 9 の場合を除く）。申請業種の誤りがないよう十分注意すること。

Q 9 経審受審後に業種追加した。この場合、新たに取得した業種について、審査を申し込めるか。

A 9 経審を受審後であっても、新たに許可を取得し、その業種について経審の審査を希望する場合は申し込める。

なお、その際の審査は、追加業種と既受審業種で受けることになる。

Q 10 事業を承継した。この場合、被承継人（父親等）時代の実績を完成工事高に計上することはできるか。

A 10 次の要件を満たす場合は、当期営業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年）の各営業年度における完工高を算定基礎とすることができる。

- ① 配偶者又は二親等以内の建設業者（個人に限る）から建設業の主たる部分を承継した場合
- ② 被承継人が建設業を廃業すること
- ③ 被承継人の営業年度と承継人の営業年度が連続すること
- ④ 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

Q 1 1 個人事業者として営業してきたが、今度会社を立ち上げた。この場合個人時代の実績を完工高に計上することはできるか。

A 1 1 次の要件を満たす場合は、当期営業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年）の各営業年度における完工高を算定基礎とすることができる。

- ① 個人時代の建設業を廃業すること
- ② 個人事業主であった者が50%以上出資し、設立した法人であること
- ③ 営業年度が連続すること
- ④ 個人事業主であった者が代表権を有する役員であること

Q 1 2 営業を譲り受けるかたちで企業合併をした。消滅した業者の実績を完工高に計上することはできるか。

A 1 2 合併時経審を受審することで、当期営業年度からさかのぼって2年以内に合併の沿革を有する者（吸収合併においては存続会社、新設合併においては合併に伴い設立された会社をいう）又は建設業を譲り受けた者は、当期営業年度開始日の直前2年（又は3年）の各営業年度における完工高の合計額に当該吸収合併により消滅した建設業者の完工高を含めることができる。

Q 1 3 災害発生時の緊急連絡網、防災訓練の案内文等をもって防災協定の確認資料とすることはできるか。

A 1 3 防災協定の確認資料としては、自治体等と直接防災協定を締結している場合は、自治体との協定書の写しを送付（提示）する。協会や協同組合等の建設業団体が自治体等と防災協定を締結しており、その構成員として災害時の防災活動を担う場合は、当該団体が発行する、“防災活動に一定の役割を果たすことを証する証明書”を送付（持参）する。緊急連絡網等では、協定締結の当事者が誰か判別できず、確認資料としては認めない。

Q 1 4 防災協定を締結するにはどうしたらよいのか。

A 1 4 防災協定は、各自治体等が防災対策上の必要性・実効性を判断した上で締結されるものであるから、各自治体等の防災担当部署に確認すること。

Q 1 5 制度改正により技術者が1人2業種までになってしまった関係で技術者が配置できない業種があるが、その業種で経審を受けることはできるか。

A 1 5 技術者が0人でも経審を受けることは可能。

また、1人2業種の制限は、経営事項審査の評価上だけであり、建設業許可の専任技術者や現場の配置技術者については、従来どおり1人の技術者が複数の資格を持っていれば、複数の業種の技術者になることができる。

Q 1 6 経理処理の適正を確認した旨の書類を、決算の書類作成を依頼している外部の会計事務所の会計士や税理士事務所の税理士等に頼んで作成してもらっても加点されるのか。

A 1 6 経理処理の適正を確認した旨の書類は、会社の従業員（常勤）で公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者もしくは1級登録経理試験に合格した者が署名を付したものでなければならない。

したがって、外部の会計士や税理士に頼んで作成しても加点の対象にはならない。

Q 1 7 建設工事と見なさないものにはどんなものがあるか。

A 1 7 資材や機械の販売、運搬、除草・草刈り、保守・管理などは兼業売上に計上する。

※保守・管理（現状を維持するために必要な役務（点検や部品の交換等））業務は、委託契約をしている場合が多い。

Q 1 8 前年度の経審時に一式工事（土木一式工事及び建築一式工事）に含めていた業種について、今回は分けて受審する場合、前年度の完工高の取扱いはどうのようにすればよいか。

なお、前年度の一式工事の完工高は変更したくない。

A 1 8 前年度に一式工事に含めていた業種の完工高については、一式工事の完工高から今回受審しようとする業種の完工高を差し引いて、それぞれに計上すること。

なお、今回分けて受審する場合、一式工事の完工高は変更（減額）になる。

Q 1 9 前年度には受審しなかったため、完工高を「その他工事」に計上した業種について、今回、新たにその業種で受審する場合、前年度の完工高の取扱いはどうのようにすべきか。

A 1 9 今回、新たに審査対象とする業種の完工高については、「その他工事」から差し引いて、審査対象とする業種それぞれに計上すること。

Q 2 0 翌年以降に終了する工事について、当期中に80%の入金があったため、進行基準を用いて当期の決算時に契約額の80%を完成工事高として計上してよいか。

A 2 0 計上できない。工事進行基準は原価ベースによる出来高（原価比例法）で完成工事高を計上するので、「入金割合により完成工事高を計上する、のは誤りとなる。

Q 2 1 短時間勤務の従業員について、社会保険に加入しているので技術職員名簿に掲載可能ですか。

A 2 1 認められません。

技術職員は、常勤性（Full-time）が必要になります。

なお、以下のケースでは、常勤性の観点から技術職員として原則認められません。

- ・ 毎月の支払い給与（報酬）の金額が下記金額を下回っている。
 - ▶ 役員等 : 毎月定額が支払われていて年額ベース 103 万円
 - ▶ 従業員 : 最低賃金（時間額）× 8 時間 × 20 日で計算した金額
- ・ 勤務日数、勤務時間が少ない
- ・ 他社との兼務（Q 2 2 を参照）

また、雇用期間を特に限定することなく常時雇用され、日々一定時間以上建設業の職務に従事することが担保されていることも必要となるため、雇用期間が限定されている者（例 パート、アルバイト、契約社員等）は技術職員として認められません。

Q 2 2 同時に 2 か所以上の事業所で勤務する者は、技術職員として認められるか。

A 2 2 二以上事業所勤務被保険者標準月額報酬決定通知書が発行される者は、他社での立場が非常勤役員（平取）を除き原則技術職員として認めません。

※経營業務管理責任者又は営業所技術者等が 2 か所以上の事業所に勤務する場合、許可要件に該当しない恐れがありますので、建設業許可の手引き II 2（2）〈常勤役員等及び営業所技術者等に関するその他の留意点〉を必ずご確認ください。

Q 2 3 審査基準日前に 1 級土木施工管理技士補の資格を取得した職員を土木一式工事の技術職員として申請する場合、コードは「005（監理技術者補佐）」ですか。それとも「11H」ですか。

A 2 3 当該職員が、土木一式工事の主任技術者としての資格を取得している場合（例 2 級土木施工管理技士）は、「005」で申請することが可能です。

なお、合格後 3 年以上の実務経験が証明できても、「11H」で土木一式工事の技術職員として申請することはできません。

※「11H」で申請できる業種については、別表（四）をご確認ください。

Q 2 4 就業規則にどのような退職手当に関する事項が定められていれば、退職一時金制度として加点されるか。

A 2 4 退職手当の決定、計算、支払方法及び支払時期に関する定めがあることが必要です。

※著しく低額、支払いの実績がない、支給対象範囲が狭い等、名目的な制度に過ぎないものは加点対象になりません。

※「建設業退職金共済事業による退職金（建退共）により支給する」は加点対象になりません。

様式第二十五号の十五（第十九条の九、第二十一条の四関係）

審査基準日

許可令	番	金額	高入
電	話	金	上
資	本	亮	記
完	高	工	政
行	戸	事	
		成	

号 月 日

許可業種の全部を特定・一般の別に表示します。

5

[金額單位：千円]

12 総合評定値(P)の計算方法

総合評定値(P)の算出:

総合評定値(P) = 0.25(X1)+0.15(X2)+0.2(Y)+0.25(Z)+0.15(W)

(小数点以下の端数がある場合は、これを四捨五入する。)

【 経審の審査項目 】(令和5年8月14日以降に審査基準日とする申請の場合)

項目区分	審査項目	評価幅		ウェイト
		397	～ 2,309	
経営規模	X1 完成工事高(許可業種別)			0.25
	X2 自己資本額 利払前税引前償却前利益			0.15
経営状況	Y 総資本売上総利益率 売上高経常利益率 自己資本対固定資産比率 自己資本比率 営業キャッシュ・フロー 利益剰余金	0 ～ 1,595		0.2
	Z 技術職員数(許可業種別) 元請完成工事高(許可業種別)	456 ～ 2,441		0.25
	建設工事の粗い手の形成及び確保に関する取組の状況			
	建設業の営業継続の状況 防災活動への貢献の状況 法令遵守の状況 建設者の経理の状況 研究開発の状況 建設機械の保有状況	-1837 ～ 2,073		0.15
	図又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況			
	若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況			
総合評定値	P	0.25X1+0.15X2+0.2Y+0.25Z+0.15W		—

1. X1(完成工事高)

■許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高の算点

▼X1の評点は、許可を受けた建設業の種類毎の直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、建設業の種類毎に直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を選択することはできず、すべて同一の方法によらなければならない。

●工事種類別年間平均完成工事高算点(X1)

業種ごとに年間平均完成工事高(少数点第1位四捨五入)を求め、それらを用いて下の表からX1を求める。

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高	評点
(1)	1,000億円以上	2,309
(2)	800億円以上 1,000億円未満	114×(年間平均完成工事高)÷20,000,000+1,739
(3)	600億円以上 800億円未満	101×(年間平均完成工事高)÷20,000,000+1,791
(4)	500億円以上 600億円未満	88×(年間平均完成工事高)÷10,000,000+1,566
(5)	400億円以上 500億円未満	89×(年間平均完成工事高)÷10,000,000+1,561
(6)	300億円以上 400億円未満	89×(年間平均完成工事高)÷10,000,000+1,561
(7)	250億円以上 300億円未満	75×(年間平均完成工事高)÷5,000,000+1,378
(8)	200億円以上 250億円未満	76×(年間平均完成工事高)÷5,000,000+1,373
(9)	150億円以上 200億円未満	76×(年間平均完成工事高)÷5,000,000+1,373
(10)	120億円以上 150億円未満	64×(年間平均完成工事高)÷3,000,000+1,281
(11)	100億円以上 120億円未満	62×(年間平均完成工事高)÷3,000,000+1,165
(12)	80億円以上 100億円未満	64×(年間平均完成工事高)÷2,000,000+1,155
(13)	60億円以上 80億円未満	50×(年間平均完成工事高)÷2,000,000+1,211
(14)	50億円以上 60億円未満	51×(年間平均完成工事高)÷1,000,000+1,095
(15)	40億円以上 50億円未満	51×(年間平均完成工事高)÷1,000,000+1,095
(16)	30億円以上 40億円未満	50×(年間平均完成工事高)÷1,000,000+1,059
(17)	25億円以上 30億円未満	51×(年間平均完成工事高)÷500,000+903
(18)	20億円以上 25億円未満	39×(年間平均完成工事高)÷500,000+963
(19)	15億円以上 20億円未満	38×(年間平均完成工事高)÷500,000+975
(20)	12億円以上 15億円未満	38×(年間平均完成工事高)÷300,000+893
(21)	10億円以上 12億円未満	39×(年間平均完成工事高)÷200,000+811
(22)	8億円以上 10億円未満	38×(年間平均完成工事高)÷200,000+816
(23)	6億円以上 8億円未満	25×(年間平均完成工事高)÷200,000+668
(24)	5億円以上 6億円未満	25×(年間平均完成工事高)÷100,000+793
(25)	4億円以上 5億円未満	34×(年間平均完成工事高)÷100,000+748
(26)	3億円以上 4億円未満	42×(年間平均完成工事高)÷100,000+716
(27)	2億5,000万円以上 3億円未満	24×(年間平均完成工事高)÷50,000+698
(28)	2億円以上 2億5,000万円未満	28×(年間平均完成工事高)÷50,000+678
(29)	1億5,000万円以上 2億円未満	34×(年間平均完成工事高)÷30,000+654
(30)	1億2,000万円以上 1億5,000万円未満	26×(年間平均完成工事高)÷30,000+626
(31)	1億円以上 1億2,000万円未満	19×(年間平均完成工事高)÷20,000+616
(32)	8,000万円以上 1億円未満	22×(年間平均完成工事高)÷20,000+601
(33)	6,000万円以上 8,000万円未満	28×(年間平均完成工事高)÷20,000+577
(34)	5,000万円以上 6,000万円未満	16×(年間平均完成工事高)÷10,000+565
(35)	4,000万円以上 5,000万円未満	19×(年間平均完成工事高)÷10,000+550
(36)	3,000万円以上 4,000万円未満	24×(年間平均完成工事高)÷10,000+524
(37)	2,500万円以上 3,000万円未満	13×(年間平均完成工事高)÷5,000+530
(38)	2,000万円以上 2,500万円未満	16×(年間平均完成工事高)÷5,000+509
(39)	1,500万円以上 2,000万円未満	20×(年間平均完成工事高)÷5,000+493
(40)	1,200万円以上 1,500万円未満	14×(年間平均完成工事高)÷3,000+483
(41)	1,000万円以上 1,200万円未満	11×(年間平均完成工事高)÷2,000+473
(42)	1,000万円未満	131×(年間平均完成工事高)÷10,000+397

(注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2. X2(自己資本額及び利益額)

■自己資本額及び平均利益額に係る評点

▼X2の評点は、自己資本額の点数(X21)及び平均利益額の点数(X22)の合計点数を2で除した数値(小数点以下切り捨て)として求める。

計算式：

$$X2\text{評点} = \{ \text{自己資本額の点数}(X21) + \text{平均利益額の点数}(X22) \} \div 2$$

注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2. -(1) X21(自己資本額)

■自己資本額及び平均利益額に係る評点

(1)自己資本額(X21)

▼自己資本額の点数(X21)は、自己資本の額(＝純資産合計の額)又は平均自己資本額(2期平均)を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、自己資本の額が0円に満たない場合は0円とみなす。

区分	自己資本の額又は平均自己資本額	点 数
(1)	3, 000億円以上	2114
(2)	2, 500億円以上	63×(自己資本額)÷50,000,000+1,736
(3)	2, 000億円以上	73×(自己資本額)÷50,000,000+1,686
(4)	1, 500億円以上	91×(自己資本額)÷50,000,000+1,614
(5)	1, 200億円以上	66×(自己資本額)÷30,000,000+1,557
(6)	1, 000億円以上	53×(自己資本額)÷20,000,000+1,503
(7)	800億円以上	61×(自己資本額)÷20,000,000+1,463
(8)	600億円以上	800億円未満 75×(自己資本額)÷20,000,000+1,407
(9)	500億円以上	600億円未満 46×(自己資本額)÷10,000,000+1,356
(10)	400億円以上	500億円未満 53×(自己資本額)÷10,000,000+1,321
(11)	300億円以上	400億円未満 66×(自己資本額)÷10,000,000+1,269
(12)	250億円以上	300億円未満 39×(自己資本額)÷5,000,000+1,233
(13)	200億円以上	250億円未満 47×(自己資本額)÷5,000,000+1,193
(14)	150億円以上	200億円未満 57×(自己資本額)÷5,000,000+1,153
(15)	120億円以上	150億円未満 42×(自己資本額)÷3,000,000+1,114
(16)	100億円以上	120億円未満 33×(自己資本額)÷2,000,000+1,084
(17)	80億円以上	100億円未満 39×(自己資本額)÷2,000,000+1,054
(18)	60億円以上	80億円未満 47×(自己資本額)÷2,000,000+1,022
(19)	50億円以上	60億円未満 29×(自己資本額)÷1,000,000+989
(20)	40億円以上	50億円未満 34×(自己資本額)÷1,000,000+964
(21)	30億円以上	40億円未満 41×(自己資本額)÷1,000,000+936
(22)	25億円以上	30億円未満 25×(自己資本額)÷500,000+909
(23)	20億円以上	25億円未満 29×(自己資本額)÷500,000+889
(24)	15億円以上	20億円未満 36×(自己資本額)÷500,000+861
(25)	12億円以上	15億円未満 27×(自己資本額)÷300,000+834
(26)	10億円以上	12億円未満 21×(自己資本額)÷200,000+816
(27)	8億円以上	10億円未満 24×(自己資本額)÷200,000+801
(28)	6億円以上	8億円未満 30×(自己資本額)÷200,000+777
(29)	5億円以上	6億円未満 18×(自己資本額)÷100,000+759
(30)	4億円以上	5億円未満 21×(自己資本額)÷100,000+744
(31)	3億円以上	4億円未満 27×(自己資本額)÷100,000+720
(32)	2億5, 000万円以上	3億円未満 15×(自己資本額)÷50,000+711
(33)	2億円以上	2億5, 000万円未満 19×(自己資本額)÷50,000+691
(34)	1億5, 000万円以上	2億円未満 23×(自己資本額)÷50,000+675
(35)	1億2, 000万円以上	1億5, 000万円未満 16×(自己資本額)÷30,000+664
(36)	1億円以上	1億2, 000万円未満 13×(自己資本額)÷20,000+650
(37)	8, 000万円以上	1億円未満 16×(自己資本額)÷20,000+635
(38)	6, 000万円以上	8, 000万円未満 19×(自己資本額)÷20,000+623
(39)	5, 000万円以上	6, 000万円未満 11×(自己資本額)÷10,000+614
(40)	4, 000万円以上	5, 000万円未満 14×(自己資本額)÷10,000+599
(41)	3, 000万円以上	4, 000万円未満 16×(自己資本額)÷10,000+591
(42)	2, 500万円以上	3, 000万円未満 10×(自己資本額)÷5,000+579
(43)	2, 000万円以上	2, 500万円未満 12×(自己資本額)÷5,000+569
(44)	1, 500万円以上	2, 000万円未満 14×(自己資本額)÷5,000+561
(45)	1, 200万円以上	1, 500万円未満 11×(自己資本額)÷3,000+548
(46)	1, 000万円以上	1, 200万円未満 8×(自己資本額)÷2,000+544
(47)	1, 000万円未満	223×(自己資本額)÷10,000+361

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2. -(2) X22(利益額)

■自己資本額及び平均利益額に係る評点

(2)平均利益額(X22)

▼平均利益額の点数(X22)は、利払前税引前償却前利益(営業利益＋減価償却実施額)の2年平均の額を以下のテーブル表に当てはめて求める。
▼ただし、利払前税引前償却前利益の平均の額が0円に満たない場合は、0円とみなす。

区分	平均利益額	点 数
(1)	300億円以上	24/7
(2)	250億円以上	134 × (平均利益額) ÷ 5,000,000 + 1,643
(3)	200億円以上	151 × (平均利益額) ÷ 5,000,000 + 1,558
(4)	150億円以上	175 × (平均利益額) ÷ 5,000,000 + 1,462
(5)	120億円以上	123 × (平均利益額) ÷ 3,000,000 + 1,372
(6)	100億円以上	93 × (平均利益額) ÷ 2,000,000 + 1,306
(7)	80億円以上	100億円未満 120億円未満 100億円未満 104 × (平均利益額) ÷ 2,000,000 + 1,251
(8)	60億円以上	80億円未満 122 × (平均利益額) ÷ 2,000,000 + 1,179
(9)	50億円以上	60億円未満 70 × (平均利益額) ÷ 1,000,000 + 1,125
(10)	40億円以上	50億円未満 79 × (平均利益額) ÷ 1,000,000 + 1,080
(11)	30億円以上	40億円未満 92 × (平均利益額) ÷ 1,000,000 + 1,028
(12)	25億円以上	30億円未満 54 × (平均利益額) ÷ 500,000 + 980
(13)	20億円以上	25億円未満 60 × (平均利益額) ÷ 500,000 + 950
(14)	15億円以上	20億円未満 70 × (平均利益額) ÷ 500,000 + 910
(15)	12億円以上	15億円未満 48 × (平均利益額) ÷ 300,000 + 880
(16)	10億円以上	12億円未満 37 × (平均利益額) ÷ 200,000 + 850
(17)	8億円以上	10億円未満 42 × (平均利益額) ÷ 200,000 + 825
(18)	6億円以上	8億円未満 48 × (平均利益額) ÷ 200,000 + 801
(19)	5億円以上	6億円未満 28 × (平均利益額) ÷ 100,000 + 777
(20)	4億円以上	5億円未満 32 × (平均利益額) ÷ 100,000 + 757
(21)	3億円以上	4億円未満 37 × (平均利益額) ÷ 100,000 + 737
(22)	2億5,000万円以上	3億円未満 21 × (平均利益額) ÷ 50,000 + 722
(23)	2億円以上	2億5,000万円未満 24 × (平均利益額) ÷ 50,000 + 707
(24)	1億5,000万円以上	2億円未満 27 × (平均利益額) ÷ 50,000 + 695
(25)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満 20 × (平均利益額) ÷ 30,000 + 676
(26)	1億円以上	1億2,000万円未満 15 × (平均利益額) ÷ 20,000 + 666
(27)	8,000万円以上	1億円未満 16 × (平均利益額) ÷ 20,000 + 661
(28)	6,000万円以上	8,000万円未満 19 × (平均利益額) ÷ 20,000 + 649
(29)	5,000万円以上	6,000万円未満 12 × (平均利益額) ÷ 10,000 + 634
(30)	4,000万円以上	5,000万円未満 12 × (平均利益額) ÷ 10,000 + 634
(31)	3,000万円以上	4,000万円未満 15 × (平均利益額) ÷ 10,000 + 622
(32)	2,500万円以上	3,000万円未満 8 × (平均利益額) ÷ 5,000 + 619
(33)	2,000万円以上	2,500万円未満 10 × (平均利益額) ÷ 5,000 + 609
(34)	1,500万円以上	2,000万円未満 11 × (平均利益額) ÷ 5,000 + 605
(35)	1,200万円以上	1,500万円未満 7 × (平均利益額) ÷ 3,000 + 603
(36)	1,000万円以上	1,200万円未満 6 × (平均利益額) ÷ 2,000 + 595
(37)	1,000万円未満	78 × (平均利益額) ÷ 10,000 + 547

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

3. Y(経営状況分析)

■経営状況の評点

▼Yの評点は、以下の経営状況分析の8指標の数値をもとに『経営状況点数(A)』の算式によって算出した点数を『経営状況の評点(Y)』の算式に当てはめて求める。

経営状況分析の8指標

属性	記号	経営状況分析の指標 [()内はY評点への寄与度]	算 出 式	上限値	下限値
負債 抵抗力	X1	純 支 払 利 息 比 率 (29.9%)	(支払利息－受取利息配当金)／売上高×100	5.1 %	－0.3 %
	X2	負 債 回 転 期 間 (11.4%)	(流動負債＋固定負債)／(売上高÷12)	18.0 ヵ月	0.9 ヵ月
	X3	総資本売上総利益率 (21.4%)	売上総利益／※総資本(2期平均)×100	63.6 %	6.5 %
収益性 ・効率性	X4	売 上 高 経 常 利 益 率 (5.7%)	経常利益／売上高×100	5.1 %	－8.5 %
財務 健全性	X5	自己資本対固定資産比率 (6.9%)	自己資本／固定資産×100	350.0 %	－76.5 %
	X6	自 己 資 本 比 率 (14.6%)	自己資本／総資本×100	68.5 %	－68.6 %
絶対的 力量	X7	営業キャッシュ・フロー (5.7%)	営業キャッシュ・フロー÷1億※(2年平均)	15.0 億円	－10.0 億円
	X8	利益剰余金 (4.4%)	利益剰余金／1億	100.0 億円	－3.0 億円

注) ・X1及びX2については、数値が小さいほど評点に対してプラスの影響を及ぼす指標。
・X3については、総資本を2期平均とし、さらにその平均の額が3000万円未満の場合は3000万円とみなして計算する。また、個人の場合は、売上総利益を完成工事総利益と読み替える。
・X4については、個人の場合は、経常利益を事業主利益と読み替える。
・X7については、営業キャッシュ・フローの額を1億で除した数値の2年平均とする。
【営業キャッシュ・フローの計算】
営業キャッシュ・フロー ＝ 経常利益＋減価償却実施額－法人税、住民税及び事業税 ± 引当金(貸倒引当金)増減額 ± 売却債権(受取手形＋完成工事未収入金)増減額 ± 仕入債務(支払手形＋工事未払金)増減額 ± 棚卸資産(未成工事支出金＋材料貯蔵品)増減額 ± 受入金(未成工事受入金)増減額
・X8については、個人の場合は、利益剰余金を純資産合計と読み替える。
・X1～X8の数値について、小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

経営状況点数(A)=
−0.4650×X1 −0.0508×X2 +0.0264×X3 +0.0277×X4
+0.0011×X5 +0.0089×X6 +0.0818×X7 +0.0172×X8 +0.1906

※小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

経営状況の評点(Y) = 167.3×A+583 (最高点1595点, 最低点0点)
※小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。

4. Z(技術職員数及び元請完成工事高)

■許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の評点

▼Zの評点は、技術職員の数の点数(Z1)に5分の4を乗じたものと元請完成工事高の点数(Z2)に5分の1を乗じたものの合計(小数点以下切り捨て)として求める。

計算式:

Z評点 = { 技術職員の数の点数(Z1) × 0.8 } + { 元請完成工事高の点数(Z2) × 0.2 }

(注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

4. -(1) Z1(技術職員数)

■許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の評点

(1)技術職員の数(Z1)

▼技術職員の数の点数(Z1)は、許可を受けた建設業の種類毎に次の算式により「技術職員数」を算出し、当該数値を以下のテーブル表に当てはめて求める。

技術職員数値 = 1級監理受講者数 × 6 + 1級技術者数 × 5 + 監理技術者補佐数 × 4 + 1級監理受講者数 × 3 + 2級技術者数 × 2 + その他技術者数 × 1

※1級監理受講者とは、1級技術者であって、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けているもの(ただし、直前5年以内に講習を受講したものに限る)。

※Z1の点数計算は、1級監理受講者数でカウントしたものについて、1級技術者数には重複カウントしない

※基幹技能者は、登録基幹技能者講習を修了したもの。

▼ただし、1人の職員につき技術職員として申請できるのは、2業種まで。

区分	技術職員数値	点 数
(1)	15,500以上	2335
(2)	11,930以上	62 × (技術職員数値) ÷ 3,570 + 2,065
(3)	9,180以上	63 × (技術職員数値) ÷ 2,750 + 1,998
(4)	7,060以上	62 × (技術職員数値) ÷ 2,120 + 1,939
(5)	5,430以上	7,060未満 62 × (技術職員数値) ÷ 1,630 + 1,876
(6)	4,180以上	5,430未満 63 × (技術職員数値) ÷ 1,250 + 1,808
(7)	3,210以上	4,180未満 63 × (技術職員数値) ÷ 970 + 1,747
(8)	2,470以上	3,210未満 62 × (技術職員数値) ÷ 740 + 1,686
(9)	1,900以上	2,470未満 62 × (技術職員数値) ÷ 570 + 1,624
(10)	1,460以上	1,900未満 63 × (技術職員数値) ÷ 440 + 1,558
(11)	1,130以上	1,460未満 63 × (技術職員数値) ÷ 330 + 1,488
(12)	870以上	1,130未満 62 × (技術職員数値) ÷ 260 + 1,434
(13)	670以上	870未満 63 × (技術職員数値) ÷ 200 + 1,367
(14)	510以上	670未満 62 × (技術職員数値) ÷ 160 + 1,318
(15)	390以上	510未満 63 × (技術職員数値) ÷ 120 + 1,247
(16)	300以上	390未満 62 × (技術職員数値) ÷ 90 + 1,183
(17)	230以上	300未満 63 × (技術職員数値) ÷ 70 + 1,119
(18)	180以上	230未満 62 × (技術職員数値) ÷ 50 + 1,040
(19)	140以上	180未満 62 × (技術職員数値) ÷ 40 + 984
(20)	110以上	140未満 63 × (技術職員数値) ÷ 30 + 907
(21)	85以上	110未満 63 × (技術職員数値) ÷ 25 + 860
(22)	65以上	85未満 62 × (技術職員数値) ÷ 20 + 810
(23)	50以上	65未満 62 × (技術職員数値) ÷ 15 + 742
(24)	40以上	50未満 63 × (技術職員数値) ÷ 10 + 633
(25)	30以上	40未満 63 × (技術職員数値) ÷ 10 + 633
(26)	20以上	30未満 62 × (技術職員数値) ÷ 10 + 636
(27)	15以上	20未満 63 × (技術職員数値) ÷ 5 + 508
(28)	10以上	15未満 62 × (技術職員数値) ÷ 5 + 511
(29)	5以上	10未満 63 × (技術職員数値) ÷ 5 + 509
(30)	5未満	62 × (技術職員数値) ÷ 5 + 510

(注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

4. -(2) Z2(元請完成工事高)

■許可を受けた建設業の種類の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類の年間平均元請完成工事高の評点

(2)元請完成工事高(Z2)

▼元請完成工事高の点数(Z2)は、許可を受けた建設業の種類毎の直前2年又は直前3年の年間平均元請完成工事高を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、直前2年平均又は直前3年平均の選択については、X+1(完成工事高)の方法と同一でなければならぬ。

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高	点 数
(1)	1, 000億円以上	2865
(2)	800億円以上	$119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$
(3)	600億円以上	$145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$
(4)	500億円以上	$87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$
(5)	400億円以上	$104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$
(6)	300億円以上	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$
(7)	250億円以上	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$
(8)	200億円以上	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$
(9)	150億円以上	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$
(10)	120億円以上	$81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$
(11)	100億円以上	$63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$
(12)	80億円以上	$75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$
(13)	60億円以上	$92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$
(14)	50億円以上	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$
(15)	40億円以上	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$
(16)	30億円以上	$79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$
(17)	25億円以上	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$
(18)	20億円以上	$25 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$
(19)	15億円以上	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$
(20)	12億円以上	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$
(21)	10億円以上	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$
(22)	8億円以上	$47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$
(23)	6億円以上	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$
(24)	5億円以上	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$
(25)	4億円以上	$40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$
(26)	3億円以上	$51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$
(27)	2億5, 000万円以上	$30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$
(28)	2億円以上	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$
(29)	1億5, 000万円以上	$45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$
(30)	1億2, 000万円以上	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$
(31)	1億円以上	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$
(32)	8, 000万円以上	$29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$
(33)	6, 000万円以上	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$
(34)	5, 000万円以上	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$
(35)	4, 000万円以上	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$
(36)	3, 000万円以上	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 594$
(37)	2, 500万円以上	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$
(38)	2, 000万円以上	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$
(39)	1, 500万円以上	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$
(40)	1, 200万円以上	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 522$
(41)	1, 000万円以上	$16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 502$
(42)	1, 000万円未満	$341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 241$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

5. W(その他社会性等)

■その他の審査項目(社会性等)の評点

後述のW₁～W₆で算出した点数を用い、以下の計算式からWを求める。

$$W=(W_1+W_2+W_3+W_4+W_5+W_6+W_7+W_8) \times 10 \div 190/200$$

※審査基準日が令和5年8月14日以降である申請の場合の計算式は、以下の計算式からWを求める。

$$W=(W_1+W_2+W_3+W_4+W_5+W_6+W_7+W_8) \times 10 \div 175/200$$

5. - (1) W (その他社会性等)

■その他の審査項目(社会性等)の評点

(1)建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況(W1)

- ① 建設業退職金共済制度への加入
② 退職一時金制度若しくは企業年金制度の導入
③ 法定外労働災害補償制度への加入
④ 雇用保険未加入(適用除外を除く)
⑤ 健康保険未加入(適用除外を除く)
⑥ 厚生年金保険未加入(適用除外を除く)
- ①～③の中で該当する項目の数...Y₁
④～⑥の中で該当する項目の数...Y₂
Y₁ × 15 - Y₂ × 40

⑦ 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況 + 新規若年技術職員の育成及び確保の状況

区分	若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況	点数
(1)	該当(15%以上)	1
(2)	非該当(15%未満)	0

区分	新規若年技術職員の育成及び確保の状況	点数
(1)	該当(1%以上)	1
(2)	非該当(1%未満)	0

⑧ 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

◆技術者に関する評価(W101)

技術者に関する評価(W101)は次の算式により算出する。

(技術者数 ÷ (技術者数 + 技能者数)) × CPD単位取得点数

●CPD単位取得点数

CPD取得点数は、次の算式により算出された数値を、以下のテーブル表に当てはめて求める。

CPD単位取得数 ÷ 技術者数

区分	CPD単位取得数÷技術者数	CPD単位取得点数
(1)	30以上	10
(2)	27以上～30未満	9
(3)	24以上～27未満	8
(4)	21以上～24未満	7
(5)	18以上～21未満	6
(6)	15以上～18未満	5
(7)	12以上～15未満	4
(8)	9以上～12未満	3
(9)	6以上～9未満	2
(10)	3以上～6未満	1
(11)	3未満	0

●CPD単位取得数

CPD単位取得数は、建設業者に所属する技術者が取得したCPD単位の合計数とし、各技術者のCPD単位は、以下の算式で算出される数値とする。

審査対象年にCPD認定団体によって取得を認定された単位数 ÷ CPD認定団体数値 × 30

※1各技術者のCPD単位の上限は30まで

※2小数点以下切り捨て

区分	CPD認定団体	CPD認定団体数値	区分	CPD認定団体	CPD認定団体数値
(1)	(公社) 空気調和・衛生工学会	50	(15)	(公社) 日本建築士会連合会	12
(2)	(一財) 建設業振興基金	12	(16)	(公社) 日本造園学会	50
(3)	(一社) 建設コンサルタンツ協会	50	(17)	(公社) 日本都市計画学会	50
(4)	(一社) 交通工学研究会	50	(18)	(公社) 農業農村工学会	50
(5)	(公社) 地盤工学会	50	(19)	(一社) 日本建築士事務所協会連合会	12
(6)	(公社) 森林・自然環境技術教育研究センター	20	(20)	(公社) 日本建築家協会	12
(7)	(公社) 全国上下水道コンサルタント協会	50	(21)	(一社) 日本建設業連合会	12
(8)	(一社) 全国測量設計業協会連合会	20	(22)	(一社) 日本建築学会	12
(9)	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20	(23)	(一社) 建築設備技術者協会	12
(10)	(一社) 全日本建設技術協会	25	(24)	(一社) 電気設備学会	12
(11)	土質・地質技術者生涯学習協議会	50	(25)	(一社) 日本設備設計事務所協会連合会	12
(12)	(公社) 土木学会	50	(26)	(公財) 建築技術教育普及センター	12
(13)	(一社) 日本環境アセスメント協会	50	(27)	(一社) 日本建築構造技術者協会	12
(14)	(公社) 日本技術士会	50			

◆技能者に関する評価(W102)

技能者に関する評価(W102)は、次の算式により算出する。

(技能者数 ÷ (技術者数 + 技能者数)) × 技能レベル向上者点数

●技能レベル向上者点数

技能レベル向上者点数は、次の算式により算出された数値を、以下のテーブル表に当てはめて求める

技能レベル向上者数 ÷ (技能者数 - 控除対象者数)

※1技能レベル向上者数: 認定能力取得基準により受けた評価が審査基準日より前3年間に1以上向上した者の数

※2控除対象者数: 審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者の数

※3技能者数-控除対象者数が0の場合、技能レベル向上者点数は0とする

区分	技能レベル向上者数 ÷ (技能者数 - 控除対象者数)	技能レベル向上者点数
(1)	15.0%以上	10
(2)	13.5%以上～15.0%未満	9
(3)	12.0%以上～13.5%未満	8
(4)	10.5%以上～12.0%未満	7
(5)	9.0%以上～10.5%未満	6
(6)	7.5%以上～9.0%未満	5
(7)	6.0%以上～7.5%未満	4
(8)	4.5%以上～6.0%未満	3
(9)	3.0%以上～4.5%未満	2
(10)	1.5%以上～3.0%未満	1
(11)	1.5%未満	0

評点については、「技術者に関する評価(W101) + 技能者に関する評価(W102)」
 によって算出される数値を以下のテーブル表に当てはめて求める

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	評点
10	10
9以上 10未満	9
8以上 9未満	8
7以上 8未満	7
6以上 7未満	6
5以上 6未満	5
4以上 5未満	4
3以上 4未満	3
2以上 3未満	2
1以上 2未満	1
1未満	0

⑨ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況

区分	取組の状況	点数
(1)	ブラチナえるぼし認定を取得	5
	ブラチナくるみん認定を取得	
(2)	(1)に非該当かつえるぼし認定(3段階目)を取得	4
	(1)に非該当かつユースエール認定を取得	
(3)	(1)又は(2)に非該当かつえるぼし認定(2段階目)を取得	3
	(1)又は(2)に非該当かつくるみん認定を取得	
	(1)又は(2)に非該当かつトライくるみん認定を取得	
(4)	(1)、(2)又は(3)に非該当かつえるぼし認定(1段階目)を取得	2
(5)	無	0

⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況
 建設キャリアアップシステム上で直接入力以外の方法により就業履歴を蓄積
 できる体制(建設現場でのカードリーダー設置等)の整備状況を評価。

区分	実施状況	点数
(1)	全ての建設工事で実施	15
(2)	全ての公共工事で実施	10
(3)	無	0

5. -(2) W(その他社会性等)

■その他の審査項目(社会性等)の評点

(2)建設業の営業年数(W2)

◆建設業の営業年数(W21)

平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続き開始の決定または更生手
 続き開始の決定を受け、かつ、更生手続き終結の決定または更生手続終結の
 決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定または更生手続終結の
 決定を受けた時より起算するものとする。

区分	営業年数	点数	区分	営業年数	点数
(1)	35年以上	60	(17)	19年	28
(2)	34年	58	(18)	18年	26
(3)	33年	56	(19)	17年	24
(4)	32年	54	(20)	16年	22
(5)	31年	52	(21)	15年	20
(6)	30年	50	(22)	14年	18
(7)	29年	48	(23)	13年	16
(8)	28年	46	(24)	12年	14
(9)	27年	44	(25)	11年	12
(10)	26年	42	(26)	10年	10
(11)	25年	40	(27)	9年	8
(12)	24年	38	(28)	8年	6
(13)	23年	36	(29)	7年	4
(14)	22年	34	(30)	6年	2
(15)	21年	32	(31)	5年以下	0
(16)	20年	30			

◆民事再生法又は会社更生法の適用の有無(W22)

平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続き開始の決定または更生手続開
 始の決定を受け、かつ審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結
 を受けていない場合に、民事再生法又は会社更生法の適用有りとして減点して審査
 するものとする。

区分	民事再生法または会社更生法の適用の有無	点数
(1)	有	-60
(2)	無	0

5. - (3) W (その他社会性等)
■その他の審査項目 (社会性等) の評価

(3) 防災協定締結の有無 (W3)
▼防災協定締結の有無の点数 (W3) は、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で災害時の防災活動等について定めた防災協定を締結している場合に20点として求める。

区分	防災協定締結の有無	点 数
(1)	有	20
(2)	無	0

5. - (4) W (その他社会性等)
■その他の審査項目 (社会性等) の評価

(4) 法令遵守の状況 (W4)
▼法令遵守の状況の点数 (W4) は、審査対象年に建設業法第28条の規定により指示され、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがある場合に、以下のテーブル表に基づき求める。

区分	法令遵守の状況	点 数
(1)	無	0
(2)	指示をされた場合	-15
(3)	営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	-30

5. - (5) W (その他社会性等)
■その他の審査項目 (社会性等) の評価

(5) 建設業の経理の状況 (W5)
▼建設業の経理の状況の点数 (W5) は、監査の受審状況 (W51) 及び公認会計士等数 (W52) の点数の合計として求める。

計算式: 建設業の経理状況 (W5) = 監査の受審状況の点数 (W51) + 公認会計士等数の点数 (W52)

◆監査の受審状況
監査の受審状況の点数 (W51) は、以下の区分のいずれかの場合に加点する。

区分	監査の受審状況	点 数
(1)	会計監査人の設置	20
(2)	会計参加の設置	10
(3)	経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
(4)	無	0

◆公認会計士等数
公認会計士等数の点数 (W52) は、次の算式により「公認会計士等数値」を算出し、以下のテーブル表に当てはめて求める。

公認会計士等数値
= 公認会計士等の数 (登録経理試験1級合格者含む) × 1 + 登録経理試験2級合格者の数 × 0.4

項目	公認会計士等数値					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
年間平均完成工事高	10	8	6	4	2	0
600億円以上	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満
150億円以上 600億円未満	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
40億円以上 150億円未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
10億円以上 40億円未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
1億円以上 10億円未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満			0
1億円未満	0.4以上	—	—	—	—	0

5. -(6) W(その他社会性等)

■その他の審査項目(社会性等)の得点

(6)研究開発の状況(W6)

▼研究開発の状況の点数(W6)は、研究開発費の額の平均の額を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正

区分	平均研究開発費の額	点数	区分	平均研究開発費の額	点数
(1)	100億円以上	25	(14)	11億円以上 12億円未満	12
(2)	75億円以上 100億円未満	24	(15)	10億円以上 11億円未満	11
(3)	50億円以上 75億円未満	23	(16)	9億円以上 10億円未満	10
(4)	30億円以上 50億円未満	22	(17)	8億円以上 9億円未満	9
(5)	20億円以上 30億円未満	21	(18)	7億円以上 8億円未満	8
(6)	19億円以上 20億円未満	20	(19)	6億円以上 7億円未満	7
(7)	18億円以上 19億円未満	19	(20)	5億円以上 6億円未満	6
(8)	17億円以上 18億円未満	18	(21)	4億円以上 5億円未満	5
(9)	16億円以上 17億円未満	17	(22)	3億円以上 4億円未満	4
(10)	15億円以上 16億円未満	16	(23)	2億円以上 3億円未満	3
(11)	14億円以上 15億円未満	15	(24)	1億円以上 2億円未満	2
(12)	13億円以上 14億円未満	14	(25)	5,000万円以上 1億円未満	1
(13)	12億円以上 13億円未満	13	(26)	5,000万円未満	0

5. -(7) W(その他社会性等)

■その他の審査項目(社会性等)の得点

(7)建設機械の所有及びリース台数(W7)

区分	建設機械の所有及びリース台数	点数	区分	建設機械の所有及びリース台数	点数
(1)	15台以上	15	(9)	7台	11
(2)	14台	15	(10)	6台	10
(3)	13台	14	(11)	5台	9
(4)	12台	14	(12)	4台	8
(5)	11台	13	(13)	3台	7
(6)	10台	13	(14)	2台	6
(7)	9台	12	(15)	1台	5
(8)	8台	12	(16)	0台	0

※評価対象は、一定の基準を満たす、大型ダンプ車、移動式クレーン、高所作業車、建設機械抵当法第2条に規定する「建設機械のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクタ・ジョーベル、モーターグレーダー又は締固め用機械、解体用機械。

5. -(8) W(その他社会性等)

■その他の審査項目(社会性等)の得点

(8)国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録状況(W8)

区分	国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	点数
(1)	エコアクション21の認証並びにISO9001及びISO14001の登録	10
(2)	ISO9001及びISO14001号の登録	10
(3)	エコアクション21の認証及びISO9001号の登録	8
(4)	エコアクション21の認証及びISO14001号の登録	5
(5)	ISO9001号の登録	5
(6)	ISO14001号の登録	5
(7)	エコアクション21の認証	3
(8)	無	0

